

世界子供白書 2003

**THE STATE OF THE
WORLD'S CHILDREN 2003**

謝辞

本白書は、以下の国々のユニセフ現地事務所およびユニセフ国内委員会を含む多くの人々および機関・組織の助力を得て作成されたものである（英語名のアルファベット順）：アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベルギー、ベニン、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルンジ、カメルーン、カリブ海地域事務所、中央アフリカ、中央アジア諸国及びカザフスタン、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ民主共和国、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エチオピア、ガボン、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、レソト、マダガスカル、马拉ウイ、モルディブ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ、パキスタン、ペルー、フィリピン、モルドバ、ロシア、サントメプリンシペ、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スリランカ、スーダン、シリア、タイ、旧ユーゴスラビア・マケドニア、東ティモール、トルコ、ウクライナ、タンザニア、ウルグアイ、ベネズエラ、ユーゴスラビア、ザンビア、ジンバブエ。各ユニセフ地域事務所、イノチエンティ研究センターおよびユニセフ駐日事務所からも意見が寄せられた。

子どもたちが撮影した写真は、ドイツ技術協力庁（GTZ）（www.imagine.gtz.de）、'Through the Eyes of Children' / The Rwanda Project（子どもたちの目を通して／ルワンダ・プロジェクト）、セーブ・ザ・チルドレン英国、カサ・グランデ財団、ケメティック研究所、フォトボイス（www.photovoice.org）の提供によるものである。子どもたちの絵は、アーティストのイク・ジュン・カンによる展示会「仰天した世界」と、オマーンおよび東ティモールの各ユニセフ現地事務所から提供された。

世界子供白書 2003

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2003

ユニセフ(国連児童基金)事務局長
キャロル・ベラミー

子どもたちの写真と絵とともに

目 次

まえがき コフィ・A・アン国連事務総長

章 1 2 3 4

子どもたちの声が聴か
れなければならない なぜ、いま参加なのか 参加する人生 積極的な学習

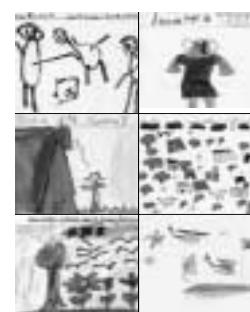
1ページ



9ページ



19ページ



27ページ



パネル

1. 子どもたちが見たもの、見せてくれるもの	6
2. 子ども参加：神話と現実	16
3. 子どもの参加の「権利」	24
4. 女の子は大きく勝つ！	32
5. 国づくり	40
6. 子どもたちにきいてみた	50
7. 子どもとメディア	58
8. 私たちは世界の子どもです	66

本文中の図表

1. 子ども参加	3
2. 民主化の度合いを高める世界	10
3. G 7 諸国における投票率の低下	12

注

.....	70
-------	----

5

6

7

8

9

参加と保護の先頭に
立つ子ども

35ページ



子どもたちの声に耳
を傾ける

43ページ



参加の空間

53ページ



国連子ども特別総会
にて

61ページ



前進

69ページ



マップ

.....	73
1. 子どもたちはどう考えているか	74
2. 子どもたちは何を望んでいるか（保健、教育、健全な環境）	76
3. 子どもたちは何を望んでいるか（保護）	78
マップに関する一般的留意事項	80

表

.....	81
1. 基本統計	84
2. 栄養指標	88
3. 保健指標	92
4. 教育指標	96
5. 人口統計指標	100
6. 経済指標	104
7. 女性指標	108
8. HIV／エイズとマラリア	112
9. 前進の速度	116

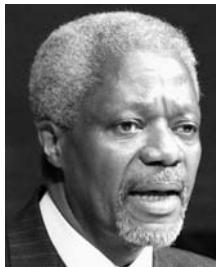
用語解説

.....	120
-------	-----

「子どもたちは、
自分たちのアイディア、希望、
夢を携えてきてくれた」

コフィ・A・アナン

まえがき



今年の『世界子供白書』の焦点に選ばれたテーマ——子ども参加——は、おとなたちに対し、子どもや若者に影響を及ぼす決定を行うときには彼らの意見を引き出し、検討する義務があることを思い出してもらうためのものである。

今回の白書のテーマは、2002年5月に開かれた歴史的な「国連子ども特別総会」の精神そのものにほかならない。子どもの問題について話し合うためだけに国連総会が開かれたのは、これが初めてであった。そして、政府や非政府組織の代表団の正式メンバーにたくさんの子どもたちが含まれていたのも、これが初めてであった。

子どもたちの存在は国際連合の雰囲気を一変させた。子どもたちは、いつもなら慎重で外交的な私たちの議論に、情熱を、疑問を、恐れを、挑戦を、熱意を、そして楽観主義を持ちこんだ。子どもたちは、自分たちのアイディア、希望、夢を携えてくれた。子どもの権利条約の価値に生命を吹きこんでくれた。そして、子どもたちだけが知り得ることを教えてくれた。21世紀に子どもであるということはどういうことなのか——HIV／エイズが破滅的な割合で増え続けている時代に、かつてないほどの富が極端な貧困と共に存している時代に、子どもの権利が、ほぼ全世界で承認されていながら世界中で組織的・日常的に侵害されている時代に、子どもとして経験していることを教えてくれたのである。

各国政府は、特別総会の成果文書で、子どものために、そして子どもとともに世界を変えていくことへの——21世紀に子どもにふさわしい世界を築き上げていくことへの決意を宣言した。そのことを達成するためには、子どもと若者の声にしっかり耳を傾けるという約束を各国政府が履行すること、よりよい未来を築くための行動に子どもたちが全面的に参加できるようにすることが、どうしても欠かせない。

The signature of Kofi A. Annan, written in black ink. It is a cursive script that reads "Kofi A. Annan".

コフィ・A・アナン
国連事務総長



子どもたちの声が 聴かれなければならない

「おとなたちは勘違いしています。子どもはいつになつたら、積極的な貢献と参加ができるだけの力が身についたと見なされるのでしょうか。参加の機会を与えてもらわなければ、子どもは力を身につけることができません。早い段階でチャンスをくれて、私たちがどんなふうに羽ばたくのか見てください」

カイルル・アズリ、17歳（国連子ども特別総会マレーシア政府代表団メンバー）

中国のミンギュ・リアオ（10歳）は、2002年9月にヨハネスブルグ（南アフリカ）で開かれた「持続可能な開発に関する世界サミット」で演説した。彼女は、その3ヵ月前に80を超える国々から400人以上の子どもたちが参加して開かれた、国連環境計画の国際子ども会議で選ばれた3人の代表のひとりである。「みんな、言いたいことが山ほどありました」と、彼女は報告した。「けれども、代表の子どもたち全員がいちばん気にしていたのは、指導者のほとんどが話を聴いてくれないということでした」

ミンギュ・リアオのほかに、演壇には4人の子どもたちが立っていた。カナダのジャスティン・フリーゼン、エクアドルのアナリス・ベルガーラ、そしてホスト国である南アフリカのジュリアス・ヌドロベーナとティイセラーニ・マンガニである。子どもたちはこう突きつけた。

「広々とした空間のなかで、この2人の男の子たちの目には何が映っているのだろうか。彼らが表明したいと思っていることを、私たちはどうやって理解できるのだろうか。ひょっとしたらそれは、よりよい未来になってほしいという熱い思いなのかもしれない」（ヌグイエン・チャウ・トュイ・トラン）

「私たちは無理なことは言っていません！ みなさんは、このサミットは行動を起こすためのものだと言いました！ 拍手や、『よくできた』とか『すばらしいスピーチだった』という言葉だけならいいりません。私たちが必要なのは**行動**なんです」

この若き活動家たちが、冷や水を浴びせられることはなかった。彼らは、国連子ども特別総会（2002年5月）で活躍した他の子どもたちと同じように、未来へのビジョンと情熱で代表団たちの心を動かしたのである。「子どもたちのことを考えてください」と、彼らは訴えた。「子どもたちのために、どんな世界を望むのですか？」

この子どもたちは最終的に、サミットの最終宣言をめぐっておとなが交渉するといういつもの手続では不可能だった成果を獲得した。世界の指導者たちは、おたがいに対してだけではなく**子どもたちに対**

しても責任を負っていることを認め、世界を貧困、環境悪化、持続不可能な開発パターンから解放すると誓ったのである¹⁾。

インド南部の農村では、NGOである「ミラダ」が、社会正義に関わる2つの問題をめぐって子どもたちのコミュニティ・グループを組織した。ひとつは、親の債務を肩代わりするために子どもが無理やり働かされ、有害なことの多い労働条件のなかで長期間耐え忍ばなければならないという、債務労働の問題である。もうひとつは、11歳という幼い少女が無理やり結婚させられ、子どもの最善の利益を損なうような妻としての役割を強いられる、児童婚の問題である。

さまざまなコミュニティで結成されたいくつかの子どもクラブは、協力しあい、親、その他のおとなとの地域住民、地元公的機関と互いを尊重し合った対話を開始した。対話の目標は2つである。何人かの地主や工場経営者を説得して、子どもを奴隸状態から解放させること。そして、結婚させられようとしている少女たちの親を説得して、幼い娘を嫁にやるという決断を考え直してもらうこと。どちらの目標もうまくいった。

これに加えて、ミラダ・プロジェクトでは教育問題をめぐる「支えあいのコミュニティ」も創り出した。コミュニティの指導者や地元公的機関、親や高齢者、若者や子どもたちが協力しあい、子どもたちや、学校に行っていない子どもの親に働きかけることによって、生徒の常習的欠席や中途退学の問題に目を配っていこうというものである。

学校議会でも、子どもたちは学校やコミュニティ内外の問題にとりくんでいる。生徒たちは「野党」も選出しており、その責任は、執行部の生徒の計画、決意表明、約束、行動を監視することである。リーダーとしての立場を実地に経験することにより、子どもたちは、自分を選んでくれた人々に対して説明責任・応答責任を負っていること、選挙で選ばれた立場に立つには決意が必要であり、約束と責任を果

たさなければならぬことを、学んでいった²⁾。

以上は、さまざまな状況やさまざまな文化から集められた多くの実例の中から、2つの例を紹介したにすぎない。これらの実例は、子どもや若者が貢献の機会を与えられれば、他の方法では達成できなかったかもしれない変化をもたらすことができるということを示しているのである。

おとの力を伸ばしていく

世代によって、立ち向かわなければならない課題は変わっていく。子どもたちに、そして子どもたちの意見に耳を傾けることは、私たちの世代が直面している課題のひとつである。今年の『世界子供白書』は、こうした点に関するおとの責任に焦点を当てている。すなわち、子どもたちに意見を求め、それを真剣に考慮する責任と、子どもが世界に正統かつ意味のある形で参加する力を伸ばせるよう、その手助けをする責任である。

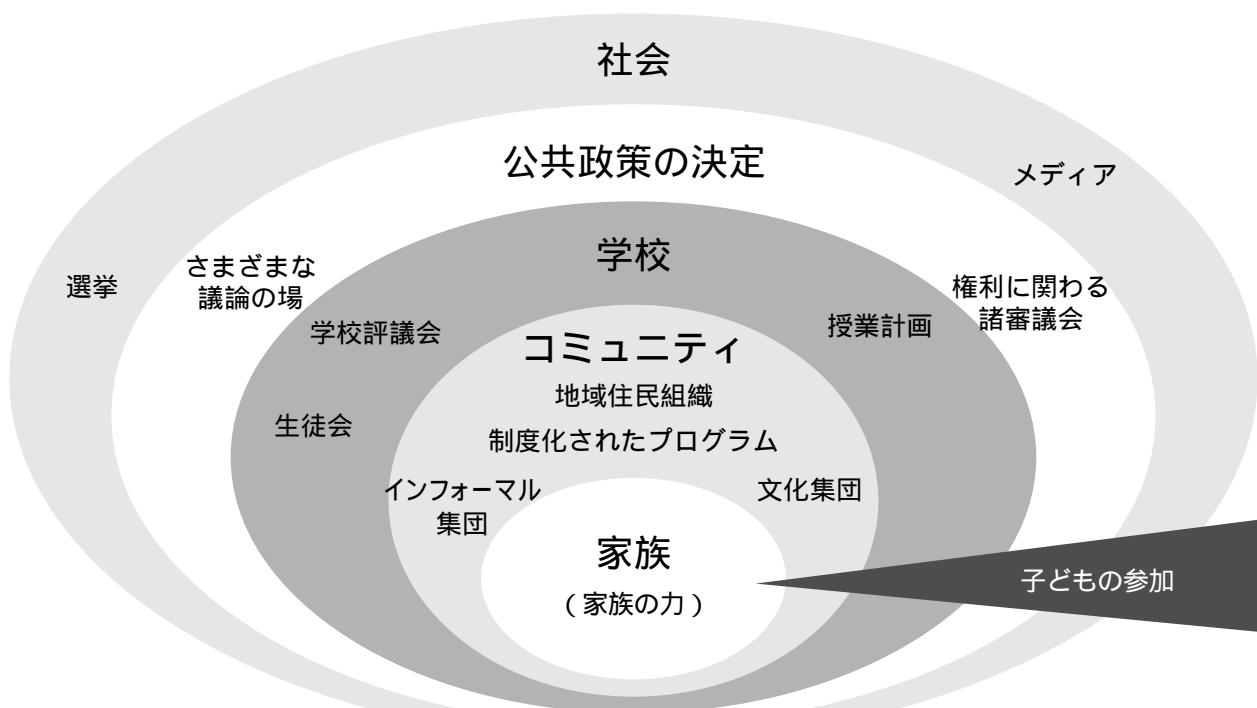
そのためには、おとな自身が新しい力を伸ばしていかなければならない。私たちは、子どもや若者の意見を効果的に引き出す方法、彼らの多様な声やさまざまな自己表現のしかたを認識する方法、そして彼らのメッセージを、それが言葉によるものであるかそうでないかを問わず、解釈する方法を学ばなければならない。私たちはさらに、子どもと若者の意見に耳が傾けられ、正当に考慮される機会と、時間と、安心できる空間を確保しなければならない。そして、子どもや若者のメッセージと意見に適切な形で応える能力を伸ばしていくなければならない。

今年の白書でユニセフが目指すのは以下のことである。

^{1b}若者が家庭、学校、コミュニティおよび国の中で生活に積極的に参加することの重要性、根拠、価値および実行可能性に対し、一般の人々の関心を促すこと。

図1 子ども参加

子どもが成長発達するにつれ、その参加の機会は私的な空間から公的な空間へ、影響力の地域的な行使から世界的な行使へと拡大していく。



サルバドル（ブラジル・バイア州）で開かれたユニセフ「グローバル・ライフスキル・ワークショップ」（2002年6月）で発表された、R・ニミ作成によるパワーポイントの図を修正。

1b 各国、市民社会組織および民間セクターに対し、子どもが自分たちに影響を与える諸決定に正統な形で関与することを促進するよう、奨励すること。

1b 子どもが自分たちに影響を与える事柄に貢献する機会を得たとき、子どもたち、家庭およびコミュニティの生活がどのように変わってきたかに関する実例を提示すること。

1b 「子どもにふさわしい世界」とミレニアム開発目標（MDG）の目標を達成するための、子どもと若者を巻きこんだ行動を促すこと。MDGに関する活動が進められていくなかで、子どもと若者の生活を向上させることは、必然的にあらゆる努力の核心に置かれることになろう。子どもと若者の参加は、すべての成功例の中心的要素となるはずである。

参加を定義する

参加は、幅広い定義と多義的な解釈に彩られた主題である（パネル2「子ども参加：神話と現実」16ページ参照）。実のところ、子どもたちは今までも生活の中で参加してきている。家庭で、学校で、仕事で、コミュニティで、戦争で、参加を実践しているのである。ときには自発的・英雄的に、ときには強制的・搾取的に。どんな文化でも、歴史を超えて語り継がれる英雄たちの中には子どもの姿があり、おとぎ話の中でも世界を変えた子どもたちについて語られている。

この間生じてきたのは、社会的に構築された子ども期という概念の、社会と価値観の変化に伴う変遷である。集団としての子どもたちは徐々に、権利を持った人間として、そして社会的行動主体として、

独自の地位を占めるようになっている。けれども、世界の圧倒的多数の子どもたちはいまだに社会の周縁に追いやられているのが現実なので、子ども参加を確保し、子どもを搾取から守るための構造的努力が必要である。

参加という言葉はしばしば次のように定義される。「ある人の生活や、ある人が暮らしているコミュニティの生活に影響を及ぼす決定を共有するプロセス。それは、民主主義を築いていくための手段であり、民主主義の度合いを測るための基準である」³⁾

参加は多面的現象として認識されており、幅広い範囲の活動を含みうる。活動の形態とスタイルは、子どもの年齢によって、以下のようにさまざまである。情報を求め、学びたいという欲求を（たとえ非常に幼い年齢であっても）表明し、意見を形成し、考え方を明らかにすること。さまざまな活動やプロセスに参加すること。意思決定の際に情報を提供され、意見を聞かれること。自分たち自身でさまざまなアイディア、プロセス、提案、プロジェクトを実行していくこと。状況を分析し、選択を行なうこと。他人を尊重し、自らも尊厳をもって取り扱われるようすること⁴⁾。

子どもと若者にとっての目標は、単にもっと参加できるようにすることではなく、意味のある参加のための機会を最大限に拡大するところにある。しかし注意しなければならないのは、子ども参加という考え方がどんなに魅力的に映っても、それは一般的に思われているように「ただで手に入るお徳用品」ではないということである。また、子ども参加を進めることで、どんなプロジェクトもより合理的になるというわけでもない。子ども参加には、直接的なコストも、他の道を選ぶことによって得られたはずの利点を失うというコストも、ともにかかってくるのである。

にも関わらず、参加を促進しないことが社会にもたらす中期的・長期的コストを考えると、やはり参加のスキルが学習・実践されなければならない。若

者たちが、自己表現も、交渉で違いを解決することも、建設的な対話に携わることも、自分自身、家庭、コミュニティおよび社会に対する責任を担うことも知らないままおとなになっていったとき、その世界はどうなるだろうか。

しかし、もっとも重要な点は、子ども参加が、子どもの権利条約を指針として行動するすべての人々の責任であり、義務であるということである。参加とは、条約の文脈では、自分たちに影響を及ぼす問題についての意見をまわりの人々に知らせるよう子どもたちを促し、それができるようにするということを意味する。

実践的場面では、参加とは、おとなが子どもたちに耳を傾けるということである。おとなは、複合的で多種多様なコミュニケーション手段を尽くしながら、子どもたちの自己表現の自由を確保し、また子どもに影響を及ぼす決定をするときに子どもたちの意見を考慮に入れなければならない。

子どもに影響を与える問題について、子どもと話し合わなければならぬという原則は、しばしば抵抗にあう。抵抗する人々は、そうなれば家庭や社会におけるおとのんの権威が損なわれてしまうと考えるのである。けれども子どもの意見に耳を傾けるというのは、単純に彼らの意見を支持することではない。むしろ、子どもたちを対話と交流に巻き込むことで、子どもたちは自分たちのまわりの世界に建設的なかたちで影響を及ぼす方法を学べるようになるのである。参加を通じて社会的なギブ・アンド・テイクを経験することで、子どもたちは、積極的、寛容かつ民主的な市民として成長していく、徐々に大きな責任を担っていくよう促されるのである。

正統な参加

子ども参加が、関わり方、とりくみ方、力の注ぎ方の面でさまざまな形態をとりうることにも注意が必要である。そして、すべての子ども参加が積極的で、社会に役立ち、目的意識があり、意味があり、

あるいは建設的であるというわけでもない。子ども参加は、たとえ善意のおとなによって構想されたときでも、本当の意味での参加ではなくくなってしまうことがあまりにも多い。子どもが操られたり、単なる飾りあるいは見せかけの参加者として扱われたりすれば、そうなってしまう（「参加のはしご」参照⁵⁾）。また子ども参加は、あまりにも容易に「おとな中心」のものになったり、気が進まない子どもに押しつけられたり、子どもの年齢や能力にふさわしくない方法で構想されたりしてしまうものである。最悪の現れ方をした場合、子ども参加そのものが抑圧、搾取、あるいは虐待になりうる。

正統かつ意味のある子ども参加は、こうした例とは対照的に、子ども・若者自身から、彼ら自身が望む条件で、彼ら自身の現実の中で、そして彼ら自身の展望、夢、希望、関心事を追求することを通じて、開始されなければならない。子どもたちが適切なかたちで、また自らの尊厳と自尊心を高めるような方法で参加できるようにするために、情報と、支援と、好ましい条件が必要である。

適当な空間が用意されれば、正統な参加は、人々——子どもたち——を他者との兼ね合いで、そして他者および世界との関係のなかで大切にすることに

つながっていく。

子どもが世界に効果的に参加できるかどうかは、以下のようないくつかの条件にかかっている。子どもの能力の発達がどの段階にあるか。親をはじめとするおとなが、子どもたちと対話し、子どもたちから学ぶことに対して開かれた姿勢を持っているかどうか。そして、そのような対話を可能にするだけの安全な空間が家庭に、コミュニティに、社会にあるかどうか。また、効果的な子ども参加ができるかどうかは具体的な社会文化的・経済的・政治的状況次第もある。

そして、正統かつ意味のある子ども参加のためにには、何よりもおとの考え方と振る舞い方を根本的に転換しなければならない。子どもたちと、子どもたちが持っている力を排除するのではなく、それを包みこむアプローチへ。おとなだけが世界のあり方を決めるのではなく、子どもたちが住みたいと願う世界を築きあげることに子どもたち自身が貢献する世界へ。そのような転換が必要なのである。

「子どもたちが何も変えられないと思っているなら、大間違いです。子どもたち以外に、世界の悪いことを全部説明できる人たちがいるでしょうか。子どもたちの声を聞くべきだし、子どもたちの考え方や意見に耳を傾けるべきです。そうすれば世界の指導者たちも、自分たちが世界にどんな悪いことをしているか考えて、世界の子どもたちみんなを助けようとするかもしれません」

ウルシュカ・コロセッチ（16歳）スロベニア
「ボイス・オブ・ザ・ユース」（若者の声）のウェブサイトより
2002年3月24日

今年の『世界子供白書』で用いられている写真や絵は、ほとんどが子どもたちによって撮影・制作されたものである。それは、子どもたちの「声」に子どもたちが一番安心して利用できるあらゆる声に耳を傾けることによって子どもたちの生活について学んでいこうという、継続的なコミットメントの一環として掲載されている。

パネル 1

子どもたちが見たもの、 見せてくれるもの

子どもたちは、世界の見方がおとなとは異なるというだけではなく、自分が見て感じたことを共有する力も年齢とともに変わっていく。言葉や文章は、おとなや年長の子ども（要するに何年も練習を積んできた人々）にとってはわりに簡単に利用できるかもしれないが、もっと年少の子どもたちにとっては、カメラやクレヨンが一番表現しやすい手段であることが多い。17歳のスガイエン・チャウ・トュイ・トラン（ベトナム）が説明するように、「言葉では言えないこともありますし、写真のほうが表現しやすい気持ちもある^{注1)}」のである。

たとえば、1994年の大虐殺の過程で100万人近くが殺されたルワンダでは、右写真的13人の子どもたち（最後列左からフレデリック、ガソーレ、バクンジ、デュシングジマナ、ウワマホロ、イマニザバヨ、インガビレ、エリザベス、トゥワギラ、ジャクリーン、ウムホザ、ガディ、ムーサ）が、ワークショップを通じ、自分たちの日常生活を記録するやり方について学んだ。このワークショップは、「子どもたちの目を通して」／ルワンダ・プロジェクトの一環として行われたものである。『白書』表紙、右ページ、68ページに掲載された写真などはすべて、子どもたちが見たルワンダという国について子どもたち自身が語ってくれる、日々増え続ける作品集の一部なのである。

絵と夢

絵を描くことは、幼い子どもたちに「話をする」機会を与えるものである。子どもたちは、世界中のさまざまなプログラムのなかで、世界がどのように見えているのか教えてほしいと頼まれている。国連子ども特別総会では、125カ国以上から集められた3万4,000人近くの子どもたちの声が、絵を通じて受けとめられた。国連事務局の見学者入り口を入ってすぐのところに、すぐに目につくような形で展示されたこ

れらの絵は、「仰天した世界」と題するプロジェクトを通じて募集されたものである。韓国政府、ユニセフ、韓国財団、ユニセフ韓国委員会の後援で実施されたこのプロジェクトは、子どもたちに、絵を通じて自分たちの夢や意見を表現するよう呼びかけた（18ページの絵参照）。

写真と現実

写真について学ぶ過程で、若者たちは自信と自尊心を育成し、深めていくことができる。仕事に役立つスキルと、自分たちの生活についての新しい見方を獲得していくからであ





Himelzimana / Through the Eyes of Children / The Rwanda Denial / UNICEF

る。「写真を撮るとき、僕は幸せになりたいと思う。……街を通るとき、いつかは僕の国もこんなふうになってほしいと思う」と、難民としてロンドンに住んでいるオネスムス（15歳）は語っている。^{注2)}

世界中のさまざまなプロジェクトで、写真を通して子どもや若者の声に耳が傾けられている。たとえば、45カ国の500人以上の子ども・若者たちが、「イマジン——きみの写真が目を見開かせてくれる」というプロジェクトの一環として、自分たちの生活の姿をとらえた。これは、ドイツ技術協力庁（GTZ）と、ベルリン在住のジャーナリスト、フィリップ・アブレシュが共同で実施した青年写真プロジェクトである。「イマジン」は、言葉の壁を越えて、子どもや青少年たちを、そして世代と文化を結ぶかけ橋となっている。「イマジン」はまた、世界を結ぶインターネットのチャット・ルーム、カタログ、絵葉書、オンライン展示を通じ、写真や自分たちの問題について子どもたちがコミュニケーションする機会も生み出している（17・26・41・42・52ページの写真参照）。

同様に、ロンドンに本部を置く「フォトボイス」は、難民の子どもや路上で生活している子どもなど、社会のなかで周縁に追いやられたグループに声を与えていたる団体である。この団体は、このような子どもたちの生活について意識啓発を進める一方で、新たに見出したスキルを通じて子どもたちが収入を得られるよう援助している（第Ⅵ章扉左の写真参照）。米国では、アフリカ系アメリカ人が住民の多数を占めるマウンド・バユーや、ミシシッピ・デルタ周辺地域において、子どもたちが生産的な市民になれるよう手助けをするというケメティック研究所の活動の中で、写真が活用されている。そのため同研究所は、若者が自分の才能を模索するよう、刺激と指針と動機を提供するような環境づくりを進めている

（25・54ページの写真参照）。また、国連、ユニセフ、いくつかのNGOの合同イニシアチブである「知る権利」は、健康的な生活を送るために青少年が充分な情報を得た上で物事を決め、前向きな行動を起こせるようにするためのものである。そこでは10代の青少年が、自分たちの生活のなかで重要なことを仲間やおとなに伝えるために写真を撮っている。これらの写真は、HIV／エイズについての情報を青少年に提供するために13カ国で試験適用されるグローバル・コミュニケーション戦略の中で、活用される予定である（20・51ページの写真参照）。

これからも

パレスチナの子どもたちは、セーブ・ザ・チルドレン英国の「アイ・トゥ・アイ」（目から目へ）プロジェクトを通じて、創造的に自己表現し、自分たちの作品を世界中の仲間と共有する得がたい機会を手にしている（8ページの写真参照）。子どもたちの写真はオンラインで共有されている。その写真に触発されて、英國に住んでいるキム（14歳）とダベントリー（15歳）はオンライン掲示板に次のように書きこんだ。「同じ年齢なのに僕たちとはぜんぜん違う状況にいる人たちの写真を見て、すごく感動したということを言いたい。……それでも君たちは幸せで、前向きで樂観的な生き方ができるんだね。僕たちがどれだけラッキーかって、よくわかった。スポーツ、がんばってね。……サッカー……サッカーハー最高！ これからも笑顔を忘れずに」

1) *On the Record for Children* (10 May 2002) 1ページ写真参照。

2) フォトボイスの展示「さえぎるものがない世界：境界なしで生きる」



2

なぜ、いま参加なのか

世界では、あまりにも多くのおとな——たとえば女性——が、社会に全面的に参加する機会を否定されている。それなのに子ども参加を奨励するというのは、ちょっと勇み足ではないだろうか。開発途上国では1億5,000万人の子どもが栄養不良の状態にあり、1億2,000万人が学校に行けず、1日あたり6,000人の若者がHIVに感染しており、戦争や児童労働に苦しむ子どもたちもいる。そんなときになぜ、子どもたちの声や意見に耳を傾けることがそれほど重要なのだろうか。

なぜならば、意味のある、質の高い子どもと青少年の参加を促進することは、彼らの成長発達を確保するうえで必要不可欠だからである。世界に積極的に関わっていくよう最初から奨励されてきた子どもは、幼児期を通じてすぐくと発達する力、教育の機会に敏感に反応する力を身につけた子どもとなるだろう。また、自信と、建設的な自己主張と、家庭、学校、コミュニティ、国における民主的な対話・実践に貢献する力を備えて、思春期に移行していくこともできるはずである。

なぜならば、子どもたちは、参加する機会があれば自分たちのまわりの世界を変えられることを証明してきたからである。子どもたちは、おとの理解を豊かにし、おとの行動に前向きな貢献ができる

ようなアイディア、経験、洞察力を備えている。

なぜならば、国連子ども特別総会（2002年5月）の締めくくりにあたって、国連総会が「子どもにふさわしい世界」を築くと誓ったとき、世界の指導者たちは、子どもたちのためだけではなく、子どもたちとともに世界を変えていくという決意を宣言したからである⁶⁾。

なぜならば、民主主義の構築は、国際的な平和と発展にとってきわめて重要な問題だからである⁷⁾。すべての人の権利と尊厳の尊重、すべての人の多様性の尊重、自分に影響を及ぼす決定に参加する権利の尊重といった民主主義の諸価値は、子どものときに初めて、そしてもっともよい形で身につけられる。正統かつ意味のある参加は、子どもたちが将来の社会参加に向けて準備をする機会である。参加を実践する子どもたちが以上のような諸価値を理解していくことを踏まえれば、参加はよくまとまった社会の要であり、ひいては世界平和の要にはかならない。

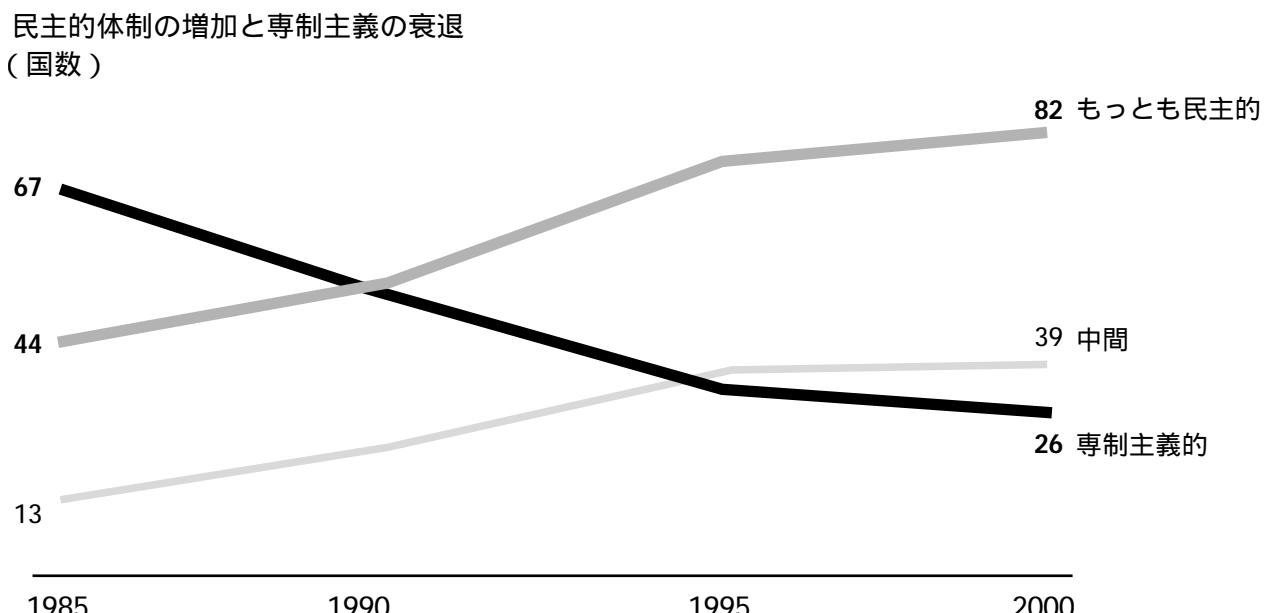
なぜならば、もはや参加に関心を向ける以外の選択肢はないからである。参加したいという意欲は、すべての人間に生まれながらに備わっている。その意欲は、新たに生まれたすべての赤ん坊のなかにあって発揮されるのを待ち構えており、今日の世界に

「私の名前はヘバ。医者になりたい……できたらね」

レバノンの難民キャンプおよびパレスチナの生活の一端をパレスチナの若者たちが映し出した写真より。

提供：セーブ・ザ・チルドレン英国（2001年4月）

図2 民主化の度合いを高める世界



出典：Polity IV 2002, UNDP「人間開発報告書2002」より引用

存在する20億人の子どもたちひとりひとりのなかにあって、外からの刺激を待っているのである。

その意欲が尊重されも育まれもせず、子どもたちがおとなによって排除、あるいは、無視されれば、子どもがコミュニティに貢献できる可能性は損なわれる。そういう子どもたちは、自分が取り扱われたのと同じやり方で——すなわち社会から見捨てられた存在として——行動し、エネルギーや創造性を下位文化のほうに向けて、よくまとまった社会の創造には用いなくなる可能性が高い。

何百万人もの子どもたちが飢え、病気になり、あるいは搾取されている現代にあって、重要なのは子どもが**参加するかどうかではなく、どのように参加するか**という問題である。私たちがいま向上させなければならないのは、子どもたちどうしの相互作用の質であり、すべての子どもたちと社会環境との相互作用の質にはかならない。

静かな革命

この20年間というもの、おとな、親、教員、指導的立場や意思決定を行う立場にある者、公的機関、市民社会の各層およびあらゆるレベルの政府は、生存、発達、保護および参加に対する子どもの権利を保障する責任を、共同で果たすよう求められてきた。そして、その年月を通じて次のように多くの教訓が得られてきた。すなわち、家庭、親、コミュニティ、地元公的機関とともに活動することにより、子どもの発達にふさわしい条件を生み出せること。政策の立案、実施および評価には、その政策によって影響を受ける人々自身が参加しなければならないこと。差別と排除は人的資源の損失につながること。開発援助につきこまれてきた数百万ドルのお金と、世界中で行われてきた数千ものプロジェクトは、人々の声と現実に耳を傾け、そこから学ばなければならぬことを示してきたのである。

こうした教訓は、最近まで、子どもや若者を対象

とした活動には応用されてこなかった。おとなも諸機関・団体も、子どもや若者を、資源として、権利の主体として、自分に関わる決定のなかで意見を聴かれ、それを考慮される権利をもった尊厳ある存在として、見なさないことが多かったのである。

同時に、敬意を払うべきもうひとつの静かな革命も進行中だった。子どもや若者は、世界をいっそう子どもにふさわしいものにすることに対し、やる気と、エネルギーと、洞察力と、貢献する力を発揮してきたのである。多種多様な国において、文化的・宗教的伝統、政治的状況、カーストや階級を問わず、子どもたちは、適切な形で参加する空間と機会を与えられれば、たいていの場合は責任をもって、そして効果的に行動してきた。

民主主義は子どもたちから始まる

テロリズムの亡靈と現実に直面し、世界中で人間としての品位すら保てなくさせるような極端な貧困が広がり、そして政治離が蔓延するなかで、世界の指導者たちは「民主主義を深化させる」、すなわちいっそう包摂力があつて応答性の高い民主主義を促進する必要があることを、認知するようになった⁸⁾。この必要に対する認識と、世界の民主主義の状況について何かをしなければならないという決意は、国連加盟国がミレニアム宣言のなかで次のように宣言したことに明らかである。「我々は、民主主義を促進し、法の支配並びに発展の権利を含む、国際的に認められた全ての人権および基本的自由の尊重を強化するため、いかなる努力も惜しまない」⁹⁾

開発のための努力の一環として、国連加盟国は2015年までに8つの目標を達成すると誓った。そのうち6つは子どもに直接関係したものである(11ページ「ミレニアム開発目標」参照)。これら8つの

目標は、ひいては、国連子ども特別総会(2002年)で表明された主要な決意とも密接に関連している。すなわち、すべての国の政府はひとりひとりの子どもの権利を促進・保護するために行動するという決

ミレニアム開発目標

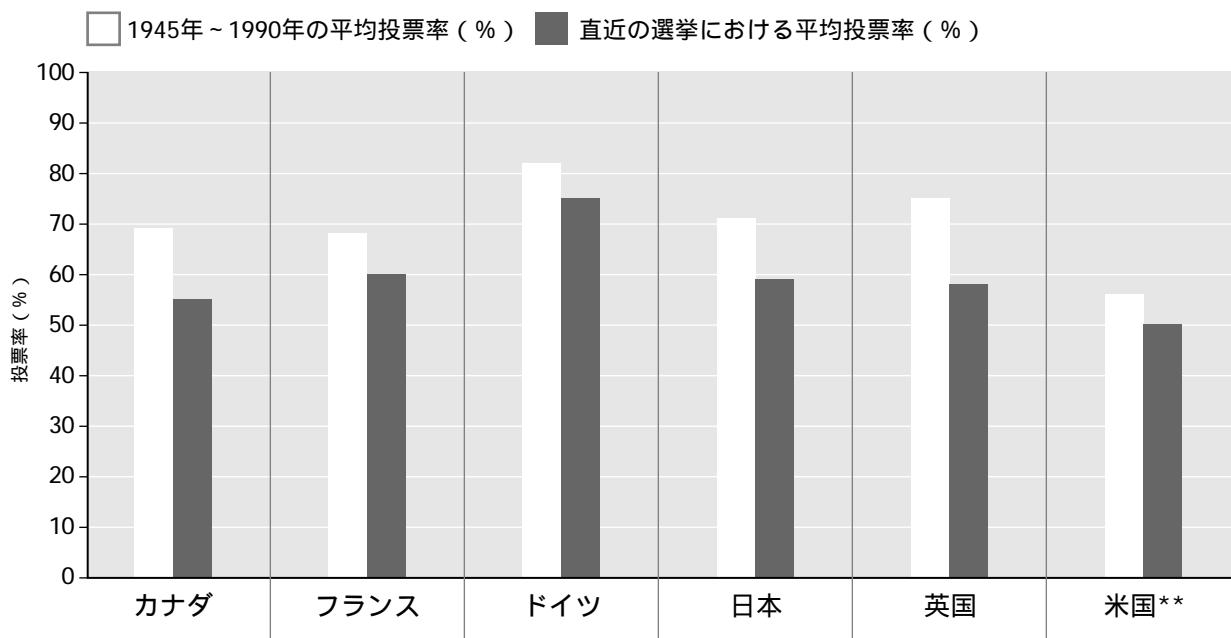
国連加盟国が2015年までに達成すると誓った目標

1. 極度の貧困と飢餓の撲滅
2. 普遍的初等教育の達成
3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
4. 幼児死亡率の削減
5. 妊産婦の健康の改善
6. HIV / エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止
7. 環境の持続可能性の確保
8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

「子どもにふさわしい世界」の優先行動分野

1. 健康的な生活の促進
2. 質の高い教育の提供
3. 虐待・搾取・暴力からの保護
4. HIV / エイズとの闘い

図3 G7諸国における投票率の低下*



*投票が義務的であるイタリアは除く

**大統領選挙の投票率。連邦議会選挙の投票率はさらに低い。

出典：「国際民主化選挙支援機構」(International Institute for Democracy and Electoral Assistance)が収集した選挙統計より作成。

意であり、国レベルの行動と国際協力を通じて、健康的な生活の促進、質の高い教育の提供、虐待・搾取・暴力からの保護ならびにHIV／エイズとの闘いを進めていくという決意である（11ページ「子どもにふさわしい世界」参照）。

明らかなのは、子どもの権利と幸福の問題に各国政府、国内機関、そしてさまざまな国際的パートナーがとりくんでいかなければ、開発目標はけっして達成されないだろうということである。そして、ミレニアム開発目標も、国連子ども特別総会で表明された決意も守られなければならないことがなければ、貧困は確実に存続し、民主主義は確実に衰退するだろうということである。

子どもの権利条約が突きつけた課題に応え、ミレニアム宣言および「子どもにふさわしい世界」に掲げられた約束と目標を果たすための資源は、子ど

も・若者たち自身の声、洞察、経験、能力、エネルギーのなかに見出すことができる。だからといって、世界のおとなたち、各國政府、市民社会が責任を放棄したり、負担を子どもたちに押しつけたりしてよいというわけではない。むしろ、家庭で、コミュニティで、学校で、組織内で、そして社会で、おとなと子ども・若者たちとのあいだに新たなパートナーシップを確立し、彼らの意見を求めてそれを考慮にいれなければならないということを意味しているのである。

民主主義はなぜ必要か

今日では、20年前に比べてはるかに多くの国々が、少なくとも名目上は民主主義体制をとっている。そして世界の人々の過半数が選挙権を持ち、自国の政府の成立に貢献し、あるいは自国の政府に影響力を行使している。いまでは世界140ヵ国で複数政

党制選挙が実施されており、これは史上最高の数字である¹⁰⁾。けれども、これらの国々の民主主義がはたして健全なものであるかどうかは、先進工業国・開発途上国を問わず懸念の対象となっている。

まず、民主主義の手続に若者が幻滅していることは、すべての人にとって最大の懸念であろう。世界の一部地域では、世論調査の対象となった子どもたちのうち、投票が国をよくする効果的な方法だと考えている子どもは半数にも満たず、3分の1もの子どもたちが政府を信頼していないと回答した（ペネル6「子どもたちにきいてみた」50ページ参照）。

このような状況については、世界の若者たちの意見はおとなたちと驚くほど似通っているようである。ギャロップ社が60カ国5万7,000人を対象として実施した「国際ミレニアム調査」によれば、自国の政府が国民の意思に応えていると考えているのは10人に1人のみであった¹¹⁾。自分たちは成熟した民主主義国であると比較的自信を持っている先進工業国さえ、有権者が政治家、そして政治制度全体に対して幻滅していることに悩まされている。実際に投票する有権者の割合は、ほとんどの西側諸国で、1990年代を通じて着実に減少してきた（12ページの図3参照）。

そして、国内政治や国際政治のプロセスに対する開発途上国の人々の幻滅ぶりは、さらにいっそうの懸念を引き起こすものである。「指導的立場にあるいくつかの大団は、開発途上国で広がっている排除と無力の感覚が、開発途上国のみならず先進工業国における経済成長と安全保障を脅かしかねないという認識を、ますます抱くようになっているのかもしれない」¹²⁾

民主主義への希望

民主主義の発展とは、単に複数政党制選挙を実施するという問題ではない。民主的な市民性と理解を促進していくためには、「社会のあらゆる場所に民主主義的価値観と文化を根づかせていくための、

いっそう深い政治的プロセスが必要であり、それはけっして正式に完了することのないプロセスである」¹³⁾。そのプロセスは子どもが幼いころから始まるものであり、「人々が〔民主主義〕政治のなかでいっそう効果的な役割を果たせるよう、教育などを通じて能力を拡大していくことと、市民社会グループその他のインフォーマルな制度の発展を助長していくこと」¹⁴⁾を意味する。したがって、民主主義を構築する出発点は子どもたちであり、子どもたちが成長発達のプロセスのなかで何を学ぶかが基盤とされなければならない。

主体性と、市民としての責任ある行動は、18歳でとつぜん身につくものではない。子どもたちは、おとなと同じように、前向きかつ積極的に世界に関わることを通じて自尊心を獲得していく。自他を尊重する感覚や自他に対する責任感は、人生の早い段階から実感され、そして世界との相互作用のなかで継続的に経験されていく価値なのである。

民主主義への希望は、学校でうまくやっていけるようにするための準備を幼児期全体を通じて施された子ども、家庭や学校やコミュニティのなかで自分の意見と視点を大切にされている子ども、人間の経験が多様であることや議論が大切であることを学んだ子ども、こうした力を身につけ、発展させていく多彩な機会を得られた子どもにこそ、存在する。このような子どもは、現在は子どもとして、そして将来はおとなとして、市民社会の水準を高めていくのである。

民主主義とは、子どもが乳児期から思春期を通じて成長していくなかで学んでいくものにほかならない。子どもたちは、一般的に思われているよりもはるかに能力があるものであり、参加のスキルと力を伸ばしていく機会を子ども期全体を通じて提供されれば、民主主義社会の効果的な構成員となるために何が必要かということについても学習する。世界に積極的に関わっていくよう最初の段階から奨励してきた子どもは、子どもとして、そして世界の市民として、自分自身の意見や信念とともに他人の意見

や信念も大切にするようになる可能性が高い。

家庭、学校、コミュニティ、社会で正統な子ども参加が行われている実例に接したとき、子どもたちはこんなふうに話してくれる。自分自身にもっと自信が持てるようになった。コミュニティとそこに存在する問題を、前よりも意識するようになった。他人のために何かをすること、他人とともに活動することに、いっそうやる気が出てきた。そして、未来と、自分が将来果たすべき役割について、前よりも希望が持てるようになった、と。

親たちも、こんなふうに話してくれる。子どもたちが、家のなかで前よりも責任ある振る舞いをするようになった。早起きするようになり、学校の成績もよくなった。前よりもよく話をして、人を尊敬するようになった。そして、世界の問題にいっそう関心を持つようになった、と。

教師たちは、生徒たちの変化を印象深く受けとめていると話してくれる。以前よりも注意力が増してまじめに勉強するようになり、他の生徒に勉強を教えて成績を向上させる手助けもいっそう熱心にするようになった、と言うのである。

自分たちに関係する問題に幼いころから参加し、関わっていくことは、無秩序や、権威に対する軽蔑の念を推し進めたり、親の権威を損なったりすることにはつながらない。それどころか、若者世代が自分の権利と他人の権利をいっそう尊重し、気にかけるようになっていく様子を、私たちは目にしている。

私たちの目の前にいる世代は、自分たちが受け継いだ諸問題、不公平、不公正にとりくんでいく用意と能力がはるかによく備わった世代である。私たちの目の前にいる子どもたちと若者たちは、世界の指導者たちが掲げてきた民主主義的原則をいっそう前

「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」

子どもの権利条約第12条（国際教育法研究会訳）

「男の人が自転車を修理してるでしょう。……うちの近くの、道の上なんだ」と、中国のユー・ペイ（10歳）が自分で撮った写真について解説する。
「この写真は、働く可能性はどこにだってあるってことを表してるんだよ」

パネル 2

子ども参加： 神話と現実

神話：子ども参加とは、ひとりの子どもを選んで、おとなが集まる場所で子どもたちの見方や意見を代表させることである。

現実：子どもたちは均質な集団ではなく、年齢も人種も民族もジェンダーも異なる仲間たちの利益を、ひとりの子どもが代表できるなどと期待することはできない。子どもたちには、スキルを身につけ、自分たちにとっての優先課題を見つけ出し、自分たちなりの方法でコミュニケーションし、仲間から学ぶことのできる、子どもたち自身の場が必要である。そうすることによって子どもたちは、自分たちの利益をだれに代表してもらうか、自分たちの視点をどのように提示したいかといった点について、子どもたち自身で決める力を伸ばすことができる。

神話：子ども参加とは、おとながもっているすべての権限を、まだそれを扱う用意ができていない子どもたちに引き渡すことである。

現実：参加とは、単におとながすべての決定権を子どもたちに譲り渡すという意味ではない。子どもの権利条約は、子どもに対してもっと責任が与えられるべきであるとはっきり述べているが、それは子どもの成長につれて「発達しつつある能力」にしたがっての話である。多くの場合、おとなが子どもの「最善の利益」にもとづいて最終決定を行うことは変わらない。ただし、子どもの権利条約を念頭に置いて、子どもの意見を踏まえた決定を行うべきなのである。子どもが成長するにしたがって、親は、子どもに影響を与える決定にさして子どもにいっそう多くの責任を委ねるようになる。それは、離婚後の監護権の問題のような、議論になる可能性のある決定であっても同様である。

神話：子どもは子どもであるべきであって、おとなに委ねられるべき責任をむりやり引き受けさせられるべきではない。

現実：確かに、子どもは子どもであることを認められ、健全な発達を保障するために必要なあらゆる保護を与えられるべきである。また、どんな子どもも、引き受ける用意のできていない責任をむりやり引き受けさせられてはならない。しかし子どもが健全に発達できるかどうかは、力が増すにつれていっそう独立した決定を行い、いっそうの責任を担いながら世界に関わっていくことを認められるかどうかということにも、かかっているのである。参加を阻むものにつきあたった子どもは、欲求不満になるか、あるいは無気力感すら覚えるかもしれない。参加の経験を積まないまま18歳を迎えた者は、民主的市民としての責任に対応する備えが、満足には整っていないはずである。

神話：子ども参加などというのはごまかしにすぎない。たいていはエリート層の子どもたちが何人か選ばれて、権力のあるおとなたちの前で話ををする。そしておとなたちはといえば、子どもの言ったことを無視しておきながら、子どもの声に「耳を傾けた」と主張するのだ。

現実：子ども参加は、多くの場合、非常に効果があることが証明されてきている。効果のない制度を作るのではなく、子どもたちの、ひいては社会全体の利益となるような、意味のある子ども参加の形態を生み出せるかどうかは、私たち全員にかかっているのである。



China: A man repairing a bicycle in a workshop. © 2002 photo: AP/Wide World

神話：子ども参加といつても、実際に関わるのは、どちらにしてももうすぐおとなになる思春期の青少年だけだ。

現実：公的・政治的には、子ども参加というときには6歳の子どもよりも思春期の青少年の顔のほうが浮かびやすい。けれども、子どもに影響を及ぼすことについてあらゆる年齢の子どもと話し合うことは、必要不可欠である。すなわち、身近な問題についてどういう決定をするかが話し合われる、学校と家庭における参加が大切だということになる。どんな年齢の子どもでも、普通に考えられている以上に力を持っているし、自分の努力を支えてくれるおとながいれば、目の前に突きつけられた課題に立ち向かっていくのが通例である。

神話：子どもに影響を及ぼすあらゆる問題について子どもと協議している国は世界にひとつもないし、近い将来そうすると思われる国も存在しない。

現実：部分的には正しい。しかし、子どもの権利条約を批准した国はすべて、子どもの参加権、すなわち、自己に影響を及ぼす事柄について自由に意見を表明する権利、そして思想、良心、宗教、結社および平和的集会の自由に対する権利を確保するという決意を表明したのである。そして、いまではほぼすべての国が、子どもがこれらの権利を行使できるようにするための制度や政策の確立という面で、相当の進展を示している。

神話：子どもと形式的に話し合うことはできても、子どもの意見で何かが変わることはない。

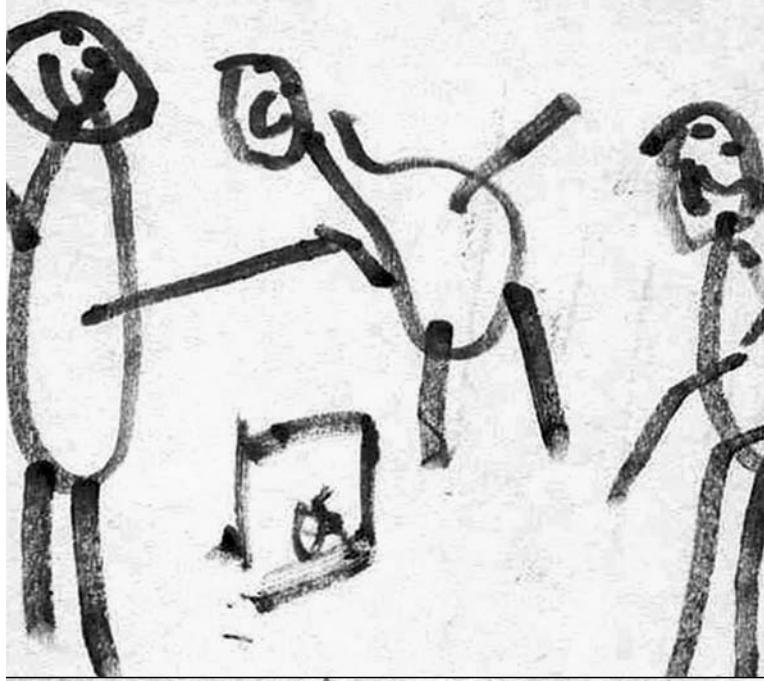
現実：子どもの意見が注意深く引き出され、誠実に理解される場合、それによって大きな違いが生ずることは少なくない。おとなだけではけっして把握できなかったことが明らかになるかもしれないし、政策やプログラムが根底から変わることになるかもしれないし、場合によっては子どもを将来の被害から守ることにつながるかもしれない。たとえ非常に幼い子どもが相手であっても、子どもと話し合うことで目ざましい成果がもたらされることがある。問題は、このように注意深く子どもと話し合うということが、依然としてめったに行われないことである。

神話：子どもが参加したくないと言った場合、子どもの権利は放棄されることになる。

現実：それどころか、抵抗そのものが参加の重要な一環なのである。家庭で何かと引き換えに何かをやらせようとするときであれ、学校で罰を受け入れようとしないときであれ、市民としてのコミュニティ参加にどういう態度をとるかという点に関してであれ、子どもや思春期の青少年が抵抗するときというのは、ある問題に関する意見なり、参加のあり方に関する気持ちなりを暗に示している場合がありうる。おとなは、抵抗がコミュニケーションのひとつの形であることを認識し、力や説得によって抵抗を押さえつけようとするのではなく、理解と対話と交渉を通じて対応するべきである。どんな状況でも、子どもが参加を無理強いされることがあってはならない。

me

age 7 | country U.S.A.

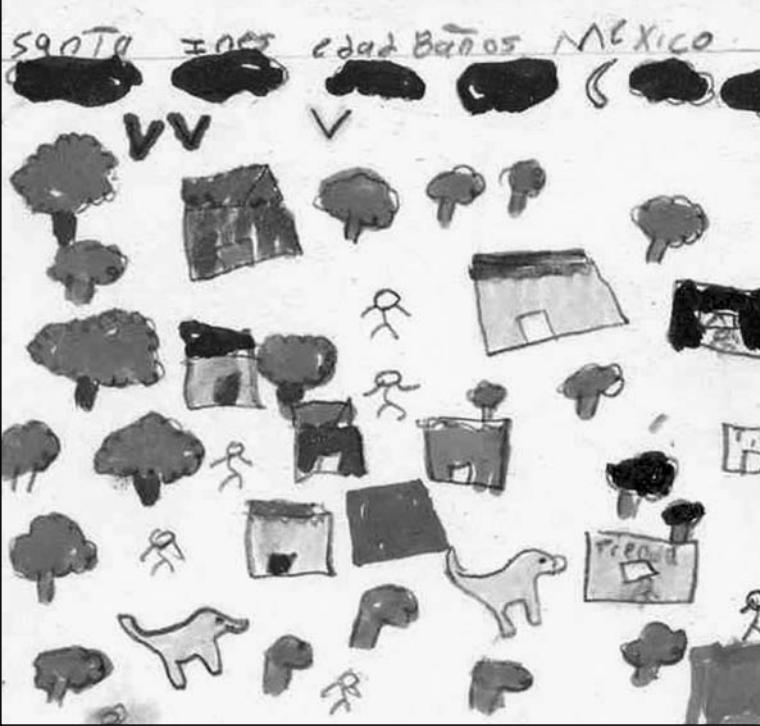
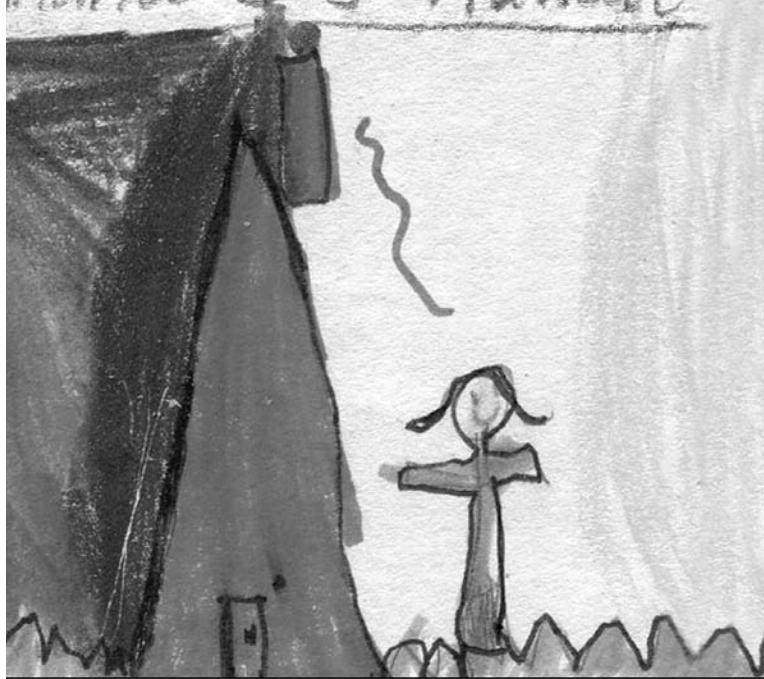


Janou age 6

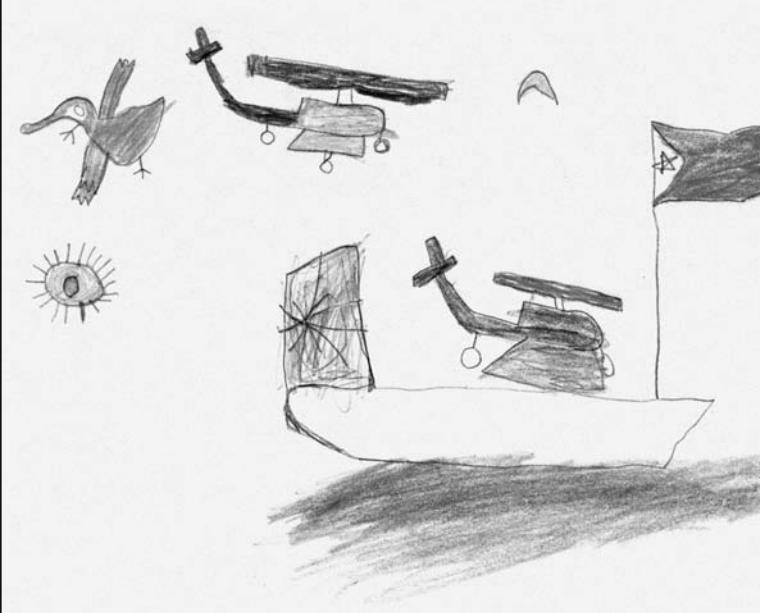
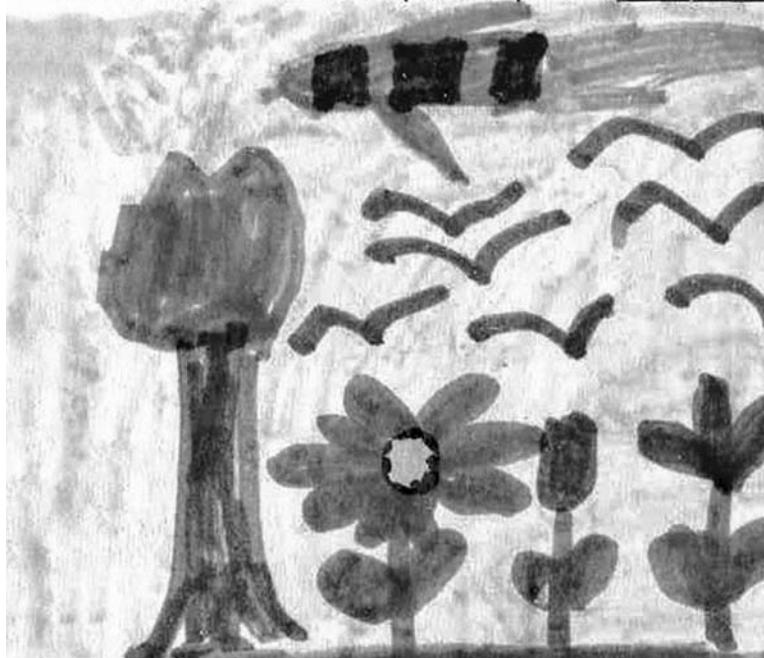
U.S.A.
Thailand



Shaha 5 1/3 Kuwait



Name ZAIN HAQUE | age 6 | country PAKISTAN



3

参加する人生

参加は、子どもの年齢によって異なって見えるのではなく、実際に異なっている。子ども参加を奨励することは、もっとも年長で、もっとも利発な、もっとも弁の立つ子どもたちだけではなく、あらゆる年齢・能力の子どもたちの声に耳を傾けるということである。子どもは生まれたときから人生に参加するのであり、自分のニーズや欲求不満、夢や希望を表明する力は、年齢とともに変わっていく。その力は、子ども時代全体を通じて、そしておとな時代へと移行するにつれて、いっそう複雑なものになっていくのである。幼い子どもの参加のあり方は、おとなに近い青少年のそれとは劇的に異なるものの、子どもの能力の発達は連続している。生まれたばかりの子どもが初めて見せる動きから、思春期の青少年の政治的行動に至るまで、一本の線をたどることが可能である。

発達は、子どもによってすべて異なっている。社会的階級や経済的状態、文化的規範、地方・家庭の伝統や期待などを含む環境が、子どもの成長・学習のあり方に影響を及ぼすのである。子どもの力には、幼いころにどのような参加の機会を得られたか——あるいは得られなかったか——が反映される。いい意味でも悪い意味でも、子ども時代の各段階は、その前の段階を踏まえて形成されるのである。

イク・ジュン・カンによる展示会「仰天した世界」で取り上げられた、4～8歳の子どもたちの絵。右下のみフリオ・ダ・シルバ（6歳）の絵で、東ティモールの子どもたちの絵と作文を集めたユニセフの出版物『トゥイール・ラバリク・シラ・ニア・ハレー』（子どもたちの目を通して）に掲載されたもの。

可能なかぎり最善のスタート

赤ん坊は、言葉によらない動作や表情を通じてコミュニケーションを図る。どうしてほしいかを知らせることができるというだけではなく、相手の動作を真似することによって養育者と「話す」こともできるのである。研究者たちはこの20年間、生後数カ月の赤ん坊は真似することなどできないという、かつては支配的だった考え方を再考するようになってきた。諸条件を統制下に置いた実験環境では、生後数時間の新生児でも、幅広いしぐさを再現するのである¹⁵⁾。ひとつひとつのしぐさ自体、親などの養育者に対する合図であり、それに応答することで、子どもの表現のレパートリーを強化し、広げていくことにつながる。

赤ん坊とのやりとりが双方向のものであることは、ますます多くの親が認識するようになりつつある。赤ん坊の微笑みは、おとなからあつというまに好意的な応答を引き出す合図である。けれども、おとなと乳児がコミュニケーションや関わりあいを行う機会はほかにもたくさんある。子どもの心理的発達においてもっとも重要な要素をひとつだけ挙げるすれば、愛情に満ちたおとなとの強い関係を、少なくともひとりを相手として持つことである¹⁶⁾。人生最初の1年間に親や養育者が（初めて授乳をする

ときのように）乳児のリードに従うならば、おたがいの交流は子どもの健康的な発達に寄与する。

子どもが、成長してからどれくらい効果的に人生や社会に参加できるようになるかは、スタートの時点でどのぐらい参加が奨励されたかにかかっている。子どもが健康的に成長発達できるかどうかは、健康、よい栄養状態、ケアという、鍵となる3つの要素次第である。「ケア」には、保護とともに、愛情、敏感な応答および刺激に満ちた環境が含まれる¹⁷⁾。親や養育者が敏感に応答することは、たとえば子どもの知的発達や言葉の発達にとって重要である。それは子どもの栄養状態を向上させることにもつながる。たとえ栄養不良の子どもに食べ物を与えるときでも、言葉の刺激や認知刺激を与えられた子どものほうが、そうでない子どもよりも発育率が高いのである¹⁸⁾。

幼い子どもとその養育者のあいだに双方向的かつ参加型の関係が結ばれていればいるほど、子どもは健全に発達する可能性が高い。ひいては、社会全体としてもやがてはいっそう生産的な成果を得られることになる。豊かな社会でも貧しい社会でも、就学前の子どもの大多数は家庭と家族のなかで養育されているので、親に積極的に接触し、必要なときには支援を提供するとともに、乳幼児期の子どもの発達上のニーズと、それに最善の形で対応する方法につ

いての情報を提供することが不可欠である。

懸念すべき事態

虐待、放任、養育者の頻繁な交代などによって健全な愛情を発達させる過程が妨げられると、とくに、権威のある立場にいるおとなを子どもが信頼しなくなる、愛情を与えたり受けとめたりできなくなる、共感、良心または他者に対する思いやりを育めなくなるといった結果につながる可能性がある¹⁹⁾。こうした否定的な影響がさらに生じやすいのは、施設の環境である。刑事司法制度の適用を受けた人々をとっても、ホームレスの人々をとっても、施設で育った子どもがその集団のなかで占める割合は、一貫して不釣合なほど大きい²⁰⁾。

このような悪影響が予見できるだけに、ますます多くの幼い子どもがエイズで両親を失っていることが、大きな懸念の対象となっているのである。この懸念は、15歳未満の子どもの15%以上が両親を失っているサハラ以南のアフリカ地域の10ヵ国で、とりわけ深刻となっている。ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエである。両親を失う子どもの人数は今後も増え続けると見込まれており、このうち4ヵ国——ボツワナ、レソト、スワジランド、ジンバブエ——では、2010



年までに15歳未満の子どもの20%以上が両親を失っているだろうと推定されている²¹⁾。

子ども参加の機会を増やす

子ども参加の道を拡大・増進することにより、子どもが可能な限り最善の人生のスタートを切れるようにする責任は、家庭、地方自治体、市民社会、民間セクターによって分かれられる。中央政府は、地方のとりくみの支えとなる政策と制度的枠組みを、そしてリーダーシップを、提供しなければならない。

フィリピンで進められている「親になるための効果的なサービス」プログラムは、子どもが伝えようとするることを聞き、理解する方法を親に教えようとするアプローチの一例である。親たちは、たとえば、子どもに物語を話してあげること、子どもといっしょに教育的なテレビ番組を見ることがいかに大切かといったことを学ぶ。このプログラムによって、子どもたちの栄養状態は向上し、親による児童虐待や行き過ぎた罰も少なくなってきた。トルコでは、「よりよい子育てイニシアチブ」が全国すべての地域で運営されるようになっており、ビデオやグループ・ディスカッションを活用して、子どもが何を必要としているか、子どもの環境を向上させるために何ができるかといったことを、親が理解する援助をしている。これまで行われてきた評価では、子どもの発達や教育を向上させる上でこのようなアプローチに効果があることが実証してきた。

ラテンアメリカでは、世界中の多くの早期学習センターと同様、子ども参加はよいカリキュラムに欠かせない側面のひとつであり、質の高い学習経験のために必要であることが、認識されるようになりつつある。これまで、子どもたちは受動的に学ぶだけの存在、単なる受け手、教育の対象と見なされていた。いまでは、みずから学ぶ主体であり、みずからカリキュラムを創造する存在であり、みずから可能性を発達させていく存在であると、ますます考えられるようになりつつある²²⁾。

子どもが自分自身の学びにいっそう参加できるようにはすることは、学校の成績にも影響を及ぼすことが示してきた。たとえばキューバでは、ユニセフが政府とよい形で協力して、「エドゥカ・ア・トゥ・イーホ」（あなたの子どもを教育しよう）と称する国レベルの幼児期発達プログラムを支援している。これは、幼い子どもが家庭外でもっと参加できるようになることを目的として、0～6歳の年齢層の子どもも60万人以上（そのうち44万人は女子）とその家族に対し、コミュニティ密着型のサービスを提供するものである。このプログラムのもと、1万4,000人以上のスタッフと6万人以上のボランティアが、まもなく母親・父親になる人々や幼い子どもがいる家庭に積極的に訪ねていく。家族は、医師や看護婦による訪問診断中に、あるいは子どもの出生後に、定期家庭訪問時に、グループ外出やグループ学級のときに、そして家庭での話し合いのときに、健康的な妊娠や幼い子どもの発達上のニーズについて情報提供や相談サービスを受けるのである。

このプログラムでは、農村やへき地の子どもたちに届くよう、また家庭やコミュニティが乳幼児期の子育ての責任をしっかりと果たすようにするために、特別な努力を行っている。キューバでは、長年にわたって幼児期・就学前教育プログラムの制度が国レベルで整備されてきており、2000年末までに、この制度を利用している子どもの割合は0～6歳児の98.3%に達した。この制度は、キューバの子どもたちの発達上・教育上の達成度を向上させる上で、目に見える成果を収めている。最近の研究では、キューバの子どもたちは、他のラテンアメリカ諸国の子どもたちよりも、数学とスペイン語の得点がかなり高かったのである²³⁾。

ナイジェリアでは、年長の子どもたちがコミュニティのなかで積極的な役割を果たし、数千人の乳児が確実に予防接種を受けられるようにした。予防接種は、可能な限り最善の人生のスタートを切れるようにするための条件のひとつである。アビア州のウムアヒアにある、都市辺縁部に位置して人口密度

の高いアフギリという地域では、学校の生徒たちが赤ん坊の追跡活動に従事したことにより、ヘルスワーカーとユニセフ職員は非常に高い予防接種率を達成・維持できた。

プロジェクトが始まった2000年まで、推定人口2万5,000人のアフギリ地域の人々は、設備も整つており、利用もしやすい地元の基礎保健施設をほとんど利用していなかった。たとえば、ある11ヵ月間に予防接種を受けた子どもは、同じ期間に生まれた子ども1,000人のうち、毎月平均して6～8人に過ぎなかつたのである。産前ケアを受けに来る女性は毎月平均して5～7人であり、この施設での分娩は8ヵ月間に6件しかなかつた。

けれどもその後、ウイリアムズ記念中等学校で子どもの権利クラブに参加する10～16歳の生徒たちが、自分たちの地域で、そしてアビア州全域で予防接種率が悲惨なほど低いという事実に対して何かをしようと決心した。生徒たちは、予防接種、HIV／エイズ、経口補水療法、母乳のみの育児、子どもの権利に関わる問題といった点について、健康をめぐる討論会を組織した。子どもを予防接種に連れて行くよう女性たちに働きかけるとともに、赤ん坊を追跡し、予防接種を受けていない子どもを見つけ出すという困難な課題を熱心に引き受けた。そして、活動開始前には、ユニセフ現地職員と国の保健省職員が実施した1日半のワークショップで研修を受けたのである。

10～16歳の生徒たちは各家庭を戸別訪問し、予防接種を受けることのできる幼い子どもを探して歩

いた。追跡票に記入して親に渡すとともに、年長の子どもには、資格のある子どもを基礎保健施設に連れてくるよう頼んだ。その結果は目ざましいものだつた。プロジェクト開始前は毎月8人の子どもしか予防接種を受けなかつたのに対し、8ヵ月のあいだに毎月平均して328人の乳幼児が予防接種を受けたのである。

ヘルスワーカーはさらに、子どもを予防接種に連れてきた母親たちをさまざまな母子保健活動に関わらせた。母親の健康維持や、一般的な病気（とくに下痢）の予防と家庭における処置についての教育。経口補水塩の配布。子どもの体重測定と、発育観察カードのチャート化。母乳のみの育児についても、補助食品の与え方や食べ物の多様化の方法とともに教育・実演された。

こうしたサービスが加わったことにより、ますます多くの女性が施設を訪れるようになった。毎月の訪問人数は、プロジェクト開始前の5～7人から300人以上へと伸びた。センターでの分娩も、1ヵ月に6件にも満たなかつたものが15件弱にまで増えた。

多くの生徒たちは、母親が最初の予防接種に子どもを連れてくるようにするだけでは満足できず、何人かの子どもをフォローアップして、子どもたちが3回のDPTワクチン接種を受けるようにした。動員活動への子どもたちの積極的参加を通じて目ざましい成功がもたらされたことは、他のいくつかの州でも関心を引き起こし、現在同様の活動が計画されているところである²⁴⁾。

「老いすとも賢くはなれる」

ヨルバ人のことわざ

米国南部のある家庭で、家族の温かさをとらえた写真。12歳のディードラ・ロビンソンが、幼い子ども2人にカメラに向かってポーズをとってもらったもの。

パネル 3

子どもの参加の「権利」

子どもの権利条約は、障害のある子どものために目指すべきこと（第23条）を除き、子どもの参加の権利についてはっきりとは規定していない。けれども「参加に関わる一群の条項」は存在し、それをあわせて解釈することによって、子どもの参加の権利を主張する根拠が出てくるのである。

第5条（親の指導の尊重） 締約国は、親、または適当な場合には、地方的慣習で定められている拡大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者もしくは子どもに法的な責任を負う他の者が、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行う責任、権利および義務を尊重する。

第9条（親からの分離禁止と分離のための手続） 2 前項1〔親からの子どもの分離に関する規定〕に基づくいかなる手続においても、すべての利害関係者は、当該手続に参加し、かつ自己の見解を周知させる機会が与えられる。

第12条（子どもの意見の尊重） 1 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

2 この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

第13条（表現・情報の自由） 1 子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、国境にかかわりなく、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。

第14条（思想・良心・宗教の自由） 1 締約国は、子どもの思想、良心および宗教の自由への権利を尊重する。

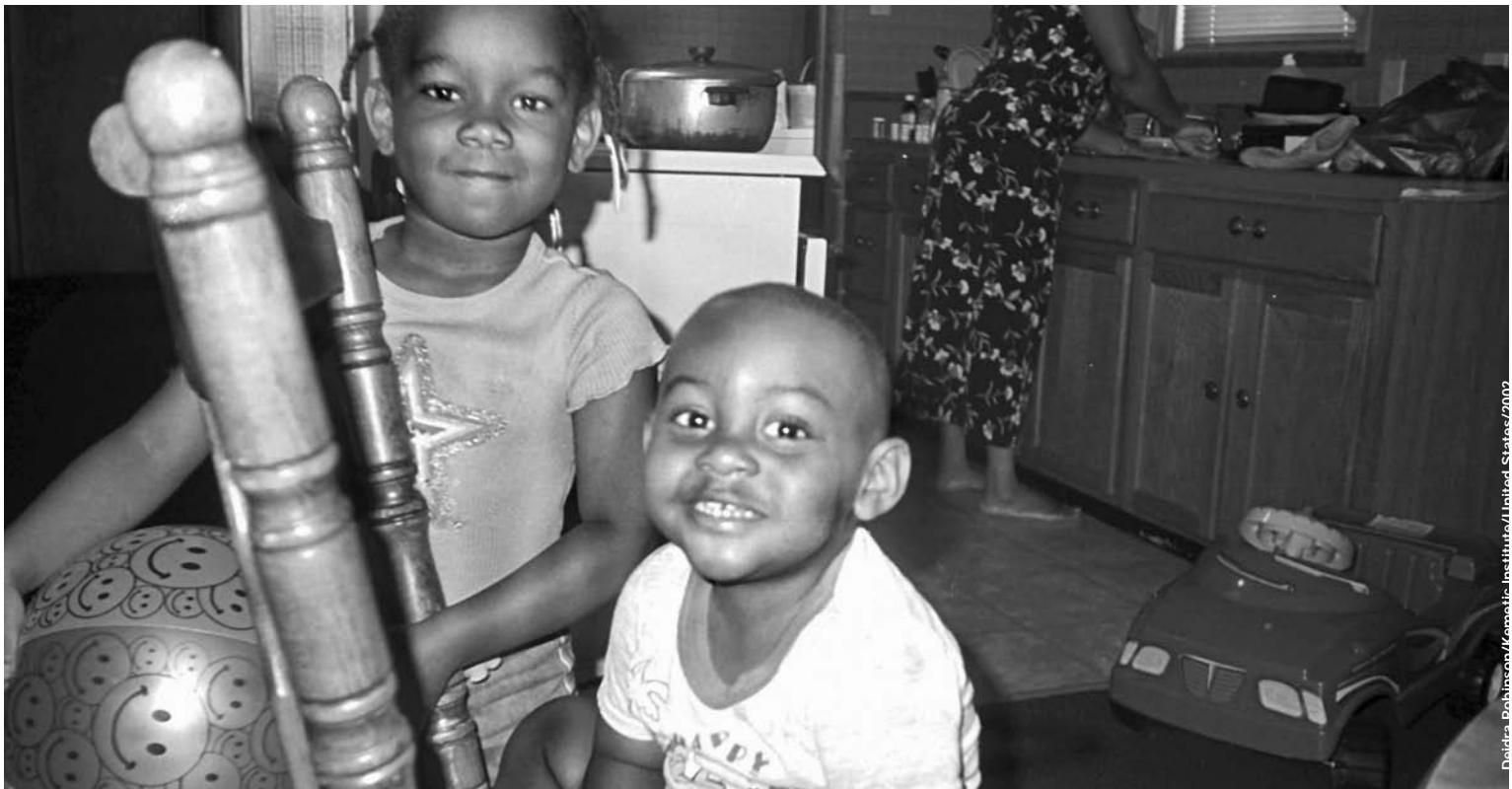
2 締約国は、親および適当な場合には法定保護者が、子どもが自己の権利を行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で子どもに指示を与える権利および義務を尊重する。

第15条（結社・集会の自由） 1 締約国は、子どもの結社の自由および平和的な集会の自由への権利を認める。

第16条（プライバシー・通信・名誉の保護） 1 いかなる子どもも、プライバシー、家族、住居または通信を恣意的にまたは不法に干渉されず、かつ、名誉および信用を不法に攻撃されない。

2 子どもは、このような干渉または攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（適切な情報へのアクセス） 締約国は、マスメディアの果たす重要な機能を認め、かつ、子どもが多様な国内的および国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する。……



Deirdre Robinson/Domestic Institute/United States/2002

第21条（養子縁組） 養子縁組の制度を承認および（または）許容している締約国は、子どもの最善の利益が最高の考慮事項であることを確保し、次のことをする。

_子どもの養子縁組が権限ある機関によってのみ認可されることを確保すること。当該機関は、適用可能な法律および手続に従い、関連がありかつ信頼できるあらゆる情報に基づき、親、親族および法定保護者とかかわる子どもの地位に鑑みて養子縁組が許容されることを決定する。必要があれば、当該養子縁組の関係者が、必要とされるカウンセリングに基づき、養子縁組に対して情報を得た上で同意を与えることを確保すること。

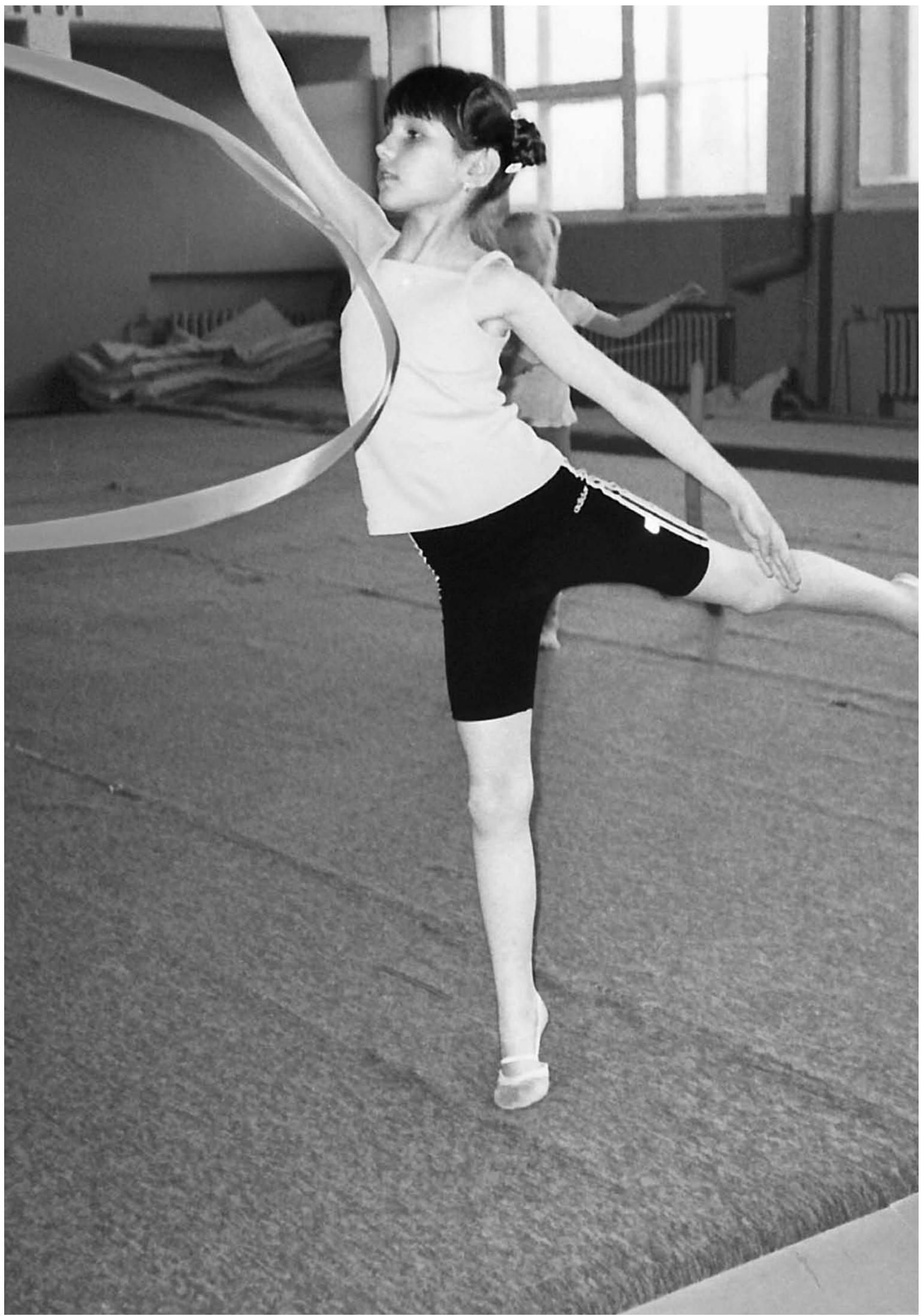
第22条（難民の子どもの保護・援助） 1 締約国は、難民の地位を得ようとする子ども、または、適用可能な国際法および国際手続または国内法および国内手続に従って難民とみなされる子どもが、親または他の者の同伴の有無にかかわらず、この条約および自国が締約国となっている他の国際人権文書または国際人道文書に掲げられた適用可能な権利を享受するにあたって、適当な保護および人道的な援助を受けることを確保するために適当な措置をとる。

第23条（障害児の権利） 1 締約国は、精神的または身体的に障害を負う子どもが、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。

第29条（教育の目的） 1 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- _子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
- a子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。
- bすべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。
- c自然環境の尊重を発展させること。

(国際教育法研究会訳)



4

積極的な学習

学校は、子どもがもっとも重要なスキルを身につけ、世界についての知識を獲得するとともに、「社会化」され、市民としての自分たちの将来に社会がどのように期待しているのかを意識する場所のひとつである。この目的のために、盲目的服従や従順が強制されることも多かった。けれども、学校はますます、これまでとは違った社会化のための場所になりつつある。そこでは、子どもたちは批判的に考えることができるようになり、自分たちの権利と責任を学び、市民として役割を果たすための準備を積極的に整えられるようになるのである。

子どもたちが女子教育を支える

開発機関・開発援助団体は、規模の大小を問わず、女子教育への投資の費用対効果が高いこと、女子教育に緊急に投資する必要があることについて、長年にわたって一致してきた。このことは、サハラ以南のアフリカと南アジアにとりわけあてはまる。この2つの地域では、初等学校に通うべき年齢の女子5,000万人以上が就学していないのである²⁵⁾。

けれども、ウガンダで2001年8月に開始された「女子教育運動」(GEM)は、これまでに行われてきた努力とは異なっていた。アフリカの子どもと青少年自身——男の子も女の子も——が活動を主導

し、必要なときにはおとの専門知識や助言を活用しながら、自分たちなりの熱意や楽観主義を運動に注ぎこんだのである。

子ども参加は、それ自体が教育効果を発揮するものだった。発足時からGEMに参加していたケニアとウガンダの若者たち（障害のある若者も何人か含まれている）は、創造的なファシリテーションの方法について訓練を受けていた。そのため、この若者たちは南アフリカとザンビアで同じようなワークショップを開き、ウガンダの首都カンパラで「子ども・若者議会」を開催する準備の過程で、GEMの考え方を広めることができたのである。「この会議は、最初は一言も口に出すことができなかったすごくたくさんの女の子たちにとって、転機になりました」と、ウガンダの学生ボランティア、キャロラインは語る。「私たちは、堂々とした自己主張の力と自信でエンパワーされ、自分たちの力について前向きに考え始めたんです」²⁶⁾

女子教育という大義に向けて男子の参加も求めたというのは、GEMが唯一の例ではない。女性の識字率がわずか2%というバロチスタン州（パキスタン）では、地元のユニセフ事務所がやる気満々のボイイスカウト運動と協力し、ヨード添加塩やポリオの予防接種に関するキャンペーンをすでに行ってい

クルガン（ロシア）のダンス教室で練習する少女の姿が、16歳の写真家ミハイル・ガルマシュの注意をひきつけた。

Russian Federation/"Imagine - your photos will open my eyes"/GTZ/2002

た。けれども2000年、これを女子教育の促進にまで拡大したことで、新たな地平が切り開かれた。南アジア地域で、女の子の権利を促進するための活動に男の子たちが参加するのはこれが初めてだったのである。このプロジェクトは、ユニセフのマンガのキャラクターとして定着している女の子、ミーナの名前をとて、「兄弟たちがミーナとともに」と名づけられた。

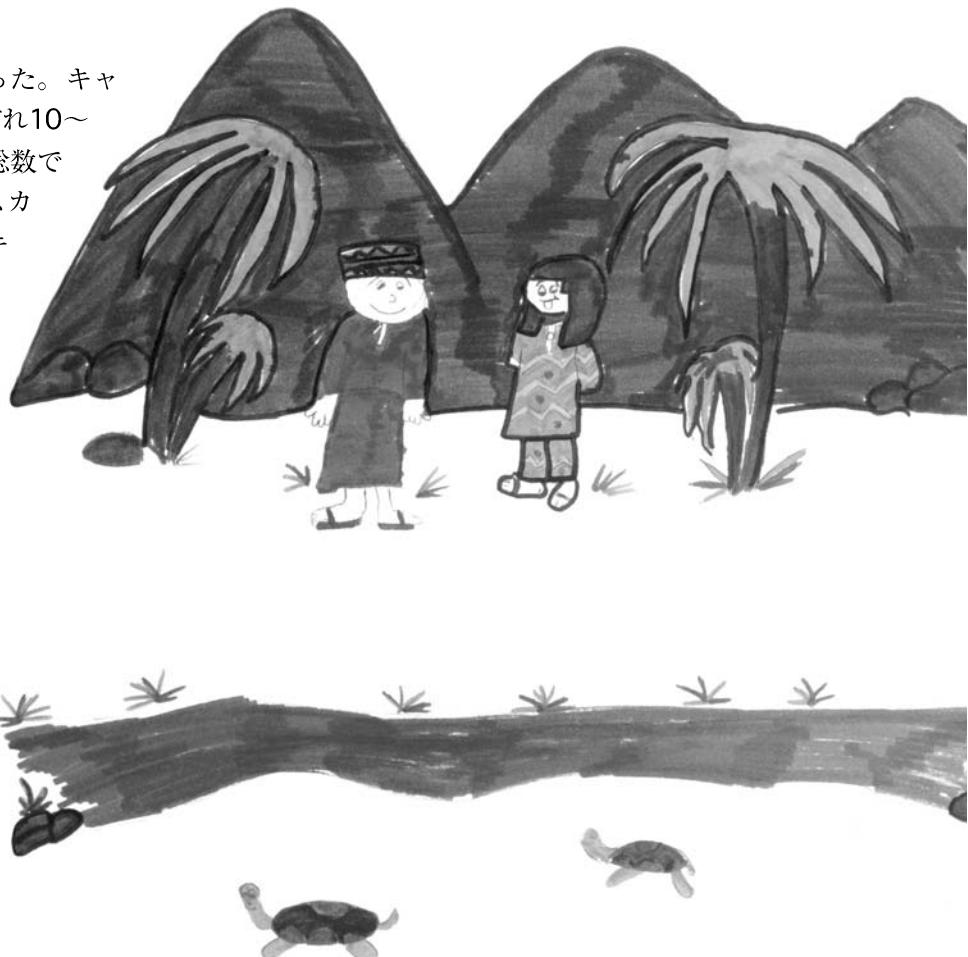
このプロジェクトのスポーツパーソンとして国連子ども特別総会に参加したジェハンゼブ・カーン（12歳）を含むスカウトたちは、各家庭を戸別訪問して女の子の就学状況を調査し、必要に応じて、娘を就学させるよう父親の説得を試みた。このテーマが物議をかもしあくなるのを抑えるためもあって、スカウトたちは、予防接種やトイレの設置といった他の重要な問題についても話題にした。女の子のための小学校が存在しない村では、女の子を受け入れるよう男子校を説得した。通学距離が長くて危険な場所では、女の子を学校まで送り迎えする役割を買って出た。

最初の年の成果は心強いものだった。キャンペーンの対象とした学校がそれぞれ10～15人の女の子を新規に受け入れ、総数では約2,500人に達したのである。スカウト運動がとくに力を持っているカリ・アブドゥル・ラサク村では、さらによい成果が得られた。村の学校に、80人の女の子が新規に入学したのである。「昔は、娘を教育するのは隣の家の植木に水をやるようなものだと言つた」と、村のマリク（族長）であるアブドゥル・マラムは認める。「だが、ボーイスカウトたちに心

変わりさせられた。いまでは、娘たちには、教師にでも医者にでも何にでもなってほしいと思っておる」²⁷⁾

学校と民主主義の理想

本当の意味で子どもに優しい学校は、世界のいくつかの地域・国々で推進され、実現される例も増えてきているとはいえ、まだまだ比較的珍しい存在に留まっている。ユニセフは、最大限の子ども参加を保障するような学級運営方法のためのキャンペーンを続けてきた。これは、事実や一般的に認められた知恵を受動的に受け取るやり方ではなく、積極的学習を奨励するものである。これまでの経験からも、コミュニティの生活と環境に根ざした子ども中心の学習を保障することは、女の子の就学と学習の継続を高めるうえでも効果があることがわかってい



「私たちには自然を持つ権利がある」
トーファ・ムハンマド・アルワーデイ
(9歳) タフジーズ・アルエルミ私立学校

'Children of Oman draw their rights'/UNICEF Oman and Ministry of Social Affairs, Labour and Vocational Training, Oman

たとえば、ラテンアメリカ諸国で設けられている「エスクエラ・ヌエバ」(新しい学校)と呼ばれる学校は、異なる年齢集団を基本とし、子どもの権利と民主的参加をもっとも重視する学校である。コロンビアでも最悪の暴力頻発地域2か所で25校を対象として行われた最近の研究では、協力、共存、紛争の平和的解決は教えることができるという主張を裏づける結果が出た。親、卒業生、教職員、校長の面接調査を通じ、エスクエラ・ヌエバの方法論を採用した学校のうち15校で、卒業生のコミュニティ参加やコミュニティにおける民主的行動に対して、さらには親の投票パターンに対して直接かつ有意な影響が及んでいることがわかったのである。さらに、このモデルの成功要因は地元の諸機関と市民社会によって支持されたところにあり、ボランティア運動が重要なリーダーシップを發揮していることも明らかになった。エスクエラ・ヌエバのモデルは、変革の可能性を理解している教職員、生徒自治会、親、コミュニティの創意工夫により常に発展しつつあると、この研究は結論づけている²⁸⁾。

コロンビアの農村部に端を発したエスクエラ・ヌエバのモデルが大きな成功を収め、国際的にも高い評価を得たため、このモデルはホンジュラスのような他のラテンアメリカ諸国でも採用されるようになってきた。グアテマラもこのモデルを採用し、新しい学校プログラム——「2言語・異文化統合新学校」——は、わずか12校から始まってからたった7年で、2000年までに210校、2万3,000人の生徒を対象とするに至っている。

グアテマラでとられているアプローチの基本のひとつは、先住民族であるマヤ・コミュニティの子どもの権利に対応するということである。マヤ人は、人口の半数を占めるにも関わらず、相当の差別と周縁化に苦しんでいる。授業・学習は参加型で行われ、マヤの言語と文化が全面的に活用される。遊びと学習は「学習コーナー」で創造的に組み合わされるとともに、どの学校にも選挙による生徒会が設けられ、規律の維持、学習、文化的活動などを担当している。

生徒会は、校舎や机のペキンキ塗り、塀作り、また、飢餓のときには食糧を配給することなども担当してきた。親や地域住民が関与することも欠かせないと考えられている。

新しい学校がどの程度うまくいっているかは、就学・修了率によってある程度判断することが可能である。93%という就学・修了率は全国平均よりも高い。また、女の子の就学率も高く、男の子を上回っているほどである。新しい学校は、数十年に及ぶ内戦の傷跡をいまなお深く残している同国において、平和の文化と民主主義の促進という面でも重要な貢献をしている。政府は新しい学校の重要性を認め、さらに2,000校、12万人の生徒を対象としてプログラムを拡大していく計画である²⁹⁾。

エスクエラ・ヌエバのアプローチは1998年にガイアナにも導入され、とりわけへき地の学校における生徒会の活動を通じて、すでに重要な影響を及ぼしつつある。各生徒会には、選挙で選ばれた役員があり、規律の維持、健康・衛生、図書室や花壇の維持を担当する委員会が置かれている。日直の子どもたちは、集会の手伝い、校舎の清掃、募金活動、外部講師の招請などを担当する。ユニセフが最近行った調査で、子どもたちは、生徒会によって可能になった参加・責任の水準を好ましく受けとめていることがわかった。リーダーシップ、人前での話、組織運営に関してスキルを伸ばしていることについても同様である³⁰⁾。

スポーツを通じて学ぶ

もちろん、子どもが平和や民主主義の価値を学べる場所は学校だけではない。子どもにとって、そして開発と平和にとって同じぐらい重要なのは、遊びとレクリエーション活動である。いずれも子どもの権利であると同時に、子どもたちの生活をよりよい方向へ変えていくうえで大きな可能性を秘めている。スポーツ組織化のプログラムは、国際機関、「子どものためのグローバル・ムーブメント」の構成組織、地元NGOの活動のなかで、いっそう大き

な役割を担うようになりつつある。男の子とともに女の子に対しても、また障害のない子どもとともに障害のある子どもに対しても積極的に働きかけていこうとするプログラムでも同様である（パネル4「女の子は大きく勝つ！」32ページ参照）。

子どもの身体的・精神的発達にとってスポーツが価値あるものであることは、ずっと以前から認知されてきた。チームスポーツを通じて身につけることのできる価値観や社会的スキル、たとえば紛争を解決すること、協力しあうこと、敵を理解すること、相手を尊重しながら勝ち負けを争うことなどについても数多くの文献に記してきた。

スポーツは若者たちに、身体面にも感情面にも空間を提供してくれる。このことは、特に女の子にとって重要である。女の子は、家庭の外の、また家族のつながりを超えた社会的交際の機会が男の子よりも少ないことが多い。多くの国で、女の子や女性による利用が正当と考えられている数少ない公共空間、たとえば市場やヘルスクリニックは、主婦や母親という家庭内の役割に関係したものに限られている。対照的に、女の子がスポーツに参加し、女性スポーツ選手が一般に認知されるようになると、彼女たちはコミュニティと新しい形でつながり、新しい場所を利用できるようになり、自分にとっての助言者を見つけ、また他の女の子・女性にとっての助言者となり、コミュニティの生活にいっそう堂々と参加し始めるのである。それに留まらず、伝統的に男性の領域だったスポーツが開放され、女の子や若い女性が参加できるようになると、女の子や女性は飾りであるという、あるいは身体面でも感情面でも男の子より弱いという固定観念が崩されていく。

いまや、スポーツはミレニアム開発目標の達成に

も貢献できる可能性があるという考え方も強まりつつある。コフィ・A・アナン国連事務総長は、「開発・健康・平和のためのスポーツ」に関する専門委員会を任命した。同委員会は、開発のための手段としてのスポーツの活用に関する勧告を作成する予定である。

「私たちは、スポーツがいかに自尊心を、リーダーとしての力を、コミュニティ精神を高め、また民族やコミュニティの分断に橋をかけうるかという実例を目にしてきました」と、事務総長はオリンピック・エイドの場で語った。「私たちは、攻撃や自壊へと向かうエネルギーをスポーツがいかにそらし、学習ややる気に向かわせることができるかということを目にしてきました」³¹⁾

スポーツは、コミュニティの人々をひとつの目的に向けてまとめあげるためにも活用されることが多い。たとえば1999年のコソボ危機の際には、若者たちがスポーツを通じ、社会の復興と平和構築に重要な貢献をした。アルバニアのクケス近郊に設置された6カ所の難民キャンプで「コソボ若者評議会」が結成され、15～25歳の若者2万人近くが参加したのである。ユニセフと地元のアルバニア青年クラブから支援を受けて、評議会のメンバーはスポーツ・トーナメントやコンサートを開催したり、キャンプの運営、清掃、安全確保の面で活躍したりした。また、新たに到着した家族がキャンプに溶けこむのを助け、キャンプの最貧層のために募金活動も行ったりした。幼い子どもを対象とした組織的なレクリエーションや相談活動の場で、国連機関やNGOが地雷に関する意識を高めるための情報や資料を配布するのを手伝った。評議会で団体運営や参加の経験を積んだことは、リーダーシップや問題解決に関わる新しいスキルを身につけることにつながり、評議会メ

「私たちは、堂々とした自己主張と
自信でエンパワーされ、自分たち
の力について前向きに考え始めた
んです」

キャロライン
ウガンダGEM(女子教育運動)ボランティア
子ども・若者議会、カンパラ

力強く、たくましく　そして美しく　マタレ青年スポーツ連盟（ケニア）
の少女たちが、フィールド上で競い合う。

パネル 4

女の子は大きく勝つ！

サッカーは、ほぼ全世界の人々を魅了し、数百万人の共通言語となってきた。いまや、FIFA（国際サッカー連盟）ワールドカップは史上最多の観戦者数を誇るスポーツイベントである。ユニセフと、世界のサッカーを統括する機関であるFIFAが戦略的提携関係を結んだことにより、2002年のサッカー・ワールドカップは史上初めて子どもたちに捧げられたものとなった。6月19～20日は、サッカー関連の活動を通じて子どもたちの問題に関する意識を高めるため、「セイ・イエス・フォー・チルドレン世界サッカー・デー」に指定された。すべての試合で、「セイ・イエス・フォー・チルドレン」（子どもたちのためにイエスと言おう）と書かれたユニセフのTシャツを着た子どもたちが、選手をフィールドに先導した。ワールドカップ関連のすべてのイベントで若者たちにスポットが当てられ、試合中に実施されたサッカー記念グッズのオンライン・オークションの収益はユニセフへの募金に充てられた。10億人以上の人々が試合を観戦し、子どもの権利がフロントとセンターのポジションを占めたのである。

もちろん、サッカーに魅力を感じるのはおとなたちだけではない。たとえどんなに悲惨な状況でも、世界中の子どもたちはあらゆる機会をとらえて——路地で、難民キャンプで、戦争地帯で、ボールを蹴っているのである。子どもの権利条約第31条は、「子どもが、休息しつつ余暇をもつ権利、……遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利」を認めている。それでも、サッカーのフィールドには、さらに言えばどんなスポーツのフィールドにも、女の子の姿は男の子よりも少ない。

先駆け

マタレ（ケニア）の土のグラウンドで赤い土ぼこりをあげ

ているチームは、スーパースターの真似をする男の子たちではない。世界でもっとも人気があるスポーツに女性が参加する先駆けとなった、女の子たちである。マタレの貧民街には、いまにも壊れそうな泥壁の建物が、ゴミに覆われた川の切り立った岸に広がっている。ナイロビの北東数キロメートルの場所である。有給の仕事はなかなかなく、ナイロビの中所得家庭で家事労働ができればよし、あるいは地元の石切り場で日雇い仕事をするぐらいで、ほとんどの人々は路上で食べ物などを売ってやりくりしている。生きるために体を売ることを余儀なくされる女性も多い。このような条件下では、組織的な余暇活動はあっても極めてまれである。

1987年、マタレ唯一のサッカーチームは、糸と捨てられたプラスチック片をつぎあわせた急ごしらえのボールでプレーしていた。けれどもその年、カナダ人開発ワーカーのボブ・モンロによるとりくみのおかげでマタレ青年スポーツ連盟（MYSA）が結成され、本当のサッカーが始まり出したのである。発足当初から、MYSAはスポーツと環境問題を結びつけてとらえていた。若者たちは、サッカーチームやサッカーリーグだけではなく、ゴミ清掃隊も作って活動した。

MYSAの成長ぶりはすばらしいもので、このようなプログラムがいかに切実に必要とされていたかを示していた。現在、MYSAは数百のサッカーチームのスポンサーになっている。それに加えて、奨学金を提供し、必要性の高い大規模なHIV／エイズ教育プログラムを運営し、写真プロジェクトを実施するほか、その他のコミュニティサービスの取り組みも無数に行っている。

優勝杯

最初の女子サッカーチームは1992年に誕生した。MYSA



UNICEF video/2002

の男子チームと監督がノルウェーに遠征に行き、女の子の試合を初めてその目で見たあとのことである。けれども、女の子に対して機会を広げるのは容易なことではなく、性別役割に対する根強い伝統的態度と格闘しなければならなかった。親から女の子の参加の承認を得ることは、男の子の場合よりも気が遠くなるほどはるかに難しかったのである。多くの親は、たとえば、娘が家庭で担っている無数の仕事をサッカーに邪魔してもらっては困ると強く感じていた。食事の用意も、妹や弟の世話を、非常に時間のかかる作業である。また、娘は暗くなる前に家に帰らなければならないのだと、断固として主張した。安全は、男の子よりも女の子にとってははるかに重大な問題であると考えのことだった。

娘が参加することに対する母親の反応は全体としては前向きだったし、女子チームがノルウェーに遠征してユースカップでプレーし、14歳未満のチームが年齢別リーグで優勝したこと、一部の父親の頑固な反対を克服するのに役立った。「私がMYSAでプレーし始めたとき——」と、ある15歳の少女は語る。「お父さんは、女がサッカーなんかするもんじゃない、ぶん殴ってやるぞと言ったわ。だからどこかでプレーしたいときは、『あの子はどこそこにお使いにやったわ』って、お母さんはいつもウソついてくれたの。それから私がノルウェーに行ったら、お父さんも私がサッカーをするのをいいと思い始めたのよ」^{注1)}

力強く、たくましく

遊ぶ権利、チームスポーツへの参加の利益を享受する権利を少女たちに保障しようとする闘いは世界中で闘われており、その成功の度合いもさまざまである。女子サッカーチャンピオンの座を維持している米国では、高校でサッカーをプレーする女の子の人数が1990年代に112%増加し^{注2)}、2000年にはプロの女子サッカーリーグが創設された。米国

サッカー界のスーパースター、ブランディ・チャステインは、世界中の数百万人の女の子たちのお手本である。「サッカーは、リーダーになる能力を女の子に与え、自尊心も向上させてくれるわ」と彼女は言う。「女の子は、自分がリーダーになれることが、力強く、たくましくなれること、そしてそれが女性に完全にふさわしい資質であることを学ぶの。サッカーを通じて自分探しをするようになるのよ」

女の子は、スポーツに参加したほうが——感情面でも身体面でも——健康になる傾向があり、喫煙や薬物・アルコールの濫用に走る可能性も低くなる。生涯を通じてからだを活発に動かしてきた女性に乳ガンや骨粗しょう症が少ないととも、関係があるかもしれない。それに加えて、スポーツに参加する思春期の女の子は性行動の開始時期が遅くなる傾向にある^{注3)}。スポーツに参加することは、自分のからだは自分のものであるという感覚、自分のからだには力が備わっているという感覚を思春期の女の子たちが発展させるきっかけとなり、自分のからだは男性のための単なる性的資源ではないと感じるようになるからという面もあるかもしれない。「サッカーをやるようになるまでは、びくびくしてたわ」とある女の子は言う。「いまはもう、びくびくしない。いろんな人といっしょにいることに慣れたり、何かいいことで何が悪いことか、わかってるから」。ケニアの若い女子選手は、次のように言う。「私はサッカーを通じて、自分なりの原則を持つこと、風に吹かれて流されたりしないことを学んだ」^{注4)}

1) Brady, Martha, and Arjmand Banu Khan, *Letting Girls Play: The Mathare Youth Sports Association's football program for girls*, Population Council, New York, 2002, p.14.

2) Women's Sports Foundation, *Women's Sports & Fitness Facts & Statistics*, p.11.

3) Sabo, Donald et al., *The Women's Sports Foundation Report*:



5

参加と保護の先頭に立つ 子ども

思春期の青少年は、参加と保護のあいだの緊張関係という、すべての子どもが直面する問題の先頭に立たざるを得ない。彼らは、世界の後継者という立場にもっとも近い存在であり、おとなであることの利点と機会に接する次の年齢層でありながら、社会のこのうえなく醜悪な怠慢によって、もっとも危険にさらされやすい立場に置かれているのである。

近年の研究では、以下のようなことが確認されてきた。これは、思春期の青少年を対象として活動している者なら、経験上承知していることである。すなわち、家庭や学校とつながっているという感覚を強く持つことは青少年にとって有益であること。青少年は、緊密な人間関係を持ち、コミュニティのなかで価値を認められ、他人の役に立つ機会を得たときに成長すること。青少年は、おとなとの前向きな関係、安全な空間、貢献のために意味のある機会に高い価値を認めていること、などである³³⁾。

新しい力の発見

世界中の数百万人の女の子たちと同様、パキスタンの11～17歳の女の子、とくに低所得家庭の女の子たちは、社会や自分自身の成長に積極的に参加する機会を広範に否定されている。「女子プロジェクト」は、この10年間、家庭とコミュニティのなか

で女の子たちをエンパワーすることにより、この問題に取り組んできた。このプロジェクトは、パキスタンの500の村々や市を対象としたものである。

女の子たちは、社会的意識を高めるための5日間のオリエンテーション・ワークショップに出席し、保健、衛生、栄養に関する実際的情報を学んで、それを家族全員のために活用する。若干でも正規の教育を受けたことのある女の子は、黒板、チョーク、模造紙を含む家庭学校キットを受け取る。多くの女の子は、教育を受けていない女の子たちのために、このキットでミニスクールを開設することが可能になるのである。そのことは、自分自身の自尊心を高め、ときには若干の収入になるというだけに留まらず、エンパワーメントをコミュニティに広げていくことにもつながる。救急訓練を受けたり、その他の所得創出スキルを学んだりすることにする女の子たちもいる。このプログラムがもっとも成果を収めている側面のひとつは、女の子たちが自分自身の能力と人生の新しい可能性を発見し、他の女の子たちのロールモデルとなって、女性の参加を阻む伝統的な障壁を打ち破るために長く困難なプロセスを開始したということである³⁴⁾。

「何年か前までは、私はぜんぜんこんなふうじゃなかった」と、20歳のスマラ・ザファールは語る。

ユニセフ、YMCA、「アイランド・ピープル」の共催により、ポート・オブ・スペイン（トリニダードトバゴ）で開かれた会合「Xプレッショն」。NGOに関わっている若者たちが世界中から集まり、若者たちにスキル、サービス、支えとなる環境を提供するために音楽、グラフィティ、ヒップホップ、ファッショն、スポーツをどう活用するか、アイデアを出し合った。

「実際とても引っ込み思案で、ものすごく恥ずかしがりやだった。……でも、みんないまでは私の判断を信じてくれる。そこらじゅうの女の子たちが、いろんな問題を抱えて私のところにやってきて、家の中の深刻な問題を解決するのを助けて欲しいと頼んでくる。『女子教育プロジェクト』は、私みたいな女の子が自分自身を信じることができるようになるのに、ほんとに役に立った。女であることは呪われた運命でも悪いことでもないんだと気づかせてくれた。自分自身を愛し、ありのままの自分に誇りを持つことを教えてくれた。いまでは、女も男と同じぐらいすごいんだって、本当に感じられるわ。……」

彼女から、パキスタンの女の子と女性たちに彼女なりのメッセージがある。「だれかに頼るのをやめて、自分自身を信じて。足場を固めて——自分の人生をより良いものにして、前に進んでいくためには、それしかないから」³⁵⁾

社会変革を勝ちとる

思春期の青少年たちが、同世代の行動に影響を及ぼすことによって社会的変革を勝ちとろうと試みている例は、世界中で枚挙にいとまがない。ユーゴスラビアのモンテネグロでは、ユニセフが支援して開かれたセミナーで、赤十字の若者ボランティアがピア・エデュケーション（同世代による教育・意識啓発）の訓練を受けた。ボランティアたちは、10代が直面する可能性がある諸問題を、革新的なロールプレイの手法を用いて演劇にする。取り上げるのは、セックスするかどうか、危険をともなう行動にどのようにノーと言うか、HIV／エイズを含む性感染症から自分自身をどのように守るかといった問題である³⁶⁾。

10代のピア・エデュケーターは、アフリカ全土でもHIV／エイズとの闘いを繰り広げている。たとえばザンビアの若者に優しいクリニックは、演劇、詩、音楽、電子メディアを通じ、HIV／エイズ、その他の病気、妊娠などについてのもっとも重要な情報が伝えられる場所である³⁷⁾。ピア・リーダーはカメ

ルーンでも活動中であり、住居周辺の地図を作成して、危険をともなう行動が起こる可能性のある場所（バー、ビデオルーム、陸軍兵舎など）がわかるよう

にするとともに、すでに存在する若者グループを見つけ出して、協力しながらHIV／エイズに関する意識啓発に取り組んでいる³⁸⁾。一方ナミビアでは、10代の妊娠の減少とHIV／エイズの予防を狙ったライフケース・トレーニングを若者たちが進めており、これまでに、学校に行っているか行っていないかを問わず10万人の同世代にトレーニングを施してきた³⁹⁾。

思春期の青少年が他の若者の危険な行動にとりくむという考え方とは、米国的一部地域でも興味深いかたちで実行に移されている。思春期の青少年が、同世代に対して裁判所で刑を言い渡す役割を担っているのである。このような「ティーン・コート」（10代の裁判所）では、8～18歳のボランティア（なかにはかつて罪を犯した者もいる）が弁護人、裁判官、陪審員として関わり、暴力犯罪以外の犯罪、交通違反または校則違反について同世代を裁こうと試みる⁴⁰⁾。このようなモデルは、ドイツや日本でも模索されているところである。

タイでは、「子どもと女性に対する暴力を終わらせるためのユース・キャンプ」の一環として、60人の若者がトレーニングを受けてボランティアになり、コミュニティにおけるドメスティック・バイオレンスの監視活動と、それをなくすためのキャンペーンを進める触媒の役割を果たした。このとりくみの結果、現在、ドメスティック・バイオレンスに関する国レベルの法律の見直しが進められている⁴¹⁾。

障害を持った人々は、幼児期だけでなく思春期においても、普通の日常生活パターンから排除されるのが当たり前という状況である。ベラルーシでは、ユニセフの支援により、障害を持った若者を社会に統合し、より自立した生活が送れるように訓練し、労働スキルを身につけられるようにするためのプログラムが実施されている⁴²⁾。イラン・イスラム共和

国では、ユニセフのプログラム立案プロセスに障害を持った子どもの見解や意見を包摂することが、3回のセミナーを通じて保障された。そのセミナーには、言語障害、聴覚障害、視覚障害、行動障害のある男女の子ども150人が全国から集まり、共通の

問題について話し合うとともに、役に立つ方策や活動を挙げた。それに加えて、イランによる子どもの権利条約批准記念日を祝うためのセミナーも、障害のある子どもたちの手で主催された⁴³⁾。

問題：おとなに搾取される子どもたち

思春期の青少年の可能性、彼らが前向きな成果を収める可能性を認めつつも、おとの恥知らずな行動によって彼らが生命の危険にさらされる恐れが大きいことも、どうしても認識しておかなければならない。たとえば、強制労働や売春をさせるために子どもを人身売買すること、子どもを兵士として無理やり徴用することなどである。

1b子どもの人身売買は年間10億ドル規模のビジネスになっており、推定で120万人の子どもが毎年犠牲になっている⁴⁴⁾。

1b農業や家事労働で搾取することを目的とした子どもの人身売買が、近年、サハラ以南のアフリカで問題になってきている⁴⁵⁾。

1b買春目的の少女の人身売買は、東南アジアでは長年の懸念である。高い利益を持つ人身売買ネットワークに警察官、親族、国境警備官が関与し、それぞれが儲けの分け前にあずかっている可能性もある⁴⁶⁾。

1bモルドバ、ルーマニア、ウクライナから西ヨーロッパに売買されていく女の子の人数が急激に増えている。その仲介をしているのは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、あるいはコソボ（ユーゴスラビア）に本拠地を置くギャング団である⁴⁷⁾。

1b推定30万人の子どもが、兵士、運搬要員、伝令、料理人あるいは性奴隸などとして、無理やり軍務に就かされていると考えられている。アフリカだけで12万人である⁴⁸⁾。

以上は極端な例だが、思春期の青少年はどんな社会でも、もっとも社会の周縁に追いやりられ、虐待され、搾取され、ないがしろにされやすい年齢層を占める。保護したいという気持ちをおとなに抱かせるほど幼くはなく、おとの社会の力と可能性を手にするほどには年齢がいっていない青少年たちは、危険なほど無力な状態にまとも置かれやすいのである。ほぼすべての国に、都市中心部の路上でかろうじて生計を立てている青少年が存在する。もっとも最近の推定では、このような子どもの数は1億人にものぼる⁴⁹⁾。彼らの多くは、仕事は路上でするけれども夜は家族のもとに帰る。しかし、保護と愛情に満ちた家庭など、はるか手の届かない子どももいる。安心して帰れる場所としての家庭を経験したことがない子どもも多い。家を離れ、路上に飛び出そうと決心する一番のきっかけが児童虐待であることが多いからである。

路上で生活する子ども、あるいは、ほとんどの生活時間をそこで費やす子どもは、どんな国でも、あらゆる面でいっそうの危険にさらされている。栄養不良やHIV感染から、地下の麻薬売買に引きずりこまれることまで、危険の内容はさまざまである。一部の都市では、彼らの生存そのものが毎日のように危険にさらされている。法律に触れるような生活をしているため、地元当局と衝突するが多くなるのも避けられない。多くの国で実施された研究では、このような子どもたちにもっとも強くしみこんでいる恐怖は、暴力的に殺されるのではないかという恐怖である⁵⁰⁾。

解決：組織化して身を守る子どもたち

ブラジルでは、都市の路上で生活している男女の子どもたちが、MNMMR（全国ストリート・ボー

イズ・アンド・ガールズ運動)に参加の場を見出した。この運動に参加することにより、子どもたちは自分たちの権利を知り、人生に対する見方を改め、権利のために闘うことができるようになったのである。1985年、地方グループの代表である思春期の青少年が出席して開かれた全国会議のあと、すでにストリート・チルドレンとともに活動していたエデュケーター(教育活動家)によってこの運動は結成された。1986年には、全国の路上で生活している子どもたち約600人とストリート・エデュケーターが会議を開き、運動の4大目標を次のように定めた。

①b 貧しい子どもを貧しいという理由で処罰する法律を変える

②b 暴力と闘う

③b もっと多くの男の子・女の子が参加できるよう、運動を支援・拡大する

④b エデュケーターや活動家を訓練し、このような子どもたちとともに活動するのに必要な能力と適切

なアプローチを発達させる

運動は、以上を目標とし、2つの組織レベルを通じて、ネットワーク、相互支援および教育手法を強化するために設置された。2つの組織レベルとは、*æ*、地方・州レベルのエデュケーターおよび全国調整担当者と、*æ*、「ヌクレオス・デ・バセ」(基本的核)に参加し、自治体・州・国レベルで会合を開く男女の子どもたちのグループである。全国会議は3年ごとに開かれており、2002年には同国の首都ブラジリアに男女の子どもたち1,000人以上が集まった。

この運動は、国レベルの法改正にも重要な影響を及ぼしてきている。1988年には、ブラジルが25年の軍事独裁政治から脱するのを期して改正されたブラジル憲法に、子どもの権利条約を凝縮した規定を置くことに成功した。1990年子ども・青少年法の制定につながった議論にも、積極的に参加した。もうひとつの活動戦線では、ストリート・チルドレンの抹殺者集団を非難するうえでも主導的な役割を果たしてきた。

路上で時間を過ごしてきた男の子・女の子たちは、運動に参加することを通じ、家庭やコミュニティの生活に復帰すること、学校に行くこと、自分の権利のために闘える自分自身の空間を利用することを学んだのである。

「さまざまな協力関係が必要であり、とくに子どもたち自身の協力を求める」

子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言（1990年）

アフガニスタンの家庭。11歳の写真家サビーナのカメラに、3人の子どもたちがまっすぐな視線を向ける。他の家族は食事に集中している。

パネル 5

国づくり

子どもたちは世界中で、自分たちに影響を与える法改正の問題について声をあげるようになっている。そして多くの国では、政府も耳を傾けるようになりつつある。

子どもジルガ

アフガニスタンでは、子どもジルガ（議会）が、同国の子どもたち数百万人が直面している困難な状況にとりくもうとしている。親の一方または双方を失った子ども、紛争のために避難を余儀なくされた子ども、地雷で障害を負った子ども、栄養不良に苦しむ子ども、5歳の誕生日を迎える前に死んでしまう子どもなどである。アフガニスタン政府は、保健省や教育省など複数の省庁が参加する、子どものための国家委員会を設置するよう要請を受けてきた。「そうすることによって——」と、子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表のオララ・オトゥスは説明する。「政策づくりや資源配分の際、子どもたちが中心に置かれるようにするのです」

若い国

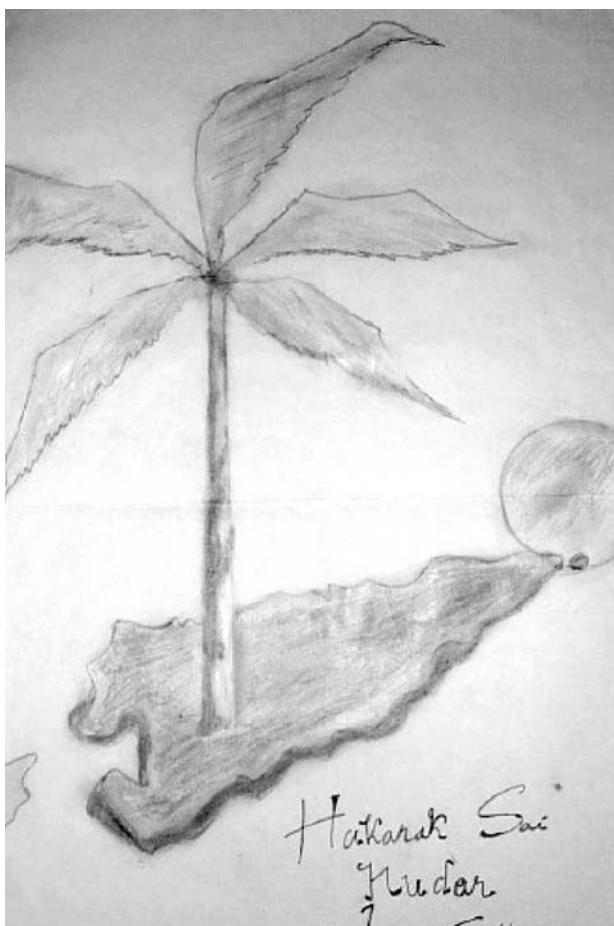
東ティモールでは、独立が祝われた2002年5月20日の9日前に学生議会が開催され、議会議事堂で開会式を執り行った。新しい国が独立に向けて動いていくなかで、ユニセフはそのパートナーとともに精力的なキャンペーンを展開し、若者たち向けの民主主義教育を実施していた。「子どもや若

ティモールのココナツヤシは新しい若木を伸ばし始めたばかりである。「これから、この木には曲がってほしくない。まっすぐな木に育って、均等に影を伸ばして、傾いたり、他の木から光をさえぎったりしない木になってほしい」
ジレス・ソアレス（18歳）

'Through the Eyes of the Children', UNICEF, Timor-Leste.

者とともに国造りを」という標語のもと、ユニセフは若者が政治的プロセスに参加するよう奨励した。このキャンペーンから学生議会が誕生したのである。

学生たちは、ヘルスケアから教育、HIV／エイズに至る広範な問題について話し合い、22項目の決議を採択した。彼らは新政府に対し、子どもの権利条約を含む人権文書を批准すること、農村部での保健・教育を向上させることを求めた。





Afghanistan / Ilham - your education will open many doors

学生議会は、セルジオ・ヴィエイラ・デメロ国連暫定行政機構代表の諮問機関である憲法制定議会が最高機関だった東ティモールで、初めて開かれた議会である。国民によって選ばれたシャナナ・グスマン大統領は、閣僚評議会とともに、学生議会の9日後にデメロ氏から統治権限を引き継いだ。学生議会の報告書は、正式な議会に対し、2002年の会期中に提出される予定である。ユニセフは教育省と調整を図りながら、2002年度中にいくつかの高校に学生議会を設置する予定にしている。

「子どもたちは東ティモールにとって大切です」と、学生議会議長のゲルマノ・ダコスタは言う。「この国は若い国だし、僕たちは若者です。家を建てたり食べ物を栽培できたりするのもいいけど、子どもたちの力を伸ばしていかないといけません。子どもたちが、僕たちにとって未来の保障なんです」

参加のチャンス

世界の別の場所に目を向けると、南アフリカ法律委員会(SALC)が、子どもに関わるすべての法律の包括的見直しに携わっている。見直し作業は1990年代に始まった。アパルトヘイトが終焉し、最初の民主選挙が行われた1994年以前にさかのぼる子どもケア法制について、不満が広がっていたためである。

1996年と1999年に緊急の改正がいくつか行われたあと、

現在では現行法の全面的・徹底的見直しが進められている。全国の子どもたちがワークショップやディスカッション・グループに参加し、子どもたちのコメントは、同委員会が2001年に予備的勧告を作成したときに考慮にいれられた。その後、子ども法案が完成し、現在は社会開発省預かりのかたちになっている。承認されれば、法案は議会に提出される予定である。

SALCは、子どもたちに直接の影響を与える法律の緊急改正について子どもたちと協議し、子どもたちがおとなと同等の立場で法改正プロセスに参加できるようにした。子どもたちの意見は他の利害関係者のそれと同等に考慮され、いくつかの例では子どもたちの意見が決定的なものとなった。そのひとつの例は、16歳未満の子どもの雇用を禁止する規定を18歳未満のすべての子どもに拡大することを見送るという決定である。

子ども参加プロセスの第三者評価では、法改正プロセスに参加し、自分たちの声を聞いてもらう機会が保障されたことを、子どもたちが高く評価していることが明らかになった。ある子どもの言葉を借りれば、次のとおりである。「私たちは意見が言えたし、必要にされている、大事にされていると感じることができた。参加して、自分たちの考えを話して、聞いてもらうチャンスを与えられたのも嬉しかった。私たちの発言から、何か役に立つものを見つけてくれればと思う」



6

子どもたちの声に耳を傾ける

「ときどき、みんな僕にもっと早くおとなになれと思っているのかな、って感じるときがある。年齢だけを理由に、僕が言うことやできることを尊重してもらっていないような気がするんだ」

ニック・サンチェス・フッド（15歳）カナダ

現在の世界から、子どもの意見が日常的に求められる世界へと移っていく旅は、一夜のうちに完結させることはできない。知的な旅というものが常にそうであるように、このプロセスがうまくいくかどうかは、新たな知識を獲得し、理解を増し、恐れや抵抗を克服できるかどうかにかかっている。そして、必要な知的作業が行われ、新しい理解が実行に移されていくにつれて、新しいスキルをすべての関係者が——子どもとおとな、家族、地域住民、都市や諸機関・団体の運営に携わる人々が——身につけなければならなくなる。

家庭

家庭は、子どもが最初に参加を身につける場所であるがゆえに、他の人の見方を尊重しながら自分の意見を表明することを身につける理想的な場もある。国連・子どもの権利委員会が初期のころのある会期で述べたように、「伝統的に、子どもはおとな

に依存した、目に見えない、受動的な家族構成員だと考えられてきた。最近になってようやく、子どもは『見守る対象』にされるようになり、……意見を聽かれ、尊重される機会を子どもに保障しようという動きも力を増しつつある。……そうなれば家庭は、子どもも含む構成員のひとりひとりにとって、民主主義を経験する第一段階として理想的な枠組みになるのである」⁵¹⁾。

けれども、親や拡大家族が直面する課題は一筋縄でいくものではない。子ども参加を支援する責任と子どもを保護・指導する責任を、どちらもバランスよく果たさなければならないからである。親は、毎日のように、そしてしばしば瞬間瞬間に、子どもの権利条約第5条を実践に移しながら子どもの「能力の発達」について判断している（もっとも、親は自分の決定について説明するのにこういう用語を用いないのが通例だが）。多くの機関・団体が、家庭が果たす決定的かつ重要な役割を認識し、親や家庭の

16歳のクリフィリテ・ダーがブルキナファソの路上で出会った、写真を撮られるのに慣れていない2人の男の子。

Burkina Faso/"Imagine - your photos will open my eyes"/GTZ/2002

努力を支えるプログラムやアドボカシー・キャンペーンを展開してきた。たとえばユニセフのラテンアメリカ・カリブ海地域事務所は、思春期の青少年とともに活動するための一連の政策ガイドラインを策定し、さまざまな方法で家庭を強化する公共政策を求めている。その方法とは次のようなものである。

1. とくに雇用、所得、居住、教育および保健に関する、経済面・物質面での支援。
2. 子どもが危険にさらされた場合、または家庭が窮乏した場合に、コミュニティで子どもを保護できるようにするコミュニティ・プログラム。
3. 家庭が生徒を学校にやり、中途退学させなくても良いようにするための学生奨学プログラム。
4. 親が責任を果たすこと（男性が父親であることを法的に認知することも含む）、父親が子どもの養育・子育てに積極的に参加すること、男らしさに関してもっと肯定的な見方をすることの奨励。
5. ジェンダーにもとづく差別を強化するのではなく、平等と共同責任を基盤とした文化モデル・文化的慣行の奨励。
6. ドメスティック・バイオレンスに対抗する法律やプログラムの運用とともに、女性と子どもの権利、暴力の防止、紛争や相違を平和的に解決する方法に関する訓練の実施。
7. 子どもや青少年にとって有害な社会的慣行を根絶する法律の運用。
8. 子育てのスキルを高めるためのプログラムの提供⁵²⁾。

子どもの声に耳を傾ける機関・団体

伝統的に、息子や娘にとって何が最善か一番よく知っているのは親であると考えられてきたのとちょうど同じように、子どものために活動しているさまざまな公的機関も、「自分たちの」プロジェクトの受益者である子どもたちの意見を考えずに活動する傾向があった。しかし、そのために悲惨な結果がもたらされることもありうる。たとえば英国では、1980年代から1990年代にかけて一連の公的調査が行われ、子どもを家庭での被害から守るために設置された児童ホームの職員による、組織的な身体的・性的虐待の証拠が明らかにされた。調査の結果得られたもっとも重要な教訓のひとつは、次のようなものだった。すなわち、このような広範な虐待が起こったのは、関係する子どもにまったく発言権がなかったためである。子どもたちは、苦情を申し立てても信じてもらえず、それどころかその報いとしてさらなる虐待を受けやすい立場に置かれてしまった⁵³⁾。

これを裏返せば、プログラムや政策において最初から子どもの視点が考慮されていたら、すべての人にとっていっそうよい結果を生み出すことができるということである。クライストチャーチ（ニュージーランド）の事例はこのことを実証している。地元当局は、6車線の大通りが小学校の横を通っている場所の制限速度を時速60キロにするよう提案し、地域住民とも充分に協議したと考えていた。ところがクライストチャーチは普通の都市ではなく、1997年から市の「子どもアドボケート（擁護者）」が設けられていたのである。子どもアドボケートは、当の学校の子どもたちが協議の対象にされていないと指摘した。すると子どもたちは、時速60キロという制限速度は高すぎると指摘し、時速40キロ区間を設けたほうが、自分たちにとってだけでなく地域の高齢者にとっても安全だと主張した。制限速度を試行的に時速40キロとすることが合意され、まもなく学校であることを運転手に示す点滅灯もあわせて用いてみたところ、その効果が絶大だったため、その後、これが全国統一の都市計画基準にされた⁵⁴⁾。

ニュージーランド政府は現在、子どもたちの利益を国レベルの意思決定の中核に位置づけようと試みているところである。政府が策定した7項目の「子どものための課題」には、政府およびコミュニティの意思決定プロセスのなかで子どもの意見が考慮される機会を拡大することも含まれている⁵⁵⁾。

インドネシアでNGOとして活動しているプラン・インターナショナルも、子どもたちとの協議によってその経験を変容させるに至った機関である。プラン・インターナショナルとしては、パディ村で上々の成果を収めたと考えていた。何が必要かという点について村の委員会と話し合い、道路や掘込み便所を建設し、校舎とクリニックの改修を実施したのである。コミュニティの指導者たちも、満足しているとはっきり述べていた。

けれども、道路や新しい水道設備から離れた山麓に住んでいる最貧層にとってもこの事業が役に立つ

たのかどうかという点については、疑念が残っていた。そこで、近くのケボンサリ村で事業を実施することになったとき、プラン・インターナショナルは異なるやり方で作業を開始した。学齢期の子ども150人と協議するとともに、地元の芸術家グループを活用することにしたのである。子どもたちは、プラン・インターナショナルは一番貧しい子どもたち、すなわち親が出稼ぎに行った子どもや土地を所有していない子どもを対象として活動を始めるべきだと、強く主張した。また、家や学校でぶたれたり叩かれたりすると文句を言った。危ない橋の改善を求める署名を開始し、地区責任者に改善を約束させた。少女たちが延々と歩いて水を汲みに行くのではなく、もっと勉強の時間を持てるよう、給水ポンプを敷設してほしいと要望した。

ケボンサリで実行された教訓——子どもたちに最初から参加してもらえば付加価値が高まる——は、いまではインドネシアにおけるプラン・インターナショナルのプログラムの基盤である。子どもが目上の人々に従うことを期待する文化のなかにあって、子どもたちのグループはさらに、農村部の図書館運営、小規模所得獲得プロジェクトの実施、自分たち自身の雑誌の編集、子どもが子どもに働きかける保健プログラム、ゴミ処理にも参加するようになっている⁵⁶⁾。

子どもは見守る対象であり、意見を聴く対象ではないといまなお広く考えられている文化・状況にあっては、子どもたちと協議するのも容易ではないだろう。けれども、インドネシアにおけるプラン・インターナショナルの活動事例に示されているように、子どもたちとの協議という実践が広まりつつあることには、もっとも重要な理由がある。それは、子どもたちのニーズが本当の意味で考慮されれば、結果的にコミュニティ全体にとっての向上につながりやすいということである。たとえば、子どもたち

Christine Norton/UNICEF/2002

はもっと安全な道路やもっときれいな環境を要求することが多いが、これは子どもたちだけではなく圧倒的多数のおとなにとっても利益となる。

集団としての子どもたちと——地域、国レベルで、ひいては国際的なレベルで——協議することは、政策・計画立案者にとってもこのうえなく役に立ちうる。バングラデシュでは、「子どもの性的虐待・搾取に対する国別行動計画」の策定を担当することになった政府機関が、まず当事者の子どもたちと協議を行った。セックスワークに従事している子ども、人身売買の対象とされた子ども、虐待を受けやすい立場に置かれている子どもなどである。子どもたちの報告から、警察官、裁判官、その他の国家公務員が人身売買に関与しているという疑いが浮かび上がってきた。子どもたちの勧告はほとんどが行動計画（2002年）に盛り込まれ、行動計画の監視・実施の一環として「子ども委員会」も設置されることになっている⁵⁷⁾。

子ども参加のとりくみに関する情報を共同で収集・評価・分析しようとする試みは、世界中の国々や地域で行われるようになりつつあり、国際的レベルでも増えてきている。そういう場のひとつが「子どもはパートナー連盟」（CAPA）である。子どもとともに活動している国際・国内NGOの連合体であるCAPAは、最近、国連子どもの権利委員会やカナダ政府の代表、青少年団体に参加する若者、研究者と会合を持った。CAPAの目的は、「若者とのパートナーシップにもとづく世界中の」活動経験に学び、こうした経験に関する利用しやすいデータベースを構築することである。目標としては、計画の立案・実施、調査研究、政策対話ならびにアドボカシーの実践のための基準を確立すること、生活のあらゆる側面に影響を及ぼす決定に子どもが参加する権利を実現するため、高度なアドボカシーを進めること、子どもが主導する団体や子ども・若者による参加型調査研究の発展を支援することなどが挙げられている⁵⁸⁾。

子どもの声に耳を傾けるおとな

以上の例が実証しているのは、子どもたちとの協議には価値があるということだけではなく、おとの側に、考え方やアプローチの転換が求められているということである。このような転換は、子どもや青少年の声に耳を傾け、彼らを理解する能力を伸ばすためにも、「真剣な」議論に子どもや青少年を巻きこむためにも、必要である。

子どもと協力して活動しようと自然に思いつくおとなはほとんどいないものの、多くの人々は、公共教育キャンペーンなりもっと具体的な研修なりを通じて、そうすることが大事だと納得するようになった。子どもたちのもっとも近くで生活・活動している人々——親、教師、子ども指導員——は、真っ先に考え方を変えることが多い。けれども、ヘルスワーカーやタウン・プランナーのように、子どもとはほとんど関係がないと伝統的に考えられてきたその他のおとなも、そうなのである。

さまざまなグループに属するおとなたちが、子どもや青少年に対する見方、彼らとの関係の持ち方を「正常化」しようと、ますます一生懸命になっている。ジャマイカとモンゴルのように、背景も伝統もまったく異なる国々が、子どもの自己表現の権利を奨励するため、トレーニング・ワークショップを通じて親や教師、カウンセラー、弁護士のスキルを向上させようと努めていることについて、国連子どもの権利委員会から賞賛してきた。

米国では、「子どものいのち評議会」のもとに、診療所や病院で子どもが感じるストレスやトラウマを少なくしようとがんばっている保健分野の専門職が集まっている。同評議会のユニークな点は、子どもを対象とした仕事ぶりを向上させるため、保健専門職の試験と適性認定を行う厳しいシステムを用意していることである。同評議会の理念と実践には次のようなメッセージが通底している。すなわち、子どもと関係を持ち、子どもの声に耳を傾けることは「子どもの遊び」ではなく、必須の資質として実務者が学習し、適性を認められなければならないものだということである⁵⁹⁾。

おとなの訓練のやり直しがどのように可能になるかというひとつの例は、インドのコルカータ（カルカッタ）に見出すことができる。同地では1998年から「子どもに優しい警察イニシアチブ」が実施されており、これまでに42の市警察署が参加した。警察官は、貧しい子どもたちや罪を犯した少年の権利についての意識を高め、社会福祉・保護機関との連携を発展させることを目指したコースに出席する。警察は、ロータリー・インターナショナルの支援を受けて、毎週日曜日の朝に警察署のなかでヘルスクリニックを開設している⁶⁰⁾。ユニセフが支援する同様の取り組みも、インド南部の都市バンガロールで成功を収めてきた。ここでは、警察官とストリート・チルドレンがいっしょにトレーニング・セッションに参加し、子どもの権利、困難な状況への対処法などについて学ぶ。これまでに1,700人の警察官がトレーニングを受け、5つの警察署が「子どもに優しい賞」を授与された。「子どもを犯罪者として扱わないようにしています」と、警察官のひとりは言う。「子どもたちを非合法な活動に引きこんだのは何か、それを理解しないといけないんです」⁶¹⁾

エルサルバドルでは、1995年、スウェーデンのレッダ・バルネンとセーブ・ザ・チルドレン英国の支援を受けて、ユニセフによって「子ども・青少年の人権擁護」プロジェクトが開始された。その目的として掲げられてきたのは、家庭内の関係、対人関係、制度内の関係に蔓延している「無権利」文化を変容させることである。「人権擁護」プロジェクトの一環として、「若者ネットワーク」が同国の歴史上初めて教育大臣と会見し、子どもと若者のための公共政策に関する詳細な提案を行った。提案の中には、妊娠した女子は退学しなければならないという方針の撤回も含まれていた。この提案は、国家家庭事務局が「国家子ども・青少年政策」を策定する過程で考慮にいれられた。

「人権擁護」プロジェクトの結果、子どもや青少年の関心事がタウンホールの公開討論などでも取り上げられるようになった。市長たちも子どもや青少

子どもに優しい自治体戦略

それは、子ども、NGOおよび市民社会の代表を含むあらゆる関係者の参加を得るとともに、次のような特質を備えたものである。

- ① 子どもの権利条約全体に根ざしている。
- ② 政府から高い優先順位を与えられている。
- ③ 地方・国レベルの他の計画に統合されている。
- ④ 地方分権化された実施手続を採用している。
- ⑤ 優先課題が明示され、実施期限を定めた測定可能な目標が含まれている。
- ⑥ すべての子どもを対象としている。
- ⑦ 幅広く普及されている。
- ⑧ 定期的に評価・モニターされている。

出典：Riggio, E., 'Child Friendly Cities: Good governance in the best interest of the child', *Environment & Urbanization*, vol.14, no.2, October 2002.

年の問題にとりくむようになり、予算の決定のときも彼らの権利を優先させるようになった。このような優先順位の向上は、とくに、公園、広場、スポーツ複合施設、図書館、橋の建設、教育センターや道路といった基幹設備の改修、森林復活や環境保護、警察による安全確保の強化などに表れている。国家文民警察の警察官がコミュニティの青少年に対する態度を改めた例も、枚挙にいとまがない。さらに、親と教師も子どもや生徒のしつけの方法を考え直すようになり、虐待の通報が減少した。

子どもの声に「耳を傾ける」街

「子どもに優しい街」イニシアチブとは、子ども参加を最大限に拡大するような都市空間を創り出すためのおとなによる試みであり、ますます時宜を得

た考え方になりつつある。世界の都市では、ますます多くの地方公的機関や計画担当者が、地方レベルで——子どもが生活しており、変化をもたらしうる場所で——子どもの権利を実施するために、また都市環境を子どもにとっていっそう健康的なものにするために、奮闘しているところである⁶²⁾（囲み記事「子どもに優しい自治体戦略」47ページ参照）。都市で生活している子どもは約10億人——世界の子どもの総人口の半数近く——にのぼっており、そのうち少なくとも80%がアフリカ、アジアおよびラテンアメリカに暮らしている。開発途上国では、都市人口の3分の1から半数が貧困ライン以下の所得しかないことも珍しくなく、不法に建てられた共同住宅で、安全な水や充分な衛生設備へのアクセスも限られたまま暮らしている人々も多い⁶³⁾。

「子どもの擁護者としての市長」イニシアチブは、子どもの権利を追求する営みに自治体の指導者を巻きこむ方法として、1992年に開始された。そこでは、地方分権化によって、基本的サービスの責任がこれまでにない規模で地方政府に委譲されつつあることが、世界中で生じている現象として認識されていた。このことは、地方政府の権限が強化されたことによって子どもたちの生活や環境を変えやすくなつたということだけではなく、若者の参加や若者との協議も、国レベルで進めるよりもいっそう実行しやすくなつたことを意味する。そのことは、1996年に第2回国連人間居住会議（ハビタットII）が開催され、子どもたちの幸福は健康的な都市の究極的指標であることが強調されて以来、ますます重要なってきた。

イタリアでは環境省が「子どもに優しい街」イニシアチブの調整を担当しており、2001年までに約200の都市がこの運動に加わっている。新しいア

イディアは毎年の会議で共有され、さまざまな分野（

一例を挙げれば、子ども中心の都市計画）でもっとも優秀な成果を發揮した都市には賞が授与される⁶⁴⁾。フィリピンでは、この運動には国家的な側面も加わっている。目標重視のプログラムが策定され、家庭からバランガイ（近隣地区）、市または広域行政圏に至るまでのあらゆるレベルで子どもの権利の原則を促進することが目指されているためである⁶⁵⁾。一方、ウクライナには強力な「子どもの権利を支持する市長」運動が存在し、2000年には35の市の市長が、子どもの健康、発達、保護に影響を及ぼす政策の企画、立案、実施および評価に子どもの参加を保障すると約束している⁶⁶⁾。

コルカータ（インド）では、全市レベルの行動計画により、働いている子どもやホームレスの子どもを含む都市の貧しい子どもたちを保護し、基本的サービスを提供していくことに熱意を傾ける主要機関が結集している。野心的なプロジェクト調査により、学校に通っていないすべての子どもが特定された。このような子ども全員を教えるには学校の数が足りないため、市当局は700か所の初等教育センターを設置中である。これらのセンターはNGOが管理し、「裸足の教師」として特別訓練を受けた若者によって運営される⁶⁷⁾。

パレスチナのような紛争地にさえ、「子どもに優しい街」イニシアチブの例は存在する。子どもの権利を実施するにあたってコミュニティ参加を促進するため、15か所の「子ども活動センター」が設置されたのである。センターが焦点を当てているのは年少の子ども、とくに女の子や特別な保護を必要とする子どもたちだが、思春期の青少年も参加しており、センターの活動を手伝えるようトレーニングを受けている⁶⁸⁾。

「子どもの声に耳を傾け、その参加を保障する。子どもと思春期の青少年は、すべての人のためのよりよい未来の構築を助ける力をもった、資源に富んだ市民である。われわれは、子どもと青少年が、その年齢および成熟度に応じて、自己表現し、かつ、自分たちに影響を及ぼすすべての事柄に参加する権利を尊重しなければならない」

「子どもにふさわしい世界」の宣言(2002年)

**旧ユーゴスラビア・マケドニアで、さまざまな物事に思いをはせる女の子。
この国で若者として暮らすことについての気持ちを書きとめる姿が、若い友
人の手によってフィルムに焼き付けられた。**

パネル 6

子どもたちにきいてみた

子どもや若者にどう思うかと尋ねることは、どうも居心地の悪い瞬間をもたらしかねない。彼らの発言を私たちが気に入らなかつたら、どうすればいいのだろうか。その点からすると、コフィ・アナン国連事務総長は勇気あるリーダーシップを發揮し、2002年の国連子ども特別総会で、意見を表明するよう子どもたちに促した。「いまではおとなが仕切っていましたが、いまや子どもたちとともに世界を創っていくべき時です。みなさんのがんばることを、約束します」と、事務総長は述べたのである。

そして子どもたちは話をした。大きな、はっきりとした声で。「セイ・イエス・フォー・チルドレン」キャンペーンの成果——約9,500万人による誓いの署名——を提出するとき、彼らは世界の指導者たちにこう言った。みなさんが子どもたちのためにリーダーシップを發揮するのを、9,500万人の人々が待っている、と。そして9,500万人の人々が、すべての子どもの権利を確保しようとするみなさんの努力にいつでも手を貸してくれる、と。

子どもたちは、総会に対するアピールのなかで、貧困、戦争、暴力のない世界を求めた。自分たちに影響を与えている問題の解決を手伝うため、自分たちの知識と創意工夫の才を活かしたいと述べた。「私たちには意志があり、知識があり、感受性があり、献身があります」と、彼らは主張した。

特別総会全体を通じて、彼らはあらゆる場所にいた——あるいは、そう見えた。子どもたちと若者は、会合の司会を務め、世代間対話セッションで世界の指導者たちと熱心に議論し、メディアに向かって自分たちの視点や期待について語った。問題を提起し、状況を分析し、明確なビジョンとともに解決策を提示した。

世論調査

特別総会へと至る1年の間に、複数の国にまたがって実施された子どもの意見調査としてはこれまででもっとも大規模なものひとつである調査が実施された。東アジア・太平洋諸国、ヨーロッパ・中央アジア、ラテンアメリカ・カリブ海諸国全域の72カ国で、9~18歳の子どもたち4万人近くが、学校、生活のなかの暴力、政府に対する期待などのトピックについて意見を出し合ったのである。ユニセフがそのパートナーとともに実施したこの調査では、子どもたちの過半数が、親や教師とはよい関係を保っていること、たいていの時間は幸せだと感じていること、さまざまな経済問題、社会問題、環境問題を深く気にしていることを報告している。

けれども、次のような苛酷な現実について語った子どもや若者も、あまりにも多い。

1b家庭、学校、自宅周辺で暴力を経験している

1b貧しい子ども、障害児、マイノリティの子どもたちに対し、自分の国で差別が行われている

1b失業や経済状況について不安を覚える

1b自分の権利、薬物、HIV／エイズ、性的関係に関する情報がない

1b政府は、質の高い教育をもっと優先課題に位置づけなければならない

1b自分の生活に影響を及ぼす決定について意見を言ったり、



Ivan Biacou/Directa Known Initiative

参加したりする機会がない

1b政治や政治家の伝統的なあり方に幻滅している

このような結果は、それ自体、私たちの社会の状態と価値体系について雄弁に語ってくれている。耳を傾けられなくとも、注意を払われなくても、それは私たちの民主主義の未来に不吉な陰を投げかけているのである。

ラテンアメリカ・カリブ海諸国の子どもたちの3人に1人は、政府とその関連の制度をほとんど、あるいはまったく信頼していない。子どもたちは、こうした制度にとって自分はまったく重要でないと感じている。

ヨーロッパ・中央アジアでは、選挙で投票することが国の状況を改善する効果的な方法だと考えている子どもは10人に4人だけである。3分の1弱は政府に信頼感を抱いているが、3分の1は逆に政府を信頼していない。あこがれの有名人を思いつくまま挙げてくださいという質問に対して政治家または政治指導者を選んだ子どもは、100人に2人しかいなかった。

東アジア・太平洋諸国では、調査対象とされた子どもたちのうち、一番あこがれる人物として大統領や首相を挙げたのは3%にすぎない（東ティモールは顕著な例外で、21%が大統領の名前を挙げた）。ラテンアメリカ・カリブ海諸国では状況はさらに悲惨である。調査対象とされた子どもたちの多くは、指導者の名前をまったく挙げなかった。自分の国は今後悪くなると考えている子どもも多い。その理由のひとつは、政府には問題を解決する能力がないととらえているからである。

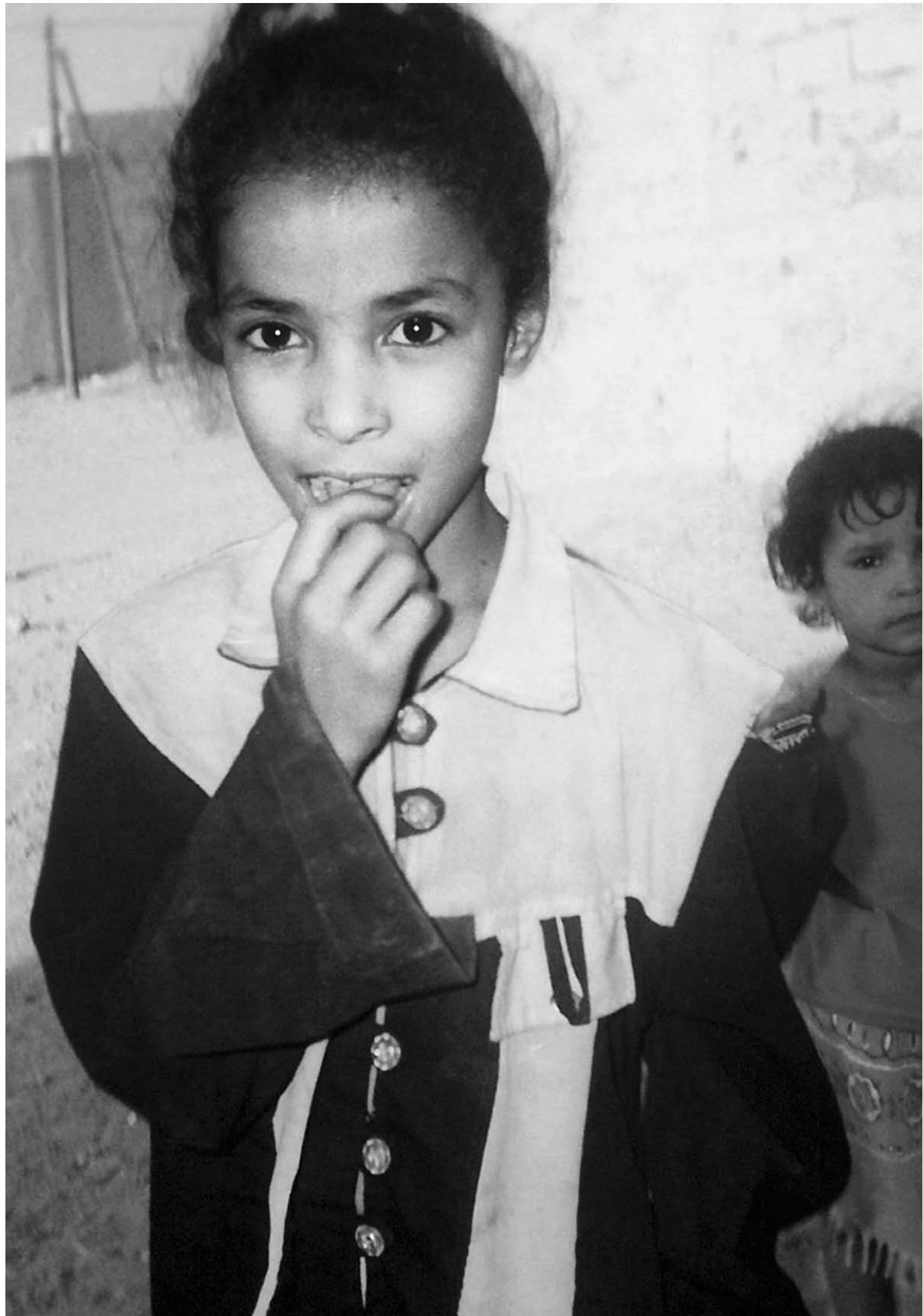
また、調査対象とされたすべての子どもたちの間で、政治家や警察官・教師に対する信頼は年齢とともに、そして——おそらくは——経験を積むにつれて、弱まっていった。

そしてこれからは？

多くの国の政府関係者は、子どもたちの生活に影響を及ぼす決定をするさいに子どもたちの声に耳を傾け、その意見を考慮にいれることの重要性を、この調査結果で痛感させられたと認めた。たとえばラテンアメリカの21ヵ国の大統領は、第10回イペロアメリカ・サミットに集まった際、子どもたちや若者の状況をもっと深く検討すると誓っている。世界最大の地域安全保障機構である欧州安全保障協力機構（OSCE）は現地駐在部隊に対し、民主的市民、公民教育、紛争防止および安全保障の強化を目的としたプログラムの活性化と方向づけのために、この調査結果を活用するよう要請した。

地域世論調査が行われなかつたところでは、指導者たちは国レベルの調査、協議、若者会議などを通じ、子どもや若者が何を懸念しているのか学んできた。たとえばアンマン（ヨルダン）では、16ヵ国の中学生が地域若者フォーラムに集まり、仕事と教育、タバコを吸う若者や紛争下にある若者が膨大な人数にのぼることなど、もっとも重要な問題についてのとりくみを提案している。

ここに至つて、今度は私たちの番である。私たちは子どもたちに、何を思い、何を望むかと尋ねた。そして子どもたちは答えてくれた。「これからが——」と、特別総会の閉幕にあたってキャロル・ペラミーは述べた。「行動の時です」



7

参加の空間

子ども参加を最大限に拡大することは、おとの世界の設計図を書き直すということである。そこには、おとなが子どもたちの提案に耳を傾け、それを実現する空間を用意するという行為がともなう。それは、子どもたちが、自分の力を発達・洗練させ、民主主義的価値を実践に移すよう奨励されるということである。それが実現できるかどうかは、おとなが管理権、権限、意思決定、情報を共有するかどうかにかかっている。

けれども、子ども参加という理想をおとの世界が受けとめ、子どもたちの意見をさらに考慮していくようになる可能性は、どのくらいあるのだろうか。かつてよりは希望が持てる——しかし、本来あるべき水準にはまだ達していない。

子どもたちは、子どもであるというだけの理由で差別を受けている。それを証明するのは、子どもを叩くのがいまだに法律違反ではない国が多いという事実である。「叩くこと」は親が子どもをしつけるときには当たり前の、必要不可欠な行為でさえあるという考え方方が、いまだに広く残っている。ユニセフがヨーロッパ・中央アジア35カ国で行った子どもの意見調査によると、10人に6人の子どもが家庭における暴力的・攻撃的行動に直面していた⁶⁹⁾。

このような差別は他の多くの事例にも見られる。たとえば、子どもにはメディアに影響力を行使できる機会がない(パネル7「子どもとメディア」58ページ参照)。また、子どもの発達にとって、そして世界にうまく参加する能力にとって決定的に重要な情報にもアクセスできないでいる。

情報へのアクセス

子どもが声を挙げようとすれば、情報にアクセスできることが必要である。その情報は、タイムリーであると同時に、その子ども特有の知的発達段階に照らしてわかりやすいものでなければならない。子どもは生まれた瞬間から情報を求めている⁷⁰⁾。乳幼児期に刺激を与えるのは、出生と同時に流れこみ始める信号を統合するための機構が子どもの心のなかに構築されるよう促すとともに、幼いころから脳に学習能力を「組みこむ」手助けをするためである。さらに教育のプロセスも、環境を理解し、操作し、そこに参加するための情報を子どもに提供することが目的とされている。

情報にアクセスできるかどうかが死活問題となる状況も多い。そのことは、HIV／エイズが世界的に流行している今日にあって、もっとも差し迫った形で表れている。HIV／エイズについての思い違いや

モロッコのアジアータ・バアリヤ(12歳)が撮影した、2人の幼い子ども。

無知が、若者の間で広く蔓延しているのである。思い違いの内容は文化によって異なり、一部の層の間では、特定のうわさが、HIVの感染経路（たとえば、蚊に刺されたり魔術をかけられたりすることによって感染する）と回避の方法（たとえば特定の魚を食べる）の両方についてまことしやかに伝えられている。40ヵ国で行われた調査では、15~24歳の若者の半数以上がHIV／エイズの感染経路について重大な思い違いをしているという結果が出た。

HIV／エイズがこのように大流行しているただなかにあっては、良質な基礎教育をすべての子どもに提供することが必要不可欠である。その教育は、性とHIVに関する健全な情報を提供し、自尊心や意思決定のスキルを高め、自分自身の身を守るために必要な情報を与えるようなものでなければならない。このような教育が、この病気をとりまく無知と恐怖によって危険にさらされている命を救うために、必要なのである。

情報へのアクセスに関しておそらくもっとも重要な側面は、情報がそれを手にした者のエンパワーメントにどのようにつながるかということだろう。情報へのアクセスは、子どもの権利条約によって保護されている発達のプロセス全体の基盤となるものであり、子どもがおとなになっていく個人的発達においても、コミュニティの完全な構成員になっていく社会的発達においても、決定的に重要な要因のひとつである。

子ども議会

子どもと若者は、公共政策の面で、また国レベルでの意見表明という面で、事実上まったく目に見えない存在となっている。民主主義がもっとも健全に発展し、有権者の利益にのっとった運営が行われている社会においても、子どもたちは周縁に追いやられる傾向にあるのである。そこには、親が子どもたちのために発言するだろうという思いこみが働いている。ニコール・フォンテヌ元欧州議会議長は、次のような結論に達するに至った。「子ども自身のかけがえのない経験や理解が、重要な位置を占めるあらゆる立法や政策立案の場に相対的に届いていない。そのことが、子どもに対して差別的な政策を生み出す形で働いてきた。それがもっとも明白なのが経済政策の分野である。子どもたちの状況が積極的に考慮されないため、ヨーロッパ連合全体で、子どもの貧困が容認できないほど拡大してきた」⁷¹⁾

ジョナサン・ブロンナー（12歳）
ミシシッピ州マウンド・バロー（米国）の自宅
で、ポーズを撮って自分自身を撮影。

Jonathan Bronner/Kemetic Institute/United States/2002

これに対するひとつの解決策が、次々と設置されている子ども議会である。これは、若者たちの声に耳を傾けるのと同時に、民主的な市民性も育んでいかなければならぬという、2つのニーズに前向きに応えようとする努力を示している。おそらく後者の理由から、グルジア、モルドバ、スロベニア、そして東ティモールなどの新興民主主義国で、子ども議会に関わる特に熱心で歓迎すべき動きが見られるのだろう。東ティモールでは、2002年5月の独立数日前に学生議会が開かれ、新政府に対する勧告を行っている（パネル5「国づくり」40ページ参照）。

アルバニアでは、2000年、シュコデール県とグイロカステール県で試験的に地域若者議会が開催された。2001年にはそれが他の4地区にも広がり、2002年末には同国の8割の地域がカバーされる予定である。議会選挙は2年ごとに行われ、2週間に1回、会議が開かれる。首都ティラナで開かれる年次総会には全地域議会が集まり、おとなの国会議員に対して主な関心事をぶつけるのである。最近のとりくみとしては、貴重な環境が残されているナルテス湿地帯での石油探索に反対するキャンペーンを挙げることができる⁷²⁾。

当然のことながら、子ども議会の運営方法はさまざまである。立法権限を有する子ども議会はどこにもなく、政府に対して意見を言う協議のプロセスから踏み出すことはない。すべての子どもによる直接選挙で選出される子ども議会も存在しないが、公立学校制度を通じて代表が送り出されてくる例もあり、その場合は同じ学校の生徒の投票で選ばれた可能性もある。また別の例では、現在問題になっていることを議論するために若者たちがたった1日集まるだけで、準備もトレーニングもフォローアップも行われない。

けれども、もっと注意深く設置・運営されている子ども議会もある。たとえばタイでは、全76州の学校から選ばれてきた若者代表200人（障害のある

子どもも含む）が、3日間にわたって開かれた「全国若者議会」（2002年）に参加するため集まった。民主的な参加型プロセスを通じ、情熱的で活発な参加を得ながら、いくつかの問題が取り上げられ、共有され、討議された。若者議会の報告書は2002年1月の閣議に提出され、若者参加が政府の政策として採用されることになった⁷³⁾。

アイルランドでは、「ドイル・ナ・ノーグ」（子ども議会）が2001年9月に初めて開催された。これは、新しい「国家子ども戦略」に向けた協議のなかで、若者たちからとくに要請されたものである。この戦略の主要目標のひとつには、「子どもが意見を言えるようにする」ことが挙げられている。政府はこの言葉に金銭的裏づけを与えようとしてきた。2002年3月には、同国全土の市・郡に対し、子ども評議会創設のための費用としてそれぞれ2,500ユーロを供与すると発表したのである。子ども評議会は、それぞれ地元の問題について話し合うとともに、国の子ども議会の議員も選出する。メアリー・ハナフィン子ども省大臣は、これを格好だけの活動にはしないと約束している。「ドイル・ナ・ノーグは、ダブリンの議事堂で1日だけ開催され、子どもたちが文句を言って政治家が聴くふりをするというものではありません。私たちは、毎回のドイル・ナ・ノーグで表明されたアイデアや意見が政府の政策のなかで考慮されるようにすると、はっきりと決意表明してきました。全国で設置される地方子ども評議会にしても、同様です」⁷⁴⁾

ヨルダンは、子ども議会の代表選出プロセスをとりわけ厳密に進めている国である。まず学校の生徒たちが代表——約3,500人——を選出し、子どもの生活に影響する問題を話し合うために18の県で開かれる会議に送り出す。今度はその場で、全国会議に出席する子どもたち350人が選出される。全国会議では子ども議会のための作業計画が作成され、120人の子ども議員も同時に選出される。選出された議員は、おとなの議員と同様、議席を数年間保持するのである⁷⁵⁾。

若者議会のあり方は場所によって異なり、そのときそのときの政策に影響を与えられる度合いもさまざまだが、それでも1本の糸があらゆる若者議会を結び合わせている。それは、すべての若者議会が子ども参加を増進しているとともに、若者が民主的政府の活動のあり方に触れる機会になっているということである。

たとえばグルジアでは、「子ども・若者議会」に参加した若者たちの手により、汚職に反対する運動が始まったり、グルジアの若者たちが直面している問題に関するテレビ討論番組がシリーズで放映されたりといった成果があった。けれども、同議会がもっとも重要な影響を与えたのは、当の参加者ひとりひとりに対してだった。若者議員のひとり、バドリ・パパーバはこう述べる。「これからどうなるかなんて、だれもわかりません。政治の世界に進む人もいるかもしれないし、別の分野の仕事を選ぶ人もいるでしょう。どっちにしても、若者たちはこの2年間に得られた経験を活用していきます」

タマール・ヤニカシュフィリ議会副議長はこう説明する。「グルジアは、国の舵取りに参加したいと望む子どもたちを、そしてグルジアで生じていることを気にかける子どもたちを、育ててきたのです」⁷⁶⁾

子ども参加にともなう危険

前向きな実例の存在にも関わらず、若者の参加には若干の危険もともなっており、子どももおとなもそのことを承知している必要がある。公開の会合の場で、子どもたちは単なるお飾りとして、子ども参加の体裁を整えるための道具として扱われるかもしれない。子どもたちは、実際にはそうではないのに、あたかも他の子どもたちの代表であるかのように扱われるかもしれない。思春期の青少年は、実際にはおとなほうに近くなっているのに、もっと年少の子どもを代弁していると思われるかもしれない。子どもたちは、国際会議にショッちゅう参加することを通じて新たなエリート層の一部となり、彼らを指

名したグループの信頼を失ってしまうかもしれない。

これ以外にも、もっと重大な危険が存在する。比較的安定している国なら、思春期の青少年が政治的に活発に行動することも、民主主義の実践を学ぶうえで望ましい一歩となるかもしれない。けれども社会的・政治的事情によっては、子どもや青少年に声を挙げるよう奨励することで、彼らに害が及ぶそれを高めることになってしまう可能性がある⁷⁷⁾。子どもたちは、抑圧的な公的機関に立ち向かうさいに主導的役割を果たすよう期待されるべきではない。親が自分の考えを口にすることに危険がともなう社会で、子どもたちが矢面に立たされるべきではない。

紛争下にあっては、子どもたちの参加がいっそう重要な場合もある。武力紛争のような状況では、子どもはおとなに頼るしかない無力な被害者だと考えることは、子どもたちが状況に対処するのを手助けするうえで必ずしも最善の方法ではない。もちろん、自らが経験したことによって深いトラウマを負い、専門家のケアが必要な子どもたちもいる。けれども、子どもたちは普通なら自分自身の保護に相当に貢献できるということを認識しておくのも重要である。加えて、子どもたちが逆境をどのように経験するかは、おとの場合と同じというわけではない。そのため、子どもたちの意見を積極的に求めて考慮しなければ、善意の行動が不適切なものに、あるいは有害なものにさえなってしまいかねないのである⁷⁸⁾。

平和について子どもたちの意見を聴く

長期化している紛争においては、敵と味方の間に橋をかけ、平和を発展させるという面で子どもたちが大きな役割を果たせることも多い。たとえば、一見すると手に負えない紛争が続いてきたスーダン南部では、子どもたちの意見がユニセフのプログラムに影響を与えてきている。1999年11月、スーダン南部全域からさまざまな民族集団に属する子どもと思春期の青少年37人が集まり、会議を開いた。そして彼らは、教育を通じて和平を達成することを

基盤とする前向きな道筋を提示した。子どもたちのビジョンは、スーダン南部でユニセフが進めているプログラムのその後の発展に相当の影響を及ぼしている⁷⁹⁾。

同様に、2000年7月に開かれたスーダン南部の子ども兵士に関する会議でも、未来のための行動計画を策定するにあたり、子どもと若者が、親、教師、伝統的首長、神官、宗教的指導者、NGO、行政機関、軍隊と並んで重要な役割を果たした。たとえば元兵士だった子どもたちは、軍隊には二度と加わらない、教育を受けたいと述べた。学校に通っている子どもも、このまま学校に通っていきたいと言い、課外活動としてゲームやスポーツを導入してほしいと頼んだ⁸⁰⁾。

スリランカで、セーブ・ザ・チルドレン（ノル

ウェー）が地元パートナー「東方自立・共同体啓発機関」（ESCO）とともに進めてきた活動も、紛争地帯における子ども参加が実際に子どもの保護に役立つことを示している。たとえば、タミール人の村であるシバンティップ村の子どもたちは、政府軍も抵抗勢力「タミール・イーラム解放の虎」（LTTE）軍も支配下に置いていない「灰色」地帯に住んでいた。そこで新しく結成された「子どもクラブ」が最初にとった行動のひとつは、地元のスリランカ国軍司令官による、村へと続く道路の封鎖決定に対応することだった。道路が封鎖されてしまうと、近くのバラシュエナイ村にバス通学している子どもたちは、事実上教育を受けられなくなってしまうのである。徒歩や自転車で通学しようとすれば、子どもたちは兵士からいやがらせを受ける。これまで村人たちが何とかしようとしてもうまくいかなかったが、子どもクラブはシバンティップ村の全住民の請願署名を集めた。NGOのワーカーは、この署名を軍幹部に提出するとともに、なんとかこの問題について話し合う機会を持った。やがて道路の封鎖は解除され、それ以来、村へのバスの運行は妨げられていない⁸¹⁾。

11歳の人形遣い、アンデルソン・ディニスの人形芝居を見て喜色満面の子どもたち。カサ・グランデ財団のコミュニケーション学校でお芝居に見入る子どもたちの姿は、16歳の写真家、ホアオ・パウロ・モローポの目には、我を忘れているかのように映った。

パネル 7

子どもとメディア

「口に出そう！」 そして彼らは口に出した。

「トロッシュ！」——アルバニア語で「口にする」とか「ありのままに言う」という意味——は、13~18歳の子どもたちが制作し、アルバニア国営テレビで、毎週7万5,000人近くの視聴者に向けて放映されているニュースショーである。

人口の半数近くが貧困ライン以下の生活を送っており、毎年およそ3万6,000~4万4,000人の子どもがヨーロッパ諸国に不法出国しているこの国で、70~80人の若者グループが社会を変えようと試みている。

「全員が目指しているのはただひとつ——」と、『トロッシュ』レポーターのエビ・スパヒウ（16歳）は言う。「もっとまし世の中になるよう、眞実を明らかにすることです」

ユニセフの支援を受けている『トロッシュ』は、CEE/CIS地域でもっとも革新的な、そもそも影響力のある若者参加の形態であることが、証明されつつある。若者たち自身が台本を書いて制作する番組は、人気があるだけでなく、実際に変革につながることが少なくない。一例を挙げると、ある寄宿施設で子どもたちがひどい扱いを受けていることを『トロッシュ』のレポーターたちが暴露した1ヵ月後、地元当局はその施設の責任者と会って彼を解雇した。別の例では、ある街の高校で教科書が足りないことを番組で取りあげたところ、教育当局は速やかに教科書を提供し、学生が最終試験に向けて勉強できるようにした。

『トロッシュ』は、ユニセフがこの地域で発展させようとしているもっと大きなイニシアティブの一環である。「若者メディア・ネットワーク」と呼ばれるこのイニシアティブは、バルカン半島取材団派遣のような交流、パートナーシップ、インターンシップ、賞の授与、助成金、寄附などを通じ、若きメディア・クリエーターのグループによる活動を奨励している。

『トロッシュ』のチームは、民族間の寛容と理解を築いていくための手段としてメディアを活用し、コソボ（ユーゴスラビア）と旧ユーゴスラビア・マケドニアで和解と対話を確立しようと試みる、民族を超えた若者たちの行動のドキュメンタリーを制作してきた。「こういう番組を通じて——」と、『トロッシュ』のレポーター兼プロデューサーであるアキル・クラヤ（16歳）は記している。「私たちは、民族が違う若者同士がコミュニケーションと理解をしあうかけ橋となりたい。この地域を平和にしたいなら、相手の言葉、文化、伝統を受け入れることが第一歩だ」

カサ・グランデ

ブラジルでは、メディアへの子ども参加がどのような影響を及ぼしうるかという例を、東北部のある小さな都市に見出すことができる。そこではカサ・グランデ財団が、学校で教わることよりももっとたくさんのこと学びたくてしかたがない子どもたちや若者を惹きつけている。

「カサ・グランデのことは前から聞いていて、すばらしい活動をしていると思っていましたけど、夫も私も自分の娘には行ってほしくないと思ってたんです」と、マリア・マセド・デ・フレイタスは語る。カサ・グランデのレポーター、サマラ・ディニス（19歳）の母親である。「このセルターオ（内陸部の乾燥地帯）では、女の子は家から出ないで母親にくついているものということになってますから」^{注1)}

けれどもサマラは放課後にこっそりカサ・グランデに行き続け、母親が父親に言われてそのつど連れ戻しに来るという状態だった。「娘は『マッチョ』な父親に反抗していました」と、サマラの母親は言う。「このあたりではないことです。でも、娘は譲らないし、レポーターとしてもがんばっているので、私もカサ・グランデの活動に参加し始める気になったんです」。いまでは、サマラの母親はカサ・グランデの教育



Courtesy of Fundação Casa Grande Brasil

部長を務め、父親も娘のことを誇りに思っている。

ブラジル人音楽家、アレンバーグ・クワインディンとロジアーヌ・リマベルデが1992年に創設したカサ・グランデ財団は、ユニセフその他のパートナーから支援を受けている。70人近くの子どもと青少年が企画・意思決定に参加し、財団の運営にも関わっている。子どもや若者向けのビデオ、コミックス、ニュースレター、ラジオ番組の制作が彼らの活動である。「たとえ小さな街だって——」と、ラジオ担当マネジヤ

で、テレビ・チームとロックバンドにも参加しているサミュエル・マセド（17歳）は言う。「僕らは、ブラジルのほかの若者たちみたいに情報や知識を手に入れられるんだ」

2001年4月、プロジェクト・チームはユニセフと国連財団の支援を受けて、ある雑誌とビデオを制作した。喫煙防止を扱ったこの教材は、セ阿拉の学校に通う55万人以上の子どもと青少年に配布されるほどの成功を収めた。「ここでやるようになった活動で、僕の人生は変わった」とサミュエルは言う。「なぜって、前は未来のこととか考えなかっただし、人生のこともけっこうどうでもいいと思っていたんだ。ラジオ番組とテレビ番組の仕切りをやるようになって、楽器とかコンピューターも扱えるようになった。でも、一番大事なのは、みんなでいっしょに何かをやれるようになったことだな」

ICDB

メディアの国際的なとりくみも、子どもたちが意見を発表する機会を生み出す効果的な手段となってきた。1992年以来、毎年12月の第2日曜日に、世界中の数千人の子どもたちが「国際子ども放送デー」(ICDB)を祝う。子どもたちは、レポーターとして、プレゼンターとして、そして番組制作者として放送に参加し、子どもの権利、貧困、HIV／エイズ、差別、紛争といった問題を取り上げるのである。2,000以上

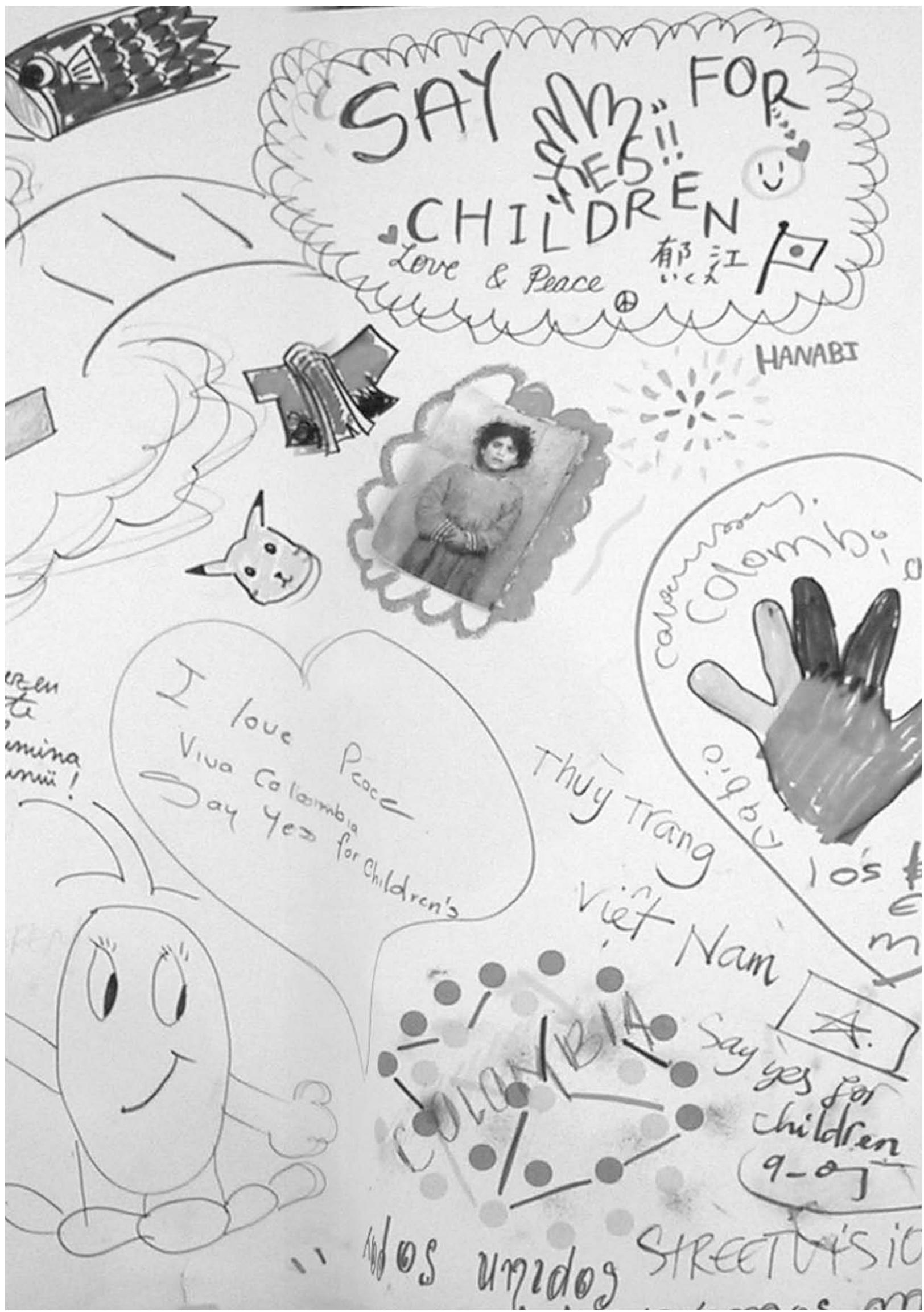
の放送事業者が参加するICDBは、子どものための放送キャンペーンとしては世界最大のものとなっている。

国家テレビ芸術科学アカデミー(NATAS)の国際評議会とユニセフの共同イニシアチブであるICDBは、放送デーという枠そのものから踏み出し、年間を通してメディアへの子ども参加を奨励してきた。放送デーを記念して制作された番組の中には、毎週の番組になったものもある。また、トレーニング機関の開設につながった番組も存在する。

ひとつの例として挙げられるのは、2002年8月、中国中央電視台(CCTV)が9~12歳の子ども向けに開設した「中国銀河十代テレビメディア・トレーニングスクール」である。申込みをして入学試験を受けた北京の子どもたち300人近くのなかから50人が選抜され、若きテレビ・ジャーナリストとしての訓練を受けている。受講生は14歳まで、CCTVでパートタイムの仕事をすることが可能である。近い将来、同校の支部が全国に開設されていくことにより、もっとたくさんの子どもに参加のチャンスが与えられる。

「子どもレポーターになって、とくに現場でインタビューするチャンスが待てたのは、ラッキーだと思います」と、銀河子どもレポーターのヤン・イー（12歳）は言う。「レポートするのがどれだけ大変で、いいインタビューをするには何が必要かということを、自分でわからなきゃいけなかったけど。我慢強さとか、カメラの前で堂々とする方法とか、状況の変化にどう対応すればいいかということを学べたと思います。子どもレポーターになって、そうじゃなかったら会えなかつたはずの人に会ったり、行けなかつたはずの場所に行けたりしてから、物の見方が広がりました」

1) Casa Grande, A Escola de Comunicação da Meninada do Sertão, video produced by SENAC, the National Service on Commercial Learning, 2001.



8

国連子ども特別総会にて

「僕たちの国は1990年に子どもの権利条約に調印しましたが、その実現のためには、まったくと言っていいほど何もやってきませんでした」と、17歳の代表は体を震わせながら話した。震えていたのはただただ情熱のゆえで、緊張していたからではない。「みんなの約束には賛成ですが、今度は本気だということを見せてもらわないといけません。僕は心から話していますみなさんも同じようにしてください」⁸²⁾

子どもと参加を取り巻いている、考えうるかぎりのあらゆる機会と利益と落とし穴が、国連子ども特別総会（2002年5月）の準備の過程で問題となつた。これは、国際的レベルにおける意味のある子ども参加のテストケースのようなものであり、ユニセフも、各国政府も、非政府組織も、まったく新しい分野に足を踏み入れることとなった。

子どものための世界サミット（1990年）以来、子ども参加の重要性に関する認識は高まってきていた。これは子どもの権利条約によるところが大きい。また、国際会議に子どもが参加できるようにしようと試みる体制も整いつつあった。1997年、自らの活動への子ども参加についてユニセフが組織的レビューを行ったところ、ユニセフが支援したプログラムのうち総計302のプログラムから、若者が参加しているという報告があった。とくに高い参加率が見られたのは、中央・東ヨーロッパおよび独立国家共

同体地域と、東部・南部アフリカ地域であった。

国連子ども特別総会の準備は早い段階から始まり、広範な地域協議が行われた。世界サミット以降の進展を振り返り、将来に向けた行動の指針を提示するために北京、ベルリン、カイロ、カトマンズ、キングストン、パナマシティ、ラバトで開かれた各高級レベル会合には、若者団体も参加した。

ニューヨークで何度か開かれた正式な特別総会準備会合においても、実験を試みる機会、そして避けられない誤りから学ぶ機会が提供された。

子どものためのグローバル・ムーブメント

特別総会に向けた準備の過程で展開された「子どものためのグローバル・ムーブメント」には、おとな、青少年、子どもたちが、子どもの権利のためのキャンペーン、相談活動、改革運動に従事してきた

子どもフォーラムで制作された、全長25フィート（約8メートル）に及ぶ横断幕の一部。154カ国から参加した400人以上の子ども代表が、言葉や絵でメッセージを書く機会を得た。

人々が、そして子どもにふさわしい世界を創り出したいと願っている人々が、結集した。世界が優先課題を見誤っていることに対し、子どもや若者が自分たちだけで異議を申し立てるよう期待できることを認識しつつも、このエネルギーッシュな同盟は、子どもたちの情熱と視点を**抜きにして**、おとなたちだけでこの仕事を進めることもできないという考え方で達していた。

グローバル・ムーブメントの中核となったのは、2001年3月に世界各国で開かれたイベントの場で開始された、世界規模の一大キャンペーン「セイ・イエス・フォー・チルドレン」(子どもたちのためにイエスと言おう)である。そこでは、おとなも子どもも同じように、ひとつの誓い——「私は、すべての子どもが健康に、平和の中で、尊厳をもって成長できるべきだと信じます」——に対して「イエス」と言い、グローバル・ムーブメントの10項目の行動課題を支持するよう要請された。その次に、一番重要だと考える3つの優先行動課題を挙げるよう求められた。これほど大規模なキャンペーンへの参加は、限定的なものにならざるをえない。けれども、このように双方向の要素が——インターネットを通じてあれ、幅広く配布された記入用紙を通じてあれ——導入されたことは、間違いない、子どもとおとなをこのプロセスに引きこむのに役立った。

2002年5月、ニューヨークで開かれた「子どもフォーラム」の場で、「セイ・イエス」の誓いの署名がネルソン・マンデラとグラサ・マシェルに手渡された。それまでに、署名総数は——予想をはるかに越えて——9,500万近くに達していた。そのなかには、中国の2,000万、そして目覚ましい成果を収めたトルコの1,600万（人口の4人に1人）も含まれている。圧倒的な数の署名が子どもたちから寄せられ、もっとも緊急の3つの問題として教育、差別、貧困が挙げられた。

さらに重要なのは、できるだけ多くの人々に参加してもらおうという意欲により、子どもの権利に関する議論と意識啓発を促進する集中的な機会が用意

されたことである。たとえばペルーでは80万人の子どもたちが「イエス」と言った。東アジアでは、10カ国がこの機会をとらえ、「セイ・イエス」キャン

ペーンの一環として「全国子どもフォーラム」を開催した。各国で選ばれた代表はラオス人民民主主義共和国で開かれた地域フォーラムに出席し、そのなかから、国連子ども特別総会に地域代表として参加する子ども代表団が選出されている。シリア・アラブ共和国で開催された全国セミナーでは、6～12歳の子どもたち150人が、作家、芸術家、教育専門家、テレビ・プロデューサーと子どもの権利条約について話し合った。子どもたちは、子ども議会開催の要請も含まれた勧告のリストを首相に提出し、いまこそ恐れずに変革を望みますと述べた⁸³⁾。

「セイ・イエス・フォー・チルドレン」キャンペーンは、何百万人もの子ども・若者たちに一定の参加を可能にしたのである。彼らは、自分たちが地域で行った誓いがネルソン・マンデラやグラサ・マシェルのようなリーダーに手渡され、彼らから国連子ども特別総会の場へ提出され、そしてさらに成果文書および世界各国の政府が行った宣言に反映していくという、1本の道筋をたどることができた。

子どもフォーラム

400人以上の子どもたちが、5月の国連子ども特別総会に出席するためにニューヨークへやってきた。その出身国は150カ国以上に及び、ほとんどはティーンエイジャーだったものの、10歳の子どももいた。選挙ではなく政府かNGOによって選ばれたため、代表と見なすことはできない子どもたちもいる。他方で、堂々としているとか弁が立つという理由だけではなく、子どもの権利擁護の活動にすでに熱心に参加していたため、あるいは自分自身でキャンペーンを開始したために選ばれた子どもたちも多かった。

子どもフォーラムは3日間にわたって開かれた。開会宣言は国連事務総長が行い、閉会のセレモニー

では、名誉ゲストとして招かれたネルソン・マンデラ、グラサ・マシェル、ナーネ・アナン国連事務総長夫人が司会を務めた。開会式が終わって閉会記念式典が始まるまでの間、会場にいたおとなは通訳とファシリテーターだけである。子どもたちは地域別のグループに分かれ話し合いを開始し、ともに過ごす時間のルールとしておたがいの尊重、「多様性のなかの団結」という基本原則を定めた。その後、子どもたちはグループに分かれ、もっとも重要な8つの問題について議論した。子どもたちが挙げた8つの問題とは、搾取・虐待、環境、戦争からの保護、子ども参加、健康、HIV／エイズ、貧困、教育である。書記と、共同アピールを起草するグループも選出された。

その共同アピール「私たちにふさわしい世界」は、ボリビア出身のガブリエラ・アジュルデュイ・アリエッタ（13歳）とモロッコ出身のオードリー・シェイス（17歳）によって、国連子ども特別総会の場で読み上げられた（パネル8「私たちは世界の子どもです」66ページ、および74～79ページのマップ参照）。

「今まで、僕は自分の地域の子どもの問題しか知らなかった。でも、今日初めて、世界中の子どもたちの問題を知った。こうやって共有して意識を高めることで、僕たちはおたがいをもっと身近に感じるようになり、おたがいに共感できるようになった。それに、僕は今日、自分の国の子どもたちの権利のためだけじゃなく、世界の子どもみんなの権利のために立ち上がらなきゃだめだと感じるようになった。僕たちはひとつだ！」

「文書に含められた子どもたちの意見と言葉はすごくよかった。子どもの声をもとにした文書が読み上げられるのを聴くのは、初めての経験だ。それを聞いて、僕はこう思った。『子どもはチャンスがあれば世界を変えられるんだ。僕たちはそのチャンスのために闘わないといけないんだ』」⁸⁴⁾

ジェハンゼブ・カーン（12歳）、パキスタン

あらゆる場所に子どもたちがいた

国連子ども特別総会で子どもたちが及ぼした影響は、子どもフォーラムだけに留まらなかった。子どもたちの存在と参加は、議事進行の過程を、このような国際会議では欠落していることがあまりにも多い率直さと理想主義と誠実さで満たし、総会のスタイルそのものを変えたのである。記者会見やフィードバック会議で、子ども代表は自分たちが達成した成果を説明し、自分たちが何を期待しているか、驚くほどの確信を持って並べ立てた。この新鮮なアプローチが、別の場所でよく見られる、おとな同士の無味乾燥なやりとりと比べて好ましく映ったことは言うまでもない。15歳のマヌエル・デ・ヘスス・アコスタ・デルガード（ペルー）が、次のように語るとおりである。「子どもには、いろんなことをすごく高いところから見る大統領よりも、ずっと深いビジョンがある。何をしなければならないか、理解する力もずっと大きい。子どもたちはありのままを口にするんだ——そして、ありのままの感じ方を」⁸⁵⁾

ワークショップやサイドセッションは、地球の隅々からやってきた子どもたちの生の声で、活気のあるものとなった。子どもたちがその場にいたこと自体が、彼らが語った内容と同じぐらい、メッセージを発していた。子ども参加の大切さを熱烈に信じる気持ちが、そこらじゅうに共鳴していた。「私たちは準備OKよ」と、ウクライナのティーンエイジャー、カテリーナ・ヤスコは言う。「対等で、意味のあるパートナーシップを提案するわ……」

「世代間の対話」と題したいいくつかのワークショップで、子どもたちは各国の首相や王子、大臣、国際機関トップと直接対話した。情熱のこもった子どもたちの率直さには、しばしば目覚ましいものがあった。たとえば、16歳のファトゥマッタ・ヌデュレ（ガンビア）は、自身が議長を務めた「アフリカについての世代間対話」で参加者——そのなかにはモ

ザンビエク大統領やレソト国王もいた——に歓迎の辞を述べるにあたり、こう言ったのである。「まず、アフリカの子どものみなさん、ようこそ。次に、子どもに優しいすべてのおとなのみなさん、ようこそ」

特別総会での子ども参加が全体としてどのぐらい前向きな影響を与えたのか、量ることは不可能である。けれども、それが子どもひとりひとりの人生をエンパワーし、変容をもたらす効果を与えたことは、容易に想像できる。

「國の外に出たのはこれが初めてでした」と、ギニアビサウからやってきたウモ・アウア・バリ（17歳）は説明する。「こうやって、世界で一番パワフルな場所をこの目で見れたのもすごい。だけど、最高なのは子どもたちといっしょにいることです。ここで、世界全体と出会えたような気がしました。子どもの問題は前から、とくにアフリカについてはある程度知っていたけど、子どもの可能性についてはあまり知らなかった。新しい世界が創れるんだということがわかりました。いまでは世界全体が、世界を変えなきゃいけないとわかっています。それぞれの場所に住んでいる人みんなが、世界の未来は子どもたちにあると感じなければいけないんです」

子どもたちと、力を持った男女のおとなが世界を変えるためにこうやって熱心にやりあうこと、そこ

からは悪い結果など生まれようがないのだと感じざるをえない。たとえば国連安全保障理事会は、特別総会中に子どもと武力紛争についての公式会合を開き、生活を戦争に脅かされてきた3人の子ども——それぞれアフリカ、アジア、ヨーロッパの国出身——の話を聴いた。

「戦争のさなかにある子どもたちを助けるためにみなさんができる一番いいことは——」と、ボスニア・ヘルツェゴビナ出身のエリーザ・カンタルディッチ（17歳）は安全保障理事会に向かって言った。「戦争をとめること、戦争を防ぐことです。そして、安全保障理事会はその力を持っています。本当に問わなければいけないのは、その力は活用されていますか？　ということなのです」

「子どもたちが安全保障理事会の場で話をする場が与えられたこと、それ自体が大きな変化であり、重要なことなのです」と、グラサ・マシェルは語る。「武力紛争が子どもに及ぼす影響」に関する国連報告書（1996年）や、最近出版された『戦争が子どもに及ぼす影響』（The Impact of War on Children）の執筆者で、今回の安全保障理事会でも話をした人物である。「子どもたちは、自分たちが何を感じているか、そしておとなたちに何を期待しているか、政府を含むどんな人にでも語ることのできる、最高の場所に立つことができたのです」⁸⁶⁾

「私たち子どもは、現在の社会で8歳、12歳あるいは17歳でいることがどういうことなのか、一番よく知っている存在です。……私たちに相談することで、みなさんの活動はもっと効果を發揮することができ、子どもにとっていつもよい結果をもたらすことができるでしょう。私の提案は、私たちをみんなのチームの一員にしてください、というものです」

ハイディ・グランド(17歳)
国連子ども特別総会ノルウェー政府代表団メンバー

子どもフォーラムの初日（2002年5月5日） 参加した400人以上の若者たちに向かって話をするコフィ・アナン国連事務総長（中央）。事務総長は、国連という場に子どもたちがいることがいかに重要であるかを語り、子どもたちの声に耳を傾けると約束した。

パネル 8

私たちは世界の子どもです



国連子ども特別総会に先立って行われた「子どもフォーラム」での3日間に渡る討論・討議の末、約400人の若者たちは、世界の指導者たちに向けて発表する声明の内容について合意した。ボリビア出身のガブリエラ・アジュルデュイ・アリエッタ（13歳）とモロッコ出身のオードリー・シェイヌ（17歳）が、子どもたち自身の手で代表に選ばれた。2002年5月8日、特別総会が開会すると、この2人のフォーラム代表は総会議場に立ち、子どもたちのメッセージを読み上げた。この歴史的な瞬間に、史上初めて、子どもたちが子どもたちを代表して国連総会で正式に演説し、よりよい世界に向けた子どもたちのビジョンを表明したのである。

私たちにふさわしい世界

私たち世界の子どもです。

私たちは搾取と虐待の被害者です。
私たちストリートチルドレンです。
私たち戦争下の子どもたちです。
私たちHIV／エイズの被害者であり孤児です。
私たち良質の教育と保健ケアを否定されています。
私たち政治的、経済的、文化的、宗教的および環境的な差別の被害者です。
私たち声を聴いてもらえない子どもです。そろそろ私たちの声を考慮してもらわねばなりません。
私たちは子どもにふさわしい世界を求めます。私たちにふさわしい世界は、すべての人にふさわしい世界だからです。

その世界では、

子どもの権利が尊重されます。

1b政府とおとなが、子どもの権利の原則に本当にかつ効果的にコミットし、すべての子どもに子どもの権利条約を適用します。
1b家族・コミュニティ・国に、子どもにとって安全で、安心でき、健康的な環境があります。

搾取・虐待・暴力がなくなります。

1b子どもを虐待・搾取から保護する法律がすべての人から実施・尊重されます。
1b被害を受けた子どもの生活を立て直すのを助けるセンターやプログラムがあります。

戦争がなくなります。

1b世界の指導者たちが、武力を使用する代わりに平和的対話を通して紛争を解決します。
1b難民の子どもと戦争の被害を受けた子どもがあらゆる方法で保護され、その他の子どもと同じ機会を持ちます。
1b軍備が縮小され、武器の売買がなくなり、子ども兵士の使用がなくなります。

保健ケアが提供されます。

1bすべての子どもに、生命を救ってくれる薬と治療が、負担可能でアクセスしやすい形で保障されます。
1b子どもにとってよりよい健康を促進する強力かつ責任のあるパートナーシップがすべての人々の間に築かれます。

HIV／エイズが根絶されます。

1bHIV予防プログラムを含む教育システムがあります。
1b無料の検査とカウンセリングセンターがあります。
1bHIV／エイズに関する情報を一般の人々が無料で利用でき



ます。

①bエイズ孤児およびHIV／エイズとともに生きている子どもがケアされ、他のすべての子どもたちと同じ機会を享受します。

環境が保護されます。

①b天然資源が保全・回復されます。
①b子どもの発達に好ましい健全な環境で生活する必要性に関する意識が高まります。
①b特別なニーズをもつ子どもがアクセスしやすい環境になります。

貧困の悪循環がなくなります。

①b支出を透明化し、すべての子どものニーズに注意を払う貧困根絶委員会があります。
①b子どものための進展を妨げる債務が帳消しにされます。

教育が提供されます。

①b無償で義務的な質の高い教育に対する平等な機会とアクセスが保障されます。
①b子どもが学ぶことが楽しいと感じるような学校環境があります。
①b単なる学問を越え、理解、人権、平和、受容および市民としての積極的なあり方についての授業を含む、生きるための教育があります。

子どもが積極的に参加します。

①bすべての年齢の人々の間で、子どもの権利条約の精神に基づく、全面的かつ意味のある参加に対するすべての子どもの権利についての意識と尊重の念が高まります。
①b子どもがすべての段階の意思決定と、子どもの権利に影響

をおよぼすあらゆることがらの計画づくり、実施、モニタリングおよび評価に活発に参加します。

私たちは、この子どもの権利のための闘いにおける対等のパートナーシップを誓います。 私たちは、おとなが子どものために行う活動をサポートすることを誓いますが、私たちの活動へのコミットメントとサポートも求めます。なぜならば世界の子どもたちは誤解されているからです。

私たちは問題の根源ではありません——私たちは問題解決のために必要な資源です。

私たちは支出ではありません——私たちは投資です。

私たちは単なる若者ではありません——私たちはこの世界の人間であり、市民です。

私たちへの責任を他の人々が受け入れるまで、私たちは権利のために戦います。

私たちには意志があり、知識があり、感受性があり、献身があります。

私たちはおとなになっても、子どもとしていま持っているのと同じ情熱で子どもの権利を守ることを約束します。

私たちは尊厳と尊敬をもってお互いを扱うことを約束します。私たちは、違いに対してオープンかつ敏感であることを約束します。

私たちは世界の子どもです。 私たちのバックグラウンドの違いに関わらず、私たちは共通の現実を共有しています。

私たちは、世界をすべての人々にとってよりよい場所にするよう闘うことで手を取り合っています。

みなさんは私たちを未来と呼びます。けれども私たちは現在でもあるのです。

(平野裕二訳)



前進

子どもたちが黙って苦しみに甘んじる時代に、ただひたすら世界の保護と慈悲を待っている時代に、もう戻ることはありえない。子どもの権利条約は、引き返しようがないほどに世界の風景を変えてしまった。その54の条文には、はっきりした考え方と、国際法の文書としては異例の配慮に満ちた言葉遣い、そして、世界が正当に胸を張るべきたぐいまれな英知が含まれている。その条約がほぼ全世界で受け入れられていること自体、賞賛されるべき事実である。

条約の影響は、これからも深遠なものであり続ける。マレーシアからメキシコまで、ナミビアからノルウェーまで、自分の権利をいつそう深く理解する子どもたちは日ごとに増えている。子どもたちとともに暮らし活動しながら、こうした権利をどのように尊重すればいいのかということをいつそう深く理解する人々もまた同様である。子ども参加の活動はまだまだ試行段階であり、むらがあり、どちらかといえば充分な評価も行われていないけれども、いくつもの教訓が得られてきており、それが忘れ去られることはもうありえない。

もっとも幅広く、深い教訓のひとつは、子どもたちは普通に考えられているよりもはるかに力を持っているということである。子どもたちの力は、産声をあげてから実際にどの年齢をとってみても、これまで想像されていたよりも大きい。子どもたちは、目の前の難題に応じるために立ち上がりていくだろう。

けれども、武力紛争のさなかにあり、あるいは成

カメラに向かって陽気な姿を見せる、両親を失ったルワンダの子ども。自らも若き写真家である彼の姿をスナップしたのは、16歳のJ・レオン・イマニザバヨである。

'Through the Eyes of Children'/The Rwanda Project/2002

長真っ盛りの時期に、奴隸のように性的に搾取され、危険な労働を強いられている数百万人の子どもたちは、どんな子どもも負わされるべきではない、はるかに大きな難題を突きつけられている。世界は、自らの子どもたちに対する保護を現在よりもはるかに向上させなければならない。ちょうど、それが子ども参加への扉を開くように。

そして、扉は開かれなければならない。そうすれば、その扉をくぐる子どもたちは、自分自身をいつそうよい形で守れるようになるからである。それだけではない。子どもたちの意見に注意深く耳を傾けないかぎり、子どもにふさわしい世界は構想できないからである。

民主主義は、容易なことでもなければ、あらかじめ保障されたものでもない。コフィ・アナン国連事務総長が次のように釘を刺すとおりである。「新たな世紀を迎えた人類にとって最大の挑戦のひとつは、民主主義が真の意味で普遍的に実践されるようにするための闘いになるでしょう」⁸⁷⁾

私たちが、「子どもにふさわしい世界」の目標とミレニアム開発目標を達成しようとするのであれば、民主主義の実践を前進させることによって、この引き裂かれ、傷つけられ、紛争に満ちた世界を変えようとするのであれば、そしてすべての人々にとって真の意味でふさわしい世界を築こうとするのであれば——それは、子どもたちと若者の全面的参加を得て初めて可能になるであろう。

注

- 1 . 「持続可能な開発に関する世界サミット」における世界の指導者たちへの子どもたちのスピーチ（南アフリカ・ヨハネスブルク、2002年9月2日）および「持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言」（2002年9月2～4日）
- 2 . ミラダのウェブサイトからの情報 [www.myrada.org]。
- 3 . Hart, Roger A., *Children's Participation: From tokenism to citizenship*, Innocenti essays, no.4, UNICEF International Child Development Centre, Florence, Italy, 1992, p.5.
- 4 . United Nations Children's Fund, *The Participation Rights of Adolescents: A strategic approach*, UNICEF, Working Paper Series, Programme Division, New York, August 2000, p.11.
- 5 . Hart, Roger A., *Children's Participation: From tokenism to citizenship*, op. cit., p.9.〔訳注／「参加のはしご」の日本語訳は、ロジャー・ハート著（IPA日本支部訳）『子どもの参画』 萌文社・2000年（原著1997年）41～46頁など参照〕
- 6 . *A World Fit for Children: Millennium Development Goals, Special Session on Children documents and the Convention on the Rights of the Child*, UNICEF, New York, July 2002, pp.14, 16.
- 7 . Annan, Kofi A., Secretary-General of the United Nations, 'Why Democracy Is an International Issue', Cyril Foster Lecture, Oxford University, United Kingdom, 19 June 2001.
- 8 . United Nations Development Programme, *Human Development Report 2002*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2002, p.1.
- 9 . United Nations, United Nations Millennium Declaration, General Assembly resolution A/RES/55/2, United Nations, New York, 18 September 2002, para.24.〔訳注／ミレニアム宣言の外務省仮訳は外務省のウェブサイトwww.mofa.go.jp参照〕
- 10 . これらの国々のうち、完全に民主主義体制と見なせるのは82カ国（世界人口の57%が居住）しかない。
出典：United Nations Development Programme, *Human Development Report 2002*, op. cit., p.10.
- 11 . Ibid., p.1.
- 12 . Ibid., p.9.
- 13 . Ibid., p.4.
- 14 . Ibid., p.5.
- 15 . Rochat, Philippe, *The Infant's World*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts and London, 2001.
- 16 . Engle, Patrice L., Gretel Pelto and Peggy Bentley, 'Care for Nutrition and Development', UNICEF internal publication, 30 August 2000, p.7.
- 17 . United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2001*, UNICEF, New York, pp.12, 14.〔訳注／ユニセフ（ユニセフ駐日事務所訳）『世界子供白書2001』ユニセフ駐日事務所・日本ユニセフ協会、2001年。〕
- 18 . Super, Charles M., M. Guillermo Herrera and José O. Mora, 'Long-Term Effects of Food Supplementation and Psychosocial Intervention on the Physical Growth of Colombian Infants at Risk of Malnutrition', *Child Development*, vol.61, no.1, February 1990, pp.36-46; Mayers, Robert, 'Relating Health and Nutrition to Social and Psychological Development', Chap.9 in *The Twelve Who Survive: Strengthening programmes of early childhood development in the Third World*, 2nd ed., High/Scope Press, Ypsilanti, Michigan, 1995, pp.169-184; and others.
- 19 . 'Homelessness and Social Services', Chap.3 in *Homelessness - Causes and Effects: A review of the literature*, vol.1, British Columbia Ministry of Social Development and Economic Security and BC Housing Management Commission, Victoria, BC, 2001, pp.24, 25, 27.
- 20 . Ibid., pp.25, 26; Burt, Martha R., et al., 'An Overview of Homeless Clients', Chap.2 in *Homelessness: Programs and the people they serve: Findings of the National Survey of Homeless Assistance Providers and Clients*, Summary Report, Urban Institute, Washington, D.C., December 1999; Sengupta, Somini, 'Youths Leaving Foster Care System with Few Skills or Resources', *The New York Times*, 28 March 2000.
- 21 . *Children on the Brink 2002: A joint report on orphan estimates and program strategies*, TtT Associates/The Synergy Project for USAID, UNAIDS and UNICEF, Washington, D.C., July 2002, pp.22, 28.
- 22 . Peralta Espinosa, María Victoria, 'Una propuesta de criterios de calidad para una educación inicial latinoamericana' (A proposal for quality criteria for early education in Latin America), in M. V. Peralta and R. Salazar (eds.), *Calidad y modalidades alternativas en educación inicial* (Quality and alternative models of early education), Ediciones CERID/MAYSAL, La Paz, 2000, pp.7-58.
- 23 . United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2001*, op. cit., pp.50-51.〔訳注／ユニセフ（ユニセフ駐日事務所訳）『世界子供白書2001』ユニセフ駐日事務所・日本ユニセフ協会、2001年。〕

所・ 日本ユニセフ協会、2001年。)

- 24 . ユニセフ・ナイジェリア提供の情報(2002年4月)。
- 25 . サハラ以南のアフリカでは、初等学校に通うべき年齢でありますながら就学していない子どもの総数は5,000万人を超える。南アジアでは総数4,000万人以上である。
- 26 . 'Young People Lead the Way: Youth Participation in GEM' brochure in *GEM: Networking for Change*, information pack, UNICEF, Kampala and Nairobi, 2002.
- 27 . Benatar, Piers, 'Brothers join in promoting girls' education in remote rural areas of Pakistan', undated article supplied by UNICEF Pakistan, April 2002.
- 28 . Forero, Clemente, and Daniel Rodriguez, 'School System and Democratic Behavior of Colombian Children', *Sixth Annual Conference of the International Society for New Institutional Economics, ISNIE*, September 2002.
- 29 . ユニセフ・グアテマラ提供の情報(2002年4月)。
- 30 . Van Dongen, Rene, 'Results of the Esucuela Nueva Baseline Survey', Working Paper Series, UNICEF Guyana, 2002.
- 31 . Annan, Kofi A., 'Secretary-General's Opening Remarks to the Olympic Aid Forum, Salt Lake City', 9 February 2002, UNIC/Press Release/11-2002.
- 32 . Machel, Graca, *The Impact of War on Children: A review of progress since the 1996 United Nations Report on the Impact of Armed Conflict on Children*, Hurst & Company, London, 2001, p.33.
- 33 . United Nations Children's Fund, *The Participation Rights of Adolescents: A strategic approach*, p.1.
- 34 . Croll, Elizabeth, *The Girl Child Project, Pakistan: Assessment report*, June 2001, Department of Development Studies, School of Oriental and African Studies, University of London, pp.3-9, 26.
- 35 . シェッダ・スマラ・ザファールの人物紹介。ユニセフ・パキスタン提供(2002年4月)。
- 36 . ユニセフ・ベオグラード(ユーゴスラビア)提供の情報(2002年4月)。
- 37 . United Nations Children's Fund, Joint United Nations Programme on HIV/AIDS and World Health Organization, *Young People and HIV/AIDS: Opportunity in crisis*, UNICEF, UNAIDS and WHO, 2002, p.30.
- 38 . ユニセフ・カメリーン提供の情報(2002年4月)。
- 39 . United Nations Children's Fund, Joint United Nations Programme on HIV/AIDS and World Health Organization, *Young People and HIV/AIDS: Opportunity in crisis*, op. cit., p.30.
- 40 . Fisher, Margaret, *Youth Courts: Young delivering justice*,

Road Maps Series, American Bar Association, Chicago, March 2002.

- 41 . Mapping exercise on child participation in UNICEF country programmes in the East Asia and Pacific Region, highlights from Annual Reports 2001, 2002.
- 42 . 'UNICEF Action for Children with Disabilities', Background paper, UNICEF, April 2002, p.9.
- 43 . United Nations Children's Fund, UNICEF Islamic Republic of Iran Annual Report 1998 (internal publication), UNICEF, 1998, p.5.
- 44 . International Labour Office, *A Future without Child Labour*, International Labour Office, Geneva, 2002, p.32.
- 45 . Ibid.
- 46 . Ibid., pp.32, 33.
- 47 . Ibid.
- 48 . Ibid., p.34.
- 49 . Serrano, Alfonso F., 'Education Crucial for Street Kids', *On the Record for Children*, vol.3, no.14, New York, 10 May 2002, p.7.
- 50 . Bartlett, Sheridan, et al., *Cities for Children: Children's rights, poverty and urban management*, UNICEF/Earthscan, London, 1999, p.214.
- 51 . Committee on the Rights of the Child, Report on the Seventh Session, September - October 1994, CRC/C/34, para.183 et seq., quoted in *Implementation Handbook for the Convention on the Rights of the Child* prepared for UNICEF by Rachel Hodgkin and Peter Newell, UNICEF 1998, pp.79-80.
- 52 . Adolescents in *Latin America and the Caribbean: Policy Guidelines*, UNICEF Regional Office for Latin America and the Caribbean, 2001, pp.28-29.
- 53 . Lansdown, Gerison, *Promoting Children's Participation in Democratic Decision-Making*, Innocenti Insight series, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, Italy, February 2001, p.3.
- 54 . クライストチャーチ(ニュージーランド)の子どもアドボキット、リン・キャンベルから送付された資料(2002年5月23日)による。
- 55 . Ministry of Social Development, *New Zealand's Agenda for Children, Summary report*, Ministry of Social Development, Wellington, June 2002.
- 56 . 'A tale of two villages', *world family: The Magazine of PLAN International UK*, Spring 2001, PLAN International UK, London, February 2001, pp.16-17.
- 57 . ユニセフ・バングラデシュ提供の情報(2002年7月)。

- 58 . The 'Children as Partners' Initiative, Statement of the founding meeting of the Children as Partners Alliance (CAPA), Victoria, BC, August 2002.
- 59 . Child Life Council, *An Overview*, Revised, April 2001; *Position Statement on Child Life: Services in healthcare settings*; 'Child Life Council: Membership Brochure', all published by Child Life Council, Rockville, Maryland.
- 60 . *Calcutta's Deprived Urban Children - A Survey*, City Level Programme of Action (CLPOA), West Bengal District Primary Education Programme, Loreto Day School Sealdah, Kolkata, 1999.
- 61 . United Nations Children's Fund, 'Rights-Based Approach to Programming: Child participation' (internal publication), UNICEF India, 2001, pp.28-31.
- 62 . Riggio, E., 'Child Friendly Cities: Good governance in the best interest of the child', *Environment & Urbanization*, vol.14, no.2, International Institute for Environment and Development, London, October 2002.
- 63 . United Nations Children's Fund, 'Poverty and Exclusion Among Urban Children', *Innocenti Digest*, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, Italy (forthcoming in 2002), pp.1, 7.
- 64 . Corsi, Marco, 'The Child Friendly Cities Initiative in Italy', *Environment & Urbanization*, vol.14, no.2, October 2002.
- 65 . Racelis, Mary, and Angela Desiree M. Aguirre, 'Child Friendly Cities: Perspectives from city hall, views from the community', *Environment & Urbanization*, vol.14, no.2, October 2002.
- 66 . ユニセフ・ウクライナ提供の情報 (2002年4月)。
- 67 . *Shikshalaya Prakalpa: A school for every child, every child in school*, City Level Programme of Action (CLPOA) and State Resource Group for Education of Deprived Urban Children (SRGEDUC), Kolkata, 2001, as cited in Riggio, op. cit.; United Nations Children's Fund, 'Poverty and Exclusion Among Urban Children', *Innocenti Digest*, op. cit., p.32; and Child Friendly Cities website [www.childfriendlycities.org/resources/examples/india.html].
- 68 . *Making Five Palestinian Communities Child Friendly: A Medin project proposal for building local partnerships for children*, UNICEF, Jerusalem, 2001; as cited in Riggio, op. cit.: 'Palestine - Examples from Child Friendly Cities', Child Friendly Cities website [www.childfriendlycities.org/resources/examples/palestine.html].
- 69 . *Young Voices: Opinion survey of children and young people in Europe and Central Asia*, UNICEF, Geneva, August 2001, p.39.
- 70 . Koren, Marian, *Tell me! The right of the child to information*, NBLC Uitgeverij, The Hague, 1996, p.73.
- 71 . Fontaine, Nicole, then President of the European Parliament, Preface to Lansdown, Gerison, 'Challenging Discrimination against Children in the EU', Euronet - European Children's Network, November 2000.
- 72 . アルバニア若者議会のウェブサイトより [www.youthparliament.org.al].
- 73 . ユニセフ・タイ提供の情報 (2002年8月)。
- 74 . Hanafin, Mary, 'We'll raise children's pride in community by listening to their ideas', *Irish Sunday Mirror*, 14 April 2002.
- 75 . ユニセフ・ヨルダン提供の情報 (2002年4月)。
- 76 . ユニセフ・グルジア提供の情報 (2002年4月)。
- 77 . Man, Nathalie, *Children, Torture and Power, Save the Children UK*, London, 2000, pp.62-65.
- 78 . Boyden, Jo, and Gillian Mann, 'Children's Risk, Resilience and Coping in Extreme Situations', Background paper to the Consultation on Children in Adversity, Oxford, 9 - 12 September 2000, p.18.
- 79 . United Nations Children's Fund, *I Have A Dream*, Report on Future Search Conference on Children in the southern part of Sudan - 2005, Nairobi, November 1999.
- 80 . United Nations Children's Fund, *No Child Soldiers*, Report of the Future Search Conference on Child Soldiers, UNICEF, Rumbek, Sudan, 4 - 6 July 2000, p.18.
- 81 . Hart, Jason, 'Children's Clubs: New ways of working with conflict displaced children in Sri Lanka', *Forced Migration Review*, issue 15 (forthcoming), Refugee Studies Centre, Oxford, United Kingdom, October 2002.
- 82 . 国連子ども特別総会のサポート・イベントのひとつ、「政府代表団首席代表とアフリカの子どもたちとの対話」で行われたスピーチ。2002年5月9日、ニューヨーク。
- 83 . ユニセフ・シリア提供の情報 (2002年4月)。
- 84 . オンラインで公開されているジェハンゼブ・カーンの国連子ども特別総会日記 (2002年5月4～9日) より引用。 [<http://www.unicef.org/specialsession/under-18/jehanzeb.htm>]
- 85 . Lightman, Naomi, 'Unity Prevails at Children's Forum', *On the Record for Children*, vol.3, no.12, New York, 8 May 2002, p.1.
- 86 . Pacis, Angely, 'Children Make Strides at Influencing the Security Council', *On the Record for Children*, vol.3, no.12, New York, 8 May 2002, p.7.
- 87 . Annan, Kofi A., 'Solution to Afghan Crisis Must Come From Women and Men of Afghanistan Itself', speech at the National Democratic Institute for International Affairs, Washington, D.C., 28 November 2001.

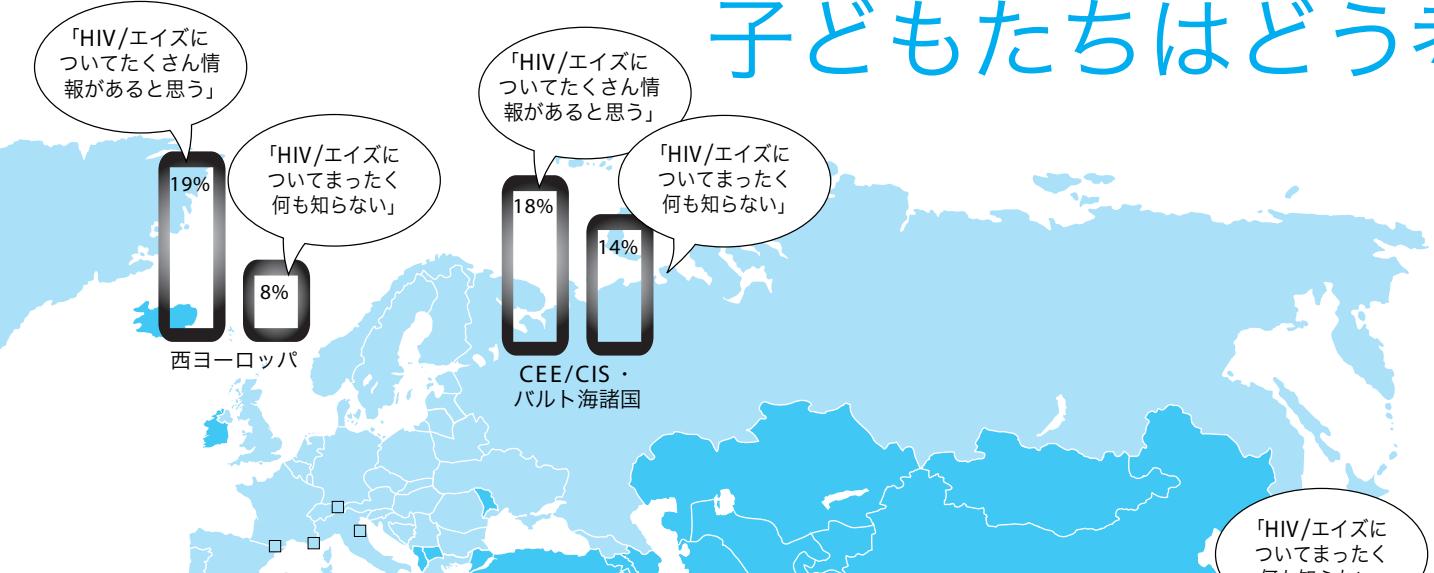
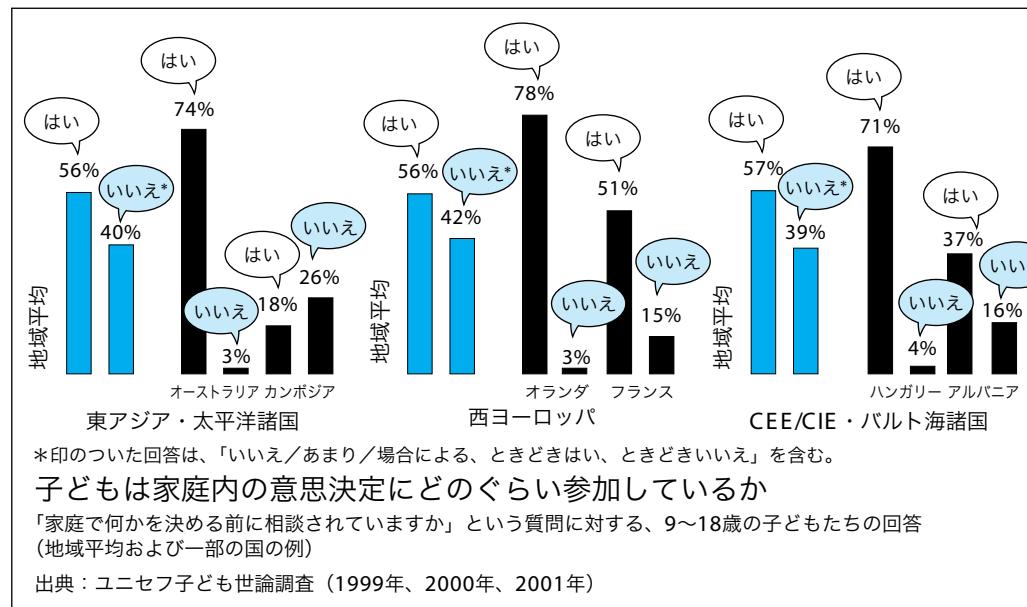
マップ

世論調査その他の調査で表明された子どもたちや若者の意見、子どもにふさわしい世界についての子どもたちの意見を、地図やさまざまなグラフで示してみた。選び出されたいいくつかの指標は、自分たちの幸福を妨げる課題に対して子どもたちがどのようなビジョンを抱いているか、その一端を表すものである。

マップ

1. 子どもたちはどう考えているか	74
2. 子どもたちは何を望んでいるか（保健、教育、健全な環境）	76
3. 子どもたちは何を望んでいるか（保護）	78
マップに関する一般的留意事項	80

子どもたちはどう考えているか*



子どもたちはどこにいるか
総人口に占める18歳未満人口の割合（2001年）



出典：国連人口局

HIV/エイズに関する知識

サハラ以南のアフリカ地域の一部諸国で、HIV/エイズから身を守るために充分な知識があると考えている若い女性（15~24歳）の割合
出典：UNICEF, UNAIDS, WHO, Young People and HIV/AIDS: Opportunity in crisis, 2002.

HIV/エイズについてどのくらい情報が入手できるかに関する、一部地域の子どもたち（9~18歳）の意見
出典：ユニセフ子ども世論調査（1999年、2000年、2001年）

東アジア・太平洋諸国

ラテンアメリカ・カリブ海諸国

アラブ諸国

東ヨーロッパ

西ヨーロッパ

CEE/CIS・バルト海諸国

ラテンアメリカ・カリブ海諸国

アラブ諸国

子どもたちは何を望んでいるか*

(保健、教育、健全な環境)

* 国連子ども特別総会における声明で、子どもたちは世界の指導者たちに、保健ケア、教育、健全な環境への権利をすべての子どもに保障するよう求めた。

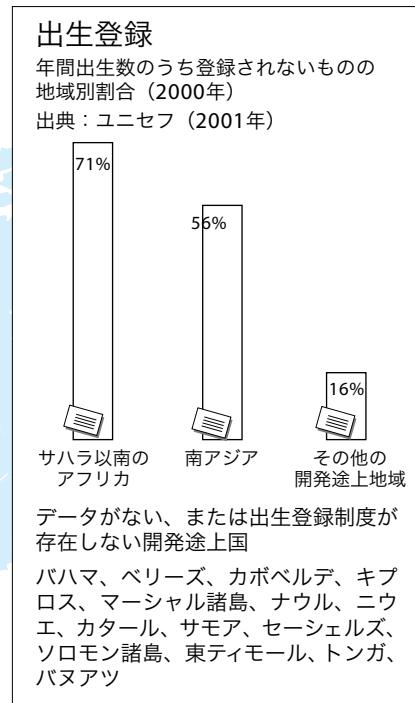
- 出生登録をされない子どもは、アイデンティティ、公認された名前、国籍を与えられない。いずれも社会参加のために欠かせない要素である。2000年に生まれて出生登録をされなかった赤ん坊は5,000万人以上（世界の全出生数の41%）にのぼった。

- 初等教育年齢に相当する子どものうち1億2,000万人近くは学校に行っていない。そのうち53%は女子である。

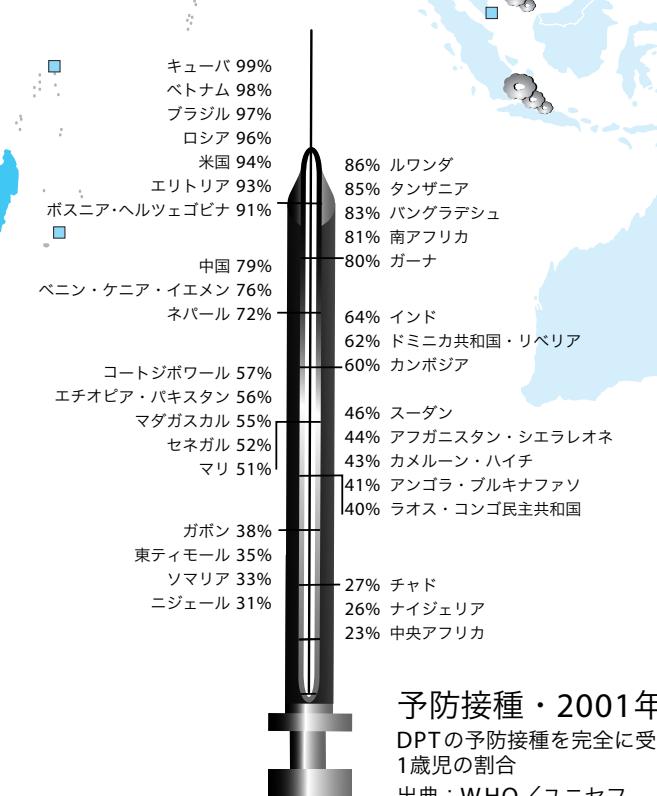
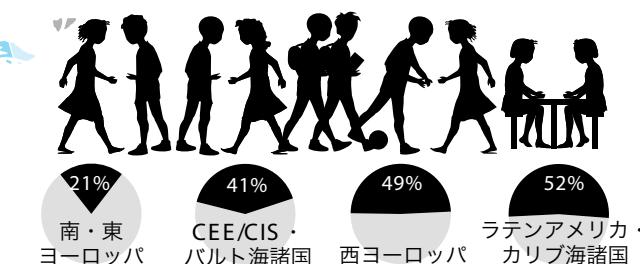
- 毎年数百万人の5歳未満児が、ワクチンで容易に予防できる病気により死亡している。

- 人間の活動によって排出される温室効果ガス（二酸化炭素など）は、地球温暖化や気候変動の原因になっている。そのため、飢餓その他の災害が引き起こされる可能性がある。

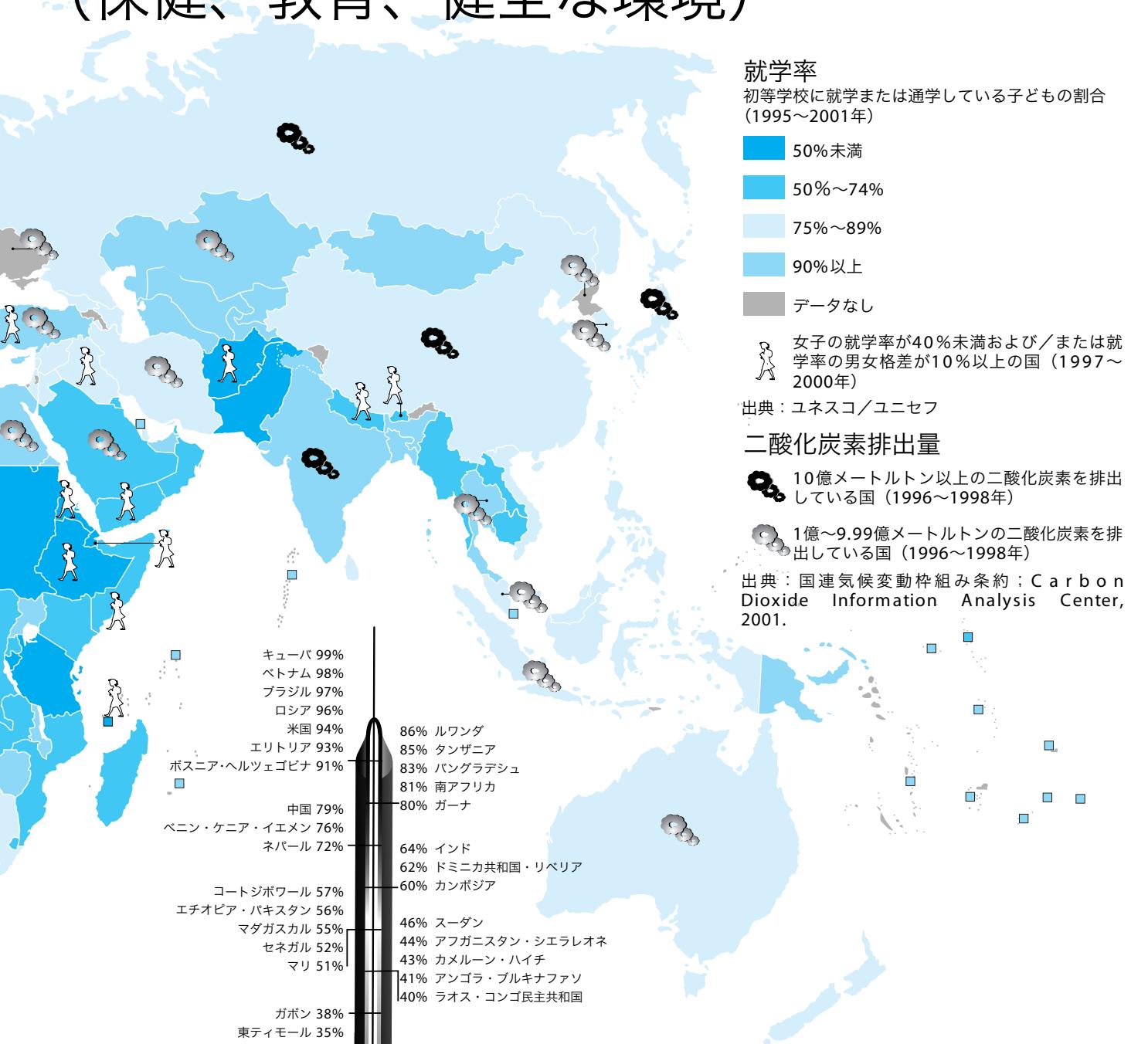
- たとえば仲間集団などに子どもが参加することは、健康的な成長発達にとって不可欠である。



子どものクラブ活動
組織されたグループ、クラブまたは団体に通っていると回答した子どもたち（9～18歳）の割合
出典：ユニセフ子ども世論調査（1999年、2000年、2001年）

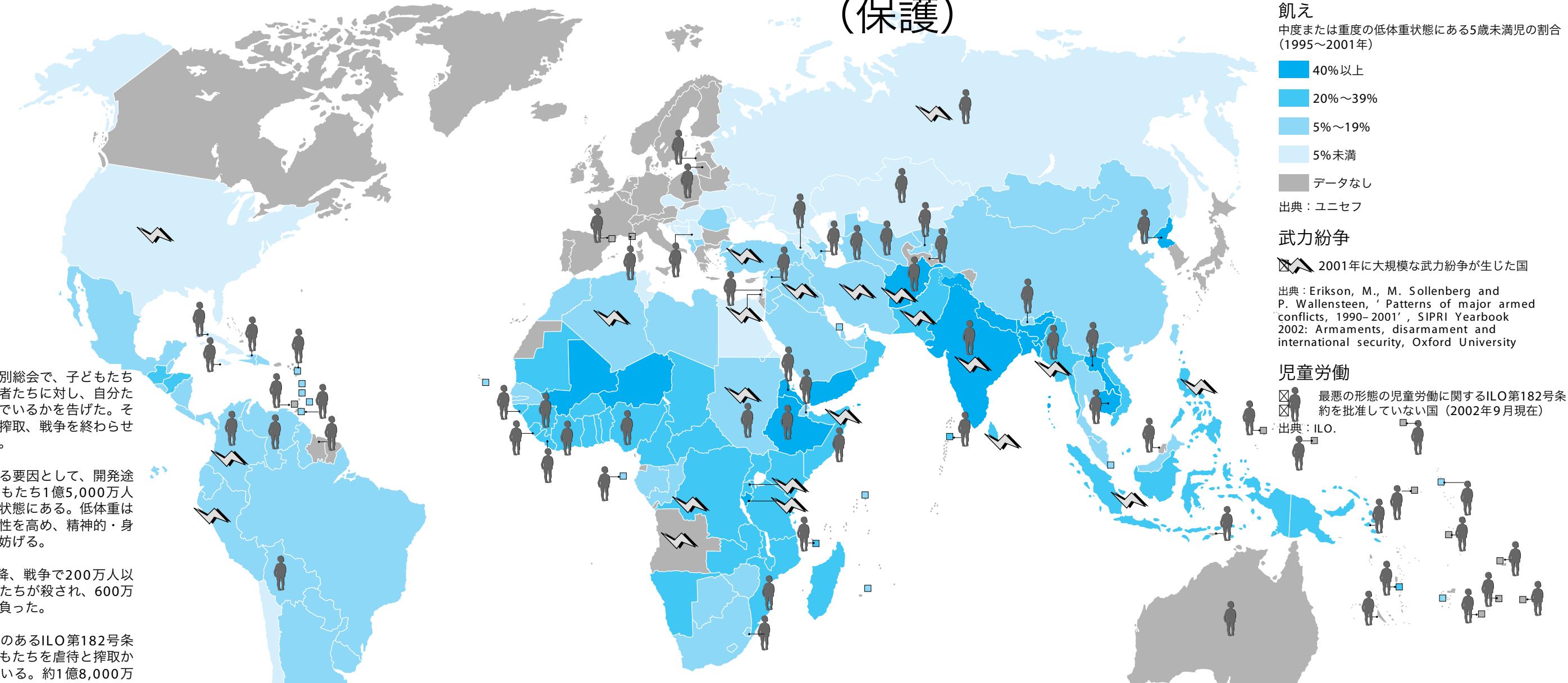


この地図は、いざれかの国もしくは地域の法的地位またはいざれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。



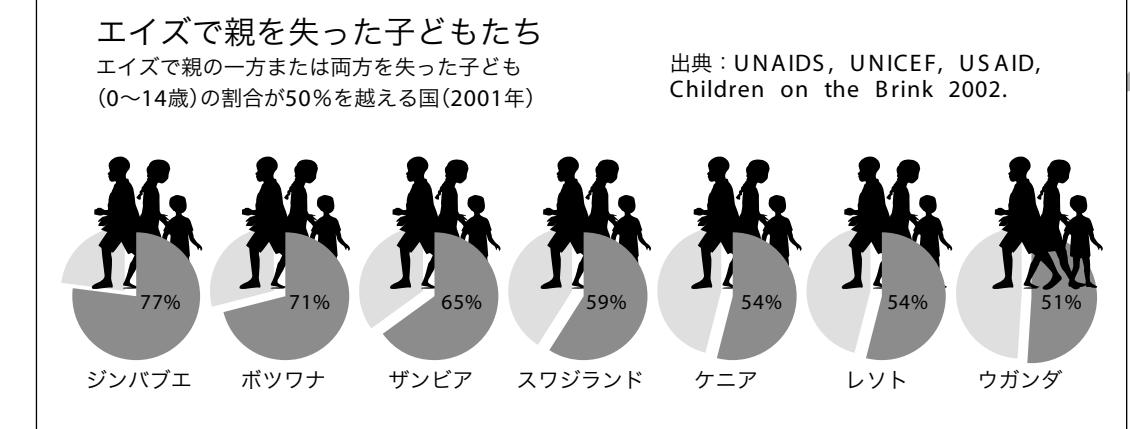
子どもたちは何を望んでいるか*

(保護)



Produced for UNICEF by Myriad Editions Limited Copyright © UNICEF, 2002

- * 国連子ども特別総会で、子どもたちは世界の指導者たちに対し、自分たちが何を望んでいるかを告げた。それは、貧困、搾取、戦争を終わらせることである。
- ・貧困を主たる要因として、開発途上国の子どもたち1億5,000万人が低体重の状態にある。低体重は死亡の危険性を高め、精神的・身体的発達を妨げる。
- ・1990年以降、戦争で200万人以上の子どもたちが殺され、600万人が重傷を負った。
- ・法的拘束力のあるILO第182号条約は、子どもたちを虐待と搾取から保護している。約1億8,000万人の子どもが最悪の形態の児童労働に従事していると考えられており、これは世界の子どもの8人に1人である。毎年、120万人の子どもが人身売買の対象とされている。
- ・現在15歳未満の子どもたち1,400万人が、エイズで親の一方または両方を失った。



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。

マップに関する一般的留意事項

以上のマップは、ユニセフ子ども世論調査、世界中で行われた子どもたちとの協議、さまざまなデータ源、および2002年5月の国連子ども特別総会で発表されたアピール「私たちにふさわしい世界」(66~67ページのパネル8参照)にもとづくものである。

図表化のためのデータの出典はそれぞれのマップに記載されている。スペースに余裕のあるかぎり多くの国を掲載した。一部の島嶼国は、そのままでは指標が見にくくなる可能性がある場合はボックスに囲んで掲載してある。

マップ1. 子どもたちはどう考えているか ユニセフ子ども世論調査では、代表標本抽出により男女の子どもたちの意見を収集した。調査対象とされた子どもの人数（および年齢層）は、地域別に、ラテンアメリカ・カリブ海諸国1億300万人（9~18歳）、西ヨーロッパおよびCEE/CIE・バルト海諸国9,300万人（9~17歳）、東アジア・太平洋諸国3億人（9~17歳）である。質問内容は3つの地域ごとに異なるため、ここに掲げられた結果を、異なる地域の国同士を比較するために用いるべきではない。同じように見える質問でも、回答の選択肢が異なる場合も同様である。HIV／エイズについてどのぐらい情報が入手できるかという点に関してこれらの地域の子どもたちが表明した意見は、子どもたちが自分の知識をどう思っているかという点に関するものであり、何らかの形で知識をテストした結果にもとづくものではない。HIV／エイズから身を守るために充分な知識があると考えている若い女性（サ

ハラ以南のアフリカ地域の一部諸国）は、HIVの性行為による感染を予防する正しい方法を挙げるとともに、HIVの感染または予防に関する大きな誤解を否定するという両方の要件を満たした回答者である。この指標は、2つの予防手段（コンドームの使用、単一のパートナーとの交際）と、上述の誤解に関する知識を複合して構成されている。アラブ諸国の若者にとって一番重要な問題は、エジプト、ヨルダン、レバノン、リビア、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦の15~20歳の若者と、アラブ子ども会議（ヨルダン・アンマン、2001年7月）に参加した13~17歳の若者という、2つのグループの標本抽出調査にもとづいたものである。

マップ2. 子どもたちは何を望んでいるか（保健、教育、健全な環境） とくに留意事項なし。

マップ3. 子どもたちは何を望んでいるか（保護） 飢えおよび栄養不良というのは幅広い用語であり、それぞれ複数の複雑な問題を意味している。いくつか挙げるとすれば、食糧安全保障、貧困、サービス提供の欠如、不充分なケア、安全でない水などである。いずれも所得貧困の原因であるとともに結果であるため、この指標はここでは貧困指標に代わるものとして掲げてある。「大規模な武力紛争」は、『SIPRI年鑑2002年版』(SIPRI Yearbook 2002)に従い、統治形態および（または）領域に関わる非両立的な争いであって、それをめぐって2つの当事者（そのうち少なくとも一方は国の政府であるものとする）の軍隊間で武力が用いられ、それによる戦闘関連の死者が任意の1年間に少なくとも1,000人にのぼったものとして定義されている。

統計

子どもの福祉にとくに重点を置いた世界の国々の経済・社会統計

データについての一般的留意事項	82
記号の説明	82
5歳未満児死亡率の順位	83
国の分類	114
人間開発の進展を図る：表9について	115

表

1. 基本統計	84
2. 栄養指標	88
3. 保健指標	92
4. 教育指標	96
5. 人口統計指標	100
6. 経済指標	104
7. 女性指標	108
8. HIV／エイズとマラリア	112
9. 前進の速度	116

データについての一般的留意事項

以下の各統計表には、データとともに定義、データの出典、記号の説明をつけた。可能なかぎり、担当の国連機関のデータを使用してある。国際的に標準化された推定値がない場合は、他の情報源、とくに適当なユニセフ現地事務所から受領したデータを用いた。可能な場合には各国の包括的または典型的状況を表すデータを用いた。

最近人災または天災の影響を受けた国については、データの質に悪影響が生じている可能性がある。国の基本的な社会基盤が破壊されたり、大規模な人口移動が生じた国についてはとくにその可能性が大きい。

平均余命、合計特殊出生率、粗出生率、粗死亡率などいくつかの指標は、国連人口局が日常的に行っている推定・予測作業から得られたものである。これらを含む国際的な推定値は定期的に改訂されているため、ユニセフの過去の刊行物のデータとは異なることもある。

今年の統計表には新しいデータとして、HIV／エイズとマラリアに関するデータが導入された。HIV／エイズに関しては、エイズ有病率やHIV／エイズ

感染者数、エイズの予防やエイズ孤児に関する統計表が用いられている。マラリアに関しては、蚊帳および防虫用の蚊帳の使用や適切なマラリア治療薬による治療に関する統計を用いている。統計表には、大人のHIV／エイズ有病率が1パーセントあるいはそれ以上の国と、マラリアの蔓延地域に住む人口が50パーセントかそれ以上の国のみが含まれる。

さらに、表2と表3に新たな変更を加えた。つまり、「子どもにふさわしい世界」での乳幼児への母乳育児の目標として挙げられている、生後6ヵ月の乳幼児に限った母乳のみの育児への提言を反映し、表2での母乳のみの育児率を0歳から6ヵ月の乳児に限ってデータを算出した。これらのデータは年上の乳幼児をも含み、母乳のみの育児は年とともに減少する傾向にあるため、小さな乳幼児のデータ（つまり0歳～4歳までの乳幼児）はこれまでよりも低い水準となった。

表3にはB型肝炎の予防接種率が追加された。2002年までに適切な保健制度の整った国の80パーセントで、また2007年までに全ての国で、B型肝炎の予防ワクチンを導入することが期待されている。

記号の説明

統計編の目的は世界の子どもと女性の状況に関する全体像を示すことにあるので、データについての詳細な説明や注は別の場所に掲げるのが妥当である。表に掲げたデータを説明するため、以下の記号を用いた。

- データが存在しないことを示す。
- ✗ データがコラムの見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。それらのデータは地域平均あるいは合計には含まれない。
- * データが、コラムの見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉のきわめて重要な指標である5歳未満児死亡率（U5MR）の2001年の推定値が高かった順に各国を配列したものである。統計表では、各国は英語名のアルファベット順に配列してある。

国	U5MR の値	U5MR の順位	国	U5MR の値	U5MR の順位	国	U5MR の値	U5MR の順位
シェラレオネ	316	1	南アフリカ	71	66	リビア	19	130
ニジェール	265	2	キリバス	69	67	モーリシャス	19	130
アンゴラ	260	3	ウズベキスタン	68	68	セントルシア	19	130
アフガニスタン	257	4	ナミビア	67	69	スリランカ	19	130
リベリア	235	5	マーシャル諸島	66	70	ユゴスラビア	19	130
マリ	231	6	キルギス	61	71	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	136
ソマリア	225	7	グアテマラ	58	72	セーシェルズ	17	137
ギニアビサウ	211	8	朝鮮民主主義人民共和国	55	73	バハマ	16	138
コンゴ民主共和国	205	9	ツバル	52	74	バーレーン	16	138
ザンビア	202	10	アルジェリア	49	75	ブルガリア	16	138
チャド	200	11	ドミニカ共和国	47	76	カタール	16	138
ブルキナファソ	197	12	インドネシア	45	77	ウルグアイ	16	138
モサンビーク	197	12	モロッコ	44	78	ドミニカ	15	143
ブルンジ	190	14	ニカラグア	43	79	アンティグアバーブーダ	14	144
マラウイ	183	15	トルコ	43	79	バルバドス	14	144
モーリタニア	183	15	イラン	42	81	オマーン	13	146
ナイジェリア	183	15	バヌアツ	42	81	チリ	12	147
ルワンダ	183	15	エジプト	41	83	エストニア	12	147
中央アフリカ	180	19	ベリーズ	40	84	コスタリカ	11	149
コートジボワール	175	20	中国	39	85	リヒテンシュタイン	11	149
エチオピア	172	21	エルサルバドル	39	85	クウェート	10	151
ギニア	169	22	ペルー	39	85	キューバ	9	152
タンザニア	165	23	カボベルデ	38	88	ハンガリー	9	152
ベニン	158	24	ホンジュラス	38	88	リトアニア	9	152
カメルーン	155	25	フィリピン	38	88	ポーランド	9	152
赤道ギニア	153	26	ベトナム	38	88	スロバキア	9	152
スワジランド	149	27	ブラジル	36	92	アラブ首長国連邦	9	152
ジブチ	143	28	アルメニア	35	93	クロアチア	8	158
トーゴ	141	29	ヨルダン	33	94	マレーシア	8	158
カンボジア	138	30	レバノン	32	95	米国	8	158
セネガル	138	30	モルドバ	32	95	アンドラ	7	161
マダガスカル	136	32	スリナム	32	95	カナダ	7	161
イラク	133	33	アルバニア	30	98	英國	7	161
レソト	132	34	エクアドル	30	98	オーストラリア	6	164
ガンビア	126	35	ナウル	30	98	ベルギー	6	164
東ティモール	124	36	バラグアイ	30	98	ブルネイ	6	164
ウガンダ	124	36	グルジア	29	102	キプロス	6	164
ハイチ	123	38	メキシコ	29	102	フランス	6	164
ジンバブエ	123	38	バラオ	29	102	アイルランド	6	164
ケニア	122	40	サウジアラビア	28	105	イスラエル	6	164
エリトリア	111	41	シリア	28	105	イタリア	6	164
ボツワナ	110	42	タイ	28	105	オランダ	6	164
ミャンマー	109	43	チュニジア	27	108	ニュージーランド	6	164
バキスタン	109	43	旧ユーゴスラビア・マケドニア	26	109	ポルトガル	6	164
コンゴ	108	45	グレナダ	25	110	サンマリノ	6	164
スードン	107	46	パナマ	25	110	スペイン	6	164
イエメン	107	46	セントビンセントグレナディーン	25	110	スイス	6	164
アゼルバイジャン	105	48	サモア	25	110	オーストリア	5	178
ガーナ	100	49	ミクロネシア	24	114	チェコ	5	178
ラオス	100	49	パレスチナ	24	114	フィンランド	5	178
トルクメニスタン	99	51	セントクリストファー・ネビス	24	114	ドイツ	5	178
ブータン	95	52	ソロモン諸島	24	114	ギリシャ	5	178
バブアニューギニア	94	53	コロンビア	23	118	日本	5	178
インド	93	54	クック諸島	23	118	韓国	5	178
ネパール	91	55	ベネズエラ	22	120	ルクセンブルク	5	178
ガボン	90	56	フィジー	21	121	マルタ	5	178
コモロ	79	57	ラトビア	21	121	モナコ	5	178
バングラデシュ	77	58	ルーマニア	21	121	スロベニア	5	178
ボリビア	77	58	ロシア	21	121	デンマーク	4	189
モルディブ	77	58	ペラルーシ	20	125	アイスランド	4	189
カザフスタン	76	61	ジャマイカ	20	125	ノルウェー	4	189
モンゴル	76	61	トンガ	20	125	シンガポール	4	189
サントメプリンシペ	74	63	トリニダード・トバゴ	20	125	スウェーデン	3	193
ガイアナ	72	64	ウクライナ	20	125	バチカン	データなし	-
タジキスタン	72	64	アルゼンチン	19	130	ニウエ	データなし	-

表1 基本統計

	5歳未満児 死亡率の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2001	年間出生数 (1000人) 2001	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2001	1人 あたりの GNI (米ドル) 2001	出生時の 平均余命 (年) 2001	成人の 総識字率 (%) 2000	初等学校 純就学・ 通学率 (%) 1995-2001*	世帯あたりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2001	1960	2001								最下位	最上位
アフガニスタン	4	360	257	215	165	22474	1078	277	250x	43	36	24	-	-
アルバニア	98	151	30	112	26	3145	59	2	1230	73	-	90	-	-
アルジェリア	75	280	49	164	39	30841	750	37	1630	70	63	97	19	43
アンドラ	161	-	7	-	6	90	1	0	d	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	345	260	208	154	13527	697	181	500	45	-	64	-	-
アンティグア・バーブーダ	144	-	14	-	12	65	1	0	9070	-	82x	98	-	-
アルゼンチン	130	72	19	60	16	37488	724	14	6960	74	97	100	-	-
アルメニア	93	48	35	38	31	3788	36	1	560	73	99x	-	15	51
オーストラリア	164	24	6	20	6	19338	249	1	19770	79	-	95	18	41
オーストリア	178	43	5	37	5	8075	71	0	23940	78	-	91	20	38
アゼルバイジャン	48	-	105	-	74	8096	107	11	650	72	97x	91	18	43
バハマ	138	68	16	51	13	304	6	0	14960x	69	96	88	-	-
バーレーン	138	160	16	110	13	652	11	0	9370x	74	88	84	-	-
バングラデシュ	58	248	77	149	51	140369	4284	330	370	60	41	79	21	43
バルバドス	144	90	14	74	12	268	3	0	9250x	77	98	90	-	-
ベラルーシ	125	47	20	37	17	10147	91	2	1190	69	99	85x	27	33
ベルギー	164	35	6	31	5	10264	102	1	23340	79	-	100	22	37
ベリーズ	84	104	40	74	34	231	6	0	2910	74	80x	100	-	-
ベニン	24	300	158	176	94	6446	269	43	360	54	37	70	-	-
ブータン	52	300	95	175	74	2141	75	7	640	62	47	53	-	-
ボリビア	58	255	77	152	60	8516	267	21	940	63	86	91	13	49
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	160	18	105	15	4067	39	1	1240	74	93x	98	-	-
ボツワナ	42	173	110	118	80	1554	49	5	3630	39	77	84	-	-
ブラジル	92	177	36	115	31	172559	3363	121	3060	68	85	97	8	64
ブルネイ	164	87	6	63	6	335	7	0	24630x	76	92	91x	-	-
ブルガリア	138	70	16	49	14	7867	62	1	1560	71	99	95	24	37
ブルキナファソ	12	315	197	181	104	11856	558	110	210	47	23	35	12	60
ブルンジ	14	250	190	148	114	6502	284	54	100	41	48	47	15	48
カンボジア	30	-	138	-	97	13441	479	66	270	56	68x	65	18	48
カムルーン	25	255	155	151	96	15203	558	86	570	50	75	74	13	53
カナダ	161	33	7	28	5	31015	342	2	21340	79	-	99	20	39
カボベルデ	88	-	38	-	29	437	13	0	1310	70	73	99	-	-
中央アフリカ	19	327	180	187	115	3782	144	26	270	44	46	43	7	65
チャド	11	325	200	195	117	8135	396	79	200	46	54	39	-	-
チリ	147	138	12	107	10	15402	287	3	4350	75	96	89	10	61
中国	85	225	39	150	31	1284972	18841	735	890	71	85	93	16	47
コロンビア	118	122	23	82	19	42803	979	23	1910	71	92	90	10	61
コモロ	57	265	79	200	59	727	28	2	380	60	74x	34	-	-
コンゴ	45	220	108	143	81	3110	139	15	700	51	81	96x	-	-
コンゴ民主共和国	9	302	205	175	129	52522	2507	514	100x	52	67x	51	-	-
クック諸島	118	-	23	-	19	20	0	0	-	-	-	98	-	-
コスタリカ	149	112	11	80	9	4112	92	1	3950	77	96	91	13	51
コートジボワール	20	290	175	195	102	16349	581	102	630	48	47	57	18	44
クロアチア	158	98	8	70	7	4655	54	0	4650	74	98	72	22	38
キューバ	152	54	9	39	7	11237	134	1	1170x	76	96	99	-	-
キプロス	164	36	6	30	5	790	11	0	12370x	78	97	81	-	-
チェコ	178	25	5	22	4	10260	90	0	5270	75	-	90	25	36
デンマーク	189	25	4	22	4	5333	61	0	31090	76	-	99	25	35
ジブチ	28	289	143	186	100	644	25	4	890	42	51	31	-	-
ドミニカ	143	-	15	-	14	71	1	0	3060	-	-	89	-	-
ドミニカ共和国	76	149	47	102	41	8507	201	9	2230	67	84	92	14	53
東ティモール	36	-	124	-	85	750	20	2	-	49	-	-	-	-
エクアドル	98	178	30	107	24	12880	308	9	1240	70	92	98	15	50
エジプト	83	282	41	189	35	69080	1672	69	1530	68	55	86	23	39
エルサルバドル	85	191	39	130	33	6400	167	7	2050	70	79	81	11	56
赤道ギニア	26	316	153	188	101	470	20	3	700	51	83	38	-	-
エリトリア	41	-	111	-	72	3816	152	17	190	52	30x	40	-	-
エストニア	147	52	12	40	11	1377	12	0	3880	71	98x	98	18	45
エチオピア	21	269	172	180	116	64459	2848	490	100	44	39	30	18	48
フィジー	121	97	21	71	18	823	20	0	2130	69	93	99	-	-

表 1

	5歳未満児 死亡率の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2001	年間出生数 (1000人) 2001	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2001	1人 あたりの GNI (米ドル) 2001	出生時の 平均余命 (年) 2001	成人の 総識字率 (%) 2000	初等学校 純就学・ 通学率 (%) 1995-2001*		
		1960	2001	1960	2001							最下位	最上位	
フィンランド	178	28	5	22	4	5178	52	0	23940	78	-	100	24	36
フランス	164	34	6	29	4	59453	733	4	22690	79	-	100	20	40
ガボン	56	-	90	-	60	1262	48	4	3160	53	71	93	-	-
ガンビア	35	364	126	207	91	1337	51	6	330	47	37	46	12	55
グルジア	102	70	29	52	24	5239	56	2	620	73	100x	98	18	44
ドイツ	178	40	5	34	4	82007	697	3	23700	78	-	87	21	39
ガーナ	49	215	100	126	57	19734	653	65	290	57	70	50	16	47
ギリシャ	178	64	5	53	5	10623	96	0	11780	78	97	97	20	40
グレナダ	110	-	25	-	20	94	2	0	3720	-	-	98	-	-
グアテマラ	72	202	58	136	43	11687	409	24	1670	65	69	81	11	61
ギニア	22	380	169	215	109	8274	365	62	400	48	41	49	17	47
ギニアビサウ	8	-	211	-	130	1227	55	12	160	45	37	41	9	59
ガイアナ	64	126	72	100	54	763	17	1	840	63	98	97	17	47
ハイチ	37	253	123	169	79	8270	256	31	480	53	49	54	-	-
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	204	38	137	31	6575	204	8	900	66	81x	86	9	59
ハンガリー	152	57	9	51	8	9917	89	1	4800	72	99	90	25	34
アイスランド	189	22	4	17	3	281	4	0	28880	79	-	100	-	-
インド	54	242	93	146	67	1025096	25112	2335	460	64	56	76	20	46
インドネシア	77	216	45	128	33	214840	4440	200	680	67	87	91	21	41
イラン	81	281	42	164	35	71369	1592	67	1750	69	77	97	-	-
イラク	33	171	133	117	107	23584	823	109	2170x	63	58x	93	-	-
アイルランド	164	36	6	31	6	3841	57	0	23060	77	-	90	18x	43x
イスラエル	164	39	6	32	6	9172	126	1	16710x	79	96	100	17	44
イタリア	164	50	6	44	4	57503	505	3	19470	79	98	100	23	36
ジャマイカ	125	74	20	56	17	2598	54	1	2720	75	87	94	17	46
日本	178	40	5	31	3	127335	1192	6	35990	81	-	100	25	36
ヨルダン	94	139	33	97	27	5051	169	6	1750	71	90	94	19	44
カザフスタン	61	-	76	-	61	16095	263	20	1360	65	98x	88	18	42
ケニア	40	205	122	122	78	31293	1080	132	340	50	82	74	15	51
キリバス	67	-	69	-	51	84	3	0	830	-	-	71	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	73	120	55	85	42	22428	387	21	a	65	100x	-	-	-
韓国	178	127	5	90	5	47069	611	3	9400	75	98	97	20	39
クウェート	151	128	10	89	9	1971	35	0	18030x	76	82	66	-	-
キルギス	71	180	61	135	52	4986	101	6	280	68	97x	82	19	43
ラオス	49	235	100	155	87	5403	197	20	310	54	62	69	19	45
ラトビア	121	44	21	35	17	2406	18	0	3300	71	100	93	21	40
レバノン	95	85	32	65	28	3556	69	2	4010	73	86	90	-	-
レソト	34	203	132	137	91	2057	68	9	550	44	84	65	9x	60x
リベリア	5	288	235	190	157	3108	172	40	490x	53	53	83	-	-
リビア	130	270	19	159	16	5408	146	3	5540x	71	80	96	-	-
リヒテンシュタイン	149	-	11	-	10	33	0	0	d	-	-	-	-	-
リトアニア	152	70	9	52	8	3689	33	0	3270	72	100	94	21	40
ルクセンブルク	178	41	5	33	5	442	5	0	41770	78	-	96	23	37
マダガスカル	32	186	136	112	84	16437	696	95	260	53	47x	52	17	45
マラウイ	15	361	183	205	114	11572	525	96	170	40	60	78	-	-
マレーシア	158	105	8	73	8	22633	522	4	3640	73	88	94	13	54
モルディブ	58	300	77	180	58	300	11	1	2040	67	96	98	-	-
マリ	6	517	231	293	141	11677	583	135	210	52	40	43	13	56
マルタ	178	42	5	37	5	392	5	0	9120x	78	92	99	-	-
マーシャル諸島	70	-	66	-	54	52	2	0	2190	-	-	100	-	-
モーリタニア	15	310	183	180	120	2747	120	22	350	52	40	61	18	44
モーリシャス	130	92	19	67	17	1171	19	0	3830	72	84	94	-	-
メキシコ	102	134	29	94	24	100368	2295	67	5540	73	91	100	11	57
ミクロネシア	144	-	24	-	20	126	4	0	2150	-	-	-	-	-
モルドバ	95	88	32	64	27	4285	50	2	380	67	99	86	16	47
モナコ	178	-	5	-	4	34	0	0	d	-	-	-	-	-
モンゴル	61	-	76	-	61	2559	57	4	400	63	99	85	20	41
モロッコ	78	211	44	132	39	30430	775	34	1180	68	49	74	17	47
モザンビーク	12	313	197	180	125	18644	795	157	210	39	44	50	17	47

表1 基本統計

	5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2001	年間出生数 (1000人) 2001	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2001	1人 あたりの GNI (米ドル) 2001	出生時の 平均余命 (年) 2001	成人の 総識字率 (%) 2000	初等教育 純就学・ 通学率 (%) 1995-2001*	世帯あたりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2001	1960	2001								最下位	最上位
ミャンマー	43	252	109	169	77	48364	1173	128	220x	56	85	68	-	-
ナミビア	69	206	67	129	55	1788	63	4	1960	45	82	80	-	-
ナウル	98	-	30	-	25	13	0	0	-	-	95x	98	-	-
ネパール	55	315	91	212	66	23593	821	75	250	59	41	66	19	45
オランダ	164	22	6	18	5	15930	175	1	24040	78	-	100	20	40
ニュージーランド	164	26	6	22	6	3808	53	0	12380	78	-	100	-	-
ニカラグア	79	193	43	130	36	5208	173	7	420x	69	64	80	8	64
ニジェール	2	354	265	211	156	11227	625	166	170	46	16	30	10	53
ナイジェリア	15	207	183	123	110	116929	4702	860	290	52	64	56	13	56
ニウエ	-	-	-	-	-	2	0	-	-	-	100	-	-	-
ノルウェー	189	23	4	19	4	4488	53	0	35530	79	-	100	24	36
パレスチナ	114	-	24	-	21	3311	132	3	1350	72	-	94	-	-
オマーン	146	280	13	164	12	2622	94	1	4940x	71	72	65	-	-
パキスタン	43	227	109	139	84	144971	5340	582	420	60	43	46	22	41
パラオ	102	-	29	-	24	20	1	0	6730	-	-	-	-	-
パナマ	110	88	25	58	19	2899	61	2	3290	74	92	98	12	53
パプアニューギニア	53	204	94	137	70	4920	160	15	580	57	76	84	12	57
パラグアイ	98	90	30	66	26	5636	170	5	1300	70	93	91	8	61
ペルー	85	234	39	142	30	26093	606	24	2000	69	90	100	13	51
フィリピン	88	110	38	80	29	77131	2065	78	1040x	70	95	96	14	52
ポーランド	152	70	9	62	8	38577	370	3	4240	74	100	97	21	40
ポルトガル	164	112	6	81	5	10033	113	1	10670	76	92	100	19	43
カタール	138	140	16	94	11	575	10	0	12000x	70	81	95	-	-
ルーマニア	121	82	21	69	19	22388	233	5	1710	70	98	93	21	40
ロシア	121	64	21	48	18	144664	1230	26	1750	66	99	93x	13	54
ルワンダ	15	206	183	122	96	7949	320	59	220	40	67	68	23x	39x
セントクリストファー・ネビス	114	-	24	-	20	38	1	0	6880	-	-	89	-	-
セントルシア	130	-	19	-	17	149	3	0	3970	74	-	96	15	48
セントビンセント・グレナディーン	110	-	25	-	22	114	2	0	2690	-	-	84	-	-
サモア	110	210	25	134	20	159	4	0	1520	70	-	97	-	-
サンマリノ	164	-	6	-	4	27	0	0	d	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	63	-	74	-	57	140	6	0	280	-	-	74	-	-
サウジアラビア	105	250	28	170	23	21028	715	20	7230x	72	77	58	-	-
セネガル	30	300	138	173	79	9662	369	51	480	54	37	47	17	48
セーシェルズ	137	-	17	-	13	81	3	0	7050x	-	88x	100	-	-
シエラレオネ	1	390	316	220	182	4587	232	73	140	40	36	37	3x	63x
シンガポール	189	40	4	31	3	4108	48	0	24740x	78	92	93	-	-
スロバキア	152	40	9	33	8	5403	55	0	3700	73	100	-	28	31
スロベニア	178	45	5	37	4	1985	17	0	9780	76	100x	94	23	38
ソロモン諸島	114	185	24	120	20	463	18	0	580	69	-	-	-	-
ソマリア	7	-	225	-	133	9157	481	108	120x	48	-	12	-	-
南アフリカ	66	130	71	89	56	43792	1105	78	2900	50	85	95	8	65
スペイン	164	57	6	46	4	39921	359	2	14860	79	98	100	20	40
スリランカ	130	133	19	83	17	19104	332	6	830	72	92	97	20	43
スーダン	46	208	107	123	65	31809	1098	117	330	56	57	45	-	-
スリナム	95	98	32	70	26	419	8	0	1690	71	94	89	-	-
スワジランド	27	225	149	150	106	938	32	5	1300	42	80	71	9	64
スウェーデン	193	20	3	16	3	8833	75	0	25400	80	-	100	24	35
イスス	164	27	6	22	5	7170	65	0	36970	79	-	99	20	40
シリア	105	201	28	136	23	16610	495	14	1000	71	74	99	-	-
タジキスタン	64	140	72	95	53	6135	149	11	170	68	99	84	21	40
タンザニア	23	241	165	142	104	35965	1393	230	270	51	75	47	18	46
タイ	105	148	28	103	24	63584	1170	33	1970	70	96	81	16	48
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	177	26	120	22	2044	25	1	1690	73	-	94	-	-
トーゴ	29	267	141	158	79	4657	182	26	270	52	57	63	-	-
トンガ	125	-	20	-	17	99	2	0	1530	-	99x	95	-	-
トリニダード・トバゴ	125	73	20	61	17	1300	17	0	5540	75	98	93	16	46
チュニジア	108	254	27	170	21	9562	176	5	2070	70	71	94	16	48
トルコ	79	219	43	163	36	67632	1424	61	2540	70	85	88	16	48
トルクメニスタン	51	150	99	100	76	4835	127	13	990	67	-	80	16	48

表1

	5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2001	年間出生数 (1000人) 2001	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2001	1人あたりの GNI (米ドル) 2001	出生時の 平均余命 (年) 2001	成人の 総識字率 (%) 2000	世帯あたりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2001	1960	2001							最下位	最上位
ツバル	74	-	52	-	38	10	0	0	-	-	98x	100	-
ウガンダ	36	224	124	133	79	24023	1222	152	280	45	67	87	18 45
ウクライナ	125	53	20	41	17	49112	400	8	720	68	99x	-	22 38
アラブ首長国連邦	152	223	9	149	8	2654	41	0	18060x	75	87x	78	-
英国	161	27	7	23	6	59542	653	5	24230	78	-	99	18 43
米国	158	30	8	26	7	285926	3827	31	34870	77	-	95	16 46
ウルグアイ	138	56	16	48	14	3361	58	1	5670	75	98	94	15x 48x
ウズベキスタン	68	-	68	-	52	25257	533	36	550	69	99x	78	14 49
バヌアツ	81	225	42	141	34	202	6	0	1050	68	-	96	-
ベネズエラ	120	75	22	56	19	24632	577	13	4760	73	93	88	11 53
ベトナム	88	219	38	147	30	79175	1586	60	410	69	93	94	19 45
イエメン	46	340	107	220	79	19114	953	102	460	61	46	61	20 41
ユーゴスラビア	130	120	19	87	17	10534	120	2	940x	73	98x	97	-
ザンビア	10	213	202	126	112	10649	448	90	320	42	78	66	11 57
ジンバブエ	38	159	123	97	76	12852	459	56	480	43	93	80	13 56

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	254	173	153	107	633831	26115	4518	519	48	61	57	11	59
中東と北アフリカ	250	61	157	47	350661	9792	597	1375	67	65	80	20	43
南アジア	244	98	148	70	1378048	37053	3631	449	62	53	71	20	45
東アジアと太平洋諸国	212	43	140	33	1893785	31823	1368	1140	69	87	91	18	45
ラテンアメリカとカリブ海諸国	153	34	102	28	521051	11452	389	3610	70	88	95	9	60
CEE/CISとバルト海諸国	103	37	78	30	47604	5826	216	1980	69	97	89	18	45
先進工業国	37	7	31	5	965071	109687	68	28210	78	-	97	20	41
開発途上国	223	89	141	62	4925611	119157	10605	1159	62	74	79	15	50
後発開発途上国	279	157	170	100	684615	27150	4255	295	51	51	56	18	46
世界	198	82	126	57	6219051	231478	10803	5228	64	79	81	19	43

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

乳児死亡率—出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGNI—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および所得税）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年央の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の総識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等学校純就学・通学率—ユネスコが報告している初等学校純就学率と、国別世帯調査で報告された初等学校通学率から算出されたもの。

所得の分布—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯がそれぞれ受け取っている所得のパーセンテージ比。

データの主な出典

5歳未満児死亡率—ユニセフ、国連人口局、国連統計局。

総人口—国連人口局。

出生数—国連人口局。

5歳未満児の死亡数—ユニセフ。

1人あたりのGNI—世界銀行。

平均余命—国連人口局。

成人の総識字率—国連教育科学文化機関（ユネスコ）。万人のための教育2000評価（EFA2000）の結果を含む。

初等教育純就学・通学率—ユネスコ。EFA2000、複数指標クラスタ調査（MICS）および人口動態・保健調査（DHS）の結果を含む。

世帯の所得—世界銀行。

注
a : 745米ドル以下。
b : 746-2975米ドル。
c : 2976-9205米ドル。
d : 9206米ドル以上。

- データなし。
x データがコラムの見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
* データが、コラムの見出しで指定されている期間内に入手できたもっと最近の年次のものであることを示す。

表2 栄養指標

	5歳未満児 死亡率 の順位	低出生体重児 出生率 (%) 1995-2000*	子どもの比率 (%) 1995-2001*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1995-2001*			ビタミンA の補給率 (6-59ヵ月児) 2000	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*	
			母乳のみ (6ヵ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9ヵ月)	母乳育児 継続 (20-23ヵ月)	低体重		消耗症	発育阻害		
			中・重度	重度	中・重度	中・重度	中・重度	中・重度	中・重度		
アフガニスタン	4	-	-	-	-	48	-	25	52	70	-
アルバニア	98	5	6	24	6	14	4	11	32	-	56
アルジェリア	75	7	13	38	22	6	1	3	18	-	69
アンドラ	161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	-	11	77	37	-	-	-	-	100	10x
アンティグア・バーブーダ	144	8	-	-	-	10x	4x	10x	7x	-	-
アルゼンチン	130	7	-	-	-	5	1	3	12	-	90x
アルメニア	93	9	30	51	13	3	0	2	13	-	84
オーストラリア	164	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	178	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	48	10	7	39	16	17	4	8	20	-	41
バハマ	138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	138	10	34k	65	41	9	2	5	10	-	-
バングラデシュ	58	30	46	-	87	48	13	10	45	85	70
バルバドス	144	10	-	-	-	6x	1x	5x	7x	-	-
ベラルーシ	125	5	-	-	-	-	-	-	-	-	37x
ベルギー	164	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	84	4	24k	54	23	6x	1x	-	-	-	90x
ベニン	24	15	38	66	62	23	5	8	31	96	72
ブータン	52	15	-	-	-	19	3	3	40	93	82x
ボリビア	58	8	29	76	36	10	2	2	26	73	63
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	4	-	-	-	4	1	6	10	-	-
ボツワナ	42	11	34	57	11	13	2	5	23	-	66
ブラジル	92	9	-	30	17	6	1	2	11	11	95x
ブルネイ	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	138	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	12	18	6	49	87	34	12	13	37	93	23x
ブルンジ	14	16x	62	46	85	45	13	8	57	96	68
カンボジア	30	9	12	72	59	45	13	15	45	63	14
カムルーン	25	10	12	72	29	21	4	5	35	100	84
カナダ	161	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボベルデ	88	13	57k	64	13	14x	2x	6x	16x	-	0x
中央アフリカ	19	13x	17	78	53	24	6	9	39	100	87
チャド	11	24	10	68	51	28	10	12	28	99	58
チリ	147	5	73k	-	-	1	-	0	2	-	100
中国	85	6	67k	-	-	10	-	3	17	-	91
コロンビア	118	7	32	58	25	7	1	1	14	-	92
コモロ	57	18	21	34	45	25	9	12	42	6	83
コンゴ	45	-	4k	94	13	14x	3x	4x	19x	100	-
コンゴ民主共和国	9	15	24	79	52	31	9	13	38	93	72
クック諸島	118	1x	19k	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	149	6	35x,k	47x	12x	5	0	2	6	-	97x
コートジボワール	20	17	10	54	42	21	5	8	25	16	31
クロアチア	158	6	23	-	-	1	-	1	1	-	90
キューバ	152	6	41	42	9	4	0	2	5	-	0
キプロス	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	178	6	-	-	-	1x	0x	2x	2x	-	-
デンマーク	189	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	28	-	-	-	-	18	6	13	26	-	-
ドミニカ	143	8x	-	-	-	5x	0x	2x	6x	-	-
ドミニカ共和国	76	13	11	26	6	5	1	2	6	9	18
東ティモール	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エクアドル	98	16	29x,k	52x	34x	15	2	-	27	25	99
エジプト	83	10	57	71	30	4	1	3	19	-	28
エルサルバドル	85	13	16	77	40	12	1	1	23	-	91x
赤道ギニア	26	-	24	-	-	-	-	-	-	-	20x
エリトリア	41	14	59	45	60	44	17	16	38	74	97
エストニア	147	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	21	12	55	43	77	47	16	11	52	65	28
フィジー	121	12x	-	-	-	8x	1x	8x	3x	-	31x

表2

5歳未満児 死亡率 の順位	低出生体重児 出生率 (%) 1995-2000*	子どもの比率(%) 1995-2001*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 1995-2001*			ビタミンA の補給率 (6-59ヶ月児) (%) 2000	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*
		母乳のみ (6ヵ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9ヵ月)	母乳育児 継続 (20-23ヵ月)	低体重	中・重度	消耗症		
フィンランド	178	6	-	-	-	-	-	-	-
フランス	164	6	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	56	-	6	62	9	12	2	3	21
ガンビア	35	14	26	37	54	17	4	9	19
グルジア	102	6	18k	12	12	3	0	2	12
ドイツ	178	7	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	49	9	31	70	57	25	5	10	26
ギリシャ	178	7	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	110	11x	39k	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	72	12	39	76	45	24	5	3	46
ギニア	22	10	11	28	73	23	5	9	26
ギニアビサウ	8	20	37	36	67	23	5	10	28
ガイアナ	64	14	-	-	-	12	-	12	10
ハイチ	38	28x	24	73	30	17	4	5	23
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	6	42k	69	45	25	4	2	39
ハンガリー	152	9	-	-	-	2x	0x	2x	3x
アイスランド	189	4	-	-	-	-	-	-	-
インド	54	26	37k	44	66	47	18	16	46
インドネシア	77	9	42	81	65	26	8	-	71
イラン	81	7	66k	96	41	11	2	5	15
イラク	33	23	-	-	25	16	-	-	22
アイルランド	164	4x	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	164	8	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	164	6	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	125	11	-	-	-	4	-	4	3
日本	178	7x	-	-	-	-	-	-	100
ヨルダン	94	10	11	68	12	5	1	2	8
カザフスタン	61	6	36	73	17	4	0	2	10
ケニア	40	9	5	67	24	23	7	6	37
キリバス	67	3x	-	-	-	13x	-	11x	28x
朝鮮民主主義人民共和国	73	-	97k	-	-	60	-	19	60
韓国	178	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	151	7	12k	26	9	10	3	11	24
キルギス	71	6	24	77	21	11	2	3	25
ラオス	49	-	23	10	47	40	13	15	41
ラトビア	121	5	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	95	6	27k	35	11	3	0	3	12
レソト	34	-	16	47	52	16	4	5	44
リベリア	5	-	73k	-	28	20x	-	3x	37x
リビア	130	7x	-	-	23	5	1	3	15
リヒテンシュタイン	149	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	152	4	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	178	4	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	32	15	41	82	43	33	11	14	49
マラウイ	15	13x	44	93	77	25	6	6	49
マレーシア	158	9	-	-	-	18	1	-	-
モルディブ	58	12	10	85	-	30	7	13	25
マリ	6	16	8	33	60	43	-	-	70
マルタ	178	7	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	70	14x	-	-	-	-	-	-	83
モーリタニア	15	-	28k	78	57	32	10	13	35
モーリシャス	130	13	16x,k	29x	-	16	2	15	10
メキシコ	102	9	38x,k	36x	21x	8	1	2	18
ミクロネシア	114	9x	-	-	-	-	-	-	72
モルドバ	95	7	-	-	-	3	-	3	10
モナコ	178	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	61	6	51	54	57	13	3	6	25
モロッコ	78	9x	31k	33	20	9x	2x	2x	23x
モザンビーク	12	13	30	87	58	26	9	8	36

表2 栄養指標

	5歳未満児 死亡率 の順位	低出生体重児 出生率 (%) 1995-2000*	子どもの比率(%) 1995-2001*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 1995-2001*			ビタミンA の補給率 (6-59ヵ月児) (%) 2000	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*	
			母乳のみ (6ヵ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9ヵ月)	母乳育児 継続 (20-23ヵ月)	低体重	消耗症	発育阻害			
						中・重度	重度	中・重度	中・重度		
ミャンマー	43	16	11	66	59	36	9	10	37	67	46
ナミビア	69	15x	14x	65x	23x	24	5	9	24	81	63
ナウル	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	55	21	69	66	92	48	13	10	51	82	63
オランダ	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	164	6	-	-	-	-	-	-	-	-	83
ニカラグア	79	13	22	65	29	12	2	2	25	-	86
ニジェール	2	12	1	56	61	40	14	14	40	92	44
ナイジェリア	15	9	17	-	35	27	11	12	46	79	98
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	189	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	114	9	29k	78	11	3	0	1	8	16	37
オマーン	146	8	31k	-	-	24	4	13	23	-	61
パキスタン	43	21x	16k	31	56	38	13	-	-	95	19x
パラオ	102	8x	59k	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	110	10	25	38	21	7	-	1	14	-	95
パプアニューギニア	53	-	59	74	66	35x	-	-	-	-	-
パラグアイ	98	9	7k	59	15	5	-	1	11	-	83
ペルー	85	10	71	76	49	7	1	1	25	-	93
フィリピン	88	18	37	57	23	28	-	6	30	90	22
ポーランド	152	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	164	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	138	10	12k	48	21	6	-	2	8	-	-
ルーマニア	121	9	-	-	-	6x	1x	3x	8x	-	-
ロシア	121	7	-	-	-	3	1	4	13	-	30x
ルワンダ	15	12x	84	79	71	24	5	7	43	59	82
セントクリストファー・ネビス	114	13x	56k	-	-	-	-	-	-	-	100
セントルシア	130	8x	-	-	-	14x	-	6x	11x	-	-
セントビンセント・グレナディーン	110	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	63	7x	56	-	-	16	5	5	26	3	41
サウジアラビア	105	3	31k	60	30	14	3	11	20	-	-
セネガル	30	12	24k	64	49	18	4	8	19	93	31
セーシェルズ	137	10x	-	-	-	6x	0x	2x	5x	-	-
シエラレオネ	1	22	4	53	51	27	9	10	34	77	23
シンガポール	189	8	-	-	-	14x	-	4x	11x	-	-
スロバキア	152	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	178	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	114	-	-	-	-	21x	4x	7x	27x	-	-
ソマリア	7	-	9	13	8	26	7	17	23	100	-
南アフリカ	66	-	6	46	-	12	2	3	25	-	62
スペイン	164	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	130	17	54k	-	62	29	-	14	14	-	88
スーダン	46	-	13x	45x	44x	17	7	-	-	99	1
スリナム	95	11	9	25	11	-	-	-	-	-	-
スワジランド	27	-	24	60	25	10	2	1	30	-	54
スウェーデン	193	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	164	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	105	6	-	50x	-	13	4	9	21	7	40
タジキスタン	64	13	14	35	35	-	-	-	-	-	20
タンザニア	23	11	32	64	48	29	7	5	44	45	67
タイ	105	7	4k	71	27	19x	-	6x	16x	-	74
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	6	37	8	10	6	1	4	7	-	100
トーゴ	29	13	18	65	65	25	7	12	22	100	67
トンガ	125	2x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	125	-	2	-	-	7x	-	4x	4x	-	1
チュニジア	108	5	12x,k	-	16x	4	1	2	12	-	97
トルコ	79	15	7	34	21	8	1	2	16	-	64
トルクメニスタン	51	5	13	71	27	12	2	6	22	-	75

表2

	5歳未満児 死亡率 の順位	低出生体重児 出生率 (%) 1995-2000*	子どもの比率(%) 1995-2001*			栄養不良の5歳未満児の比率(%) 1995-2001*			ビタミンA の補給率 (6-59ヵ月児) (%) 2000	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*
			母乳のみ (6ヵ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9ヵ月)	母乳育児 継続 (20-23ヵ月)	低体重	消耗症	発育阻害		
			中・重度	重度	中・重度	中・重度	中・重度	中・重度		
ツバル	74	3x	-	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	36	13	65	75	50	23	5	4	39	42
ウクライナ	125	6	-	46	10	3	1	6	15	5
アラブ首長国連邦	152	-	34k	52	29	14	3	15	17	-
英国	161	8	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	158	8	-	-	-	1x	0x	1x	2x	-
ウルグアイ	138	-	-	-	-	5	1	1	8	-
ウズベキスタン	68	6	16	45	36	19	5	12	31	19
バヌアツ	81	7x	-	-	-	20x	-	-	19x	-
ベネズエラ	120	6	7k	50	31	5	1	3	14	90
ベトナム	88	9	31k	52	21	33	6	6	36	61
イエメン	46	26	18	79	41	46	15	13	52	95
ユーゴスラビア	130	5	11k	33	11	2	0	4	5	73
ザンビア	10	11	11k	-	39	25	-	4	59	86
ジンバブエ	38	10	33	90	35	13	2	6	27	93

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	12	27	63	50	29	9	10	40	77	67
中東と北アフリカ	11	41	68	30	14	4	6	22	-	53
南アジア	26	36	42	67	46	17	15	45	42	53
東アジアと太平洋諸国	8	54	-	-	17	-	4	21	-	80
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	-	48	25	8	1	2	16	-	81
CEE/CISとバルト海諸国	9	13	42	21	7	2	4	16	-	39
先進工業国	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国	14	39	54	52	27	10	8	32	56	68
後発開発途上国	18	34	63	63	36	10	11	43	78	54
世界	14	39	54	52	27	10	8	32	56	67

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

低出生体重—出生時の体重が2,500グラム未満であること。

低体重—中・重度：年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。重度：年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス3未満であること。

消耗症—中・重度：身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。

発育阻害—中・重度：年齢相応の身長を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。

ビタミンA補給率—過去6ヵ月間に高単位のビタミンAカプセルの補給を受けた生後6～59ヵ月児の比率。

データの主な出典

低出生体重—ユニセフ、人口動態・保健調査（DHS、複数指標クラスタ調査（MICS）、世界保健機関（WHO）。

母乳育児—DHS、MICS、ユニセフ。

低体重・消耗症・発育阻害—DHS、MICS、WHO、ユニセフ。

ヨード添加塩—MICS、DHS、ユニセフ。

ビタミンA—ユニセフ現地事務所、WHO。

注

- データなし。
- x データがコラムの見出で指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- k 生後4ヵ月以内の乳幼児への母乳のみの育児を表す。
- * データが、コラムの見出で指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

表3 保健指標

5歳未満児 死亡率 の順位	改善された水源を 利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を 利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による 定期EPI用 ワクチン購入の 比率 (%) 2001	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2001					成人の HIVの 有病率 (15-49歳) (%) 2001	ORTの 使用率 (%) 1994-2000*			
								1歳児									
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎					
アフガニスタン	4	13	19	11	12	25	8	0x	54	44	45	46	-	-	40		
アルバニア	98	97	99	95	91	99	85	15x	93	97	97	95	96	-	48		
アルジェリア	75	89	94	82	92	99	81	100	97	89	89	83	-	0.1	62		
アンドラ	161	100	100	100	100	100	100	-	-	90	90	90	75	-	-		
アンゴラ	3	38	34	40	44	70	30	13	74	41	44	72	-	5.5	-		
アンティグア・バーブーダ	144	91	95	89	95	98	94	100	-	98	99	97	96	-	-		
アルゼンチン	130	-	-	-	-	-	-	100	99	82	88	94	-	0.69	-		
アルメニア	93	-	-	-	-	-	-	0	97	94	97	93	69	0.15	30		
オーストラリア	164	100	100	100	100	100	100	100	-	92	92	93	94	0.07	-		
オーストリア	178	100	100	100	100	100	100	100	-	84	83	79	-	0.24	-		
アゼルバイジャン	48	78	93	58	81	90	70	10	98	98	99	99	-	<0.1	27		
バハマ	138	97	98	86	100	100	100	100x	-	99	91	93	-	3.5	-		
バーレーン	138	-	-	-	-	-	-	100x	-	97	97	98	97	0.26	-		
バングラデシュ	58	97	99	97	48	71	41	100	94	83	83	76	-	<0.1	-		
バルバドス	144	100	100	100	100	100	100	100	-	84	86	92	17	1.2	-		
ベラルーシ	125	100	100	100	-	-	-	100	99	99	99	99	93	0.27	-		
ベルギー	164	-	-	-	-	-	-	-	-	96	96	83	60	0.16	-		
ベリーズ	84	92	100	82	50	71	25	100x	95	89	89	96	75	2	-		
ベニン	24	63	74	55	23	46	6	55	94	76	75	65	-	3.6	18		
ブータン	52	62	86	60	70	65	70	0x	81	88	88	78	89	<0.1	-		
ボリビア	58	83	95	64	70	86	42	60	94	81	79	79	-	0.1	40		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	-	-	-	-	-	-	-	95	91	92	92	-	<0.1	11		
ボツワナ	42	95	100	90	66	88	43	100	99	87	87	83	64	38.8	-		
ブラジル	92	87	95	53	76	84	43	100	99	97	99	99	95	0.65	18		
ブルネイ	164	-	-	-	-	-	-	100	99	99	99	99	99	-	-		
ブルガリア	138	100	100	100	100	100	100	-	98	94	94	90	93	<0.1	-		
ブルキナファソ	12	42	66	37	29	39	27	0	72	41	42	46	-	6.5	37		
ブルンジ	14	78	91	77	88	68	90	6	84	74	69	75	-	8.3	10		
カンボジア	30	30	54	26	17	56	10	7	64	60	59	59	-	2.7	-		
カムルーン	25	58	78	39	79	92	66	35	77	43	43	62	-	11.8	23		
カナダ	161	100	100	99	100	100	99	-	-	97	89	96	-	0.31	-		
カボベルデ	88	74	64	89	71	95	32	100	84	78	77	72	-	-	-		
中央アフリカ	19	70	89	57	25	38	16	0x	38	23	22	29	-	12.9	34		
チャド	11	27	31	26	29	81	13	100	44	27	24	36	-	3.6	36		
チリ	147	93	99	58	96	96	97	100x	97	97	98	97	-	0.3	-		
中国	85	75	94	66	40	69	27	100	77	79	79	79	-	0.11	29		
コロンビア	118	91	99	70	86	96	56	100x	86	74	78	75	74	0.4	-		
コモロ	57	96	98	95	98	98	98	-	90	70	70	70	-	-	22		
コンゴ	45	51	71	17	-	14	-	0	53	31	32	35	-	7.2	13		
コンゴ民主共和国	9	45	89	26	21	54	6	0	57	40	42	46	-	4.9	-		
クック諸島	118	100	100	100	100	100	100	-	99	92	92	84	92	-	-		
コスタリカ	149	95	99	92	93	89	97	0x	92	88	80	82	89	0.55	-		
コートジボワール	20	81	92	72	52	71	35	65	72	57	57	61	-	9.7	25		
クロアチア	158	-	-	-	-	-	-	100	97	94	94	98	-	<0.1	-		
キューバ	152	91	95	77	98	99	95	99	99	99	99	99	99	<0.1	-		
キプロス	164	100	100	100	100	100	100	-	-	-	-	-	-	0.25	-		
チェコ	178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-		
デンマーク	189	100	100	100	-	-	-	100	-	97	97	94	-	0.15	-		
ジブチ	28	100	100	100	91	99	50	85	38	49	49	49	-	-	-		
ドミニカ	143	97	100	90	83	86	75	100	99	99	99	99	-	-	-		
ドミニカ共和国	76	86	90	78	67	70	60	85	96	62	74	98	66	2.5	22		
東ティモール	36	-	-	-	-	-	-	0	72	35	34	-	-	-	-		
エクアドル	98	85	90	75	86	92	74	100	99	90	92	99	71	0.3	-		
エジプト	83	97	99	96	98	100	96	100	98	99	99	97	99	<0.1	-		
エルサルバドル	85	77	91	64	82	89	76	100x	99	99	98	97	99	0.6	-		
赤道ギニア	26	44	45	42	53	60	46	0x	34	32	40	19	-	3.4	-		
エリトリア	41	46	63	42	13	66	1	0x	98	93	93	88	-	2.8	-		
エストニア	147	-	-	-	-	93	-	100	99	94	94	95	90	1	-		
エチオピア	21	24	81	12	12	33	7	18x	76	56	57	52	-	6.4	-		
フィジー	121	47	43	51	43	75	12	100	99	90	99	90	93	0.07	-		

表3

5歳未満児 死亡率の順位	改善された水源を 利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を 利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による 定期EPI用 ワクチン購入の 比率 (%) 2001	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2001					成人の HIVの 有病率 (15-49歳) (%) 2001	ORTの 使用率 (%) 1994-2000*			
								1歳児									
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎					
フィンランド	178	100	100	100	100	100	100	99	99	95	96	-	<0.1	-			
フランス	164	-	-	-	-	-	-	84	98	97	84	-	0.33	-			
ガボン	56	86	95	47	53	55	43	100	89	38	31	55	-	-			
ガンビア	35	62	80	53	37	41	35	57	99	96	87	90	84	1.6			
グルジア	102	79	90	61	100	100	99	0	97	86	81	73	61	<0.1			
ドイツ	178	-	-	-	-	-	-	-	97	95	89	29	0.1	-			
ガーナ	49	73	91	62	72	74	70	100	91	80	80	81	-	3			
ギリシャ	178	-	-	-	-	-	-	-	88	88	87	88	88	0.17	-		
グレナダ	110	95	97	93	97	96	97	100	-	96	99	96	-	-	-		
グアテマラ	72	92	98	88	81	83	79	100	92	82	82	90	-	1	15		
ギニア	22	48	72	36	58	94	41	20x	71	43	43	52	-	-	21		
ギニアビサウ	8	56	79	49	56	95	44	0	70	47	52	48	-	2.8	13		
ガイアナ	64	94	98	91	87	97	81	90	95	85	90	92	-	2.7	7		
ハイチ	38	46	49	45	28	50	16	30x	71	43	43	53	-	6.1	-		
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ホンジュラス	88	88	95	81	75	93	55	100	99	95	95	95	-	1.6	-		
ハンガリー	152	99	100	98	99	100	98	100	99	99	99	99	-	0.06	-		
アイスランド	189	-	-	-	-	-	-	100	-	92	91	88	-	0.15	-		
インド	54	84	95	79	28	61	15	100	73	64	70	56	-	0.79	-		
インドネシア	77	78	90	69	55	69	46	100	65	60	70	59	44	0.1	18		
イラン	81	92	98	83	83	86	79	100	93	95	95	96	94	<0.1	-		
イラク	33	85	96	48	79	93	31	100	93	81	84	90	70	<0.1	37		
アイルランド	164	-	-	-	-	-	-	100	-	84	84	73	-	0.11	-		
イスラエル	164	-	-	-	-	-	-	100	-	95	92	94	96	0.1	-		
イタリア	164	-	-	-	-	-	-	-	-	95	96	70	95	0.37	-		
ジャマイカ	125	92	98	85	99	99	99	100	96	90	91	85	-	1.2	-		
日本	178	-	-	-	-	-	-	-	-	85	99	96	-	<0.1	-		
ヨルダン	94	96	100	84	99	100	98	100	-	99	97	99	97	<0.1	-		
カザフスタン	61	91	98	82	99	100	98	100	96	96	96	96	96	0.07	20		
ケニア	40	57	88	42	87	96	82	3	91	76	73	76	-	15	30		
キリバス	67	48	82	25	48	54	44	-	85	85	88	76	85	-	-		
朝鮮民主主義人民共和国	73	100	100	100	99	99	100	-	-	-	-	-	-	-	18		
韓国	178	92	97	71	63	76	4	40x	89	99	98	97	89	<0.1	-		
クウェート	151	-	-	-	-	-	-	100x	95	98	94	99	-	-	-		
キルギス	71	77	98	66	100	100	100	11	99	99	99	99	57	<0.1	13		
ラオス	49	37	61	29	30	67	19	0	60	40	55	50	-	<0.1	20		
ラトビア	121	-	-	-	-	-	-	100	99	97	97	98	96	0.4	-		
レバノン	95	100	100	100	99	100	87	49	-	93	93	94	70	-	30		
レソト	34	78	88	74	49	72	40	39	92	85	84	77	-	31	-		
リベリア	5	-	-	-	-	-	-	0	77	62	61	78	-	-	26		
リビア	130	72	72	68	97	97	96	2x	99	94	94	93	93	0.24	-		
リヒテンシュタイン	149	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.07	-		
リトアニア	152	-	-	-	-	-	-	100	99	95	97	97	95	-	-		
ルクセンブルク	178	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	91	49	0.16	-		
マダガスカル	32	47	85	31	42	70	30	16	72	55	58	55	-	0.29	16		
マラウイ	15	57	95	44	76	96	70	2x	93	90	86	82	-	15	-		
マレーシア	158	-	-	94	-	-	98	100	99	97	97	92	95	0.35	-		
モルディブ	58	100	100	100	56	100	41	100x	99	98	98	99	96	0.06	-		
マリ	6	65	74	61	69	93	58	100	68	51	51	37	-	1.7	22		
マルタ	178	100	100	100	100	100	100	-	-	95	95	65	-	0.13	-		
マーシャル諸島	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
モーリタニア	15	37	34	40	33	44	19	100	70	61	58	58	-	-	-		
モーリシャス	130	100	100	100	99	100	99	100	89	92	93	90	92	0.1	-		
メキシコ	102	88	95	69	74	88	34	100	99	97	89	97	-	0.28	-		
ミクロネシア	114	-	-	-	-	-	-	5	39	75	79	84	81	-	-		
モルドバ	95	92	97	88	99	100	98	26	98	90	93	81	84	0.24	19		
モナコ	178	100	100	100	100	100	100	-	99	99	99	99	-	-	-		
モンゴル	61	60	77	30	30	46	2	20x	98	95	95	95	95	<0.1	32		
モロッコ	78	80	98	56	68	86	44	100	93	96	93	96	84	0.08	-		
モザンビーク	12	57	81	41	43	68	26	10x	97	80	71	92	25	13	27		

表3 保健指標

5歳未満児 死亡率 の順位	改善された水源を 利用する人の比率 (%)			適切な衛生施設を 利用する人の比率 (%)			政府資金による 定期EPI用 ワクチン購入の 比率 (%)	完全に予防接種を受けた比率 (%)						成人の HIVの 有病率 (15-49歳) (%)	ORTの 使用率 (%)			
	2000			2000				2001										
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	2001					
ミャンマー	43	72	89	66	64	84	57	0	70	72	71	73	0	-	24			
ナミビア	69	77	100	67	41	96	17	100	69	63	64	58	-	22.5	-			
ナウル	98	-	-	-	-	-	-	100	99	95	99	95	95	-	-			
ネパール	55	88	94	87	28	73	22	60	84	72	92	71	-	0.49	11			
オランダ	164	100	100	100	100	100	100	-	-	97	97	96	-	0.21	-			
ニュージーランド	164	-	100	-	-	-	-	100	-	90	82	85	90	0.06	-			
ニカラグア	79	77	91	59	85	95	72	55	98	92	92	99	-	0.2	18			
ニジェール	2	59	70	56	20	79	5	33x	49	31	30	51	-	-	38			
ナイジェリア	15	62	78	49	54	66	45	100	54	26	25	40	-	5.8	24			
ニウエ	-	100	100	100	100	100	100	100	99	99	99	99	99	-	-			
ノルウェー	189	100	100	100	-	-	-	100	92	95	95	93	-	0.08	-			
パレスチナ	114	86	97	86	100	100	100	-	-	-	-	-	-	-	43			
オマーン	146	39	41	30	92	98	61	100	98	99	99	99	99	0.11	88			
パキスタン	43	90	95	87	62	95	43	100	78	56	58	54	-	0.11	19			
パラオ	102	79	100	20	100	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-			
パナマ	110	90	99	79	92	99	83	100	99	98	99	97	-	1.5	7			
パプアニューギニア	53	42	88	32	82	92	80	100x	74	56	33	58	42	0.65	-			
パラグアイ	98	78	93	59	94	94	93	100x	51	66	63	77	-	-	-			
ペルー	85	80	87	62	71	79	49	99	88	85	88	97	92	0.35	29			
フィリピン	88	86	91	79	83	93	69	100	45	70	85	75	80	<0.1	28			
ポーランド	152	-	-	-	-	-	-	-	95	98	98	97	99	0.1	-			
ポルトガル	164	-	-	-	-	-	-	-	82	96	96	87	58	0.52	-			
カタール	138	-	-	-	-	-	-	100x	99	93	90	92	99	-	-			
ルーマニア	121	58	91	16	53	86	10	100	99	99	99	98	98	<0.1	-			
ロシア	121	99	100	96	-	-	-	100x	97	96	97	98	46	0.9	-			
ルワンダ	15	41	60	40	8	12	8	0	74	86	84	78	-	8.9	4			
セントクリストファー・ネビス	114	98	-	-	96	-	-	97	97	99	99	94	99	-	-			
セントルシア	130	98	-	-	89	-	-	100	99	99	99	89	-	-	-			
セントビンセント・グレナディーン	110	93	-	-	96	-	-	100	99	99	99	98	-	-	-			
サモア	110	99	95	100	99	95	100	-	98	93	92	92	98	-	-			
サンマリノ	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
サントメ・プリンシペ	63	-	-	-	-	-	-	-	81	82	87	69	-	-	25			
サウジアラビア	105	95	100	64	100	100	100	100	94	97	97	94	95	-	-			
セネガル	30	78	92	65	70	94	48	100	89	52	49	48	-	0.5	4			
セーシェルズ	137	-	-	-	-	-	-	100	99	96	96	95	95	-	-			
シエラレオネ	1	57	75	46	66	88	53	0	74	44	46	37	-	7	28			
シンガポール	189	100	100	-	100	100	-	100	97	92	91	89	91	0.2	-			
スロバキア	152	100	100	100	100	100	100	100	93	99	99	99	99	<0.1	-			
スロベニア	178	100	100	100	-	-	-	-	96	92	93	98	-	<0.1	-			
ソロモン諸島	114	71	94	65	34	98	18	-	85	78	80	-	78	-	-			
ソマリア	7	-	-	-	-	-	-	0x	70	33	33	38	-	1	-			
南アフリカ	66	86	99	73	87	93	80	100	87	81	80	72	80	20.1	-			
スペイン	164	-	-	-	-	-	-	-	-	95	95	94	80	0.5	-			
スリランカ	130	77	98	70	94	97	93	100	99	99	99	99	-	<0.1	-			
スーダン	46	75	86	69	62	87	48	25x	51	46	47	67	-	2.6	21			
スリナム	95	82	93	50	93	99	75	100	-	80	80	90	-	1.2	24			
スワジランド	27	-	-	-	-	-	-	100x	95	77	76	72	78	33.4	7			
スウェーデン	193	100	100	100	100	100	100	-	-	99	99	94	98	0.08	-			
イスス	164	100	100	100	100	100	100	-	-	95	95	81	-	0.5	-			
シリア	105	80	94	64	90	98	81	100x	99	92	92	93	89	-	-			
タジキスタン	64	60	93	47	90	97	88	0	97	83	85	86	-	<0.1	20			
タンザニア	23	68	90	57	90	99	86	10x	89	85	62	83	-	7.8	21			
タイ	105	84	95	81	96	96	96	100	99	96	97	94	95	1.8	-			
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	-	-	-	-	-	-	100x	97	90	91	92	-	<0.1	-			
トーゴ	29	54	85	38	34	69	17	0x	84	64	63	58	-	6	23			
トンガ	125	100	100	100	-	-	-	100	91	94	95	93	96	-	-			
トリニダード・トバゴ	125	90	-	-	99	-	-	100	-	91	91	91	-	2.5	17x			
チュニジア	108	80	92	58	84	96	62	100	97	96	96	92	94	-	-			
トルコ	79	82	81	86	90	97	70	100	89	88	88	90	77	<0.1	15			
トルクメニスタン	51	-	-	-	-	-	-	100	99	95	98	98	-	<0.1	31			

表3

5歳未満児 死亡率 の順位	改善された水源を 利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を 利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による 定期EPI用 ワクチン購入の 比率 (%) 2001	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2001					成人の HIVの 有病率 (15-49歳) (%) 2001	ORTの 使用率 (%) 1994-2000*			
								1歳児									
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎					
ツバル	74	100	100	100	100	100	100	99	96	96	99	99	5	-			
ウガンダ	36	52	80	47	79	93	77	75	81	60	60	61	-	1			
ウクライナ	125	98	100	94	99	100	98	100	98	99	99	99	7	-			
アラブ首長国連邦	152	-	-	-	-	-	100x	98	94	94	94	92	-	-			
英国	161	100	100	100	100	100	-	-	94	94	85	-	0.1	-			
米国	158	100	100	100	100	100	-	-	94	90	91	90	0.61	-			
ウルグアイ	138	98	98	93	94	95	85	100	99	94	94	94	0.3	-			
ウズベキスタン	68	85	94	79	89	97	85	11	98	97	99	99	8	<0.1			
バヌアツ	81	88	63	94	100	100	100	100	90	93	87	94	69	-			
ベネズエラ	120	83	85	70	68	71	48	100	94	70	88	49	54	0.5			
ベトナム	88	77	95	72	47	82	38	70	99	98	97	97	96	0.3			
イエメン	46	69	74	68	38	89	21	38	73	76	76	79	21	0.12			
ユーゴスラビア	130	98	99	97	100	100	99	-	99	93	93	90	-	0.19			
ザンビア	10	64	88	48	78	99	64	0x	92	78	79	85	-	21.5			
ジンバブエ	38	83	100	73	62	71	57	100	80	75	75	68	75	33.7			
														50			

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	57	83	44	53	73	43	58	73	54	52	58	6	8.6	24
中東と北アフリカ	87	95	77	83	93	70	92	88	87	87	89	66	0.3	-
南アジア	85	94	80	34	67	22	99	76	65	70	59	-	0.63	-
東アジアと太平洋諸国	76	93	67	48	73	35	93	75	77	79	77	23	0.19	26
ラテンアメリカとカリブ海諸国	86	94	66	77	86	52	98	95	89	89	91	49	0.63	-
CEE/CISとバルト海諸国	91	95	82	91	97	81	75	95	94	95	95	57	0.44	19
先進工業国	100	100	100	100	100	100	-	85	94	93	90	82	0.35	-
開発途上国	78	92	69	52	77	35	89	78	71	73	70	20	1.3	25
後発開発途上国	62	82	55	44	71	35	49	76	62	61	63	2	3.5	-
世界	82	95	71	61	85	40	-	79	73	75	72	24	1.2	-

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

政府資金による定期EPI用ワクチン購入の比率—子どもを守るために定期的に実施される予防接種のワクチンのうち政府資金（融資資金を含む）で購入されたものの比率。

EPI—拡大予防接種プログラム。このプログラムにおける予防接種には、結核、DPT、ポリオ、はしかの予防接種、および新生児破傷風の予防のための妊婦に対する予防接種が含まれる。EPIにその他の（たとえばB型肝炎や黄熱病の）予防接種を含めている国もある。

3種混合（DPT）—ジフテリア、百日咳および破傷風。

B型肝炎—B型肝炎の予防接種を3回受けた乳幼児の率

成人のHIV有病率—1999年末時点でのHIV／エイズとともに生きている成人の推定人数を1999年の成人人口（15～49歳）で割ったもの。

ORT使用率—過去2週間のうち下痢をした5歳未満児のうち、発症中に水分補給の増加および授乳・食事の継続による対応をされた者の比率。

データの主な出典

改善された飲料水源を利用する人および充分な衛生設備を利用する人の比率—世界保健機関（WHO）、複数指標クラスタ調査（MICS）、人口動態・保健調査（DHS）。

政府資金によるワクチン購入—ユニセフ、WHO。

予防接種—ユニセフ、WHO、MICS、DHS。

ORT使用率—ユニセフ、MICS、DHS。

成人HIV有病率—国連HIV／エイズ合同計画（UNAIDS）。

ORT—ユニセフ、MICS、DHS。

注 - データなし。
x データがコラムの見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
* データが、コラムの見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

表4 教育指標

5歳未満児 死亡率の順位	成人の識字率 (%)				人口1000人 あたりの 受信機台数 1997		初等教育就学率 (%)				初等学校の 第1学年に 入学した生徒 が第5学年に 在学する率 (%)		中等教育 総就学率 (%) 1995-99*			
	1990		2000		ラジオ	テレビ	男	女	男	女	1992-2001*	1995-99*	男	女		
	男	女	男	女												
アフガニスタン	4	40	12	51	21	132	13	53	5	42x	15x	36	11	49	32	11
アルバニア	98	-	-	-	-	259	129	106	108	100	100	90	90	82x	75	77
アルジェリア	75	66	39	75	51	242	105	97	93	94	91	98	96	95	65	69
アンドラ	161	-	-	-	-	227	391	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	56x	29x	-	-	54	13	95x	88x	-	-	64	65	34x	18	13
アンティグア・バーブーダ	144	90	87	80x	83x	542	463	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	130	96	96	97	97	681	223	110	108	96x	96x	-	-	94	91	97
アルメニア	93	-	-	100x	99x	239	232	92	98	-	-	-	-	85x	91x	-
オーストラリア	164	-	-	-	-	1391	554	101	101	95	95	-	-	99x	156	157
オーストリア	178	-	-	-	-	751	525	104	103	90	91	-	-	96	101	97
アゼルバイジャン	48	99	96	99x	96x	23	22	97	96	89	90	91	91	98	80	80
バハマ	138	94	96	95	97	739	230	99	99	99	99	-	-	78	88x	91x
バーレーン	138	87	75	91	83	580	472	103	104	96	98	85	84	99	99	105
バングラデシュ	58	46	23	52	29	50	6	98	95	80	83	78	80	70	52	56
バルバドス	144	98	96	98	97	888	285	102	100	100	100	-	-	99	103	-
ベラルーシ	125	99	97	100	99	292	243	101	96	87x	84x	-	-	96	96	93
ベルギー	164	-	-	-	-	797	466	104	102	99	98	-	-	-	138	153
ベリーズ	84	70x	70x	80x	80x	591	183	105	98	90	86	92	90	72	72	72
ベニン	24	38	16	52	24	110	11	91	60	75	50	52	34	64	30	14
ブータン	52	51	23	61	34	19	6	82	62	58	47	-	-	86	7x	2x
ボリビア	58	87	70	92	79	675	116	99	95	95x	87x	92	90	47	81	76
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	92	85	98x	89x	267	0	100	100	100	100	98	98	-	-	-
ボツワナ	42	66	70	74	80	154	20	119	118	98	99	82	85	86	78	85
ブラジル	92	82	81	85	85	434	223	100x	96x	-	-	95	95	71	98	109
ブルネイ	164	91	79	95	88	302	250	109	104	90x	91x	-	-	95	105	116
ブルガリア	138	98	96	99	98	537	394	100	99	98	98	-	-	91	93	91
ブルキナファソ	12	25	8	33	13	34	9	48	33	40	28	32	22	68	12	8
ブルンジ	14	49	28	56	41	69	4	68	55	38	37	49	44	74x	8	6
カンボジア	30	-	-	79x	58x	128	9	95	84	82	74	66	65	45	22	12
カムルーン	25	72	53	82	69	163	32	88	74	82x	71x	76	71	51x	22	17
カナダ	161	-	-	-	-	1067	710	103	101	96	94	-	-	99x	102	103
カボベルデ	88	75	53	84	65	183	4	122	114	100	97	-	-	91	54	56
中央アフリカ	19	47	21	60	35	83	5	70	50	51	27	47	39	24x	15x	6x
チャド	11	57	29	67	41	236	1	83	46	65	39	46	33	59	18	5
チリ	147	94	94	96	96	354	215	104	102	88	88	90	89	100	87	88
中国	85	87	68	92	77	335	321	105	104	99	99	99	99	91	66	60
コロンビア	118	89	88	92	92	524	115	103	103	-	-	90	90	59	67	75
コモロ	57	63x	47x	78x	70x	141	2	99	85	65	55	34	34	48	23	18
コンゴ	45	77	58	88	74	126	12	82	75	99x	93x	-	-	55	62	45
コンゴ民主共和国	9	-	-	83x	54x	376	135	70	51	66	51	55	48	64	24	13
クック諸島	118	-	-	-	-	711	193	113	110	99	97	-	-	61	-	-
コスタリカ	149	94	94	95	96	261	140	109	108	93	93	92	91	89	48	54
コートジボワール	20	43	23	55	38	161	64	82	60	63	47	61	52	70	28	15
クロアチア	158	99	94	99	97	337	272	94	97	93	96	-	-	98x	83	86
キューバ	152	95	95	96	96	352	239	97	97	94	95	93	95	95	80	84
キプロス	164	98	90	99	95	406	325	100	100	96	96	-	-	100	81	85
チェコ	178	-	-	-	-	803	531	105	103	87	87	-	-	100x	87	89
デンマーク	189	-	-	-	-	1145	594	102	101	99	99	-	-	100x	125	131
ジブチ	28	55	27	65	38	84	45	45	33	39	28	73y	62y	83	13	17
ドミニカ	143	-	-	-	-	647	78	93	105	89	89	-	-	89	-	-
ドミニカ共和国	76	80	79	84	84	178	95	93x	93x	84	85	91	92	58x	60	73
東ティモール	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エクアドル	98	91	86	94	90	348	130	99	98	90	91	90	90	72	56	57
エジプト	83	60	34	67	44	317	119	103	96	94	89	88	84	92	86	81
エルサルバドル	85	76	69	82	76	465	677	94	94	78	78	-	-	77	50	50
赤道ギニア	26	85	61	92	75	428	10	139	118	89	89	38	38	-	43	19
エリトリア	41	-	-	-	-	100	0	64	54	40	35	39y	35y	71	33	23
エストニア	147	-	-	98x	98x	698	418	95	93	87	86	-	-	96x	105	108
エチオピア	21	36	21	44	33	202	6	52	31	43	28	33	28	51	6	4
フィジー	121	92	86	95	91	636	27	111	110	99	100	-	-	92	64x	65x

表4

	5歳未満児 死亡率の順位	成人の識字率 (%)				人口1000人 あたりの 受信機台数 1997	初等教育就学率 (%)				中等教育 総就学率 (%) 1995-99*					
		1990		2000			総就学率 1995-99*		純就学率 1995-99*		1992-2001*					
		男	女	男	女		ラジオ	テレビ	男	女	男	女	男			
フィンランド	178	-	-	-	-	1498	622	98	99	98	98	-	-	100	119	130
フランス	164	-	-	-	-	946	595	106	104	100	100	-	-	99x	109	109
ガボン	56	68	45	80	62	183	55	134	130	82	83	93	93	59	58	51
ガンビア	35	32	20	44	30	165	4	78	66	64	55	49	44	74	31	23
グルジア	102	100	98	100x	99x	590	502	95	95	95	95	98	98	98	77	78
ドイツ	178	-	-	-	-	948	567	104	104	86	87	-	-	100x	100	99
ガーナ	49	69	46	79	61	236	93	82	72	-	-	75	74	80x	45x	29x
ギリシャ	178	98	92	99	96	475	240	93	93	90	90	-	-	100x	93	96
グレナダ	110	-	-	-	-	615	353	133	118	98	97	-	-	-	-	-
グアテマラ	72	69	54	76	61	79	61	100	89	81	75	80	75	51	35	30
ギニア	22	45	18	55	27	49	12	68	40	49	30	46	33	78	20	7
ギニアビサウ	8	42	12	53	21	43	-	85	52	58x	32x	44	38	20x	26	14
ガイアナ	64	98	96	99	98	498	55	91	86	89	84	97	92	91	80	82
ハイチ	38	42	37	51	46	53	5	128	124	66	66	52	57	41	21x	20x
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	74	76	78x	85x	410	95	96	98	85	86	-	-	58	29x	37x
ハンガリー	152	99	99	100	99	690	435	104	102	97	96	-	-	98x	98	99
アイスランド	189	-	-	-	-	950	358	98	98	98	98	-	-	99x	105	113
インド	54	62	34	69	42	120	65	99	82	78	64	79	73	52	59	39
インドネシア	77	88	75	92	82	155	68	117	110	97	93	93	93	85	56	54
イラン	81	73	55	84	70	263	71	111	102	99	94	99	96	95	83	77
イラク	33	-	-	71x	45x	229	83	110	95	98	88	88	80	72x	47	29
アイルランド	164	-	-	-	-	697	402	103	102	100	100	-	-	97	119	127
イスラエル	164	97	92	98	94	524	288	96x	96x	-	-	-	-	100x	93	93
イタリア	164	98	97	99	98	880	528	101	100	100	100	-	-	99	95	91
ジャマイカ	125	78	87	83	91	483	183	96	92	89	87	92	94	96x	85	82
日本	178	-	-	-	-	956	686	101	102	100x	100x	-	-	100x	101	103
ヨルダン	94	90	72	95	84	271	82	93	93	86	86	95	94	98	86	89
カザフスタン	61	98	98	98x	98x	395	237	100	100	100	100	87	88	92	87	87
ケニア	40	81	61	89	76	108	26	89	88	92x	89x	73	75	68x	31	28
キリバス	67	-	-	-	-	212	15	-	-	-	-	-	-	95	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	73	-	-	100x	100x	146	52	108x	101x	-	-	-	-	100	-	-
韓国	178	98	93	99	96	1039	348	98	99	97	98	-	-	99	98	97
クウェート	151	80	73	84	80	678	505	101	97	89	85	-	-	97	65	65
キルギス	71	-	-	99x	95x	113	45	98	98	98	97	95	95	89	82	84
ラオス	49	65	39	74	50	145	10	125	103	80	72	71	67	57	42	29
ラトビア	121	100	99	100	100	715	496	101	100	88	92	-	-	96	88	90
レバノン	95	88	73	92	80	907	375	113	108	-	-	90	90	91	75	82
レソト	34	66	89	74	94	52	27	96	92	55	65	62	68	68	24	32
リベリア	5	55	23	70	37	329	29	72	53	43	31	59y	53y	-	27	18
リビア	130	83	51	91	68	259	140	110x	110x	97x	96x	-	-	75	84	-
リヒテンシュタイン	149	-	-	-	-	658	364	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	152	99	98	100	99	513	459	99	96	-	-	-	-	98	115	71
ルクセンブルク	178	-	-	-	-	683	391	88x	94x	84x	86x	-	-	93	98	-
マダガスカル	32	-	-	50x	44x	209	22	104	103	67	69	50	53	40	15	14
マラウイ	15	69	36	75	47	258	-	142	128	100x	100x	77	79	34	50	40
マレーシア	158	87	75	91	84	434	172	95	96	95	96	94	94	99	94	104
モルディブ	58	94	94	96	96	129	28	125	122	93	92	99	97	98	41	44
マリ	6	32	18	48	33	55	4	60	40	47	33	33	25	84	20	10
マルタ	178	88	89	91	93	669	735	108	107	100	100	-	-	100	95	85
マーシャル諸島	70	-	-	-	-	-	-	134	133	100	100	-	-	-	-	-
モーリタニア	15	46	24	51	29	146	25	88	79	61	53	55	53	66	21	15
モーリシャス	130	85	75	88	81	371	228	105	106	97	99	97	98	100	108	106
メキシコ	102	90	85	93	89	329	272	107	117	100	100	97	97	85	72	75
ミクロネシア	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	95	99	95	100	98	736	288	96	95	-	-	86	87	93	78	81
モナコ	178	-	-	-	-	1039	768	-	-	-	-	-	-	98x	-	-
モンゴル	61	99	99	99	99	142	47	103	103	93	94	85	84	-	58	71
モロッコ	78	53	25	62	36	247	115	94	76	77	64	65	47	75	44	35
モザンビーク	12	49	18	60	28	40	5	86	65	47	40	63	56	46	17	11

表4 教育指標

5歳未満児 死亡率の順位	成人の識字率 (%)				人口1000人 あたりの 受信機台数 1997		初等教育就学率 (%)				初等学校の 第1学年に 入学した生徒 が第5学年に 在学する率 (%)		中等教育 総就学率 (%) 1995-99*			
	1990		2000		ラジオ	テレビ	男	女	男	女	1992-2001*	1995-99*	男	女		
	男	女	男	女												
ミャンマー	43	87	74	89	81	96	6	102	99	-	-	68	69	45	35	35
ナミビア	69	77	72	83	81	143	37	126	126	84	88	84	87	84	56	63
ナウル	98	-	-	93x	96x	609	46	104	98	99	97	-	-	-	-	-
ネパール	55	48	14	59	24	38	6	140	104	79	60	71	60	44	62	45
オランダ	164	-	-	-	-	980	519	109	107	100	99	-	-	-	127	122
ニュージーランド	164	-	-	-	-	997	512	101	101	100	100	-	-	97	110	116
ニカラグア	79	61	61	64	64	265	68	101	104	76	79	80	80	51	55	65
ニジェール	2	18	5	23	8	70	13	36	22	30	19	36	25	66	8	5
ナイジェリア	15	59	38	72	56	226	66	75	65	38	33	58	54	80x	33x	28x
ニウエ	-	-	-	-	-	586	-	100	100	100	100	-	-	-	-	-
ノルウェー	189	-	-	-	-	917	462	100	100	100	100	-	-	100x	116	118
パレスチナ	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	94	-	78	83
オマーン	146	68	38	80	62	607	694	100	95	86	86	90	88	95	68	67
パキスタン	43	49	20	58	28	94	22	99	69	84	60	50	41	50	46	32
パラオ	102	-	-	-	-	663	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	110	89	88	93	91	299	187	106x	102x	91x	91x	-	-	82x	67	71
パプアニューギニア	53	78	57	84	68	91	9	42	66	79x	67x	32y	31y	60	24	18
パラグアイ	98	92	88	94	92	182	101	113	110	91	92	80	71	56	58	-
ペルー	85	92	79	95	85	273	126	123	121	100	100	87y	87y	87	83	78
フィリピン	88	93	92	96	95	161	52	118	119	98	93	89	91	69	73	79
ポーランド	152	100	100	100	100	522	337	97	95	95	94	-	-	98x	99	98
ポルトガル	164	91	84	95	90	306	336	130	124	100	100	-	-	97	108	116
カタール	138	77	76	80	83	450	404	106	100	96	92	-	-	88	78	107
ルーマニア	121	99	95	99	97	319	233	101	99	92	91	96	96	96	80	81
ロシア	121	100	97	100	99	417	410	108x	107x	93x	93x	-	-	-	79	85
ルワンダ	15	63	44	74	61	101	0	88	88	67	68	68	68	60x	12	12
セントクリストファー・ネビス	114	-	-	-	-	701	264	101	94	92	86	-	-	-	-	-
セントルシア	130	-	-	-	-	746	213	121	119	-	-	-	-	95x	85	104
セントビンセント・グレナディーン	110	-	-	-	-	690	163	99	83	90	78	-	-	-	-	-
サモア	110	-	-	-	-	1035	61	95	92	94	91	-	-	84	73	80
サンマリノ	164	-	-	-	-	620x	358x	-	-	-	-	-	-	100	-	-
サントメ・プリンシペ	63	85x	62x	-	-	272	163	-	-	-	-	73	74	-	-	-
サウジアラビア	105	78	51	84	67	321	262	97	90	81	73	-	-	96	72	65
セネガル	30	38	19	47	28	141	41	73	58	65	55	51	44	82	24	15
セーシェルズ	137	-	-	87x	89x	560	145	101	101	100	100	-	-	100	-	-
シエラレオネ	1	40	14	51	23	253	12	59x	41x	-	-	39	34	-	26	22
シンガポール	189	95	83	96	88	744	388	95	93	93x	92x	-	-	100x	70	77
スロバキア	152	100	100	100	100	581	488	99	98	-	-	-	-	97x	86	87
スロベニア	178	-	-	100x	100x	403	356	98	98	95	94	-	-	98x	97	100
ソロモン諸島	114	-	-	-	-	141	6	104x	90x	-	-	-	-	81	21x	14x
ソマリア	7	36x	14x	-	-	53	15	18x	9x	13x	7x	13	11	-	10x	6x
南アフリカ	66	82	80	86	84	355	134	98	86	88	86	-	-	65x	86	95
スペイン	164	98	95	99	97	331	409	110	108	100	100	-	-	98x	110	116
スリランカ	130	93	85	94	89	211	84	103	101	-	-	-	-	97	70	74
スーダン	46	59	31	68	46	272	86	48	43	43	37	54	52	76	22	36
スリナム	95	94	89	96	93	728	153	129x	125x	100x	100x	88	91	99x	50x	58x
スワジランド	27	74	70	81	79	168	23	119	112	100	100	71	71	81	60	60
スウェーデン	193	-	-	-	-	932	519	103	103	100	100	-	-	97	135	172
イス	164	82x	80x	-	-	979	457	108x	107x	96	96	-	-	100x	103	96
シリア	105	82	47	88	60	278	70	98	93	96	92	99	98	92	44	39
タジキスタン	64	99	97	100	99	143	3	96	94	-	-	83	84	-	82	70
タンザニア	23	76	51	84	67	280	3	77	76	56	57	47	51	81	6	5
タイ	105	96	91	97	94	234	254	93	90	82	79	-	-	97	78	80
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	97x	91x	-	-	206	257	100	98	97	96	-	-	95	85	82
トーゴ	29	61	29	72	43	219	17	126	89	85	61	67	59	60	50	22
トンガ	125	-	-	-	-	619	21	124	120	98	93	-	-	92	-	-
トリニダード・トバゴ	125	98	96	99	98	533	333	99	98	88	88	-	-	96	75	82
チュニジア	108	72	46	81	60	224	100	119	112	97	94	95	93	92	73	76
トルコ	79	90	69	94	77	178	330	98	86	93	82	73	70	99	67	48
トルクメニスタン	51	99x	97x	-	-	289	194	-	-	-	-	81y	80y	-	-	-

表4

5歳未満児 死亡率 の順位	成人の識字率 (%)				人口1000人 あたりの 受信機台数 1997	初等教育就学率 (%)				初等学校の 第1学年に 入学した生徒 が第5学年に 在学する率 (%) 1995-99*	中等教育 総就学率 (%) 1995-99*					
	1990		2000			総就学率 1995-99*		純就学率 1995-99*		1992-2001*						
	男	女	男	女		ラジオ	テレビ	男	女	男	女					
ツバル	74	-	-	98x	98x	384	-	100	100	100	100	-	-	96	-	-
ウガンダ	36	69	43	78	57	130	16	129	114	92	83	69	66	55x	15	9
ウクライナ	125	-	-	98x	99x	882	353	87x	86x	-	-	-	-	98x	87	99
アラブ首長国連邦	152	78	84	85x	93x	355	134	104	102	98	98	-	-	95	70	80
英国	161	-	-	-	-	1443	521	114	114	97	98	-	-	-	146	169
米国	158	-	-	-	-	2116	806	102	101	94	95	-	-	99x	94	95
ウルグアイ	138	96	97	97	98	603	239	113	110	93	93	-	-	98	84	99
ウズベキスタン	68	95	95	99x	99x	465	276	100	100	87	89	78	78	-	99x	87x
バヌアツ	81	-	-	-	-	350	14	105x	107x	76x	72x	-	-	65	31	26
ベネズエラ	120	91	89	93	93	472	180	90	93	83	85	-	-	89	54	65
ベトナム	88	94	85	96	91	107	47	110	107	95	94	94	93	78	68	61
イエメン	46	55	13	67	25	64	29	89	45	79	39	75y	40y	74	69	25
ユーゴスラビア	130	97x	88x	99x	97x	296	259	69	70	69x	70x	98	96	100x	59	62
ザンビア	10	79	59	85	71	120	32	102	100	85	86	62	62	84x	29	22
ジンバブエ	38	91	83	96	90	102	33	111	105	87	87	80	82	73	48	43

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	60	41	69	54	199	47	82	69	58	50	55	52	66	26	22
中東と北アフリカ	67	41	75	54	275	114	95	84	85	76	86	79	88	67	62
南アジア	60	32	66	40	110	53	99	81	78	66	74	68	54	57	40
東アジアと太平洋諸国	88	72	93	80	304	252	107	105	97	96	95	95	87	65	61
ラテンアメリカとカリブ海諸国	87	84	89	87	409	204	105	107	-	-	93	92	76	80	86
CEE/CISとバルト海諸国	98	93	99	96	442	339	98	94	93	90	81	79	-	81	80
先進工業国	-	-	-	-	1322	641	104	103	95	96	-	-	99	105	108
開発途上国	77	58	82	66	245	157	98	89	83	76	80	77	73	60	53
後発開発途上国	53	31	61	40	142	23	84	69	64	55	57	52	61	31	26
世界	82	69	85	74	417	240	99	90	85	78	81	77	75	66	61

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

成人識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等・中等教育総就学率—年齢に関わらず初等・中等学校に就学する子どもの人数を、公式の就学年齢に相当する子どもの人口で割ったもの。

初等教育純就学率—公式の就学年齢に相当する子どもであって初等学校に就学する子どもの人数を、当該年齢の子どもの人口で割ったもの。

初等教育純通学率—公式の就学年齢に相当する子どものうち初等学校に通学する者の比率。データは国別世帯調査で得られたもの。通学率・就学率に関するデータはいずれも初等学校に行っている子どもに関するものでなければならないが、多くの国では初等学校就学相当年齢の子どもの人数が不確実なので、就学率に相当の偏りが生ずる場合がある。

初等学校入学者の第5学年学率—初等学校の第1学年に入学した子どものうち第5学年に達した者の比率。

データの主な出典

成人識字率—国連教育科学文化機関（ユネスコ）。万人のための教育2000評価（EFA2000）の結果を含む。

ラジオ・テレビ—ユネスコ。

初等・中等教育就学率—ユネスコ。EFA2000の結果を含む。

初等教育純通学率—人口動態・保健調査（DHS）、複数指標クラスタ調査（MICS）。

第5学年学率—ユネスコ。EFA2000の結果を含む。

注

- データなし。
- x データがコラムの見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- y 標準的な定義によらないデータまたは国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- * データが、コラムの見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

表5 人口統計指標

5歳未満児 死亡率 の順位	人口(1000人) 2001		人口の年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計特殊 出生率 2001	都市人口の 年間平均増加率 (%)			
			1970-90	1990-2001	1970	2001	1970	2001	1970	2001		1970-90	1990-2001		
		18歳未満	5歳未満												
アフガニスタン	4	11219	3928	0.4	4.5	26	22	50	48	38	43	6.8	23	2.9	6.5
アルバニア	98	1100	300	2.2	-0.4	8	5	33	19	67	73	2.4	43	2.8	1.2
アルジェリア	75	12653	3528	3	2	16	5	49	24	53	70	2.9	58	4.4	3
アンドラ	161	17	4	5.4	4.8	-	-	-	-	-	-	-	92	5.1	4.6
アンゴラ	3	7412	2678	2.7	3.1	27	20	49	51	37	45	7.2	35	5.7	5.3
アンティグア・バーブーダ	144	23	6	0.5	0.3	-	-	-	-	-	-	-	37	0.7	0.8
アルゼンチン	130	12278	3515	1.5	1.3	9	8	23	19	66	74	2.5	88	2	1.5
アルメニア	93	1083	193	1.7	0.6	5	7	24	9	72	73	1.2	67	2.3	0.6
オーストラリア	164	4750	1259	1.5	1.2	9	7	20	13	71	79	1.8	91	1.5	1.9
オーストリア	178	1613	391	0.2	0.4	13	10	15	9	70	78	1.3	67	0.1	0.5
アゼルバイジャン	48	2761	572	1.6	1.1	7	6	29	13	68	72	1.6	52	2.1	0.7
バハマ	138	108	30	2	1.7	7	7	31	20	66	69	2.3	89	2.8	2.3
バーレーン	138	213	55	4	2.6	9	4	40	16	62	74	2.4	92	4.5	3.1
バングラデシュ	58	63232	18871	2.5	2.2	21	9	47	31	44	60	3.6	26	7.2	4.6
バルバドス	144	67	17	0.4	0.4	9	8	22	12	69	77	1.5	51	1.3	1.5
ベラルーシ	125	2332	456	0.6	-0.1	8	14	16	9	71	69	1.2	70	2.7	0.3
ベルギー	164	2120	539	0.2	0.3	12	10	14	10	71	79	1.5	97	0.3	0.3
ベリーズ	84	103	29	2.1	2	8	4	40	26	66	74	3	48	1.7	2
ベニン	24	3432	1131	2.7	3	25	13	53	42	42	54	5.8	43	6.3	5
ブータン	52	1052	333	2.4	2.1	22	9	42	35	42	62	5.2	7	4.9	5.4
ボリビア	58	3895	1221	2.2	2.4	20	8	45	31	46	63	4.1	63	3.8	3.5
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	938	205	0.9	-0.5	7	8	23	10	66	74	1.3	43	2.8	0.3
ボツワナ	42	768	223	3.3	2.1	15	23	51	31	52	39	4.1	49	11.3	3.4
ブラジル	92	59214	16021	2.2	1.4	11	7	35	19	59	68	2.2	82	3.6	2.2
ブルネイ	164	124	34	3.4	2.4	7	3	36	20	67	76	2.6	73	3.7	3.3
ブルガリア	138	1517	306	0.1	-0.9	9	15	16	8	71	71	1.1	68	1.4	-0.8
ブルキナファソ	12	6631	2276	2.5	2.5	25	17	53	47	40	47	6.8	17	6.9	4.6
ブルンジ	14	3559	1133	2.4	1.3	20	21	44	44	44	41	6.8	9	7.2	5
カンボジア	30	6937	2131	1.6	3	21	11	42	36	43	56	4.9	18	2	6
カムルーン	25	7576	2378	2.8	2.4	21	15	45	37	44	50	4.8	50	6.2	4.4
カナダ	161	7087	1766	1.2	1	7	8	17	11	73	79	1.6	79	1.3	1.3
カボベルデ	88	200	61	1.2	2.3	12	6	41	30	56	70	3.3	63	5.3	5.5
中央アフリカ	19	1877	615	2.3	2.3	23	19	43	38	42	44	5	42	3.4	3.2
チャド	11	4313	1542	2.3	3	27	19	48	49	38	46	6.7	24	5.2	4.3
チリ	147	5134	1433	1.6	1.5	10	6	30	19	62	75	2.4	86	2.1	1.8
中国	85	376467	95091	1.6	1	9	7	33	15	61	71	1.8	37	3.9	3.6
コロンビア	118	16407	4752	2.2	1.8	9	6	38	23	61	71	2.7	76	3.2	2.7
コモロ	57	363	120	3.2	2.9	18	9	50	38	48	60	5.1	34	5.1	4.7
コンゴ	45	1643	581	2.8	3	20	14	46	45	46	51	6.3	66	5.3	4.6
コンゴ民主共和国	9	29197	10340	3	3.2	20	14	48	48	45	52	6.7	31	2.6	4.1
クック諸島	118	8	2	-0.8	1	-	-	-	-	-	-	59	0	0.9	0.9
コスタリカ	149	1562	446	2.8	2.7	7	4	35	22	67	77	2.7	60	3.5	3.7
コートジボワール	20	8035	2466	4.1	2.4	21	16	51	36	44	48	4.8	44	6.1	3.3
クロアチア	158	1020	269	0.4	0.3	10	11	15	12	69	74	1.7	58	1.9	0.9
キューバ	152	2822	703	1.1	0.5	7	7	30	12	69	76	1.6	75	2.1	0.7
キプロス	164	218	53	0.5	1.3	10	7	20	13	71	78	1.9	70	1.7	2.1
チェコ	178	2033	441	0.2	0	13	11	16	9	70	75	1.2	75	2.1	-0.1
デンマーク	189	1142	322	0.2	0.3	10	11	16	11	73	76	1.7	85	0.5	0.4
ジブチ	28	320	103	5.9	2.2	25	20	57	38	40	42	5.9	84	7.2	2.5
ドミニカ	143	25	7	0.1	0	-	-	-	-	-	-	-	71	1.9	0.4
ドミニカ共和国	76	3364	944	2.3	1.7	11	7	42	24	58	67	2.8	66	4.2	2.8
東ティモール	36	375	89	1	0.1	24	14	45	27	39	49	4	8	0.2	0
エクアドル	98	5108	1467	2.7	2.1	12	6	42	24	58	70	2.9	63	4.4	3.3
エジプト	83	28708	8014	2.3	1.9	17	6	40	24	51	68	3	43	2.5	1.7
エルサルバドル	85	2651	802	1.8	2	12	6	44	26	57	70	3	61	2.3	4.1
赤道ギニア	26	235	82	1	2.6	25	16	42	43	40	51	5.9	49	2.4	5.6
エリトリア	41	1919	638	2.6	1.9	21	14	47	40	43	52	5.4	19	4.4	3.7
エストニア	147	299	59	0.7	-1.2	11	13	15	9	70	71	1.2	69	1.2	-1.4
エチオピア	21	33331	11469	2.5	2.8	23	20	48	44	41	44	6.8	16	4.7	4.8
フィジー	121	324	97	1.7	1.2	8	5	35	25	60	69	3	50	2.5	2.9

表5

5歳未満児 死亡率の順位	人口(1000人) 2001		人口の年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計特殊 出生率 2001	都市人口 の比率 (%) 2001	都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-90	1990-2001	1970	2001	1970	2001	1970	2001			1970-90	1990-2001	
フィンランド	178	1118	281	0.4	0.3	10	10	15	10	70	78	1.6	59	1.4	0
フランス	164	13414	3641	0.6	0.4	11	9	17	12	72	79	1.8	76	0.8	0.6
ガボン	56	582	201	3.1	2.7	21	15	32	38	44	53	5.4	82	7	4.4
ガンビア	35	615	209	3.5	3.3	28	17	50	38	36	47	4.9	31	6.1	5.4
グルジア	102	1295	289	0.7	-0.4	7	10	19	11	68	73	1.4	56	1.6	-0.2
ドイツ	178	15355	3743	0.1	0.3	12	11	14	9	71	78	1.3	88	0.4	0.5
ガーナ	49	9410	2857	2.8	2.4	17	11	47	33	49	57	4.3	36	3.6	3.2
ギリシャ	178	1962	496	0.7	0.4	8	10	17	9	72	78	1.3	60	1.3	0.6
グレナダ	110	33	9	-0.2	0.3	-	-	-	-	-	-	-	38	0.2	1.4
グアテマラ	72	5877	1874	2.6	2.6	15	7	45	35	52	65	4.6	40	2.9	3.1
ギニア	22	4189	1459	2.3	2.7	28	17	52	44	37	48	6	28	5.4	4.3
ギニアビサウ	8	612	215	2.4	2.4	28	20	45	45	36	45	6	33	3.8	5.2
ガイアナ	64	279	81	0.2	0.4	11	9	38	22	60	63	2.4	37	0.8	1.3
ハイチ	38	3933	1146	2.1	1.6	19	13	39	31	47	53	4.1	36	4.1	3.6
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
ホンジュラス	88	3173	969	3.2	2.7	15	7	48	31	52	66	3.9	54	5	5
ハンガリー	152	2012	473	0	-0.4	11	14	15	9	69	72	1.3	65	1.2	0
アイスランド	189	78	21	1.1	0.9	7	7	22	14	74	79	1.9	93	1.4	1.1
インド	54	402043	116316	2.1	1.8	17	9	40	25	49	64	3.1	28	3.4	2.6
インドネシア	77	78016	21639	2.1	1.5	17	7	41	21	48	67	2.4	42	5	4.4
イラン	81	31637	7466	3.5	1.8	15	5	45	22	53	69	2.9	65	5	3.1
イラク	33	11340	3637	3.1	2.8	16	8	48	35	55	63	4.9	68	4.3	2.6
アイルランド	164	1012	269	0.9	0.8	11	8	22	15	71	77	2	59	1.3	1.2
イスラエル	164	2052	622	2.2	2.8	7	6	27	20	71	79	2.8	92	2.6	3
イタリア	164	9902	2590	0.3	0.1	10	11	17	9	72	79	1.2	67	0.4	0.2
ジャマイカ	125	971	261	1.2	0.8	8	6	35	21	68	75	2.4	57	2.3	1.7
日本	178	22787	6131	0.8	0.3	7	8	19	9	72	81	1.4	79	2	0.5
ヨルダン	94	2348	783	3.5	4	16	4	51	34	54	71	4.4	79	5	4.8
カザフスタン	61	5181	1249	1.2	-0.4	9	10	26	16	64	65	2	56	1.8	-0.5
ケニア	40	15867	4770	3.6	2.6	17	13	52	35	50	50	4.3	34	7.9	5.8
キリバス	67	38	12	1.8	1.4	-	-	-	-	-	-	-	39	3.3	2.4
朝鮮民主主義人民共和国	73	7017	1902	1.6	1.1	9	10	33	17	61	65	2.1	61	2.3	1.4
韓国	178	11846	3067	1.5	0.8	9	6	31	13	60	75	1.5	82	4.5	1.8
クウェート	151	744	150	5.3	-0.8	6	3	47	18	66	76	2.7	96	6.3	-0.7
キルギス	71	1980	513	2	1.1	11	7	31	20	62	68	2.5	34	2	0.3
ラオス	49	2649	846	2.1	2.4	23	13	44	36	40	54	5	20	5.3	4.7
ラトビア	121	514	90	0.6	-0.9	11	13	14	8	70	71	1.1	60	1.2	-2.3
レバノン	95	1298	333	0.5	2.5	11	5	36	19	64	73	2.2	90	2.2	3.1
レソト	34	940	293	2.1	1.8	18	20	43	33	48	44	4.5	29	6.3	5.1
リベリア	5	1555	614	2.2	3.4	21	13	49	55	46	53	6.8	46	4.6	4.1
リビア	130	2218	664	3.9	2.1	16	5	49	27	52	71	3.5	88	6.8	2.7
リヒテンシュタイン	149	7	2	1.6	1.2	-	-	-	-	-	-	-	22	2	1.6
リトアニア	152	864	178	0.9	-0.1	9	11	17	9	71	72	1.3	69	2.4	0
ルクセンブルク	178	98	28	0.6	1.3	12	9	13	12	70	78	1.7	92	1.8	1.9
マダガスカル	32	8404	2932	2.7	2.9	20	14	46	42	44	53	5.8	30	5.3	5.2
マラウイ	15	6136	2087	3.7	1.9	25	23	56	45	40	40	6.5	15	7.7	4.3
マレーシア	158	9019	2611	2.5	2.2	10	5	37	23	61	73	3	58	4.5	3.6
モルディブ	58	152	49	2.9	3	17	6	40	36	50	67	5.5	28	6.3	3.8
マリ	6	6157	2209	2.4	2.6	26	18	51	50	42	52	7	31	4.9	5
マルタ	178	95	24	0.9	0.8	9	8	17	12	70	78	1.8	91	1.5	1.1
マーシャル諸島	70	23	7	2.8	1.5	-	-	-	-	-	-	-	66	3	1.6
モーリタニア	15	1394	486	2.4	2.9	22	15	45	44	42	52	6	59	8.2	5.6
モーリシャス	130	355	93	1.2	0.9	7	7	29	16	62	72	1.9	42	1	1.2
メキシコ	102	38933	11126	2.5	1.7	10	5	44	23	61	73	2.6	75	3.5	2
ミクロネシア	114	56	18	1.9	2.7	-	-	-	-	-	-	-	29	2.2	3.4
モルドバ	95	1203	251	1	-0.2	10	12	19	12	65	67	1.5	42	2.9	-1.2
モナコ	178	7	2	1.1	1.1	-	-	-	-	-	-	-	99	1.1	1.1
モンゴル	61	1054	267	2.8	1.3	14	7	42	22	53	63	2.4	57	4.1	1.3
モロッコ	78	12368	3620	2.4	1.9	17	6	47	25	52	68	3.1	56	4	3.3
モザンビーク	12	9418	3217	2	2.8	22	24	47	43	42	39	6	33	9.7	7

表5 人口統計指標

5歳未満児 死亡率 の順位	人口(1000人) 2001		人口の年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計特殊 出生率 (%) 2001	都市人口 の比率 (%) 2001	都市人口の 年間平均増加率 (%)		
			1970-90	1990-2001	1970	2001	1970	2001	1970	2001			1970-90	1990-2001	
		18歳未満	5歳未満												
ミャンマー	43	18752	5354	2.1	1.6	18	12	40	24	48	56	3	28	2.4	2.8
ナミビア	69	900	282	2.8	2.4	18	18	44	35	48	45	5	31	4.6	3.9
ナウル	98	6	2	2	3.3	-	-	-	-	-	-	-	96	2	2.6
ネパール	55	11161	3620	2.1	2.4	22	10	41	35	42	59	4.6	12	6.2	5.2
オランダ	164	3457	921	0.7	0.6	8	9	17	11	74	78	1.5	90	0.8	0.7
ニュージーランド	164	1036	274	0.9	1.1	9	8	22	14	71	78	2	86	1.1	1.3
ニカラグア	79	2576	810	2.9	2.8	14	5	48	33	54	69	4	57	3.6	3.4
ニジェール	2	6351	2375	3.1	3.4	27	20	56	56	37	46	8	21	6.3	5.9
ナイジェリア	15	60495	20068	2.9	2.8	22	14	48	40	43	52	5.6	45	5.7	5.1
ニウエ	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	-	-0.2
ノルウェー	189	1045	283	0.4	0.5	10	10	17	12	74	79	1.7	75	0.9	0.9
パレスチナ	114	1747	614	3.4	3.9	19	4	50	40	54	72	5.7	67	4	4.4
オマーン	146	1326	416	4.5	3.5	21	4	50	36	47	71	5.6	77	13	5.4
パキスタン	43	69782	22651	2.9	2.5	18	10	44	37	48	60	5.2	34	4.1	3.4
パラオ	102	9	3	2	2.6	-	-	-	-	-	-	-	68	3	2.3
パナマ	110	1062	300	2.3	1.7	8	5	37	21	65	74	2.5	57	2.9	2.2
パプアニューギニア	53	2300	717	2.4	2.4	19	10	42	33	43	57	4.4	18	4.6	3.9
パラグアイ	98	2586	784	2.9	2.6	9	5	37	30	65	70	3.9	57	4.3	4
ペルー	85	10219	2893	2.5	1.7	14	6	42	23	53	69	2.7	73	3.4	2.3
フィリピン	88	33699	9858	2.6	2.1	11	5	40	27	57	70	3.4	59	4.5	3.9
ポーランド	152	9094	1931	0.8	0.1	8	10	17	10	70	74	1.3	63	1.6	0.4
ポルトガル	164	2033	561	0.7	0.1	11	11	21	11	67	76	1.5	66	3.6	3.2
カタール	138	179	53	7	2.2	13	4	34	18	61	70	3.4	93	7.6	2.5
ルーマニア	121	4946	1137	0.7	-0.3	9	13	21	10	68	70	1.3	55	1.9	-0.1
ロシア	121	32171	6229	0.6	-0.2	9	15	15	9	70	66	1.2	73	1.5	-0.3
ルワンダ	15	4094	1340	3	1.5	21	19	53	40	44	40	5.9	6	5.5	2.8
セントクリストファー・ネビス	114	13	4	-0.6	-0.9	-	-	-	-	-	-	-	34	-0.7	-0.9
セントルシア	130	57	17	1.4	1.2	8	6	41	23	64	74	2.6	38	1	1.4
セントビンセント・グレナディーン	110	40	11	1	0.7	-	-	-	-	-	-	-	56	6	3.6
サモア	110	77	21	0.6	-0.1	10	6	40	28	55	70	4.3	22	0.8	0.4
サンマリノ	164	5	1	1.2	1.5	-	-	-	-	-	-	-	90	3.2	1.3
サントメ・プリンシペ	63	75	26	2.3	1.8	-	-	-	-	-	-	-	48	4.9	3.6
サウジアラビア	105	10298	3265	4.9	2.8	18	4	48	34	52	72	5.7	87	7.3	3.8
セネガル	30	4908	1621	2.8	2.5	25	12	49	38	41	54	5.2	48	3.7	4.2
セーシェルズ	137	42	14	1.4	1.3	-	-	-	-	-	-	-	65	4.9	3.2
シエラレオネ	1	2328	845	2.1	1.1	30	25	49	51	34	40	6.5	38	4.8	3.2
シンガポール	189	1046	271	1.9	2.8	5	5	23	12	69	78	1.5	100	1.9	2.8
スロバキア	152	1282	282	0.7	0.3	10	10	19	10	70	73	1.3	58	2.3	0.4
スロベニア	178	386	88	0.7	0.3	10	10	17	8	70	76	1.2	49	2.2	0.1
ソロモン諸島	114	237	81	3.4	3.4	10	5	46	38	54	69	5.4	20	6.1	6.4
ソマリア	7	5003	1874	3.4	2.2	25	17	51	52	40	48	7.3	28	4.3	3.6
南アフリカ	66	17645	5188	2.4	1.7	14	15	38	25	53	50	2.9	57	2.5	3.2
スペイン	164	7186	1801	0.8	0.1	9	10	20	9	72	79	1.1	78	1.4	0.4
スリランカ	130	6056	1564	1.6	1	8	6	29	17	64	72	2.1	23	1.5	1.8
スードン	46	14739	4790	2.7	2.3	22	11	48	35	43	56	4.6	37	5.1	5.3
スリナム	95	155	39	0.4	0.4	8	6	37	19	63	71	2.1	75	2.2	1.6
スワジランド	27	451	139	3	1.8	19	21	47	34	46	42	4.5	27	7.5	2.8
スウェーデン	193	1891	415	0.3	0.3	10	11	14	9	74	80	1.4	83	0.4	0.3
スイス	164	1420	353	0.5	0.4	9	10	16	9	73	79	1.4	67	1	1.5
シリア	105	7916	2285	3.4	2.7	14	4	47	30	55	71	3.8	52	4.2	3.2
タジキスタン	64	2790	749	2.9	1.3	11	6	40	24	63	68	3.1	28	2.2	0.1
タンザニア	23	18623	6064	3.2	2.9	20	13	50	39	45	51	5.2	33	8.9	6.9
タイ	105	20171	5791	2.1	1.4	10	6	37	18	59	70	2	20	3.8	2
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	552	140	1	0.6	8	8	24	12	66	73	1.6	59	2	0.9
トーゴ	29	2369	784	2.7	2.7	21	13	48	39	44	52	5.5	34	6.6	4.3
トンガ	125	41	11	0.8	0.3	-	-	-	-	-	-	-	33	2.7	0.8
トリニダード・トバゴ	125	399	86	1.1	0.6	7	6	28	13	66	75	1.6	75	1.6	1.3
チュニジア	108	3394	829	2.3	1.4	14	7	40	18	54	70	2.2	66	3.6	2.7
トルコ	79	24038	7021	2.3	1.7	13	6	39	21	56	70	2.4	66	4.6	2.4
トルクメニスタン	51	2108	600	2.6	2.5	11	7	38	26	60	67	3.3	45	2.3	2.5

表5

5歳未満児 死亡率の順位	人口(1000人) 2001	人口の年間増加率 (%)				粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計特殊 出生率 2001	都市人口 の比率 (%) 2001	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
		18歳未満	5歳未満	1970-90	1990-2001	1970	2001	1970	2001	1970	2001			1970-90	1990-2001
ツバル	74	4	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	55	6.9	3.9
ウガンダ	36	13496	4858	3	3	19	18	51	51	46	45	7.1	15	4.7	5.5
ウクライナ	125	10725	2095	0.5	-0.5	9	15	16	8	71	68	1.1	68	1.5	-0.3
アラブ首長国連邦	152	815	199	11	2.5	11	4	36	16	61	75	3	87	12.8	3.3
英国	161	13467	3447	0.2	0.3	12	11	16	11	72	78	1.6	90	0.2	0.4
米国	158	73767	19834	1	1	9	8	17	13	71	77	2	77	1.1	1.3
ウルグアイ	138	983	283	0.5	0.7	10	9	21	17	69	75	2.3	92	0.9	1
ウズベキスタン	68	10659	2691	2.7	1.9	10	6	37	21	63	69	2.5	37	3.1	1.1
バヌアツ	81	98	30	2.7	2.8	14	6	43	32	53	68	4.4	22	4.5	4.4
ベネズエラ	120	9792	2805	3	2.1	7	5	38	23	65	73	2.8	87	3.8	2.5
ベトナム	88	30942	7607	2.2	1.6	18	7	41	20	49	69	2.3	25	2.5	3.4
イエメン	46	10784	4056	3	4.5	23	9	53	50	41	61	7.6	25	5.7	5.4
ユーゴスラビア	130	2552	626	0.8	0.3	9	11	19	11	68	73	1.6	52	2.1	0.5
ザンビア	10	5702	1918	3.2	2.5	19	20	51	42	46	42	5.8	40	4.6	2.7
ジンバブエ	38	6741	2065	3.4	2.1	13	18	47	36	55	43	4.7	36	6	4.3

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	317860	106434	2.9	2.6	21	16	48	41	44	48	5.6	35	5.2	4.7
中東と北アフリカ	154037	44478	3.1	2.3	17	6	45	28	51	67	3.7	57	4.7	3.1
南アジア	559615	166566	2.2	2	18	9	41	27	48	62	3.4	28	3.8	3
東アジアと太平洋諸国	603761	159436	1.8	1.2	11	7	35	17	58	69	2	39	4	3.5
ラテンアメリカとカリブ海諸国	193482	54846	2.2	1.6	11	6	37	22	60	70	2.6	76	3.3	2.3
CEE/CISとバルト海諸国	129803	30020	1	0.3	9	11	20	12	66	69	1.6	63	2.1	0.3
先進工業国	191014	50664	0.7	0.6	10	9	17	11	72	78	1.6	79	0.9	0.9
開発途上国	1882968	546530	2.2	1.7	14	9	39	24	53	62	3	41	4	3.2
後発開発途上国	332547	110497	2.5	2.6	22	14	47	40	43	51	5.3	26	5.3	4.8
世界	2149572	612444	1.8	1.5	13	9	33	22	56	64	2.7	48	3	2.4

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

粗死亡率—人口1,000人あたりの年間の死亡数。

粗出生率—人口1,000人あたりの年間の出生数。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。

都市人口—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の比率。

データの主な出典

平均余命—国連人口局。

子どもの人口—国連人口局。

粗死亡率・粗出生率—国連人口局。

出生率—国連人口局。

都市人口—国連人口局。

注 - データなし。

表6 経済指標

5歳未満児 死亡率 の順位	1人 あたりの GNI (米ドル) 2001	1人あたりのGDPの 年間平均増加率(%)			年間 インフレ率 (%) 1990-2001	1日1米ドル 以下で暮らす 人の比率 (%) 1990-99	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA) の 受け入れ額 (100万米ドル) 2000	ODAが 受け入れ国の GNIに 占める比率 (%) 2000	債務返済が 商品やサービス の輸出額に 占める比率 (%)	
		1960-90	1990-2001	保健			1990	2000	保健			1990	2000
アフガニスタン	4	250x	0.1	-	-	-	-	-	-	141	-	-	-
アルバニア	98	1230	-	3	34	-	4	2	4	319	8	1	1
アルジェリア	75	1630	2.4	0.1	17	2	4	24	17	162	0	62	19
アンドラ	161	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	500	-	-1.1	659	-	6x	15x	34x	307	5	7	15
アンティグア・バーブーダ	144	9070	-	2.5	2	-	-	-	-	10	2	-	-
アルゼンチン	130	6960	0.6	2.4	4	-	2	6	4	76	0	30	63
アルメニア	93	560	-	-1.3	172	8	-	-	-	216	11	-	4
オーストラリア	164	19770	2.1	2.8	2	-	15	8	7	-	-	-	-
オーストリア	178	23940	3.2	1.7	2	-	14	9	2	-	-	-	-
アゼルバイジャン	48	650	-	1.7	59	2	1	3	11	139	3	-	5
バハマ	138	14960x	1.2	0.1	3	-	16	20	3	-	-	-	-
バーレーン	138	9370x	-	1.7	0	-	8	13	16	49	-	-	-
バングラデシュ	58	370	0.5	3.1	4	29	5x	11x	10x	1171	2	19	8
バルバドス	144	9250x	3	1.7	3	-	-	-	-	0	0	14	6x
ベラルーシ	125	1190	-	-0.6	318	2	4	4	4	-	-	-	2
ベルギー	164	23340	2.9	1.8	2	-	2x	12x	5x	-	-	-	-
ベリーズ	84	2910	3.2	1.6	2	-	8	20	5	15	2	6	15
ベニン	24	360	0.1	1.9	8	-	6x	31x	17x	239	10	7	10
ブータン	52	640	-	3.5	9	-	10	15	-	53	11	5	4
ボリビア	58	940	-0.1	1.4	8	29	10	20	7	477	6	31	36
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	1240	-	16.2	3	-	-	-	-	737	15	-	20
ボツワナ	42	3630	8.6	2.9	9	33x	5	26	8	31	1	4	2
ブラジル	92	3060	3.6	1.4	168	9	6	6	3	322	0	19	78
ブルネイ	164	24630x	-1.8	-0.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	138	1560	-	-0.9	93	2	5	4	8	-	-	19	13
ブルキナファソ	12	210	1.1	2.4	4	61	7	17	14	336	14	6	14
ブルンジ	14	100	2	-4.3	13	-	2	15	23	93	13	41	23
カンボジア	30	270	-	2	22	-	-	-	-	398	13	-	1
カムルーン	25	570	2.5	-0.3	5	-	3	12	10	380	4	20	17
カナダ	161	21340	2.3	2	1	-	1	2	6	-	-	-	-
カボベルデ	88	1310	-	3.3	5	-	-	-	-	94	16	5	7
中央アフリカ	19	270	-0.6	-0.3	4	67	-	-	-	76	7	8	8
チャド	11	200	-1.2	-0.5	7	-	8x	8x	-	131	8	2	8
チリ	147	4350	1.2	4.8	7	2	12	18	8	49	0	20	25
中国	85	890	4.8	8.9	6	19	0	2	12	1736	0	10	7
コロンビア	118	1910	2.3	0.8	20	11	9	20	13	187	0	39	28
コモロ	57	380	-	-2.3	5	-	-	-	-	19	9	2	3
コンゴ	45	700	3.1	-3.1	10	-	-	-	-	33	2	32	0
コンゴ民主共和国	9	100x	-1.4	-8.2	1423	-	0	0	18	184	-	5	-
クック諸島	118	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
コスタリカ	149	3950	1.6	2.8	16	7	22	21	-	12	0	21	7
コートジボワール	20	630	1	0.1	8	12	4x	21x	4x	352	3	26	20
クロアチア	158	4650	-	2.1	72	2	15	7	5	66	0	-	25
キューバ	152	1170x	-	-	1	-	23x	10x	-	44	-	-	-
キプロス	164	12370x	6.2	3.1	4	-	6	12	4	-	-	-	-
チェコ	178	5270	-	1.1	11	2	17	9	5	-	-	-	12
デンマーク	189	31090	2.1	2.1	2	-	1	13	4	-	-	-	-
ジブチ	28	890	-	-3.6	4	-	-	-	-	71	13	-	4
ドミニカ	143	3060	-	1.4	3	-	-	-	-	15	6	4	6x
ドミニカ共和国	76	2230	3.1	4.2	9	3	11	16	4	62	0	7	4
東ティモール	36	-	-	-	-	-	-	-	-	233	-	-	-
エクアドル	98	1240	2.9	-0.3	39	20	11x	18x	13x	147	1	27	17
エジプト	83	1530	3.5	2.6	8	3	3	15	9	1328	1	20	8
エルサルバドル	85	2050	-0.4	2.3	7	26	5	24	7	180	1	14	5
赤道ギニア	26	700	-	18.8	17	-	-	-	-	21	6	3	0
エリトリア	41	190	-	0.4	10	-	-	-	-	176	24	-	1
エストニア	147	3880	-	1.7	45	2	16	10	5	-	-	-	8
エチオピア	21	100	-	2.5	6	31	6	16	9	693	10	30	12
フィジー	121	2130	1.9	1.7	3	-	9	18	6	29	2	12	2

表 6

	5歳未満児 死亡率の順位	1人 あたりの GNP (米ドル) 2001	1人あたりのGDPの 年間平均増加率(%)		年間 インフレ率 (%) 1990-2001	1日1米ドル 以下で暮らす 人の比率 (%) 1990-99	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル) 2000	ODAが 受け入れ国 のGNIIに 占める比率 (%) 2000	債務返済が 商品やサービス の輸出額に 占める比率 (%)	
			1960-90	1990-2001			保健	教育	防衛			1990	2000
フィンランド	178	23940	3.4	2.6	2	-	3	10	4	-	-	-	-
フランス	164	22690	2.9	1.4	2	-	16x	7x	6x	-	-	-	-
ガボン	56	3160	3.1	-0.1	6	-	-	-	-	12	0	4	14
ガンビア	35	330	1.1	0	4	54	7x	12x	4x	49	11	17	6
グルジア	102	620	-	-4.9	279	2	3	4	4	170	5	-	7
ドイツ	178	23700	-	1.2	2	-	17x	1x	7x	-	-	-	-
ガーナ	49	290	-1.2	1.9	27	39	7	22	5	609	9	20	16
ギリシャ	178	11780	3.8	2	9	-	7	11	8	-	-	-	-
グレナダ	110	3720	-	2.9	2	-	10	17	-	17	5	2	4
グアテマラ	72	1670	1.4	1.4	10	10	11	17	11	264	1	11	8
ギニア	22	400	-	1.6	5	-	3x	11x	29x	153	5	18	13
ギニアビサウ	8	160	-0.5	-1.3	29	-	1x	3x	4x	80	37	21	7
ガイアナ	64	840	-0.3	4.4	12	-	-	-	-	108	17	-	16x
ハイチ	38	480	0.1	-2.5	19	-	-	-	-	208	5	4	6
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	900	1.1	0.3	18	41	10x	19x	7x	449	8	30	18
ハンガリー	152	4800	3.9	2	18	2	4	6	2	-	-	30	24
アイスランド	189	28880	3.6	2	3	-	25	10	-	-	-	-	-
インド	54	460	1.6	4	8	44	2	3	16	1487	0	26	12
インドネシア	77	680	4.3	2.1	16	8	2	6	4	1731	1	31	23
イラン	81	1750	-3.5	2	26	-	7	19	14	130	0	1	11
イラク	33	2170x	-1.1	-	0x	-	-	-	-	101	-	-	-
アイルランド	164	23060	3.1	6.7	4	-	16	14	3	-	-	-	-
イスラエル	164	16710x	3.1	2.2	10	-	13	14	17	-	-	-	-
イタリア	164	19470	3.2	1.5	4	-	11x	8x	4x	-	-	-	-
ジャマイカ	125	2720	0.1	-0.3	22	3	6	14	1	10	0	20	13
日本	178	35990	4.8	1	0	-	2	6	4	-	-	-	-
ヨルダン	94	1750	2.5	0.9	3	2	10	16	19	552	7	18	10
カザフスタン	61	1360	-	-1.8	189	2	2	4	4	189	1	-	12
ケニア	40	340	2.3	-0.6	13	27	7	26	6	512	5	26	14
キリバス	67	830	-5.5	0.6	3	-	-	-	-	18	21	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	73	a	-	-	-	-	-	-	-	75	-	-	-
韓国	178	9400	6.5	4.6	5	2	1	21	17	-55x	0x	10	10
クウェート	151	18030x	-6.2	-1.4	3	-	7	15	17	-	-	-	-
キルギス	71	280	-	-4	95	-	11	20	10	215	16	-	26
ラオス	49	310	-	3.8	28	26	-	-	-	281	19	8	7
ラトビア	121	3300	4.1	-1.1	42	2	11	6	3	-	-	-	14
レバノン	95	4010	-	3.6	15	-	2	7	11	197	1	1	8x
レソト	34	550	3.1	2	10	43	9	27	7	41	3	4	11
リベリア	5	490x	-0.6	-	-	-	5x	11x	9x	68	-	-	-
リビア	130	5540x	0.2	-	-	-	-	-	-	7x	-	-	-
リヒテンシュタイン	149	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	152	3270	-	-1.7	63	2	16	6	5	-	-	-	15
ルクセンブルク	178	41770	2.6	4.2	2	-	2	10	2	-	-	-	-
マダガスカル	32	260	-1.3	-0.6	18	63	7	9	5	322	8	32	6
マラウイ	15	170	1.5	1.7	33	-	7x	12x	5x	445	26	23	9
マレーシア	158	3640	4.1	3.9	4	-	6	23	11	45	0	12	5
モルディブ	58	2040	-	5.3	5	-	10	18	14	19	4	4	4
マリ	6	210	0.1	1.6	7	73	2x	9x	8x	360	14	8	9
マルタ	178	9120x	7.1	4	3	-	10	11	2	21	1	-	-
マーシャル諸島	70	2190	-	-	5	-	-	-	-	57	50	-	-
モーリタニア	15	350	0.8	1.2	6	29	4x	23x	-	212	21	24	20
モーリシャス	130	3830	2.9	3.9	6	-	8	16	1	20	0	6	20
メキシコ	102	5540	2.4	1.5	18	12	4	26	3	-54	0	16	26
ミクロネシア	114	2150	-	-1.3	3	-	-	-	-	102	42	-	-
モルドバ	95	380	-	-8.2	103	11	3	4	1	123	9	-	13
モナコ	178	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	61	400	-	0	51	14	6	9	9	217	23	-	3
モロッコ	78	1180	2.3	0.7	3	2	3	18	13	419	1	18	26
モザンビーク	12	210	-	5.1	29	38	5x	10x	35x	876	21	21	6

表6 経済指標

5歳未満児 死亡率 の順位	1人 あたりの GNP (米ドル) 2001	1人あたりのGDPの 年間平均増加率(%)			年間 インフレ率 (%) 1990-2001	1日1米ドル 以下で暮らす 人の比率 (%) 1990-99	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA) の 受け入れ額 (100万米ドル) 2000	ODAが 受け入れ国の GNPに 占める比率 (%) 2000	債務返済が 商品やサービス の輸出額に 占める比率 (%)	
		1960-90	1990-2001	保健			1990	2000	1990		1990	2000	
ミャンマー	43	220x	1.4	5.1x	25	-	3	8	29	107	-	9	4
ナミビア	69	1960	-	1.8	9	35	10x	22x	7x	152	4	-	-
ナウル	98	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
ネパール	55	250	0.5	2.5	8	38	5	15	5	390	7	10	6
オランダ	164	24040	2.4	2.2	2	-	15	10	4	-	-	-	-
ニュージーランド	164	12380	-	1.8	2	-	17	16	4	-	-	-	-
ニカラグア	79	420x	-1.5	-0.1	45	-	13	15	6	562	34x	2	22
ニジェール	2	170	-2.2	-0.9	6	61	-	-	-	211	11	12	8
ナイジェリア	15	290	0.4	-0.3	27	70	1x	3x	3x	185	1	22	4
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
ノルウェー	189	35530	3.4	2.9	3	-	5	7	6	-	-	-	-
パレスチナ	114	1350	-	-3	8	-	-	-	-	636	13	-	-
オマーン	146	4940x	7.6	0.3x	-3x	-	7	15	33	46	-	12	7
パキスタン	43	420	2.9	1.2	10	31	1	1	18	703	1	17	23
パラオ	102	6730	-	-	2	-	-	-	-	39	29	-	-
パナマ	110	3290	1.8	2.1	2	10	17	4	12	17	0	3	9
パプアニューギニア	53	580	1.1	1	7	-	7	22	4	275	8	37	12
パラグアイ	98	1300	3	-0.7	12	20	7	22	11	82	1	12	9
ペルー	85	2000	0.4	2.5	23	16	5x	16x	11x	401	1	6	39
フィリピン	88	1040x	1.5	1.1	8	-	5	19	2	578	1x	23	13
ポーランド	152	4240	-	4.4	21	2	2	5	4	-	-	4	20
ポルトガル	164	10670	4	2.5	5	2	9x	11x	6x	-	-	-	-
カタール	138	12000x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルーマニア	121	1710	2	0	91	3	14	10	5	-	-	0	18
ロシア	121	1750	3.8	-3.5	140	7	1	2	12	-	-	-	6
ルワンダ	15	220	1.1	-1.3	13	36x	5x	26x	-	322	16	10	15
セントクリストファー・ネビス	114	6880	3.7	4.7	3	-	-	-	-	4	1	3	12
セントルシア	130	3970	-	0.6	3	-	-	-	-	11	2	2	9
セントビンセント・グレナディーン	110	2690	-	2.5	2	-	12	16	-	6	2	3	7
サモア	110	1520	-	2.1	4	-	-	-	-	27	11	5	7
サンマリノ	164	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	63	280	-	-0.6	47	-	-	-	-	35	82	28	26
サウジアラビア	105	7230x	2.2	-1.2	2	-	6x	14x	36x	31	0	-	-
セネガル	30	480	-0.6	1.1	4	26	3	14	7	423	9	14	12
セーシェルズ	137	7050x	3.1	1.1	3	-	7	7	3	18	3	8	3
シエラレオネ	1	140	0.6	-5	27	57x	10x	13x	10x	182	30	5	16
シンガポール	189	24740x	6.9	4.7	1	-	5	21	26	-	-	-	-
スロバキア	152	3700	-	2.1	10	2	18	10	5	-	-	-	16
スロベニア	178	9780	-	3	18	2	-	-	-	61	0	-	-
ソロモン諸島	114	580	2.4	-1.5	8	-	-	-	-	68	25	10	7
ソマリア	7	120x	-1	-	-	-	1x	2x	38x	104	-	10	-
南アフリカ	66	2900	1.3	0.2	9	12	-	-	-	488	0	-	9
スペイン	164	14860	3.2	2.5	4	-	6	4	3	-	-	-	-
スリランカ	130	830	2.7	3.8	9	7	6	10	18	276	2	10	8
スーダン	46	330	-0.1	5.5	55	-	1	8	28	225	2	3	0
スリナム	95	1690	-0.6	2	84	-	-	-	-	34	5	-	-
スワジランド	27	1300	2.1	0.2	13	-	8	20	8	13	1	6	2
スウェーデン	193	25400	2.2	1.7	2	-	2	7	6	-	-	-	-
スイス	164	36970	1.6	0.3	1	-	20	2	5	-	-	-	-
シリア	105	1000	2.9	2.5	6	-	3	10	25	158	1	22	3
タジキスタン	64	170	-	-10	202	-	2	3	10	142	13	-	9
タンザニア	23	270	-	0.3	20	20	6x	8x	16x	1045	12	25	13
タイ	105	1970	4.6	3	4	2	8	22	8	641	1	14	15
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	1690	-	-0.9	66	-	-	-	-	252	7	-	8
トーゴ	29	270	1.1	-0.6	7	-	5x	20x	11x	70	5	8	3
トンガ	125	1530	-	2.1	2	-	7x	13x	-	19	12	2	11
トリニダード・トバゴ	125	5540	3.1	2.9	5	12	9	15	2	-2	0	18	9
チュニジア	108	2070	3.3	3.1	4	2	6	18	5	223	1	22	19
トルコ	79	2540	2	1.8	74	2	3	10	8	325	0	27	33
トルクメニスタン	51	990	-	-5.9	328	21	-	-	-	32	1	-	30x

表 6

5歳未満児 死亡率の順位	1人あたりの GNP(米ドル) 2001	1人あたりのGDPの 年間平均増加率(%)		年間 インフレ率 (%) 1990-2001	1日1米ドル 以下で暮らす 人の比率 (%) 1990-99	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル) 2000	ODAが 受け入れ国の GNPに 占める比率 (%) 2000	債務返済が 商品やサービス の輸出額に 占める比率 (%)	
		1960-90	1990-2001			保健	教育	防衛			1990	2000
ツバル	74	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
ウガンダ	36	280	-	3.6	11	-	2x	15x	26x	819	12	34
ウクライナ	125	720	-	-7.4	221	3	2	6	5	-	-	14
アラブ首長国連邦	152	18060x	-5	-1.6	2	-	7	17	30	-	-	-
英国	161	24230	2.1	2.2	3	-	15	4	7	-	-	-
米国	158	34870	2.2	2.2	2	-	21	2	15	-	-	-
ウルグアイ	138	5670	0.9	2.1	28	2x	6	7	4	17	0	31
ウズベキスタン	68	550	-	-1.8	212	3	-	-	-	186	1	-
バヌアツ	81	1050	-	-1.1	3	-	-	-	-	46	21	2
ベネズエラ	120	4760	-0.5	-0.6	43	19	7	22	5	77	0	22
ベトナム	88	410	-	5.8	14	-	4	14	-	1700	6	7
イエメン	46	460	-	2.2	21	16	4	22	19	265	4	4
ユーゴスラビア	130	940x	-	0.5	54	-	-	-	-	1135	11	-
ザンビア	10	320	-1.2	-1.7	48	64	13	14	4	795	25	13
ジンバブエ	38	480	1.4	-0.2	28	36	8	24	7	178	3	19

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	519	1.2	0.5	25	43	-	-	-	11964	4	17	9
中東と北アフリカ	1375	0.9	1.9	15	-	5	17	14	4593	1	20	13
南アジア	449	1.7	3.6	8	40	2	3	17	4240	0	22	12
東アジアと太平洋諸国	1140	5.1	6.1	7	16	2	10	12	8437	0	14	10
ラテンアメリカとカリブ海諸国	3610	2.4	1.7	79	12	6	13	5	3807	0	20	34
CEE/CISとバルト海諸国	1980	3.4	-0.4	97	4	4	5	8	-	-	-	16
先進工業国	28210	3.1	1.8	2	-	12	4	10	-	-	-	-
開発途上国	1159	2.9	3.5	36	26	3	11	10	34655	1	18	17
後発開発途上国	295	0	2.2	40	35	-	-	-	12473	8	11	8
世界	5228	3.1	2	10	24	10	6	10	37369	1	17	17

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

1人あたりのGNP—GNP（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および所得税）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNPは、国民総所得を年次的人口で割って算出する。1人あたりのGNPの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

1人あたりのGDP—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次的人口で割って算出する。1人あたりのGDPの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

1日1米ドル以下で暮らす人の比率—1985年の国際価格のもとで1日1米ドル以下で暮らす人の人口比率で、購買力平価で調整済みの数値。

ODA—政府開発援助。

債務返済額—公的および公的保証付の長期対外債務に対する金利の支払額および元本の返済額の合計。

データの主な出典

1人あたりのGNP—世界銀行。

1人あたりのGDP—世界銀行。

インフレ率—世界銀行。

1日1米ドル以下で暮らす人の比率—世界銀行。

保健・教育・防衛支出—国際通貨基金（IMF）。

ODA—経済協力開発機構（OECD）。

債務返済額—世界銀行。

注 a : 745米ドル以下。
b : 746—2975米ドル。
c : 2976—9205米ドル。
d : 9206米ドル以上。

- データなし。
x データがコラムの見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
* データが、コラムの見出しで指定されている期間内に入手できたもっと最近のものであることを示す。

表7 女性指標

	5歳未満児 死亡率 の順位	出生時の平均余命 (対男性比、%) 2001	成人の識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2001*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2001*	専門技能者が 付き添う 出産の比率 (%) 1995-2001*	妊娠婦死亡率 ¹ 報告値 1985-2001*
				初等教育 1995-99*	中等教育 1995-99*				
アフガニスタン	4	101	41	9	34	2x	-	-	-
アルバニア	98	108	-	102	103	-	95	99	-
アルジェリア	75	104	68	96	106	57	58x	92	140
アンドラ	161	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	106	-	93x	72	8	-	23	-
アンティグア・バーブーダ	144	-	104	-	-	53	82	100x	150
アルゼンチン	130	110	100	98	107	74x	95x	98	41
アルメニア	93	108	-	107	107x	61	92	97	35
オーストラリア	164	107	-	100	101	76x	100x	100	-
オーストリア	178	108	-	99	96	51	100x	-	-
アゼルバイジャン	48	110	97	99	100	55	69	88	80
バハマ	138	113	102	100	103x	62x	-	99x	-
バーレーン	138	106	91	101	106	62	97	98	46
バングラデシュ	58	100	57	97	108	54	40	12	400
バルバドス	144	107	99	98	104	55	89	91	0
ベラルーシ	125	118	99	95	97	50	100	-	20
ベルギー	164	108	-	98	111	78x	-	-	-
ベリーズ	84	104	101	93	100	56	96	77x	140
ベニン	24	106	45	66	47	37	81	66	500
ブータン	52	104	55	76	29x	31	-	15x	380
ボリビア	58	106	86	96	94	48	69	59	390
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	108	91	100	-	48	99	100	10
ボツワナ	42	99	107	99	109	48	97	99	330
ブラジル	92	112	100	96x	111	77	86	88	160
ブルネイ	164	106	93	95	110	-	100x	99	0
ブルガリア	138	112	99	99	98	86	-	-	15
ブルキナファソ	12	104	39	69	67	12	61	31	480
ブルンジ	14	104	72	81	75	9x	76	25	-
カンボジア	30	109	-	88	55	24	38	32	440
カムルーン	25	103	85	84	77	26	75	56	430
カナダ	161	107	-	98	101	75	-	98	-
カボベルデ	88	109	77	93	104	53	99	53	35
中央アフリカ	19	108	58	71	40x	28	67x	44	1100
チャド	11	105	61	55	28	8	42	16	830
チリ	147	108	100	98	101	56x	95x	100	23
中国	85	106	84	99	91	91	-	89	55
コロンビア	118	109	100	100	112	77	91	86	80
コモロ	57	105	89	86	78	26	74	62	-
コンゴ	45	108	85	91	73	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	9	105	-	73	54	8x	68	61	950
クック諸島	118	-	-	97	-	50x	-	100	-
コスタリカ	149	106	100	99	113	75x	70	98	29
コートジボワール	20	101	70	73	54	15	88	47	600
クロアチア	158	111	98	103	104	-	-	-	6
キューバ	152	105	100	100	105	73	100	100	33
キプロス	164	106	96	100	105	-	-	-	0
チェコ	178	109	-	98	102	69x	99x	-	9
デンマーク	189	107	-	99	105	78x	-	-	10
ジブチ	28	106	59	73	131	-	-	-	-
ドミニカ	143	-	-	113	-	50	100	100	65
ドミニカ共和国	76	108	100	100x	122	64	98	96	230x
東ティモール	36	104	-	-	-	-	71	26	-
エクアドル	98	108	96	99	102	66	69	69	160
エジプト	83	105	65	93	94	56	53	61	80
エルサルバドル	85	109	93	100	100	60	76	51	120
赤道ギニア	26	106	81	85	44	-	37x	-	-
エリトリア	41	105	-	84	70	8	49	21	1000
エストニア	147	116	-	98	103	70x	-	-	52
エチオピア	21	103	76	60	67	8	27	6	870
フィジー	121	105	96	99	102x	32x	-	100	38

表 7

	5歳未満児 死亡率の順位	出生時の平均余命 (対男性比、%) 2001	成人の識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2001*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2001*	専門技能者が 付き添う 出産の比率 (%) 1995-2001*	妊娠婦死亡率 [†] 報告値 1985-2001*
				初等教育 1995-99*	中等教育 1995-99*				
フィンランド	178	110	-	101	109	77x	100x	-	6
フランス	164	110	-	98	100	75x	99x	-	10
ガボン	56	104	78	97	88	-	94	86	520
ガンビア	35	106	68	85	74	10	79	51	-
グルジア	102	112	100	100	101	41	95	96	50
ドイツ	178	108	-	100	99	75x	-	-	8
ガーナ	49	105	77	88	64x	22	88	44	210x
ギリシャ	178	107	97	100	103	-	-	-	1
グレナダ	110	-	-	89	-	54x	98	100x	1
グアテマラ	72	109	80	89	86	38	60	41	190
ギニア	22	102	49	59	35	6	71	35	530
ギニアビサウ	8	107	40	61	54	1x	54	35	910
ガイアナ	64	115	99	95	103	41x	-	95	110
ハイチ	38	112	91	97	95x	28	79	24	520
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	109	109	102	128x	50	84	54	110
ハンガリー	152	113	100	98	101	77x	-	-	15
アイスランド	189	106	-	100	108	-	-	-	-
インド	54	102	61	83	66	48	60	43	540
インドネシア	77	106	89	94	96	55	89	56	380
イラン	81	103	84	92	93	73	77	-	37
イラク	33	105	-	86	62	14x	78	-	290
アイルランド	164	107	-	99	107	-	-	-	6
イスラエル	164	105	96	100x	100	-	-	-	5
イタリア	164	108	99	99	96	78x	-	-	7
ジャマイカ	125	106	110	96	96	66	99	95	95
日本	178	109	-	101	102	59x	-	100	8
ヨルダン	94	104	89	100	103	57	96	97	41
カザフスタン	61	119	100	100	100	66	91	99	65
ケニア	40	103	85	99	90	39	76	44	590
キリバス	67	-	-	-	-	28x	88x	85	-
朝鮮民主主義人民共和国	73	109	-	94x	-	-	-	-	110
韓国	178	110	97	101	99	81	-	100	20
クウェート	151	105	95	96	100	50	95x	98	5
キルギス	71	112	-	100	102	60	97	98	65
ラオス	49	105	68	82	69	19x	29	21	650
ラトビア	121	117	100	99	102	-	-	100	45
レバノン	95	104	87	96	109	63	87	88	100x
レソト	34	99	127	96	133	23x	88	60	-
リベリア	5	104	53	74	67	6x	84	51	580
リビア	130	106	74	100x	112	45	81	94	75
リヒテンシュタイン	149	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	152	115	100	97	62	-	-	-	18
ルクセンブルク	178	109	-	107x	105	-	-	-	0
マダガスカル	32	104	-	99	93	19	73	47	490
マラウイ	15	99	63	90	80	31	91	56	1100
マレーシア	158	107	91	101	111	55x	-	96	41
モルディブ	58	98	100	98	107	32	81	70	350
マリ	6	104	69	67	50	7	47	24	580
マルタ	178	107	102	99	89	-	-	-	-
マーシャル諸島	70	-	-	99	-	37x	-	95	-
モーリタニア	15	106	58	90	71	8	64	53	750
モーリシャス	130	111	92	101	98	26	-	-	21
メキシコ	102	109	96	109	104	70	86	86	55
ミクロネシア	114	-	-	-	-	-	-	93	-
モルドバ	95	112	99	99	104	74	99	99	28
モナコ	178	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	61	107	100	100	122	42	97	97	150
モロッコ	78	106	58	81	80	59	42	40	230
モザンビーク	12	104	47	76	65	10	71	44	1100

表7 女性指標

	5歳未満児 死亡率 の順位	出生時の平均余命 (対男性比、%) 2001	成人の識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2001*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2001*	専門技能者が 付き添う 出産の比率 (%) 1995-2001*	妊娠婦死亡率 [†] 報告値 1985-2001*
				初等教育 1995-99*	中等教育 1995-99*				
ミャンマー	43	109	91	97	100	33	76	-	230
ナミビア	69	100	98	100	113	29x	91	78	270
ナウル	98	-	-	94	-	-	-	-	-
ネパール	55	99	40	74	73	39	28	11	540
オランダ	164	107	-	98	96	79x	-	100	7
ニュージーランド	164	107	-	100	105	75	95x	100	15
ニカラグア	79	107	100	103	118	60	82	65	150
ニジェール	2	101	35	61	63	14	41	16	590
ナイジェリア	15	101	78	87	85x	15	64	42	-
ニウエ	-	-	-	100	-	-	-	100	-
ノルウェー	189	108	-	100	102	74x	-	-	6
パレスチナ	114	105	-	-	106	-	96	-	-
オマーン	146	104	77	95	99	40	96	91	14
パキスタン	43	100	48	70	70	17	28	20	-
パラオ	102	-	-	-	-	47x	-	100	-
パナマ	110	106	98	96x	106	58x	72	90	70
パプアニューギニア	53	103	81	157	75	26	78	53	370x
パラグアイ	98	107	98	97	104	57	89	58	190
ペルー	85	108	90	98	94	64	84	59	190
フィリピン	88	106	100	101	108	47	86	56	170
ポーランド	152	112	100	98	99	49x	-	-	8
ポルトガル	164	110	95	95	107	66x	-	100	8
カタール	138	104	103	94	137	43	94x	-	10
ルーマニア	121	110	98	98	101	64	-	98	42
ロシア	121	121	99	99x	108	-	-	-	44
ルワンダ	15	104	82	100	100	21x	92	31	1100
セントクリストファー・ネイビス	114	-	-	93	-	41	100x	100	130
セントルシア	130	107	-	98	122	47	100x	100	30
セントビンセント・グレナディーン	110	-	-	84	-	58	92	100x	43
サモア	110	110	-	97	110	30	-	100	-
サンマリノ	164	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	63	-	-	-	-	10x	-	86x	-
サウジアラビア	105	104	80	93	90	32	90	91	-
セネガル	30	107	59	79	63	11	77	51	560
セーシェルズ	137	-	-	100	-	-	-	-	-
シエラレオネ	1	107	45	69x	85	4	68	42	1800
シンガポール	189	106	92	98	110	74x	-	100	6
スロバキア	152	111	100	99	101	74x	98x	-	9
スロベニア	178	110	-	100	103	-	-	-	11
ソロモン諸島	114	104	-	87x	67x	25x	-	85	553x
ソマリア	7	107	-	50x	60x	1x	32	34	-
南アフリカ	66	106	98	88	110	56	94	84	-
スペイン	164	109	98	98	105	81	-	-	6
スリランカ	130	108	94	98	106	69	98	97	90
スーダン	46	105	67	90	164	10x	75x	86x	550
スリナム	95	108	97	97x	116x	42	91	85	110
スワジランド	27	102	97	94	100	21x	89	70	230
スウェーデン	193	107	-	100	127	78x	-	-	5
スイス	164	108	-	99x	93	82	-	-	5
シリア	105	103	68	95	89	46	51x	76x	110x
タジキスタン	64	109	99	98	85	34	71	77	65
タンザニア	23	104	79	99	83	22	49	36	530
タイ	105	109	97	97	103	72	86	85	44
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	106	-	98	96	-	100	-	7
トーゴ	29	105	59	71	44	24	73	49	480
トンガ	125	-	-	97	-	0	-	92	-
トリニダード・トバゴ	125	107	99	99	109	53x	98x	99	70
チュニジア	108	104	74	94	104	66	79x	90	70
トルコ	79	108	82	88	72	64	68	81	130x
トルクメニスタン	51	110	-	-	-	62	98	97	65

	5歳未満児 死亡率 の順位	出生時の平均余命 (対男性比、%) 2001	成人の識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2001*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2001*	専門技能者が 付き添う 出産の比率 (%) 1995-2001*	妊娠婦死亡率 [†] 報告値 1985-2001*
				初等教育 1995-99*	中等教育 1995-99*				
ツバル	74	-	-	100	-	-	-	99	-
ウガンダ	36	103	74	88	60	15	92	39	510
ウクライナ	125	117	-	99x	114	89	-	99	25
アラブ首長国連邦	152	106	109	98	114	28	97	99	3
英国	161	107	-	100	116	82x	-	99	7
米国	158	108	-	99	101	76	99x	99	8
ウルグアイ	138	110	101	97	118	84	94	99	26
ウズベキスタン	68	109	100	100	88x	67	97	96	21
バヌアツ	81	105	-	102x	84	15x	-	89	-
ベネズエラ	120	108	100	103	120	77	90	95	60
ベトナム	88	107	95	97	90	74	68	70	95
イエメン	46	104	37	51	36	21	34	22	350
ユーゴスラビア	130	107	98	101	105	58	-	-	9
ザンビア	10	98	84	98	76	19	96	47	650
ジンバブエ	38	98	94	95	90	54	93	73	700

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	103	78	84	82	22	66	41	1100
中東と北アフリカ	104	72	90	92	57	65	64	360
南アジア	101	61	82	71	46	52	35	430
東アジアと太平洋諸国	107	86	98	94	81	-	80	140
ラテンアメリカとカリブ海諸国	110	98	100	108	71	84	81	190
CEE/CISとバルト海諸国	113	97	97	99	67	81	90	55
先進工業国	108	-	99	103	76	-	99	12
開発途上国	105	80	91	88	62	65	56	440
後発開発途上国	103	66	83	85	29	55	29	1000
世界	105	87	92	92	63	65	59	400

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等・中等教育就学率—年齢に関わらず初等・中等学校に就学する子どもの人数を、公式の就学年齢に相当する子どもの人口で割ったもの。

避妊法の普及率—男性と婚姻等の関係にある15～49歳の女性のうち避妊手段を使っている者の比率。

出産前ケア利用率—妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護婦または助産師）によるケアを受けた15～49歳の女性の比率。

専門技能者が付き添う出産の比率—専門技能を有する保健従事者（医師、看護婦または助産師）が付き添う出産の比率。

妊娠婦死亡率—出生10万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人數。「報告値」は各国について報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。

データの主な出典

平均余命—国連人口局。

成人識字率—国連教育科学文化機関（ユネスコ）。万人のための教育2000評価（EFA2000）の結果を含む。

就学率—人口動態・保健調査（DHS）、ユネスコ。EFA2000の結果を含む。

避妊法普及率—DHS、複数指標クラスタ調査（MICS、国連人口局、ユニセフ）。

出産前ケア利用率—DHS、MICS、世界保健機関（WHO）、ユニセフ。

専門技能者が付き添う出産の比率—DHS、MICS、WHO、ユニセフ。

妊娠婦死亡率—WHO、ユニセフ。

† 表に掲げられた妊娠婦死亡率のデータは各國当局が報告したもの。ユニセフとWHOは定期的にこれらのデータを評価するとともに、妊娠婦の死亡の報告漏れおよび分類の誤りというよく知られた問題に対応し、またデータが存在しない国の推定値を算出するための調整を行っている。表に掲げられた地域別・世界全体の合計は、もっとも最近実施されたこのようない評価にもとづくものであり、1995年の数字である。

注

- データなし。
- x データがコラムの見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- * データが、コラムの見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

表8 HIV／エイズとマラリア

2001年までの成人の有病率(14-49歳)	2001年までのHIV／エイズ感染者数推定		主要都市に住む妊娠した女性のHIV有病率(15-24歳)			HIV／エイズから身を守るために必要な知識を持つ女性の比率(%)	過去12ヵ月間にリスクの高い性交渉でコンドームを使用した人の比率1998-2001*	孤児		マラリア			
	成人と子ども(0-49歳)	子ども(0-14歳)	年[統計を取った地域数]	平均(15-19歳)	平均(20-24歳)			女性(15-24歳)	男性(15-24歳)	エイズにより孤児となった子どもの数(0-14歳)2001	孤児でない子どもの学校通学率に対する孤児の子どもの通学率(1995-2001*)(2000)	防虫用の蚊帳で眠る5歳以下の子どもの比率(2000)	抗マラリア剤を飲んでいる発熱した5歳以下の子どもの比率(2000)
アフガニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	5.5	350,000	37,000	-	-	12	-	-	-	100,000	89	10	2
バハマ	3.5	6,200	<100	-	-	-	-	-	-	2,900	-	-	-
バングラデシュ	<0.1	13,000	310	-	-	-	-	-	-	2,100	-	-	-
バルバドス	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	2	2,500	180	-	-	-	-	-	-	950	-	-	-
ベニン	3.6	120,000	12,000	1999[n]	2.2	4.8	-	-	-	34,000	37	39	5
ブータン	<0.1	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボツワナ	38.8	330,000	28,000	2001[3]	27.1	34.9	-	-	-	69,000	99	-	-
ブルキナファソ	6.5	440,000	61,000	1998[1]	6.2	8.8	-	41	55	270,000	-	-	-
ブルンジ	8.3	390,000	55,000	1998[1]	8.8	15.4	24	-	-	240,000	69	3	0
カンボジア	2.7	170,000	12,000	2000[n]	1.9	2.8	37	41	-	55,000	71	-	-
カメルーン	11.8	920,000	69,000	2000[5]	9.5	11.2	16	16	31	210,000	92	11	1
中央アフリカ	12.9	250,000	25,000	-	-	5	-	-	-	110,000	89	31	2
チャド	3.6	150,000	18,000	-	-	5	3x	2x	72,000	93	27	1	32
コモロ	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	36	9	63
コンゴ	7.2	110,000	15,000	2000[u]	11	-	-	-	-	78,000	-	-	-
コンゴ民主共和国	4.9	1,300,000	170,000	-	-	12	-	-	-	930,000	77	12	1
コートジボワール	9.7	770,000	84,000	1998[3]	4.7	12.2	16	25	56	420,000	77	10	1
ジブチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	2.5	130,000	4,700	1999[n]	1.8x	1.8x	33	12x	48x	33,000	87	-	-
エクアドル	0.3	20,000	660	-	-	-	-	-	-	7,200	-	-	-
エルサルバドル	0.6	24,000	830	-	-	-	-	-	-	13,000	-	-	-
赤道ギニア	3.4	5,900	420	-	-	4	-	-	-	-	15	1	49
エリトリア	2.8	55,000	4,000	-	-	-	-	-	2x	24,000	-	-	-
エストニア	1	7,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	6.4	2,100,000	230,000	2000[4]	8.9	17.6	-	17	30	990,000	60	1	0
ガボン	-	-	-	1995[3]	7.1	2.x	-	33	48	-	98	-	-
ガンビア	1.6	8,400	460	-	-	15	-	-	-	5,300	-	42	15
ガーナ	3	360,000	34,000	2000[5]	1.9	3	22x	48x	57x	200,000	95	-	61
グアテマラ	1	67,000	4,800	-	-	-	-	-	-	32,000	98	6	1
ギニア	-	-	-	1995[1]	0.5	2	-	18	32	-	115	-	-
ギニアビサウ	2.8	17,000	1,500	-	-	8	-	-	-	4,300	104	67	7
ガイアナ	2.7	18,000	800	1997[1]	3	7	-	-	-	4,200	-	61	7
ハイチ	6.1	250,000	12,000	2000[n]	3.7	3.8	-	19	30	200,000	82	-	-
ホンジュラス	1.6	57,000	3,000	-	-	-	-	-	-	14,000	-	-	-
インド	0.8	3,970,000	170,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	1.2	20,000	800	1997[3]	1.3	1.4	-	-	-	5,100	-	-	-
ケニア	15	2,500,000	220,000	1997[1]	12.5	16.2	26	14	43	890,000	75	17	3
ラオス	<0.1	1,400	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	21	0
レソト	31	360,000	27,000	1999[n]	25	41	18	-	-	73,000	89	-	-
リベリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	0.3	22,000	1,000	-	-	5	-	-	-	6,300	-	30	1
マラウイ	15	850,000	65,000	2001[3]	13.6	25.7	34	32	38	470,000	92	8	3
メリ	1.7	110,000	13,000	1997[u]	3.5x	3.5x	-	-	-	70,000	72	-	-
モーリタニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
メキシコ	0.3	150,000	3,600	-	-	-	-	-	-	27,000	-	-	-
モザンビーク	13	1,100,000	80,000	2000[2]	13	14.7	-	-	-	420,000	35	-	-
ミャンマー	-	-	-	2000[n]	2.9	2.8	-	-	-	-	-	-	-
ナミビア	22.5	230,000	30,000	2000[n]	11.9	20.3	-	-	-	47,000	-	-	-
ネパール	0.5	58,000	1,500	-	-	-	-	-	-	13,000	-	-	-
ニカラグア	0.2	5,800	210	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-
ニジェール	-	-	-	-	-	5	2	2	-	-	69	17	1
ナイジェリア	5.8	3,500,000	270,000	2000[n]	3	5.8	-	-	-	1,000,000	88	-	-
パナマ	1.5	25,000	800	-	-	-	-	-	-	8,100	-	-	-
パプアニューギニア	0.1	17,000	500	-	-	-	-	-	-	4,200	-	-	-
バラグアイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	8.9	500,000	65,000	1999[4]	8.4	12.8	-	23	55	260,000	93	6	5
											13		

表 8

	2001年までの成人の有病率(14~49歳)	2001年までのHIV／エイズ感染者数推定		主要都市に住む妊娠した女性のHIV有病率(15~24歳)			HIV／エイズから身を守るために十分な知識をもつ女性の比率(%)	過去12ヵ月間にリスクの高い性交渉でコンドームを使用した人の比率1998-2001*	孤児		マラリア				
		成人と子ども(0~49歳)	子ども(0~14歳)	年[統計を取った地域数](15~19歳)	平均(15~19歳)	平均(20~24歳)			女性(15~24歳)	男性(15~24歳)	孤児ない子どもの数(0~14歳)2001	孤児になった子どもの数(0~14歳)(1995-2001*)(2000)	学校通学率に對する孤児の5歳以下の子どもの通学率(1995-2001*)(2000)	防虫用の蚊帳で眠る5歳以下の子どもの比率(2000)	抗マラリア剤を飲んでいる5歳以下の子どもの比率(2000)
				年[統計を取った地域数](15~19歳)	平均(15~19歳)	平均(20~24歳)									
サントメプリンシペ	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	43	22	61	
セネガル	0.5	27,000	2,900	-	-	-	10	-	-	15,000	-	15	2	36	
シェラレオネ	7	170,000	16,000	-	-	-	16	-	-	42,000	74	15	2	61	
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソマリア	1	43,000	-	-	-	-	1	-	-	-	-	16	0	19	
南アフリカ	20.1	5,000,000	250,000	2000[n]	16.1	29.1	-	20	-	660,000	-	-	-	-	
スリランカ	<0.1	4,800	<100	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-	-	
スーダン	2.6	450,000	30,000	-	-	-	2	-	-	62,000	-	24	2	23	
スリナム	1.2	3,700	190	-	-	-	27	-	-	1,700	89	72	3	-	
スワジランド	33.4	170,000	14,000	2000[u]	22	42.2	27	-	-	35,000	86	0	0	24	
タンザニア	7.8	1,500,000	170,000	2000[3]	13.2x	13.2x	26	21	31	810,000	72	21	2	53	
タイ	1.8	670,000	21,000	-	-	-	-	-	-	290,000	-	-	-	-	
トーゴ	6	150,000	15,000	-	-	-	20	22	41	63,000	92	15	2	60	
トリニダードトバゴ	2.5	17,000	300	-	-	-	33	-	-	3,600	-	-	-	-	
ウガンダ	5	600,000	110,000	2000[2]	7	10.5	28	44	62	880,000	94	7	0	-	
ウクライナ	1	250,000	-	1999[u]	-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
イエメン	0.1	9,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ザンビア	21.5	1,200,000	150,000	1998[4]	16.7	26.8	26	20x	39x	570,000	88	6	1	59	
ジンバブエ	33.7	2,300,000	240,000	2000[u]	27.1	34.8	17x	42	69	780,000	85	3	-	-	

指標の定義とデータの主な出典

HIV／エイズ

成人の有病率(15~49歳)、2001年末まで：HIV／エイズに感染した15~49歳の成人の比率

出典：国連エイズ合同計画（UNAIDS）

HIV／エイズに感染した成人と子どもの数(0~49歳)、2001年末まで：2001年現在でHIV／エイズに感染している子どもと成人の推定数

出典：UNAIDS

HIV／エイズに感染した子どもの数(0~14歳)、2001年末まで：HIV／エイズに感染した0~14歳の子どもの推定数

出典：UNAIDS

妊娠した女性のHIV有病率(15~24歳)：選ばれた出産ケア用のクリニックで無記名のアットランダムな血液サンプルで陽性となった15~24歳の妊娠した女性の比率。統計は15~19歳の妊娠した女性、20~24歳の妊娠した女性とで分けてある。[n]という文字は都市部と農村部の両地域での全国レベルでの調査、[u]は全国レベルでの都市部での調査を意味する。

出典：国別監視調査レポート(1997~2000)とHIV／エイズ調査

データベース：US センサスビューロ、国際プログラムセンター、保健学習局、2002年

HIV／エイズ予防の十分な知識を持つ人の比率：15~24歳の若者の中で、HIVへの性的感染の予防方法を正確に挙げ、かつHIV感染や予防に関する主な誤解を間違いだと指摘した若者の比率。この指標は二つの予防方法(コンドームの使用と一人の忠実なパートナー)と地域レベルで信じられている3つの主な誤解との知識の複合である。

出典：複数指標クラスタ調査(MICS)、人口動態・保健調査(DHS)および行動監視調査(BSS)の結果

過去12ヵ月間にリスクの高い性交渉でコンドームを使用した人の比率：15

~24歳の男女で婚姻関係外にあり、同居していないパートナーと最近性交渉を行った際、またはこのようなパートナーと過去12ヵ月間に性交渉を行った際にコンドームを使用したと答えた比率。

出典：DHS、米国疾病コントロール予防センター(CDC)、MICSおよびその他の全国統計

エイズによって孤児となった子ども(0~14歳)、2001年：2001年末現在における0~14歳の子どもでエイズによって片親もしくは両親を失った子どもの推定数。

出典：ユニセフ、UNAIDS、USAID

孤児でない子ども達の学校通学率に対する孤児の子ども達の通学率(1995~2001年)：孤児でなく少なくとも一人の親と一緒に住む子どもの学校への出席率に対し、両親ともに失った孤児であり学校に通う10~14歳の子どもの率。

出典：MICS、DHS

マラリア

蚊帳で眠る5歳以下の子どもの比率(2000)：蚊よけネットの中で眠る0~4歳の子どもの比率

出典：MICS、DHS

防虫用の蚊帳で眠る5歳以下の子どもの比率(2000)：殺虫剤を染み込ませた蚊よけネットの中で眠る0~4歳の子どもの率

出典：MICS、DHS

抗マラリア剤を飲んでいる発熱した5歳以下の子どもの比率(2000)：過去2週間で発熱した子どものうち、(地域で定められた)適当な抗マラリア剤を飲んでいる0~4歳の子どもの率

出典：MICS、DHS

注 成人のHIV／エイズ有病率が1パーセント以上もしくはマラリア蔓延地域に住む人口が50パーセントを超える国のみ掲載

- データなし。

x データがコラムの見出いで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。

* データが、コラムの見出いで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

国の分類

各統計表の末尾に掲げられた地域別平均を算出するさいには、以下のようにグループ分けされた国データを用いている。

サハラ以南のアフリカ

アンゴラ、ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セーシェルズ、シェラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

中東と北アフリカ

アルジェリア、バーレーン、キプロス、ジブチ、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、パレスチナ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン

南アジア

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ

東アジアと太平洋諸国

ブルネイ、カンボジア、中国、クック諸島、東ティモール、フィジー、インドネシア、キリバス、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、ラオス、マレーシア、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ、ベトナム

ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンティグアバーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コロナ、コンゴ、コントリビワール、キューバ、キプロス、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、東ティモール、エクアドル、エジプト、エ

キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダードトバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

CEE/CISとバルト海諸国

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、タジキスタン、旧ユーゴスラビア・マケドニア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ユゴスラビア

先進工業国

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、バチカン、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

開発途上国

アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アンティグアバーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ベニン、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サモア、サントメプリンシペ、シェラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、斐ジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、クウェート、キルギス、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、パレスチナ、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サモア、サントメプリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェルズ、シェラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、ソマリア、南アフリカ、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

後発開発途上国

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベニン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サモア、サントメプリンシペ、シェラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビア

人間開発の進展を測る

表9について

開発がいっそう人間の顔をしたものになるとすれば、それに対応して、経済的進展とともに人間的進展を測定する手段が必要になる。とくにユニセフの観点からは、子どもの福祉水準とその変化の度合いを測定する手段についての合意が必要である。

表9（次頁）では、そのような進展を示す主たる指標として5歳未満児死亡率(U5MR)を用いた。U5MRにはいくつかの利点がある。第1に、それは発展過程の最終的結果を測定するものであって、就学水準、1人あたりのカロリー摂取率、人口1,000人あたりの医師の人数のような「インプット」を測定するものではない。後者はいずれも目的達成のための手段である。

第2に、U5MRは多種多様なインプットの結果であることが知られている。そのようなインプットには、母親の栄養状態や保健知識、予防接種やORTの利用水準、母子保健サービス（出生前のケアを含む）の利用可能性、家族の所得や食糧の入手可能性、清潔な水や安全な衛生設備の利用可能性、子どもの環境の全体的安全性などがある。

第3に、U5MRは、たとえば1人あたりのGNIなどに比べ、平均値という落とし穴に陥る危険性が少ない。これは、人為的尺度では豊かな子どもが1,000倍も多い所得を得ているということはありえても、自然の尺度ではそのような子どもの生存可能性が1,000倍も高いということはありえないからである。言い換えると、各国のU5MRは豊かな少数者の存在にはるかに影響されにくいので、大多数の子ども（および社会全体）の健康状態を、完全からはほど遠くにしてもいっそう正確に描き出すことができる。

以上のような理由から、ユニセフは各国の子どもの状態を示す单一のもっとも重要な指標としてU5MRを採用している。統計表において、世界の国々を1人あたりGNIの多い順ではなく5歳未満児死亡率が高い順に順位づけしているのもそのためである。

U5MR削減にあたっての進展の速さは、その年間平均削減率（AARR）を算出することで測定することができる。絶対的増減

を比較するのとは異なり、AARRは、U5MRが低くなるにつれてそれ以上の削減がますます困難になるという事実を反映したものである。たとえば、5歳未満児死亡率が低くなれば、絶対的な低下のポイント数が同じであっても削減率は当然大きくなる。したがってAARRは、たとえばU5MRが0ポイント低くなった場合、5歳未満児死亡率が低かったほど進展の度合いが高かったということを示すものである（U5MRが100から0に10ポイント下がれば10%の削減が生じたことになるが、0から10に下がれば50%の削減が生じたことになる）。

そのため、U5MRとその削減率をGDPの成長率とあわせて用いることにより、いずれかの国または地域で、いずれかの期間に、もっとも重要な人間的ニーズの一部を充足することに向けてどのような進展があったかがわかることになる。

表9が示しているように、U5MRの年間削減率と1人あたりGDPの年間成長率とのあいだには確固たる関連は存在しない。このような比較は、経済的発展と社会的発展との比率を決定するような政策、優先順位その他の要因を重視するうえで役に立つものである。

最後に、表9には各国の合計特殊出生率とその年間平均低下率もあわせて示した。これにより、U5MRを大きく削減できた国の多くは出生率も大きく低下することがわかる。

表9 前進の速度

5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児死亡率			年間平均削減率(%)		1990年 以降の 削減率 (%)	1人当たりの GDP年間平均増加率 (%)		合計特殊出生率			年間平均低下率 (%)		
	1960	1990	2001	1960-90	1990-2001		1960-90	1990-2001	1960	1990	2001	1960-90	1990-2001	
	アフガニスタン	4	360	260	257	1.1	0.1	1	0.1	-	7.7	7.1	6.8	0.3
アルバニア	98	151	45	30	4	3.7	33	-	3	6	3	2.4	2.3	2
アルジェリア	75	280	53	49	5.5	3.1	29	2.4	0.1	7	4.6	2.9	1.6	4
アンドラ	161	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	345	283	260	0.7	0	0	-	-1.1	6.4	7.2	7.2	-0.4	0
アンティグア・バーブーダ	144	-	-	14	-	-	-	-	2.5	-	-	-	-	-
アルゼンチン	130	72	28	19	3.1	3.5	32	0.6	2.4	3	2.9	2.5	0.2	1.3
アルメニア	93	48	31	35	1.5	4.9	42	-	-1.3	4.5	2.4	1.2	2.1	5.9
オーストラリア	164	24	10	6	2.9	4.6	40	2.1	2.8	3	1.9	1.8	1.9	0.5
オーストリア	178	43	9	5	5.2	5.3	44	3.2	1.7	3	1.5	1.3	2	1.3
アゼルバイジャン	48	-	105	105	-	0	0	-	1.7	6	2.7	1.6	2.4	4.8
バハマ	138	68	29	16	2.8	5.4	45	1.2	0.1	4	2.6	2.3	1.8	1.1
バーレーン	138	160	19	16	7.1	1.6	16	-	1.7	7	3.8	2.4	2.1	3.9
バンغلadesh	58	248	144	77	1.8	5.7	47	0.5	3.1	7	4.6	3.6	1.4	2.2
バルバドス	144	90	16	14	5.8	1.2	13	3	1.7	5	1.7	1.5	3.2	1.1
ベラルーシ	125	47	21	20	2.7	0.4	5	-	-0.6	2.7	1.9	1.2	1.2	3.7
ベルギー	164	35	9	6	4.5	3.7	33	2.9	1.8	3	1.6	1.5	1.6	0.6
ベリーズ	84	104	49	40	2.5	1.8	18	3.2	1.6	7	4.5	3	1.3	3.5
ベニン	24	300	185	158	1.6	1.4	15	0.1	1.9	7	6.7	5.8	0.1	1.3
ブータン	52	300	166	95	2	5.1	43	-	3.5	5.9	5.9	5.2	0	1
ボリビア	58	255	122	77	2.5	4.2	37	-0.1	1.4	7	4.9	4.1	1	1.6
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	160	22	18	6.6	1.8	18	-	16.2	4	1.7	1.3	2.9	2.4
ボツワナ	42	173	58	110	3.6	-5.8	-90	8.6	2.9	7	5.2	4.1	0.9	2
ブラジル	92	177	60	36	3.6	4.6	40	3.6	1.4	6.2	2.8	2.2	2.6	1.9
ブルネイ	164	87	11	6	6.9	5.5	45	-1.8	-0.7	7	3.3	2.6	2.5	1.9
ブルガリア	138	70	16	16	4.9	0	0	-	-0.9	2.3	1.7	1.1	1	4
ブルキナファソ	12	315	210	197	1.4	0.6	6	1.1	2.4	7	7.3	6.8	-0.3	0.6
ブルンジ	14	250	190	190	0.9	0	0	2	-4.3	6.8	6.8	6.8	0	0
カンボジア	30	-	115	138	-	-1.7	-20	-	2	6	5.6	4.9	0.4	1.2
カムルーン	25	255	139	155	2	-1	-12	2.5	-0.3	6	5.9	4.8	-0.1	1.9
カナダ	161	33	9	7	4.3	2.3	22	2.3	2	4	1.7	1.6	2.7	0.6
カボベルデ	88	-	60	38	-	4.2	37	-	3.3	7	4.3	3.3	1.6	2.4
中央アフリカ	19	327	180	180	2	0	0	-0.6	-0.3	6	5.7	5	0	1
チャド	11	325	198	200	1.7	0.1	1	-1.2	-0.5	6	6.7	6.7	-0.4	0
チリ	147	138	20	12	6.4	4.2	37	1.2	4.8	5	2.6	2.4	2.4	0.7
中国	85	225	49	39	5.1	2.1	20	4.8	8.9	6	2.2	1.8	3.2	1.8
コロンビア	118	122	35	23	4.2	4.1	36	2.3	0.8	6.8	3.1	2.7	2.6	1.3
コモロ	57	265	120	79	2.6	3.8	34	-	-2.3	7	6.2	5.1	0.3	1.8
コンゴ	45	220	110	108	2.3	0.2	2	3.1	-3.1	6	6.3	6.3	-0.2	0
コンゴ民主共和国	9	302	207	205	1.3	0	0	-1.4	-8.2	6	6.7	6.7	-0.4	0
クック諸島	118	-	32	23	-	3	28	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	149	112	16	11	6.5	4	35	1.6	2.8	7.1	3.2	2.7	2.7	1.5
コートジボワール	20	290	155	175	2.1	-1.1	-13	1	0.1	7	6.3	4.8	0.4	2.5
クロアチア	158	98	13	8	6.7	4.4	38	-	2.1	2	1.7	1.7	1.1	0
キューバ	152	54	13	9	4.7	3.3	31	-	-	4	1.7	1.6	3	0.6
キプロス	164	36	12	6	3.7	6.3	50	6.2	3.1	3.5	2.4	1.9	1.3	2.1
チェコ	178	25	11	5	2.7	7.2	55	-	1.1	2	1.8	1.2	0.8	3.7
デンマーク	189	25	9	4	3.4	7.4	56	2.1	2.1	3	1.6	1.7	1.6	-0.6
ジブチ	28	289	175	143	1.7	1.8	18	-	-3.6	7	6.4	5.9	0.3	0.6
ドミニカ	143	-	23	15	-	3.9	35	-	1.4	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	76	149	65	47	2.8	2.9	28	3.1	4.2	7	3.4	2.8	2.6	1.8
東ティモール	36	-	-	124	-	-	-	-	-	6	5	4	0.8	2
エクアドル	98	178	57	30	3.8	5.8	47	2.9	-0.3	6.7	3.8	2.9	1.9	2.5
エジプト	83	282	104	41	3.3	8.5	61	3.5	2.6	7	4.2	3	1.8	3.1
エルサルバドル	85	191	60	39	3.9	3.9	35	-0.4	2.3	7	3.7	3	2.1	1.9
赤道ギニア	26	316	206	153	1.4	2.7	26	-	18.8	6	5.9	5.9	-0.2	0
エリトリア	41	-	155	111	-	3	28	-	0.4	6.9	6.2	5.4	0.4	1.3
エストニア	147	52	22	12	2.9	3.2	29	-	1.7	2	1.9	1.2	0.2	4.2
エチオピア	21	269	193	172	1.1	1	11	-	2.5	6.9	6.9	6.8	0	0.1
フィジー	121	97	31	21	3.8	3.5	32	1.9	1.7	6	3.5	3	2	1.1

表 9

5歳未満児 死亡率の順位		5歳未満児死亡率			年間平均削減率(%)			1990年 以降の 削減率 (%)	1人当たりの GDP年間平均増加率 (%)	合計特殊出生率			年間平均低下率 (%)	
		1960	1990	2001	1960-90	1990-2001	1990-2001			1960	1990	2001	1960-90	1990-2001
フィンランド	178	28	7	5	4.6	3.1	29	3.4	2.6	3	1.8	1.6	1.4	0.6
フランス	164	34	9	6	4.4	3.7	33	2.9	1.4	2.8	1.8	1.8	1.5	0
ガボン	56	-	90	90	-	0	0	3.1	-0.1	4.1	5.1	5.4	-0.7	-0.5
ガンビア	35	364	154	126	2.9	1.8	18	1.1	0	6	5.9	4.9	0.3	1.7
グルジア	102	70	29	29	2.9	0	0	-	-4.9	3	2.1	1.4	1.2	3.7
ドイツ	178	40	9	5	5	5.3	44	-	1.2	2	1.4	1.3	1.8	0.7
ガーナ	49	215	126	100	1.8	2.1	21	-1.2	1.9	7	5.7	4.3	0.6	2.6
ギリシャ	178	64	11	5	5.9	7.2	55	3.8	2	2	1.5	1.3	1.4	1.3
グレナダ	110	-	37	25	-	3.6	32	-	2.9	-	-	-	-	-
グアテマラ	72	202	82	58	3	3.1	29	1.4	1.4	7	5.6	4.6	0.7	1.8
ギニア	22	380	240	169	1.5	3.2	30	-	1.6	7	6.6	6	0.2	0.9
ギニアビサウ	8	-	253	211	-	1.7	17	-0.5	-1.3	6	6	6	-0.1	0
ガイアナ	64	126	90	72	1.1	2	20	-0.3	4.4	7	2.7	2.4	2.9	0.7
ハイチ	38	253	150	123	1.7	1.8	18	0.1	-2.5	6.3	5.4	4.1	0.5	2.5
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	204	61	38	4	4.3	38	1.1	0.3	7.5	5.2	3.9	1.2	2.4
ハンガリー	152	57	16	9	4.2	5.2	44	3.9	2	2	1.8	1.3	0.4	3
アイスランド	189	22	5	4	4.9	2	20	3.6	2	4	2.2	1.9	2	1.3
インド	54	242	123	93	2.3	2.5	24	1.6	4	5.9	3.9	3.1	1.4	2.1
インドネシア	77	216	91	45	2.9	6.4	51	4.3	2.1	5.6	3.3	2.4	1.8	2.9
イラン	81	281	72	42	4.5	4.9	42	-3.5	2	7	5	2.9	1.1	5
イラク	33	171	50	133	4.1	-8.9	-166	-1.1	-	7.2	6	4.9	0.6	1.7
アイルランド	164	36	9	6	4.6	3.7	33	3.1	6.7	3.9	2.2	2	1.9	0.4
イスラエル	164	39	12	6	3.9	6.3	50	3.1	2.2	3.9	3	2.8	0.9	0.6
イタリア	164	50	10	6	5.4	4.6	40	3.2	1.5	2.5	1.3	1.2	2.2	0.7
ジャマイカ	125	74	20	20	4.4	0	0	0.1	-0.3	5.4	2.9	2.4	2.1	1.4
日本	178	40	6	5	6.3	1.7	17	4.8	1	2.1	1.6	1.4	0.9	1.2
ヨルダン	94	139	43	33	3.9	2.4	23	2.5	0.9	7.7	5.8	4.4	0.9	2.5
カザフスタン	61	-	67	76	-	-1.1	-13	-	-1.8	4.5	2.8	2	1.6	2.7
ケニア	40	205	97	122	2.5	-2.1	-26	2.3	-0.6	8	6.1	4.3	0.9	3.2
キリバス	67	-	88	69	-	2.2	22	-5.5	0.6	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	73	120	35	55	4.1	0	0	-	-	4.4	2.4	2.1	2	1.2
韓国	178	127	9	5	8.8	5.3	44	6.5	4.6	6	1.7	1.5	4.2	0.6
クウェート	151	128	16	10	6.9	4.3	38	-6.2	-1.4	7.3	3.6	2.7	2.4	2.6
キルギス	71	180	83	61	2.6	2.8	27	-	-4	5.1	3.7	2.5	1.1	3.6
ラオス	49	235	163	100	1.2	4.4	39	-	3.8	6.2	6.1	5	0.1	1.8
ラトビア	121	44	20	21	2.6	-0.4	-5	4.1	-1.1	2	1.9	1.1	0.2	5
レバノン	95	85	37	32	2.8	1.3	14	-	3.6	6.3	3.2	2.2	2.3	3.4
レソト	34	203	148	132	1.1	1	11	3.1	2	5.9	5.2	4.5	0.4	1.3
リベリア	5	288	235	235	0.7	0	0	-0.6	-	6.6	6.8	6.8	-0.1	0
リビア	130	270	42	19	6.2	7.2	55	0.2	-	7.1	4.9	3.5	1.2	3.1
リヒテンシュタイン	149	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	152	70	21	9	4	3.3	31	-	-1.7	2.6	2	1.3	0.9	3.4
ルクセンブルク	178	41	9	5	5.1	5.3	44	2.6	4.2	2.3	1.6	1.7	1.2	-0.6
マダガスカル	32	186	168	136	0.3	1.9	19	-1.3	-0.6	6.9	6.3	5.8	0.3	0.8
マラウイ	15	361	241	183	1.3	2.5	24	1.5	1.7	6.9	7.3	6.5	-0.2	1.1
マレーシア	158	105	21	8	5.4	8.8	62	4.1	3.9	6.8	3.8	3	1.9	2.1
モルディブ	58	300	115	77	3.2	3.6	33	-	5.3	7	6.4	5.5	0.3	1.4
マリ	6	517	254	231	2.4	0.9	9	0.1	1.6	7.1	7	7	0	0
マルタ	178	42	14	5	3.7	9.4	64	7.1	4	3.4	2	1.8	1.8	1
マーシャル諸島	70	-	92	66	-	3	28	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	15	310	183	183	1.8	0	0	0.8	1.2	6.5	6.2	6	0.2	0.3
モーリシャス	130	92	25	19	4.3	2.5	24	2.9	3.9	5.9	2.3	1.9	3.1	1.3
メキシコ	102	134	46	29	3.6	4.2	37	2.4	1.5	6.9	3.4	2.6	2.4	2.4
ミクロネシア	114	-	31	24	-	2.3	23	-	-1.3	-	-	-	-	-
モルドバ	95	88	37	32	2.9	1.3	14	-	-8.2	3.3	2.4	1.5	1.1	4.3
モナコ	178	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	61	-	107	76	-	3.1	29	-	0	6	4.1	2.4	1.3	4.9
モロッコ	78	211	85	44	3	6	48	2.3	0.7	7.2	4.3	3.1	1.7	3
モザンビーク	12	313	235	197	1	1.6	16	-	5.1	6.4	6.5	6	-0.1	0.7

表9 前進の速度

5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児死亡率			年間平均削減率(%)		1990年 以降の 削減率 (%)	1人当たりの GDP年間平均増加率 (%)		合計特殊出生率			年間平均低下率 (%)		
	1960	1990	2001	1960-90	1990-2001		1960-90	1990-2001	1960	1990	2001	1960-90	1990-2001	
ミャンマー	43	252	130	109	2.2	1.6	16	1.4	5.1	6	4	3	1.4	2.6
ナミビア	69	206	84	67	3	2.1	20	-	1.8	6	6.1	5	-0.1	1.7
ナウル	98	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	55	315	145	91	2.6	4.2	37	0.5	2.5	6	5.2	4.6	0.5	1.1
オランダ	164	22	8	6	3.4	2.6	25	2.4	2.2	3.2	1.6	1.5	2.3	0.6
ニュージーランド	164	26	11	6	2.9	5.5	45	-	1.8	4.1	2.1	2	2.2	0.4
ニカラグア	79	193	66	43	3.6	3.9	35	-1.5	-0.1	7.3	5	4	1.3	1.8
ニジェール	2	354	320	265	0.3	1.7	17	-2.2	-0.9	7.9	8.1	8	-0.1	0.1
ナイジェリア	15	207	190	183	0.3	0.3	4	0.4	-0.3	6.9	6.6	5.6	0.1	1.4
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	189	23	9	4	3.1	7.4	56	3.4	2.9	2.9	1.9	1.7	1.4	0.5
パレスチナ	114	-	40	24	-	4.6	40	-	-3	7.7	6.5	5.7	0.6	1.1
オマーン	146	280	30	13	7.4	7.6	57	7.6	0.3	7.2	7	5.6	0.1	2
パキスタン	43	227	128	109	1.9	1.5	15	2.9	1.2	6.3	6	5.2	0.2	1.3
パラオ	102	-	34	29	-	1.4	15	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	110	88	34	25	3.2	2.8	26	1.8	2.1	5.9	3.1	2.5	2.1	1.7
パプアニューギニア	53	204	112	94	2	0.7	7	1.1	1	6.3	5.2	4.4	0.6	1.3
パラグアイ	98	90	37	30	3	1.9	19	3	-0.7	6.6	4.8	3.9	1.1	1.7
ペルー	85	234	75	39	3.8	6.5	51	0.4	2.5	6.9	3.7	2.7	2.1	2.9
フィリピン	88	110	66	38	1.7	5	42	1.5	1.1	7	4.4	3.4	1.5	2.1
ポーランド	152	70	19	9	4.3	6.8	53	-	4.4	3	2.1	1.3	1.2	3.9
ポルトガル	164	112	15	6	6.7	8.3	60	4	2.5	3.1	1.6	1.5	2.2	0.6
カタール	138	140	25	16	5.7	4.1	36	-	-	7	4.4	3.4	1.5	2.3
ルーマニア	121	82	32	21	3.1	3.8	34	2	0	2.3	1.9	1.3	0.6	3.4
ロシア	121	64	26	21	3	0	0	3.8	-3.5	2.7	1.8	1.2	1.4	3.7
ルワンダ	15	206	178	183	0.5	-0.3	-3	1.1	-1.3	7.6	6.9	5.9	0.3	1.4
セントクリストファー・ネビス	114	-	36	24	-	3.7	33	3.7	4.7	-	-	-	-	-
セントルシア	130	-	24	19	-	2.1	21	-	0.6	6.9	3.4	2.6	2.4	2.4
セントビンセント・グレナディーン	110	-	26	25	-	0.4	4	-	2.5	-	-	-	-	-
サモア	110	210	42	25	5.4	4.7	40	-	2.1	7.3	4.8	4.3	1.4	1
サンマリノ	164	-	-	6	-	4.6	40	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	63	-	90	74	-	1.8	18	-	-0.6	-	-	-	-	-
サウジアラビア	105	250	44	28	5.8	4.1	36	2.2	-1.2	7.3	6.9	5.7	0.2	1.7
セネガル	30	300	148	138	2.4	0.6	7	-0.6	1.1	7	6.3	5.2	0.4	1.7
セーシェルズ	137	-	21	17	-	1.9	19	3.1	1.1	v-	-	-	-	-
シエラレオネ	1	390	323	316	0.6	0.2	2	0.6	-5	6.3	6.5	6.5	-0.1	0
シンガポール	189	40	8	4	5.4	6.3	50	6.9	4.7	5.5	1.8	1.5	3.7	1.1
スロバキア	152	40	15	9	3.3	4.6	40	-	2.1	3.1	2	1.3	1.5	3.9
スロベニア	178	45	9	5	5.4	5.3	44	-	3	2.4	1.6	1.2	1.4	2
ソロモン諸島	114	185	36	24	5.5	3.7	33	2.4	-1.5	6.4	5.9	5.4	0.3	0.8
ソマリア	7	-	225	225	-	0	0	-1	-	7.3	7.3	7.3	0	0
南アフリカ	66	130	60	71	2.6	-1.5	-18	1.3	0.2	6.5	3.6	2.9	2	2
スペイン	164	57	9	6	6.2	3.7	33	3.2	2.5	2.9	1.4	1.1	2.4	2.2
スリランカ	130	133	23	19	5.8	1.7	17	2.7	3.8	5.8	2.6	2.1	2.7	1.9
スーダン	46	208	123	107	1.8	1.3	13	-0.1	5.5	6.7	5.5	4.6	0.7	1.6
スリナム	95	98	44	32	2.7	2.9	27	-0.6	2	6.6	2.7	2.1	3	2.3
スワジランド	27	225	110	149	2.4	-2.8	-35	2.1	0.2	6.5	5.6	4.5	0.5	2
スウェーデン	193	20	6	3	4	6.3	50	2.2	1.7	2.3	2	1.4	0.5	3.2
スイス	164	27	8	6	4.1	2.6	25	1.6	0.3	2.4	1.5	1.4	1.6	0.6
シリア	105	201	44	28	5.1	4.1	36	2.9	2.5	7.3	5.7	3.8	0.8	3.7
タジキスタン	64	140	78	72	1.9	0.7	8	-	-10	6.3	4.9	3.1	0.8	4.2
タンザニア	23	241	163	165	1.3	-0.1	-1	-	0.3	6.8	6.2	5.2	0.3	1.5
タイ	105	148	40	28	4.4	3.2	30	4.6	3	6.4	2.3	2	3.4	1.3
旧ユーゴスラビア・マケドニア	109	177	41	26	4.9	4.1	37	-	-0.9	4.2	2	1.6	2.5	2
トーゴ	29	267	152	141	1.9	0.7	7	1.1	-0.6	7.1	6.3	5.5	0.4	1.2
トンガ	125	-	27	20	-	2.7	26	-	2.1	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	125	73	24	20	3.7	1.7	17	3.1	2.9	5.2	2.5	1.6	2.4	3.7
チュニジア	108	254	52	27	5.3	6	48	3.3	3.1	7.2	3.6	2.2	2.3	4.5
トルコ	79	219	78	43	3.4	5.4	45	2	1.8	6.4	3.4	2.4	2.1	3.2
トルクメニスタン	51	150	76	99	2.3	-0.2	-2	-	-5.9	6.4	4.3	3.3	1.3	2.4

表9

5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%)		1990年 以降の 削減率 (%)	1人当たりの GDP年間平均増加率 (%)	合計特殊出生率			年間平均低下率 (%)	
	1960	1990	2001	1960-90	1990-2001			1960	1990	2001	1960-90	1990-2001
ツバル	74	-	56	52	-	0.7	7	-	-	-	-	-
ウガンダ	36	224	165	124	1	2.6	25	-	3.6	6.9	7.1	7.1
ウクライナ	125	53	22	20	2.9	0.9	9	-	-7.4	2.5	1.8	1.1
アラブ首長国連邦	152	223	14	9	9.2	4	36	-5	-1.6	7	4.2	3
英国	161	27	9	7	3.7	3.2	30	2.1	2.2	2.7	1.8	1.6
米国	158	30	10	8	3.7	2	20	2.2	2.2	3.5	2	2
ウルグアイ	138	56	24	16	2.8	3.7	33	0.9	2.1	2.9	2.5	2.3
ウズベキスタン	68	-	62	68	-	-0.8	-10	-	-1.8	6.7	4	2.5
バヌアツ	81	225	70	42	3.9	4.6	40	-	-1.1	7.2	4.9	4.4
ベネズエラ	120	75	27	22	3.4	1.9	19	-0.5	-0.6	6.6	3.5	2.8
ベトナム	88	219	50	38	4.9	2.5	24	-	5.8	6.9	3.7	2.3
イエメン	46	340	142	107	2.9	2.6	25	-	2.2	7.6	7.6	0
ユーゴスラビア	130	120	30	19	4.6	4.2	37	-	0.5	2.7	2.1	1.6
ザンビア	10	213	192	202	0.3	-0.5	-5	-1.2	-1.7	6.6	6.4	5.8
ジンバブエ	38	159	80	123	2.3	-3.9	-54	1.4	-0.2	7.2	5.8	4.7

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	254	181	173	1.1	0.4	4	1.2	0.5	6.8	6.3	5.6	0.2	1.1
中東と北アフリカ	250	80	61	3.8	2.6	25	0.9	1.9	7	5	3.7	1.2	3.2
南アジア	244	128	98	2.1	2.4	23	1.7	3.6	6	4.2	3.4	1.2	2
東アジアと太平洋諸国	212	58	43	4.3	2.7	26	5.1	6.1	6	2.5	2	2.8	2
ラテンアメリカとカリブ海諸国	153	53	34	3.5	4.2	37	2.4	1.7	6	3.2	2.6	2.1	1.9
CEE/CISとバルト海諸国	103	45	37	2.8	1.6	16	3.4	-0.4	3.2	2.3	1.6	1.1	3.7
先進工業国	37	9	7	4.7	2.3	22	3.1	1.8	3	1.7	1.6	1.7	0.6
開発途上国	223	103	89	2.6	1.3	14	2.9	3.5	6.1	3.6	3	1.7	2
後発開発途上国	279	181	157	1.4	1.2	13	0	2.2	7	5.9	5.3	0.4	1.2
世界	198	93	82	2.5	1.1	12	3.1	2	5	3.2	2.7	1.5	1.9

各地域の国名は114ページを参照。

指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1990年以降の削減率—1990年から2000年にかけての5歳未満児死亡率(U5MR)の削減率。1990年9月にニューヨークで開かれた子どものための世界サミットは、1990年から2000年にかけてU5MRを3分の1引き下げるという目標を定めた。したがって、この欄に33以上の値が記載されている国は目標を達成したことになる。マイナスの値は、1990年から2000年にかけてU5MRが上昇したことを意味する。

1人あたりGDP—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。

データの主な出典

5歳未満児死亡率—ユニセフ、国連人口局、国連統計局。

1人あたりGDP—世界銀行。

出生率—国連人口局。

注 - データが存在しないことを示す。

用語解説

エイズ：後天性免疫不全症候群

HIV：ヒト免疫不全ウィルス

BSS：行動表象調査

ICDB：国際子ども放送デー

CDC：疾病管理予防センター（米国）

ILO：国際労働機関

CEDAW：女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃
に関する条約

IMF：国際通貨基金

CEE：中央・東ヨーロッパ

MICS：複数指標クラスタ調査

CIS：独立国家共同体

MNMMR：全国ストリート・ボーイズ・アンド・
ガールズ運動（ブラジル）

CO₂：二酸化炭素

NGO：非政府組織

CRC：子どもの権利条約

ODA：政府開発援助

DHS：人口動態健康調査

OECD：経済協力開発機構

DPT：ジフテリア・百日咳・破傷風（三種混合）

SIPRI：ストックホルム国際平和研究所

EPI：予防接種拡大プログラム

UN：国際連合

G7：先進工業国 7 カ国（カナダ、フランス、ドイツ、
イタリア、日本、英国および米国）のグループ

UNAIDS：国連エイズ合同計画

GDP：国内総生産

UNDP：国連開発計画

GEM：女子教育運動

UNESCO（ユネスコ）：国連教育科学文化機関

GINI：国民総所得

UNICEF（ユニセフ）：国連児童基金

GTZ：ドイツ技術協力庁

USAID：米国国際開発庁

HepB：B型肝炎

U5MR：5 歳未満児死亡率





著者略歴

キャロル・ベラミー

1942年ニュージャージー州生まれ。1963～65年、平和部隊の隊員としてグアテマラに赴任。1973年、ニューヨーク州議会議員に選出され、1978年には、女性として最初のニューヨーク市議会議長となる。1993年、クリントン米国大統領によって平和部隊の長官に任命される。1995年4月10日、ブトロス・ブトロス＝ガリ国連事務総長により、第4代ユニセフ事務局長に任命される。

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2003

© United Nations Children's Fund (UNICEF), 2002

Web site: www.unicef.org

2003年 世界子供白書

2003年4月1日発行

著：ユニセフ（国連児童基金）

訳：平野 裕二、（財）日本ユニセフ協会広報室

発行：財団法人日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

電話 03-5789-2016 フax 03-5789-2036

印刷：永井印刷工業（株）

この白書は国連児童基金（ユニセフ）が2002年12月に発表し、
平野裕二氏と（財）日本ユニセフ協会広報室が翻訳したものです。
転載をご希望の場合は（財）日本ユニセフ協会広報室にお尋ねください。

この白書は再生紙を使用しています。